今の如く知恩院の末となれり、元より忠治已が家の菩地に開きし寺なれば、寛永十三年三十石の寺領を寄附し、後又承應元年寺領の地に添ひし地を開發して附せしかば、總て寺領四十七石となれり、右近將監が知行上りし時、當寺へは改て十一石の除地を賜はり、其餘は皆御料所なり、鐘樓　享保十九年にえりし鐘をかく、し佛剎なる由を載たり、

神明社

舊蹟　陣屋跡　村の東北の方にあり、前に葬せし如く寛永六年伊奈半十郎忠治が構へしより、其後世々家人を置て守らせしが、寛政四年沒收せられし時に廢して、今は御林となれり、其構の内凡二萬四千坪廻りに堀を構へ土居を築き、北の方は沼を以て要害となし、其餘の三方に家人の住宅あり、南の方に鳩ケ谷口と云門あり、是すなはち表門なりと云、其外東の方に安行・領家の二村へ行く道あり、又東北の方に越ケ谷口と呼る道あり、北の方に石神口といへる門をも建て、是を總て四ツ門と唱へしとぞ、今はたゞ土居の跡殘りしのみにて雜木生ひ茂れり、

○赤芝新田　赤芝新田は元赤山の内にて中古開發し、正徳四年伊奈半左衛門檢地せしより一村となれり、民家十一、江戸より行程六里、東は安行村及び藤八新田に接し南は赤山と慈林村に堺ひ、西は石神村、北は立野・長藏新田の二村なり、東西四町、南北二町、皆畑の地にして旱損あり、開發より後伊奈氏の知行所にて、寛政四年上りし後は今に御料所なり、檢地は正徳の後寛保四年・天明四年等にも改めあり、これも伊奈が糺しなり、

高札場　南の方にあり、

小名　沼通　岡場

神社　稲荷社　村の鎭守なり、村持、社後に庵を設け僧を置て守らしむ、此庵には地藏を安す、

妙義社　村持、

○石神村（イシガミ）　石神村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸六十七、東は赤山及び赤芝新田に接し、南は西新井宿・新井宿の二村にて、西は神戸・木曾呂・源左衛門新田の三村、北は北原村なり、東西十五町、南北十四町程、其餘北原村と赤山等の内に少しく飛地あり、村の中央に日光御成道かゝれり、村内井水乏く三沼代用水の分水、赤堀用水と云へる飲み水とせり、陸田のみにて旱損あり、柿の木を多く植て澁をとり、江戸へ鬻く、都にて赤山澁といへるは則此邊より出るものなり、領主は前村に同く、寛政四年伊奈右近將監が知行上りしより今は御料所なり、檢地は延寶六年享保十年寛保二年伊奈が家にて糺せりといふ、

高札場　南の方にあり、

小名　赤山新町　日光御成道にかゝりし所なり、伊奈半十郎家こゝに移住し、町並をなせしより赤山新町と呼べり、

入谷、はとりかや、田切

元、佛ノ下、雨堤、橋戸、原中、カマス原、

神社　稲荷社　村の鎭守なり、

神明社　これも鎭守とす、二社共に眞乘院持なり、

寺院　眞乘院　新義眞言宗、浦寺村地藏院末、長久山眞福寺と號す、本尊不動を安ず、中興開山尊雄は寛永五年三月朔日寂せり、

觀音堂　正觀音を安ず、行基の作なり、十王堂、

○庄五郎新田　庄五郎新田は江戸よりの行程前村に同じ、開發人の名によりて村名は起りしなるべけれど詳ならず、今民家なき地にて近村の民出作せり、故に租稅は隣村源左衛門新田の名主源左衛門が預りなりと云、古くより開けし地と見えて、延寶六年の水帳に村民屋敷地を載されば、其頃よりも民家なきこと知るべし、東は石神村及び源左衛門新田に接し、南は神戸村にて、西より北は木曾呂・源左衛門新田の二村なり、東西六十間、南北八十間、陸田のみなり、それも土性宜からず、されば林畑となして貢を出せり、こゝも伊奈氏の所領なりしが今は御料に屬せり、

小名　妙チン坂、ムデナ坂、

○源左衛門新田　源左衛門新田は江戸より行程前村に同じ、古は大塚村と唱へたり、中古荒廢せしを何の頃か今の名主源左衛門が先祖源左衛門再墾せしにより、かく村名となれりと云、この村正保改定のものにも見えたれば、其再墾せしも近きことにはあらざるべし、民家十二軒、村の四境東南は石神村に接し、西は木曾呂・庄五郎新田の二村にて、北は北原差間の兩村なり、東西南北共に三町許、皆畑の地にして旱損あり、こゝも柿の澁をしぼりて江戸へ鬻けり、御入國後の領主は前村に同く、今は御料所なり、檢地は延寶六年寛保二年伊奈が糺しなりと云、

高札場　東の方にあり、

小名　東下、田ナヘ、西臺、

神社　稲荷社　村の鎭守なれど、一村の總鎭守は木曾呂村の氷川社なりと云、當社は古塚の上にありて、其塚のまはり七八間、高さ一丈許、古へは大塚村と唱へしは此塚より起りし名なりと云、名主源左衛門持、下並に同じ、

辨天社、

觀音堂、

○長藏新田　長藏新田は江戸よりの行程五里に餘れり、當村は名主茂平次が先祖長藏が開きし地なり、故に村名とす、其年代は傳へざれど寛永四年の割付あれば、其以前開けしこと知るべし、因に云長藏が先祖は藤波和泉といひ、小田原北條氏に仕へ隣村立野村に住し、寛野奉行といへる職を司れるなど傳ふれど、其事實詳ならず、民戸

十九、東は新兵衛新田に接し、南は藤八新田にて、西は立野村、北は戸塚村なり、東西の徑九町許、南北は三町程、水損の地にて三沼代用水を引て耕せり、當村も久しく伊奈家の知行所なりしが、寛政四年上りしより御料所となれり、檢地は延寶六年改めし後少しく新田ありて、享保十年改めしと云、

高札場村の南にあり、

小名　中屋耕地、道内耕地、前通、

山川　傳右川村の東を流る、川幅七間許、

神社　稻荷社村の鎭守なり、此地を開墾せし長藏が勸請なりと云、故に其子孫冀平次が持なり、　末社　辨天社、

○久左衛門新田　久左衛門新田は江戸より五里半を隔つ民戸六軒、東は藤兵衛新田に接し、南は新兵衛新田にて、西より北は總て戸塚村なり、東西二町許、南北五町餘、こゝも用水及び領主等は前村と同く、今は御料所なり、檢地は延寶六年に改めたりと云、

高札場村の北にあり、

小名　札谷、

山川　傳右川村の西境を流る、川幅四間半、

神社　天神社村の鎭守にして稻荷を合祀せり、村持なり、

寺院　庵一宇正觀音を安ず、

○藤兵衛新田　藤兵衛新田は總て前村に同じ、家數十三、東は新兵衛新田に接し、南は久左衛門新田、西は戸塚村、北は綾瀨川を限りて埼玉鄕腰卷・七左衛門新田の二村なり、東西三町許、南北二町餘、水損の地なり、

高札場村の中程にあり、

小名　中島、

山川　綾瀨川村の東より北へめぐりて流る、川幅十三間、されど東の方は兩岸かけ入り、よほど廣かりし所あり、こゝは當村を始として長右衛門新田・新兵衛新田及埼玉郡大間野・七左衛門・越巻以上六ヶ村入會にて、其廣さ十町歩に餘れり、是を大沼と唱ふ、

傳右川村の西を流る、川幅十間、

神社　稻荷社村の鎭守なり、村持、

寺院　庵一宇不動を安ず、これも村持なり、

○新兵衛新田　新兵衛新田は江戸よりの行程五里、民戸三十五、東は長右衛門新田及び綾瀨川に限りて埼玉郡大間野村に接し、南は清右衛門新田に添ひ、西は藤八新田・領家村、吉藏新田にて、北は久左衛門・藤兵衛の兩新田なり、東西へ三町餘、南北は九町に餘れり、當村は綾瀨・傳

右の二川の間に狹まれし地なれば水溢の患あり、水田に三沼代用水を沃げり、領主及び檢地等前村に同じ、

高札場村の中程にあり、

小名　川戸沼、

山川　綾瀨川村の東にあり、川幅十三間、川に添て高さ四尺の水除堤あり、御普請所なり、

傳右川村の西を流る、川幅六間、

神社　稻荷社村の鎭守な り、村持、　末社、疱瘡神社、

寺院　庵一宇阿彌陀を安ず、村民持なり、

○藤八新田　藤八新田は則藤八と云もの開發せし故村名となれり、其年代詳ならず、凡二百年に及ぶといへば大抵元和の頃開けしなるべし、又其頃は藤八谷と唱へしが、延寶六年伊奈氏采邑の時檢地して高入となり始めて新田と呼べりと云、されど正保の改にも今の如く載たれば延寶前改めしものなるべし、江戸より五里半、家數二十餘、東は新兵衛新田に接し、南は領家村にて、西は安行・立野の二村に續き、北は長藏新田なり、四方九町許の地にて水損あり、用水及び地頭の替りしことは前村に同じ、

高札場村の西にあり、

小名　ツマ耕地、道上、道下、中屋耕地、丁張、

山川　傳右川村の東を流る、川幅五間、橋土を架す、長さ川幅に同じ二間、これを傳右橋といふ、

神社　天滿宮村の鎭守にて長泉院持、　末社、稻荷社、

寺院　長泉院新義眞言宗、原村密藏院門徒なり、天嶺山と號す、本尊彌陀を安ず、

○長右衛門新田　長右衛門新田は何の頃にや武右衛門と云もの開きし由を傳ふ、思ふにさには非ず、長右衛門と云もの開きし地なれば、かく村名に唱ふるなるべし、此村正保の改に出たれば近村と同く元和・寬永の頃開發せし地ならん、當村江戸よりの行程六里、東は金右衛門新田に接し、南は清右衛門、新兵衛の二新田にて、西は沼に限りて埼玉郡七左衛門村、北は綾瀨川を郡境として同郡大間野村なり、東西十二三町、南北二町半許、水損あり、用水及び領主の次第檢地等總て前村に同じ、

高札場村の中程にあり、

小名　釜古川、大古川、古池耕地、ウバ沼耕地、

山川　綾瀨川村の北を流る、川幅十三間、北川古は埼玉郡の境なり、後洪水の度々川の瀨替りしより、川のこなたも埼玉郡大間野村の地となれり、其所古の川瀨なるを以て、今も古綾瀨と呼べり、

沼西の方にあり、大沼と呼べり、當村及び藤兵衛・新兵衛の新田と、埼玉郡大間野七左衛門越巻等の村々入會の沼にて、其内當村に領る所は二町七八段あり、少しの稅錢を上納せり、

神社　稻荷社村の鎭守なり、　末社、天神社、

寺院　觀音院新義眞言宗、埼玉郡七左衛門村觀照院門徒なり、南巍山と號す、本尊不動を安ず、當寺は何の頃にや、槐戸村にありし觀音寺といへる寺を、今の地へ移して造立せりといふ、

○金右衛門新田　金右衛門新田は江戸より行程五里餘、家數六十餘、東は綾瀨川に限り、埼玉郡蒲生村及び本郡の槐戸村に接し、南は九左衛門新田にて、西は長右衛門新田、北は又蒲生村なり、東西十五町、南北十町許、村の東に日光海道係れり、當村も領主の次第檢地用水等皆前村に同じ、されど用水は流末なれば引たらず、勤もすれば干損ありと云、

高札場西南の方にあり、

小名　上組、下組、八木組、

山川　綾瀨川村の北より東の郡境を流る、川幅十二間、

神社　氷川社村の鎭守なり、本地十一面觀音を安ず、寶積寺持、　末社、稻荷社二宇、辨天社、疱瘡神社、

寺院　寶積寺新義眞言宗、蒲生村淸藏院門徒なり、金明山と號す、本寶彌陀を安ず、

○淸右衛門新田　淸右衛門新田は慶長の頃淸右衛門・八郎右衛門・八左衛門など云もの開發せり、其內淸右衛門は初めに來りて開きし故、かれが名を取りて新田の名とせりと云、江戸よりの行程前村に同じ、家數四十五、東は金右衛門・長右衛門等の新田及び原村・九左衛門新田の四村に接し、南は善兵衛新田、西より北に至りては古藏新兵衛の兩新田に限れり、東西五町餘、南北十町許、領主遷替檢地用水等前村に同じ、

高札場村の西にあり、

小名　南耕地、北耕地、

山川　傳右川村の西を流る、川幅五間、

神社　稻荷社村の鎭守なり、田中稻荷と云、名主八右衛門が持なり、かれが氏を田中と云を以てかく呼べり、

寺院　寶樹庵同人持なり、則かれが二代目の先祖某が法名を以て庵の名とすと云、不動を安ず、

○九左衛門新田　九左衛門新田は名主治部右衛門の先祖九左衛門開發せしと云、正保の改にも見ゆれば古き新田なり、民家五十七、東は槐戸村に接し、南は庄左衛門・太郎左衛門等の新田又北草加村及び與左衛門新田に續けり、西は善兵衛新田に限り、北は金右衛門新田なり、東西九町、南北五町餘、村の東に日光海道係れり、水溜を患ふ、當村も領主の次第檢地及び水利等前村に同じ、

高札場村の北にあり、

小名　中江堀、堤崎、

山川　綾瀨川村の東にあり、川幅十二間、

神社　稻荷社村の鎭守なり、百姓持、

寺院　多聞寺新義眞言宗、埼玉郡蒲生村淸藏院門徒なり、地藏を本尊とす、

○花栗村　花栗村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸三十餘、東は南北の草加村に接し、南は立野村及び大竹村の飛地に隣り、西は原村の飛地にして、北は峰村本鄕村の飛地なり、地域他村に犬牙せる故に丁數を云がたし、段別四十一町一段餘の地なり、用水前村に同じ、元和年中伊奈半十郎に賜ひしが、何の頃か一族伊奈某に賜はり、今は其子孫幸之助が知行所なり、檢地は寬永十六年伊奈半十郎糺せりと云、

高札場村の西にあり、

小名　行人耕地、藏前耕地、塚田、

山川　傳右川北を流る、川幅六間、土橋を架す、長六間、幅七尺、與六橋と云、當村と庄左衛門新田の組合なり、

神社　稻荷社村の鎭守なり、村持、

寺院　南光院新義眞言宗、原村東光寺門徒なり、福壽山觀音寺と號す、開山乘秀は天正十三年八月廿六日寂す、本尊大日を安ず、　聖天社、辨天社、

天神社　來迎庵三尊の彌陀を安ず、

○北谷村　北谷村は民戸三十、東は峰・本鄕二村の飛地に交り、南は峰村に添ひ、西は原村、北は善兵衛新田なり、東西四町、南北六町、領主の遷替檢地の年代等總て前村に同く、旱損の地也、

高札場村の南にあり、

小名　東、西、市場飛地なり、善兵衛新田に添てあり、

山川　傳右川村の中程を流る、川幅六間、

神社　稻荷社村の鎭守なり、新福寺持、

寺院　新福寺新義眞言宗、原村密藏院門徒、稻荷山と號す、開山乘俊は萬治三年三月十日寂す、本尊阿彌陀を安ず、

○善兵衛新田　善兵衛新田は民戸二十九、東は九左衛門新田に接し、南は北谷村及び本鄕村の飛地に限り、西は原村、北は淸右衛門新田なり、東西六町、南北四町、當村も江戸よりの行程、領主の遷替檢地の年代等前村に同じ、

高札場村の西にあり、

小名　甚藏耕地、四郎次耕地、龜田飛地を云、

山川　傳右川村の西を流る、川幅六間、長五間、幅六尺の土橋を架せり、

神社　稻荷社二宇　村の鎭守なり、西光院持、

寺院　西光院　新義眞言宗、原村密藏院門徒なり、遍照山と號す、本尊不動を安ず、

○吉藏新田　吉藏新田は古へ茅野なりしを、農民彦右衛門の先祖吉藏と云もの開發せし故に名とせりと云、正保の改にも吉藏新田と載せたれば、其以前に開けし事知るべし、元祿の改には吉藏新田村と見ゆ、かく村と唱へしは後世開けし新田と分ちしなるべし、今は村の文字をさりて唱ふるは其意を失へるにや、江戸よりの行程六里、家數十軒、東は新兵衛新田に接し、傳右川を限りとし、南は原村に界ひ、西は領家村及び安行村の飛地に接し、北は又領家村なり、東西凡七町、南北四町許、水損の地なり、領主の遷替檢地及び用水等は前村に同じ、

高札場　村の中程にあり、

小名　中道、根通り、東通り、

山川　傳右川　村の東にあり、川幅六間、此川に幅九尺の土橋を架す、

神社　八幡社　村の鎭守なり、彦右衛門が先祖吉藏勸請せしと云、傍に庵を結びて社を守るもの住せり、此庵を慈雲庵と稱す、慈雲は則吉藏が剃髮せし後の名なりと云、こゝに三尊の阿彌陀を置けり、村民持、

稻荷社　持同じ、　末社、若宮八幡社、

○領家村（リャウケ）　領家村は江戸よりの行程五里餘、家數六十、東は新兵衛吉藏等の新田に接し、南は原村、西は赤山に限り、北は安行村なり、東西十町、南北五六町、領主及ひ其餘の事は前村に同、

高札場　村の西南の方にあり、

小名　出羽道、ヤキ堤、半繩、ナガテツ道、井堰、雨沼、

山川　傳右川　村の東境を流る、川幅六間、

神社　神明社　村の鎭守なり、　末社、熊野三社、愛敬神、疱瘡神社、別當、神明院　本山派、修驗、中尾村玉林院の配下なり、竹林山と號す、本尊不動を安ず、淡島社、役行者堂、稻荷社、

第六天社　以上の神社も神明院の持なり、

寺院　興禪院　曹洞宗、里村法性寺の末、瑞龍山と號す、開山助天は本山三世の僧なり、天文十五年當寺を草創し、同十九年五月五日寂せり、本尊釋迦を安ず、惠心の作なり、

圓通堂　正觀音を安ず、弘法大師の作と云、

樓ありて享保十二年再造の鐘を掛く、

○安行村（アンヤウ）附吉岡組　安行村は昔中田安齊入道安行と云ものが領せし地なるを以て、實名を取て村名とすと云、安行領共呼べり、比企郡下伊草村舊家藤四郎が藏する岩槻太田家より天正年中出せし文書に、安行の內慈林の村と見えたり、されば古はかの村の邊も當所に屬せしこと知るべし、民戸四十四、東は藤八新田に接し、南は領家村にて、西は赤山に限り、北は立野村又藤八新田に及べり、東西十二三町、南北五六町、江戸よりの行程領主の遷替用水等前村に同じ、檢地は延寶六年糺しありし後、元祿十三年享保十年に高結びになりし所もありと云、

高札場　南の方にあり、

小名　舟山　舟の形をなせし山二つあり、故に唱へり、下たれば名づくと云、　馬ヨケ耕地、丁張、猿カヒ　北を云、大王寺山と唱ふる岡の西の方を云、此地貝多く出づ、是往昔入江の岸ならんと云、

神社　氷川社　村の鎭守なり、不動の像を安ず、　末社、稻荷社、天神社、

別當、圓福寺　新義眞言宗、慈林村寶嚴院の末、赤芝山と云、本尊不動を安ず、

寺院　持寶院　これも寶嚴院末、元來山と號す、本尊不動を置く、當寺は纔か二百年に及べる佛剎なりと云へば、元和・寬永その比の草創と見ゆ、開山を朝榮と呼べり、

奉日社、天神社、疱瘡神社、

太子堂　太子の像は行基の作と云、修驗行寶院の持なり、此修驗は江戸青山鳳閣寺の配下なり、

○吉岡組　吉岡組は當村の飛地にして領家村の南にあり、中田安齊入道が子吉岡將監と云もの住せし地なれば組の名とせり、則一構への所にして村とも云べき地なり、民戸十四、東は原村に接し、南は赤井・前野宿の二村に隣り、西は慈林村、北は領家村なり、東西三町許、南北七八町、高低の地なり、其餘又吉藏新田・原村・領家村等の間に飛地あり、水損の地にてこゝは又天水を溜て用水となせし故旱損あり、尤領主の遷替檢地等は本村に同じ、其外村內金剛寺慈林村藥師堂領と交れりと云、

小名　殿山　南の方にあり、高き所にて方二町許の地なり、これ吉岡將監の陣屋跡なりと云、其父安齋は太田美濃守の末なりと傳ふれど太田氏の家系にも見えざれば、思ふに家人なるべし、　堂山　古へ地藏堂大日堂などありし地にして、かの堂は安永の頃圓緣の罹に災り再造ならず、金剛寺の持なり、其傍に元亨元年三月日沙彌道圓敬白と彫せし碑あり、土人開山塔と呼ぶ、其故を知らず、恐らくは此地寺地なるべし、　大原耕地、天沼耕地、流耕地、タテノサキ耕地、

神社　氷川社　村の鎭守なり、明和の頃の草創なりと云、　別當、東福院　新義眞言宗、

慈林村寶嚴院の門徒なり、松永山と云、本尊不動を安ず、

神明社　古の鎭守なり、村持、

寺院　金剛寺　曹洞宗、入間郡龍ケ谷村龍穩寺の末なり、寺領十石を寛永十九年御朱印を賜ふ、富雙山と號す、本尊は釋迦文珠普賢の三像を安ず、當寺は明應五年中田安齊入道安行開基す、此人法謚を富雙隱雄居士と稱せり、卒年を傳へず、開山雪庵良筠和尙は本寺七世の　寺寶、古文書二僧にて、天文十三年十月廿八日寂す、

道　此文書に據ても昔よりしかるべき寺院なること知るべし、其文左にのす、

御寺御門前へ不可入公方人候、若至于違犯之輩者、可蒙仰候、連可及其斷候、恐々敬白、

永祿二年己未十月十三日　　太田美濃守資正□（花押）

金剛寺侍衣禪師

於安行寺領之事、黑川證文令披見、則古來自領主寄進與見得候、然間不可有公儀之綺、猶此上も領主へ怙言尤候、扨又於在寺者、太田美濃守如證文、橫合非分不可有之者也、仍狀如件、

天正十二年甲申三月三日　　乳明之使　塀和伯耆守

江雪

○立野村　立野村は江戸よりの行程六里に及べり、村内西福寺の鐘銘に舘野村と載せたり、是は通じて記せしものにて證となしがたし、家數二十、東は長藏・藤八の兩新田に接し、南は赤芝新田及び石神村に限り、西は又石神・北原の二村にて、北は戸塚村なり、東西八九町、南北二三町、水田は僅一町許、其餘は陸田なり、天水を用水とすれば不便にして旱損あり、領主の遷替は前村に同じ、檢地は延寶六年伊奈氏の改と云、

高札場　村の中程にあり、

小名　大寶寺し寺ありしならん、　中道耕地、

神社　氷川社　村の鎭守なり、　末社、痘瘡神社、別當、光明院山本　派修驗、中尾村玉林院配下なり、小松山と號す、

寺院　西福寺　新義眞言宗、西新井宿村寶藏寺の門徒なり、補陀落山と號す、本尊彌陀を安ず、開山を傳へず、

中興開山鏡胤は寶永七年六月七日寂すといふ、　觀音堂　百體の觀音を安ず、中尊は如意輪觀音なり、起立の年

代は知れず、元祿三年の再興なりと云、　地藏堂　延命地藏を置く、此像の胎中に惠心僧都の作なる同像を安ず、

仁王門、　三重塔　塔中に大日彌陀釋迦の三尊を安ず、大猷院殿の御長女千代姫君元祿六年の御建立なりと云、此姫君は尾張大納言光友卿の薨中とならせられ、元祿十一年十二月十日逝去したまふ、御法號を靈仙院殿長譽慈光松月大姉と稱せられし增上寺に納め奉れり、此塔中にも御位牌を安ず、又塔の上に不動を安置せり、　鐘樓　元祿九年三月の銘文ある鐘をかく、

熊野三社、稻荷社　此所も境内なりといへども、寺よりは二町程東の方なり、いかなる故にや、

土人谷戶稻荷と稱せり、

舊蹟　陣屋跡　何人の陣屋ありしことを詳にせず、相傳ふこゝろ、されど其人の名さへ詳ならず、慶藏新田の民の傳へしは、古北條氏の家人藤波和泉なる者、萱野奉行と云役を勤めて此陣屋に住居し、北條氏沒落の後其儘土着して農民となれり、其後子孫の內土屋氏の人を養ひて家を嗣せしより、土屋を氏とせりと云、今其子孫七郎右衞門と云、かれ陣屋跡に住せば和泉が居跡たること知るべしと云、されど七郎右衞門が家につきて見れば、和泉がことは總て口碑にも傳へず、思ふに此人北條氏の家人なりといへど、當村の傳へに據れば、戶塚村の壘に住せし成田家の旗下、小宮山彈正介忠孝が家人ともいへり、今其地の樣を見るに、土居から堀の跡など所々にありて、地形高く北の方戶塚村を見おろし、實に一方の固めともなるべき所なり、

舊家　七郎右衞門　世々里正にて土屋を氏とす、先祖は甲斐の武田に仕へたるものと云ひ傳ふれど、前の

陣屋跡にも記すごとく、赤山領長藏新田の傳へによれば、北條氏の家人藤波和泉が子孫なりしに、後年土屋氏の人を養子とせしより、今の氏に改めし由なり、家に古き鎗二筋、長刀一振、刀二腰、重藤の弓一張を藏せり、

○新井宿村　新井宿村は江戸より行程五里、土人は今西新井宿村に對して當村を東新井宿共呼べり、正保の改には伊奈半十郎・荒川又六郎知行、新井宿村と載せて西新井宿の名を記せず、元祿再改の頃より二村を出せり、又當村半十郎か知行たりしとは傳ふれど、荒川がことを傳へず、是を以て按ずるに西新井宿は則此村より分村して、又六郎が知行はかの西新井宿なること知るべし、此村今は戶田領に屬せり、民戶二十五、東は赤山に接し、南は浦寺村、西は西新井宿・根岸の二村に限り、北は石神村なり、東西三町許、南北十一町に餘れり、村の西の方日光御成道係れり、天水を以て水田を耕せば水乏しく旱損あり領主の遷替及び檢地等前村に同じ、又西新井宿村に當村の飛地ありと云、

高札場　日光御成道に立り、

小名　御門下　赤山の內伊奈が陣屋蹟に添し地なれば此名ありといふ、　內手島、宮田耕地、一斗蒔耕地、

神社　ネヒ子日權現　社村の鎭守なり、天神山王稻荷の三神を合祀せり、　多寶院持なり、

寺院　多寶院（新義眞言宗、西新井宿村寶藏寺門徒なり、戒光山と號す、本尊不動を安ず、）　藥師堂、

○浦寺（ウラテラ）村　浦寺村は江戸よりの行程前村に同じ、入間郡仙波喜多院に掛し、正安二年の古鐘に武藏國足立郡鳩井郷箱崎山と彫たり、是村內地藏院の鐘と見ゆ、按に隣村鳩ケ谷は古へ鳩井共書し由今も傳へたれば、當村昔は鳩ケ谷に屬せし地と見えたり、民家四十八、東は日光御成道を限りて慈林村に接し、南は鳩ケ谷宿にて、西は里村根岸村等に隣り、北は新井宿・西新井宿の兩村と赤山等に限れり、東西南北共に四町許、其餘飛地二ケ所あり、一は里村・西新井宿村を隔てゝあり、小名諏訪耕地と云、一は新井宿村を隔てたり、北谷耕地と呼り、當村も天水場にて旱損あり、領主の遷替は前村に同く、延寶六年・元祿二年・天明八年等に檢地あり、尤伊奈が糺なりと云、

高札場（村の中程にあり、）

小名　大通り、井上耕地、權現耕地、合ノ谷、落合、前谷、

神社　氷川社（村の鎭守なり、村持、）

筥崎權現社（社傳に云、當社は孝德天皇の御宇本郡慈林村慈林寺（今法嚴院と號す）草創の時、其奉行せし人勸請せし由を傳へたれど詳ならず、本朝神社考を按に筥崎權現は筑前國那珂郡箱崎に建るを以て神號とす、祭神は譽田別尊なりと云、しかれば當社は彼社などを擬し祀れるにや、地藏院の持なり、）　末社、稻荷社、大杉明神社　辨天社、

第六天社（持前に同じ、）

諏訪社（觀音院持、）

牛頭天王社（村持、）

寺院　地藏院（新義眞言宗、山城國醍醐三寶院末、筥崎山踢杖寺と號す、本尊地藏を安ず、開山は了雅寂年を傳へず、入間郡仙波喜多院に掛たる古鐘の銘に、武藏國足立郡鳩井郷、筥崎山依悲母命奉鑄之、正安二年庚子三月十八日、大工沙彌慶願源景恒と彫せり、此鐘仙波村の深田より得たりと云、是當寺の鐘と見ゆれば古き寺なること知るべし、中興開山尊蓮は慶安元年正月十六日寂せり、）　鐘樓（享保十三年鑄造の鐘をかく、）

觀音院（地藏院門徒なり、功德山と號す本尊十一面觀音を安ず、弘法大師の作といふ、）　樓門（左右へ仁王を置き、樓上に寬文年中の鐘を掛く、）　稻荷社、

大龍寺（曹洞宗、里村法性寺末、正雲山と號す、本尊釋迦文珠菩賢の三像を安ず、開山然室隣廓は慶長十八年正月朔日寂すと云、）　稻荷社、

地藏堂（土俗人果堂と云、其故を知らず、昔八幡太郎義家奧州征伐の時、首實檢ありし所なりと云、尤信用すべきにはあらざれど傳のまゝ記す、）

○北原村（附持添新田）　北原村は江戸より行程六里餘、東西南北共に二町に足らず、東は間宮村に隣り、南も同村にて、西は大崎村に接し、北は大門宿に界へり、家數三十軒、其內飛地の方に二十二軒あり、領主の遷替用水等前村に同じ、檢地は延寶六年・元祿二年・同十三年・寬保二年に伊奈半左衛門が家にて糺せしと云、又村の南の方に持添新田あり、三沼新田の內にて享保十六年筧播磨守檢地す、本村及び飛地行衛の農民等が持とせし故行衛北原新田と唱ふ、飛地のことは小名の條に出せり、

高札場（村の中程にあり、）

小名　本村、行衛（キヤエウ）（飛地にて村の南の方石神村大門宿の間にありて、當所は日光御成道に係り、東西南北各八町許、民戶數共本村より多ければ、自ら別村の如し、）

神社　稻荷社（飛地の方にありて總村の鎭守とす、村持、）

寺院　無量寺（新義眞言宗、大門宿大興寺門徒、福壽山と號す、開山源慶寂年を傳へず、本尊正觀音を安ぜり、）

阿彌陀堂（村持、）

舍人領（トネリ）

○舍人町　舍人町は舍人領の本村にて、正保・元祿の國圖、及び其頃のものに舍人村と載たれば、町と云は其後よりの唱なること知るべし、古當所に舍人土佐守と云人住して、此邊を領せしより地名に唱來れりと云、舍人氏の事は下に出せり、江戸より行程四里、四境東は古千谷・新里の二村に隣り、南は入谷・皿沼・領家の三村に交り、西は本郷・江戸袋・中居の三村上新田等に及び、北は遊馬・榛松の二村に界へり、東西十九町、南北十四町餘、家數九十三、多くは町の左右に列す、古より每月二七の日を市日とす、近村赤山に伊奈右近將監が陣屋ありし頃は、屢人馬の繼立などありて賑ひしが、其事止しよりおのづから町も衰へしと云、されど人馬繼立の定は今も替らず、田間には三沼代用水を引沃ぐ、御入國後より今に至るまで御料所にて、寬永六年伊奈半十郎檢地し、寬文四年村の沼地を糺して高入となり、又元祿八年にも糺しありしと云、

高札場（町の中にあり、）

小名　鐘田（昔此所に沼ありて、其邊に何れの寺のものにや鐘樓ありしが、其鐘沼の中に落て埋まりぬ、後此沼を水田となせしに、近き頃までも銅氣浮しよし、故に此名ありと云、）　西奧（或は西沖と云、）　砂原（又砂原在家と云、）　深町、出戶、登戶、宮田、中丸、圖島、

內ヲ、石神、猿枝、御殿、淨光庵、ミノフ戸、釜方、月道、三王免、姫コヤ、

水利　毛長沼村の東にて段別十一町三段九畝と云、入谷・新里二村と入會にて當所の持、畝數凡三町、水深き所は蓮を植、又水田に開し所もあり、

毛長堀　前の沼に續きてあり、幅四間、

神社　氷川社　當所及入谷、遊馬三村の鎭守にて、正治二年當國一宮氷川明神を勸請し、八幡春日を相殿に祀ると云、今神體に圓徑一尺許の華蔓を藏む、銅にて杉板を包みたるものなり、其圖左の如し、

應和四年に改元ありて康保と號す、六年と云は康保三年丙寅にあたれり、思ふにこれも例の東國にて、改元の事をしらざりし故なるべし、土人の話に此華蔓に神明御前と記し、又古水帳に神明社除地等を藏たれば、元は村內に神明社ありて其社內に納めしなるべし、其後かの社衰で當社へ合祀せしを、遂に神明は廢していつとなく氷川の神體となりしならんと云、此外に徑八寸の銅蔓一枚又徑四寸許なるも三枚あり、何れも銅佛をつけし蹟ありて、總の靑錆をふくみて尤古色なり、前に出せし應和のものよりは古き世の物と見ゆ、

末社、疱瘡神社、稻荷社、辨天社、牛頭天王社、本地堂十一面觀音を安ず、別當、金藏院新義眞言宗、入谷村圓通寺末、延命山長久寺と號す、本尊彌陀を安ぜり、

宇賀神社、

諏訪社　西門寺の持なり、此社地に夫婦杉と唱へて二樹ありしが、三沼代用水堀鑿の時この二樹の間に溝を開きしより、土人婚嫁の時前を過るはきらひしとて、此道を避ると云、此杉今は枯たり、

八幡社　御殿山八幡と號す、左右に稻荷春日の二座を合祀す、

龍滿寺持、當社を御殿山と號するは、此社地大猷院殿御遊歷の時、御休息の爲に造らせられし御殿跡なりし故と云、正保改定の國圖に御茶屋を載たるは、此所の事なるべし、御殿廢せられし後、村民此地を開墾せしとき、猶御座所の跡を殘して當社を勸請すと云、當社の名主藤八が家に御茶屋廢せられしとき、人足及び才領のものへ賜ひし御扶持米割渡請取書を藏せり、卯十二月十日とあるを以て思ふに正保の頃まで御茶屋ありし由記錄にもあれば慶安四年辛卯なるべし、

天神社　三藏院持、

寺院　法隨院　淨土宗、入谷村源證寺末、一向山稱名寺と號す、

開山專譽　知雲慶長年中創建すと云、本尊は彌陀を安ぜり、

天神社、

西門寺　同宗、京都知恩院末、菩提山龍寶院と號す、本尊阿彌陀開山は寶譽永和三年の起立なりと云、

西光寺　西門寺末なり、遍照山安樂院と號す、開山遊雪と云、慶長七年の創建にて本尊土に同じ、

金剛院　新義眞言宗、松景山靑照寺と號す、開山長俊永正十六年に草創せり、本尊藥師を安ず、

龍滿寺　同宗、密雲山開持院と號す、開山空惠大永元年二月十三日示寂す、本尊虛空藏を安ぜり、

三藏院　同宗、壽海山德枝寺と號せり、開山了政は文治三年三月十五日示寂す、本尊地藏を安ず、以上の三寺は入谷

村圓通寺の末なり、

地藏堂　西門寺持、

十王堂　三藏院持、

舊蹟　屋敷跡の字當所を北浦と呼ぶ、一町四方許にて四面に溝あり、普舍人土佐守と云人住せし所なり、いつの頃の人と云ことを傳へず、按に紀伊國高野山の過去帳に土佐守永祿十一年五月廿六日卒と記し、舍人孫四郎月牌料を寄附せしよし載せたり、是當所に住せし人にて、孫四郎と云は土佐守が子にてもありしにや、さあるときは土佐守は岩槻の家人なるべし、今此地に又兵衞とてかすかなる農夫住めり、舍人を氏として彼土佐守が子孫なりといへど、詳なることを傳へず、又尾張殿家人にも舍人九十九とて祿千石を領する人あり、是もかの子孫の由、此地へ來りしことありと云、此所東の隅に天神社あり、昔屋敷の鎭守なりと云傳ふ、

裏面

塚　塚四ケ所　一は一王子塚、一は三王子と稱す、隣村新里村にも王子塚といへる塚あれば、故ある古塚なるべけれど來由を傳へず、一は延命塚、一は饅塚と呼べり、

○入谷村（イリヤ）　入谷村は古舍人村の內にて、舍人の內にて舍人の入谷と唱へしが、後別村となりしと云傳ふ、正保改定の國圖に當村を載たれば、分村せしは其以前なること知らる、江戶への行程四里餘、民戶九十四、東は古千谷村舍人町に隣り、南は鹿濱村の枝鄕加々皿沼・彌兵衞新田等に交り、西は上新田中居村にて、北は江戶袋村に界へり、東西十七町、南北十三町許、水旱共に患あり、當所も古より御料所にて、檢地は元祿八年大關大助糺せり、用水は前に同じ、

高札場　村の中程にあり、

小名　猿枝、沖前、岩淵、蛭田、金方、谷下、三町目

耕地、

神社　八幡社　塚上にあり、土人白幡八幡と稱す、古へ岩槻攻の時、此所に幡を立しよりかく稱せりと云、村

民持、

山王社、

諏訪社共に村民持、

寺院　源證寺　淨土宗、京都知恩院末、五臺山太子院と號す、開山十蓮社念譽一向源證は、天文五年十一月十一日寂す、本尊彌陀を安ぜり、　天神社、太子堂　立像にて長三尺許、太子の御自作にて靈驗多しと云、　鐘樓　正德二年鑄造の鐘をかく、

圓通寺　新義眞言宗、西新井村總持寺末、金龍山觀音院と號す、本尊不動を安ぜり、　觀音堂　正觀音にて立像長一尺許、行基の作此堂再建いまだならず、よりて今本堂に安ず、此所に掛たる鰐口あり、其銘に奉果立願志趣者爲天長地久御願□應永十三年十二月一日□□敬白とのせたり、

南光寺　圓通寺末、青龍山醫王院と號す、開山の名は傳へざれど、過去帳に圓祐弘安三年四月廿日と記せしか古しと云ふ、本尊は不動を安ず、　藥師堂　此像も今本堂に安して、堂はいまだ再建ならず、

地藏堂　村の名主新兵衞が先祖の建立せし堂にて、元祿年中丙丁の災に罹りて、緣起等燒失せりと云、今も其家の持とす、

○古千谷（コチヤ）村　古千谷村は往昔東屋（コチ）と書たるを後今の文字に改めしと云ふ、當村の名主權藏が家に藏する元和の頃のものにも東屋と見ゆ、又寬永六年の水帳には舍人の內古千谷村と記し、正保改定のものには既に別村に載たれば、當所も亦た前村と同く舍人町より分れしこと知らる、江戸日本橋よりの行程四里、古は古谷庄と唱へしよし云傳ふ、東は伊興村にとなり、南も同村及び鹿濱村の枝鄉加々皿沼に界ひ、西は入谷村舍人町に接し、北は新里村なり、東西へ凡五町、南北十五町許、民戸七十六、水旱共に患あり、當所も古より御料所にして、檢地等は寬永六年・元祿八年の兩度に糺せりと云ふ、用水等前村にをなじ、

高札場　村の北にあり、

小名　大芝、芝際、中芝、藤木田、前沼、ドウ〳〵ツルミ、

水利　毛長沼　村の北にあり、舍人町新里村と入會にて、當村の持とする所六町八段二畝許、今漣を多く植たり、或る說に古は荒川此所を流れて綾瀨川へ落入しと云、

毛長堀　前の沼の中を通ず、幅四間許、

神社　氷川社　寶藏院持、

末社、諏訪第六天合社、稻荷社、

神明社　村の鎭守にて同持、

寺院　全學寺　淨土宗、埼玉郡加倉村淨國寺末、古谷山淨光院と號す、開山光譽二月十四日示寂すといへど、年代を傳へず、開基は名主權藏が祖先眞野日向守梅敷なり、延德二年三月十四日卒す、法名淨光嚴通譽愚本全學居士と云、本尊三尊彌陀を安ず、　稻荷社、辨天社、

淨光寺　全學寺末、普照山如意輪院と號す、享祿三年の起立にて開山專譽寂年を傳へず、當寺開基も名主權藏が先祖花井肥前守正義なり、此人眞野を改て花井を氏とす、法名常行院嚴心譽白翁淸善居士卒年詳ならず、境內に全學寺の開基眞野日向守が石碑あり、本尊は三尊の彌陀を安ず、　稻荷社、觀音堂　如意輪觀音を安ず、

妙蓮寺　日蓮宗、下總國中山法華經寺末、長慶山と號す、本尊は三寶及び日蓮の像を安ぜり、開山日意應永年中起立し、天正年中日慶中興ぜりと云、　塔中、量泉坊　日蓮の像を安ず、

寶藏院　新義眞言宗、入谷村圓道寺門徒、天照山と號す、開山詳ならず、或は僧順西起立せしともいへど、年代を傳へず、本尊十一面觀音を安ず、　石尊社、天神社、

不動堂　寶藏院持、

舊家　權藏　村の名主にて花井を氏とす、始は眞野を氏として、祖先眞野日向守梅敷は、村內全學寺の開基にて延德二年に卒し、又花井肥前守正義も享祿三年淨光寺の開基なり、家系を傳へざれば其僧を詳にせず、其後の祖先は當所を開墾し、御入國の頃は內藏助とて御遊獵の度每御前へ召され、御鷹野荻御船の圍立荻御手荷荻又笹日茅とて郡中草加野より多く眞荻を苅出し、御鷹のよせを作り其餘の茅荻のことまで奉り、年々獻じたるを以て神祖より御鷹の繪御鷹荻八枚賜はりしとて今も藏せり、又御藏の壹御疊荻大坂御陣の時、染物等を奉り代錢を賜ひし時に、渡し方を時の奉行へ書出せし書付に、辰七月十九日とあるは元和二年なるべし、其後も牧野金助・伴野六左衞門よりかの茅荻のことを達せし書付あり、此ことと元祿の始まで奉りしが、重て命あるべしとて後には其事やみたり、其子內藏助は小兵衞と改む、此一族の內旗下の士に召出されし者ありと云、安永三年御鳥見より家筋の尋ありし時、津田七藏及び伊奈半左衞門へ祖先の由緒を記して出せしと云、

○遊馬（アスマ）村　遊馬村は江戸よりの行程及び用水等前村に同じ、民戸二十七、東は柳島村に接し、南は舍人町及び新里村に續き、西は本鄉村、北は榛松付なり、東西七八町、南北四町許、水旱共に患ふ、御入國後は御料所なりしか、正德四年村內を裂て江戸淺草唯念寺領に賜はり、其餘は今も御料所なり、檢地は元祿八年改めしと云、

高札場　村の西より　にあり、

小名　辨慶塚　此所の田間にかく唱ふる小塚あり、故に是を土地の小名とす、　沼田、　岡田、　中通り、

神社　稻荷社　村持、此餘村內に神社なけれど、舍人町の氷川を鎭守とす、

寺院　西願寺　淨土宗、埼玉郡加倉村淨國寺末、遊馬山と號す、開山は願故と云、寬永元年十月十五日

寂せり、本尊彌陀は安彌陀の作也、稻荷社、不動堂、

一行寺　是も淨國寺末、十功山と號す、開山の僧嘉慶は正保四年三月二日寂す、本尊三尊の彌陀を安ず、天神社、

○蓮沼（ハスヌマ）村　蓮沼村は古へ毛長沼のほとりにありしが、屢水溢に苦しめるを以て後此地へ村落を移せしと云、其年代詳ならず、江戸より行程四里半、家數わづか十三、當村は四方皆本郷村に包まれ、堺犬牙して廣狹町數を計りがたし、田畠の段別を以ていはゞ凡十二町八段餘に及べり、水旱共に患ふ、御入國の後御料所なりしが、何の頃か東叡山領に附られ、後又御料に復して今に替らず、檢地は元祿八年改めの後、寛延三年東叡山より糺せしと云、

高札場　村の西にあり、

小名　バサラ塚　此地にはから塚と云古墳あり、塚上に石像の地藏を置く、嬉な患ふもの願をかくれば必驗ありと云ふ、西谷、市道、曾根、ヒル田、イヤナキ耕地、

神社　稻荷社、

神明社、

寺院　普門寺　熊野山と號す、新義眞言宗、原村密藏院末、本尊藥師を安ぜり、

辨天社　以上三社共に村民持、

熊野三社村の

鎭守なり、

觀音堂　正觀音を安ず、

地藏院　普門寺の門徒なり、大黑山と號す、本尊地藏を安ず、當寺は本寺の住僧隱棲の所なりと云、

昌福寺　曹洞宗、里村法性寺の末なり、荷葉山と號す、開山苗運惠胤は天正四年三月廿日寂せり、本尊三尊の彌陀を安ず、

白山社、

○榛松（ハンマツ）村　榛松村は江戸よりの行程及び用水等前村に同じ、村名の起りは村の南に一株の古松ありて、其枝葉廣さ一段許にはびこりし故、村名をばひまつと呼べりと云、然れば文字は假借にて正字は這松なるべし、其松は六七十年以前水溢にあひて枯しにより、一株の若木を植て其跡を存すと云、家數三十五、東は柳島村に接し、南は遊馬村にて西は本郷村、北は新堀村なり、東西六町、南北四町、御入國の後御料所にして今に替らず、檢地は元祿八年の改めなりと云、

高札場　村の南にあり、

小名　道中耕地、海老田耕地、

神社　三島社　村の鎭守なり、村持、

寺院　不動院　新義眞言宗、原村密藏院末、三嶋山龍藏寺と號す、當寺は元三嶋社の側にあり、後今の地に移せりと云、本尊不動を安ず、

天神社　春日八幡稻荷の三神を合祀せり、

藥師堂、

○江戸袋（エドブクロ）村　江戸袋村は江戸よりの行程及び檢地用水等前村に同じ、家數五十、東は本郷村に接し、南は入谷村に隣り、西は小澤・中居の二村にて、北は赤井村なり、東西七町、南北八町許、當に旱損あり、當村も前村と同く昔より御料所なり、

高札場　村の中程にあり、

小名　北谷耕地、沼田耕地、

神社　氷川社　村の鎭守にて東光院持、　末社、辨天社、

寺院　東光院　新義眞言宗、原村密藏院末、吉桂山と號す、開山本尊不動は良辨僧都の作なりと云、　稻荷社　天神を合祀せり、　觀音堂、

○赤井村　赤井村は江戸よりの行程五里、村名の起りは昔村内圓通寺境内に、星の井と呼ぶ井ありし故村名となれりと云、民戸四十、東は本郷村に接し、南は江戸袋村にて、西は小澤村・鳩ケ谷町等に隣り、北は慈林村及び安行村の内吉岡組なり、東西南北共に八町許、當村も前村と同く、昔より御料所にして檢地用水等又同じ、常に旱損の患ありと云、

高札場　村の東にあり、

小名　灰ノ木（コヽに小き塚あり、昔塚上にて弘法大師護摩を修せし故此名あるならんと云、）　臺、

一段所耕地、

神社　飛鳥山權現社　春日白山の二座を合祀す、村の鎭守なり、聖勳寺持、　末社、天神社、

神明社、　持同じ、

稻荷社　福壽院持、

寺院　圓通寺　曹洞宗、越前國永平寺末、觀音山と號す、開山廿六世の住職にして、初め本郷村傑傳寺を開き後當寺を開けり、延寶二年四月十二日寂す、開基は金子左太郎と云ものにて村民藤左衛門が先祖なり、　天神社　境内の鎭守なり、　觀音堂　觀音と云、本尊觀音を安ず、　鐘樓　寶曆十年に造りと云、開基の作、鐘をかく、

聖勳寺　新義眞言宗、原村密藏院門徒春日山と號す、本尊不動を安置す、

福壽院　同門徒なり、これも不動を本尊とす、

○慈林（ジリン）村　慈林村は江戸よりの里數及び檢地等前村に同じ、相傳ふ村内嚴寶院の寺號を慈林寺と號す、故に古は慈林寺村と呼しが、何の頃か略して寺の字を省きしと云、按に比企郡下伊草村農藤四郎が藏する天正十七年の文書に、下足立安行之内慈林之村十七貫文之所何れも無相違者也と載たり、されば天正の頃はや寺の字を略せしこと知るべし、又當時安行村の内に屬せしことも證すべし、

藥師堂境内圖

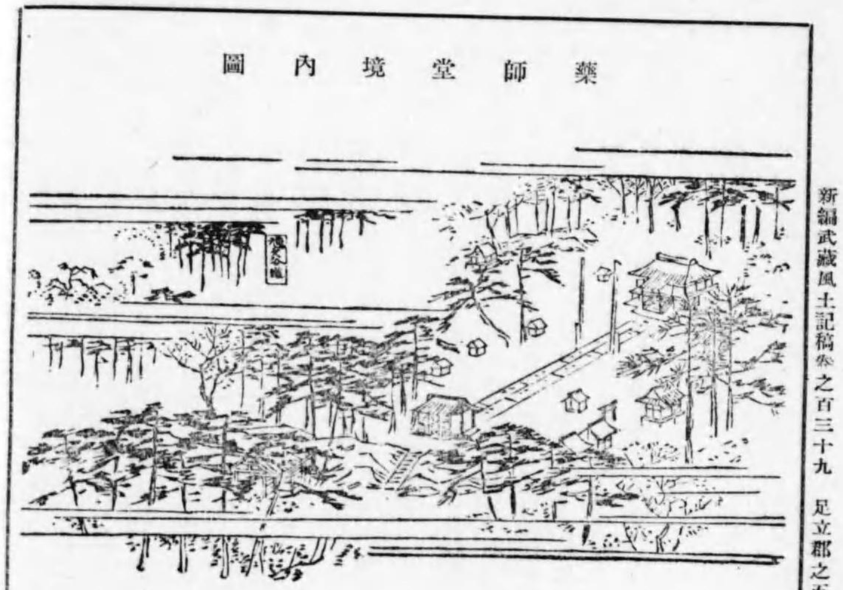

家數二十三、東は安行村の内吉岡組に接し、南は赤井・鳩ケ谷の二村に隣り、西は浦寺村、北は安行村の飛地及び新井宿村・赤山等なり、東西二町餘、南北六七町、天水を以て水田に沃ぐ故にまゝ旱損あり、前村と同く昔より御料所にて今に替らず、

高札場　村の中程にあり、

小名　大龍寺下内續きをいふ、　法印前、赤芝耕地、

二本木、祖母袋、一身ノ口、

寺院　藥師堂　領三十石は寛永十九年安行村の内吉岡組にて賜へり、本尊藥師は行基の作なり、此堂は天平十三年聖武天皇の勅によりて行基菩薩の草創なり、其後文德天皇の御宇御再興ありて、清和帝の御代に至りて寺領を賜はりし由、緣起に見えたれど、それより後のことを詳にせず、殊に此緣起は元文四年になりし者なれば採らず、領家樋爪及當村の藥師を合せ、此邊の三藥師と稱せり、　二王門、鐘樓、氷川社　村の鎭守なり、十二神社、三十番神堂、觀音堂　七體觀音を安ず、地藏堂、閻魔堂、別當、寶嚴院　新義眞言宗、醍醐三寶院末、醫王山慈林寺と號す、本尊不動慈覺大師の作なり、中興開山の僧を神慶法印と呼ぶ、今に至るまで廿世に及ぶと云、寺中、福壽院、山本寺、源正寺、光明院、內山寺、阿彌陀坊　以上皆中絕していまだ再建に及ばず、

○鳩ケ谷宿　鳩ケ谷宿は江戸よりの里數前村に同じ、當所は日光御成道の驛亭にして、南の方川口町より一里十五町、北の方大門町へ一里二十五町、此間の人馬を繼送り人馬の定數は川口町に同じ、故に地子免除の地二町八段ありと云、人馬もし不足の時は此邊十一ケ村より助人馬を出す、其宿の開けし初めは慶長五年東照宮奥州御陣の時、此道を通御あらせられ遂に諸國御手に屬せしによりて、御吉例なりとて日光御造營の後宿亭定められしと云、今每月三八を定日として市を立て諸物を賣買す、當宿庄名は傳へざれど、村民喜市が所藏大閤秀吉の制札に多東郡足立庄鳩ケ井村と見えたり、されど制札は戰爭の間に書せしものにて、郡名さへ多東郡と誤るほどなれば、證をとるにも足らざるべし、正保元祿の改には共に町と載たれど、鳩ケ谷の名は古きことにして【東鑑】仁治四年三月十二日戊子の條に、被レ行二臨時評定一、鳩谷兵衛尉重元參、其砌有二庭中雜事一、先日出二懸物押書記一、緯已明之上、可二執申一之由、雖二之槩望一、奉行人不二許容一云云、有二其沙汰一可レ被二下問一狀云云、又建長八年六月二日、奥の大道夜討强盜蜂起して、旅人の煩をなすにより、彼路次の地頭等警固すべき由載られし條にも鳩井兵衛尉跡と見ゆ、是前と同人にて谷と井と文字を通用して記せしなるべし、是より後も或は鳩ケ谷と記し、又は鳩井とも書せしことは下に出せし文書に見えたり、されば今も鳩ケ谷と書せど土人ははとが井と唱へ來れり、かゝる古き地なるを以て中古鄕名にも呼しにや、入間郡仙波喜多院正安二年の鐘銘に、足立郡鳩井鄕と載たり、此鐘元は隣村浦寺村地藏院のものなりしと云、然れば當時鄕名にも呼び且地域の廣がりしことも知らる、民家百八十餘、大低御成道の左右に連住せり、東は慈林・赤井の二村に接し、南は江戸袋・小淵・辻の三村にして、西は里村、北は浦寺村なり、東西十町、南北八町餘、三沼代用水を引て水田に沃げり、水旱共に患あり、當宿古よりの領主を傳へざれど、前に載る如く仁治建長の頃は、鳩谷氏の所領なり、それより世下りて文明の頃は滋野憲永と云ものゝ領せしにや、堯惠が北國紀行に文明十八年七月七日に、鳩カ井の滋野憲永がもとに、秋增戀、

昨日かは思ひし色のあさぢのも、木からしになる秋の夕暮と見えたり、其後永祿天正の頃は小田原北條氏の領地となり、御入國後は御料所に屬してより今に替らず、檢地は元祿十年大關大助改めし後新田を開きけるとき、享保十六年伊奈半左衛門・都筑市左衛門等糺せりと云、

高札場宿の中央にあり、

小名　上宿、中宿、下宿、坂下以上は宿並をなせる所の小名なり、其内下宿に登りの坂あり、的場耕地、後谷耕地、町屋原、稻荷前耕地、沼田耕地、宮ノ下耕地、

橋梁　橋二ケ所　一は三沼代用水堀に架す、長五間、幅二間半、吹上橋と號す、一は蜻蛉橋と呼べる石橋にて、三沼代用水の分水平柳領用水堀にあり、

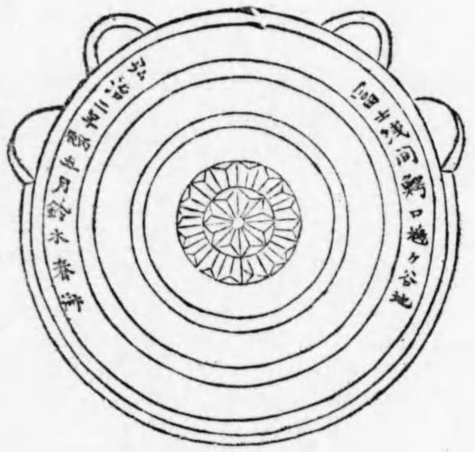

裏面に江戸鑄物物師宇田川信重とあり

神社　氷川社當宿及び辻村里村等の鎭守なり、禰宜鳩田龜吉が預なり、龜吉は江戸根津權現の神職伊吹左京が配下なり、末社、神明社、稻荷社三宇、天王社、疱瘡神社、三峯社、天神社、愛染堂、

淺間社　千手院持なり、近き頃まで社頭に正安三年二月と彫たる鰐口ありしが今は失ひたりと云、されば舊社なることと知るべし、今も弘治二年の鰐口一口あり、其の圖上の如し、

この鰐口に載たる鈴木泰濟の子孫近き頃まで村内にありしが、漸く衰微して遂に廢絕せしと云、且社地のさま古木生ひ茂りて、神樂堂籠堂樹間に並び、前は御手洗池にのぞみ、いかにも舊社と見ゆれば其圖を上に出せり、　末社、

辨天社、
天神社、
稻荷社、
天神社以上の神社村民持、

寺院　千手院曹洞宗、里村法性寺末、鳩井山と號す、本尊千手觀音を安ず、運慶の作なり、開山祖芳は永祿三年二月廿一日寂せりと云、當寺は元庵室なりしが、後寺格を進めて門徒となり、慶安三年に法性寺の末寺と定めしといへば、かの祖芳は勸請開山にして、當寺を開きしは全く餘人なるべし、

源性寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院末、第六天山阿彌陀院と號す、本尊彌陀を安ず、　第六天社　稻荷社を合祀せり、

淺間神社圖

舊家　喜市　名主を奉はり問屋及び本陣役を兼帶せり、氏を船戸と號し、先祖を大學助と云、天正十二年四月故ありて紀州高野山に至り、出家して道隣と號すと云、其餘の事實は詳ならず、古文書二通を藏せり、今按に比企郡越畑村の民五兵衛と云もの、船戸大學が子孫なりと云、其祖先は左兵衛督成氏より出たり、成氏の孫氏經船戸左近と稱す、是より世世船戸をもて氏とせり、其孫大學は元龜元年に卒せし由を傳ふ、これ喜市が先祖とは別人なるべけれど、其一族などにてもあるべし、

今度笠原助八郎私領之百姓中、列致血判對領主企訴訟候、領主非分之於子細者、公儀江可訴申處、無其儀一例ニ可取退、擬重科不淺候條、雖可刎頭此度之取持人申上候誓詞ニモ、鈴木勘解由一之筆ニ載候間、彼者ニ懸罪科、船戸ヲバ赦免候、如前々鄕中江罷歸、如太田時無相違可致百姓、橫合非分有之者、可申上旨被仰出者也、仍如件、

天正七年己卯六月廿日　　評定衆　下野守康保（花押）

鳩ヶ谷百姓
船戸大學助

禁制

多東郡足立庄内
鳩井村

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事、
一放火事、
一對地下人百姓非分之儀申掛事
右之條々堅令停止訖、若於違犯輩者、忽可被處嚴科者也、
太閤秀吉印あり
天正十八年七月日

新編武藏風土記稿卷之百卅九 終

新編武藏風土記稿卷之百四十

足立郡之六　平柳領

○元鄉（モトガウ）村　元鄉村は平柳領十五村の本村なり、故に正保の改には平柳村と載せ、元祿の改定には元鄉村、古は平柳と記したれば、今の村名に替りし年代推て知るべし、古岩槻太田氏の家人平柳藏人と云もの、當村に居住して此邊を領せしが、永祿七年下總國鴻臺に於て討死せしと云今按に藏人が領地より領名起りしと云はさもあるべし、されど今領名を唱ふる十五村、ことごとく藏人が舊領と云にはあらざるべし、藏人が事實は下に出したれば合せ考ふべし、今此領に屬する村々は大低鄉庄の唱なし、たゞ川口町のみ川口鄉と呼り、小田原北條氏全盛の頃は、かの家人と岩槻領入會の村にて、彼家の役帳には豹德軒十五貫三百文足立平柳半分、此如半分岩槻へ所務と見えたり、江戸より行程三里、家數百二十餘、東は彌兵衛新田村に接し、南は豐島郡下村にてこゝは荒川の古川を限りとす、西は芝川を堺として川口町に隣り、北は新井方十二月田の二村なり、東西二十町、南北四町許、三沼代用水を引て水田を耕す、水旱共に患ふと云、村の西に日光御成道係れり、此道の左右は御林にて松の並木なり、當村御入國の頃より御料所にして今に替らず、檢地は元祿十年二月酒井河内守糺せし後、元文三年十一月神尾若狹守、明和五年九月伊奈備前守等新田を檢地す、又僅の見取場あり、これ享保十六年五月覺播磨守改めし所と云、

高札場　村の西の方にあり、

小名　荒川耕地、藏の後耕地、

山川　古荒川村の南にあり、則郡界とす、中古水溢の時、こゝより南の方豐嶋郡下村の地へ川瀨替りて、あらたに一流なせしにより自らこゝは古川となり、今は水涸て陸地となれり、此川に添て荒川の水除堤あり、末は芝川の堤に續けり、

芝川　村の西を流る、川幅八間、當村と川口町の堺にて荒川に合す、此水邊にも堤あり　又長十間幅二間の土橋を架す、日光御成道の備へなり、此橋を錫杖寺橋とも或は上の橋とも云、

塚　塚二ケ所　一は淺間塚と云、一は庚申塚と呼べり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、四郎ノ宮と稱す、其故を知らず、昔平柳藏人靈夢の告によりて、大宮町の氷川を勸請せしと云、本地正觀音は藏人が守護佛にて運慶の作なりと云、當社は荒川の堤際にありしを、元和八年九月水難を避て今の地へ移せしと云、

末社、稻荷社、疱瘡神社、牛頭天王社、

別當、仙學院　當山派修驗、江戸青山鳳閣寺の配下なり、寬永年中より當社を司れり、

天神社二宇　一は隱泉寺持、一は仙學院持なり、

稻荷社二宇、

第六天社　何れも隱泉寺持なり、

寺院　正覺寺　曹洞宗、江戸貝塚青松寺末、永喜山と號す、本尊三尊の彌陀を安ず、開山は則本寺六世の僧にて久室と呼べり、天正十三年六月廿五日寂す、開基は平柳藏人なり、法諡を柳國院覺相永正居士と號す、永祿七年正月八日、下總國鴻臺にて討死せりと云、今按に領內領家村實相寺の過去帳に、永祿七甲子正月八日鴻臺一戰、癸辰刻至申刻、千餘人に及び討死、南方には遠山父子、房州には正木平七、其外長南□子數百人、平柳藏人・篠田雅樂介討死と見えたり、しかれば藏人が討死せしことは論なし、されど北條五代記を始めとして、其頃の戰記に藏人が事見えざれば聞えたる士にはあらざるべし、又同過去帳に平柳入道德叟永正二乙丑と載せ、且當寺の過去帳にも柳正院歡叟永喜居士、永祿元年正月十八日と記せり、此人はかの藏人の父と覺し、これらにつきても平柳氏の當村に久しく住せしこと知るべし、　天神社、稻荷社、平柳藏人墓　境內西南の方にあり、同り七間程松をしるしとす、中古こゝを畑にせんと計りしに、祟ありて其事止たりと云傳ふ、

榮仙寺新義眞言宗、川口町錫杖寺末、明王山と號ず、本尊不動を安ず、明琢の作と云、

隨泉寺同宗、横曾根村吉祥院末、光明山と號す、境内に權律師賴誓天文十一年十一月九日と彫たる古碑あり、是開山なりと云、されど當寺六世法印祐智、寶曆六年十二月廿八日と記せしものあれば、賴誓を開山とせしは時代若干違へり、信ずべからず、本尊阿彌陀を安ず、　八幡社、

舊蹟　陣屋蹟村の西の方にあり、方一町程の地なり、三重堀の跡とて廻りに小溝殘れり、これ平柳藏人が居住の地なりと云、土人の傳へに彌兵衛新田村名主安右衛門が先祖圖書は、かの藏人が弟にして、鴻臺合戰の時こゝに殘りて守りしが、北條家より燒拂はれしにより、藏人が妻子を連れ落行き、後彌兵衛新田村に土着せりと云、されど證とすべきことなし、今は此所に兵右衛門と云農民住せり、かれが構の内に二抱餘の樫の古木あり、此枝を伐れば究めて祟りありとて手を觸ものなしと云、

○彌兵衛新田村　彌兵衛新田村は、正保の改には村の字を省けり、何の頃改しにや、元祿の改定には彌兵衛村と記して新田の二字を除けり、それも又替りて今は彌兵衛新田村と呼べり、江戸より四里を隔つ、家數二十五、東は入谷村に接し、南は領家村にさかひ、西より北は元鄕・新井方・十二月田・二軒在家の四村なり、東西六町、南北十町餘、用水は前村に同じ、御入國の後は御料所なりしが、寶永三年江戸根津權現の社領に御寄附ありて今に替らず、檢地は酒井河内守奉りて元祿十年糺せりと云、

高札場村の西にあり、

小名　收納屋農民作右衛門が所持の地を云、彼が先祖勘六と云者此地を穿ちて古碑を得たり、碑面に三寶を彫り、貞治二年六月と記す、此碑今領家村實相寺の本尊とす、　西、下、

神社　稻荷社村の鎭守にて村持、

寺院　無量寺新義眞言宗、浦寺村地藏院末、福聚山と號す、開基は牛込喜左衛門勝重、法名惠日院定山宗入居士、卒年を傳へず、本尊正觀音を安ず、　天神社、庚申堂、

○領家村　領家村は江戸よりの行程三里餘、民戸百二十八、村の四境東は鹿濱村に接し、南は古荒川を界として豐島郡下村に隣り、西は元鄕村、北は彌兵衛新田村なり、東西二十町、南北十町餘、用水は前村に同じ、水損の地なり、正保のものには阿部對馬守知行と載たれど、何の頃か上りて今は御料所なり、檢地は前村と同く酒井河内守なり、

高札場村の西にあり、

小名　餘ル目これは檢地の時、見捨地となりし所を云、　八町目、前耕地、榎土、存事前、花ノ井、六町、前山谷、鍛冶屋敷、

山川　古荒川村の南の方にあり、此川に添て水除堤を設く、

神社　稻荷社六宇一は感應寺持、餘は村民の持なり、

疱瘡神社感應寺持なり、

香取社、

天神社二宇、

第六天社右何れも村民持なり、

寺院　感應寺日蓮宗、下總國葛飾郡中山法華經寺末、藥王山と號ず、開山は本寺十三世の僧日曉なり、慶長年中寂すと云、本尊三寶及び祖師を安ず、此像は日曉の看經佛にて、朝日の祖師と號するものなり、　妙正神社疱瘡神を祀れり、　三十番神堂、

顯性寺本寺前に同じ、法華山と稱す、本尊三寶及び祖師を安ず、　三十番神堂、

實相寺前と同末、本覺山と號す、貞治年中本山の三世日祐起立す、當時は法華堂と呼で一寺と云ほどのことにはあらず、其後一寺となりしは明德二年二月のことなり、開山は日通と號す、此僧俗姓は本間氏にして、六郎左衛門重連が二男五郎重元が孫なりと云、本尊は古碑にして中央に三寶を彫り、貞治二年六月日と記せり、是則法華堂と唱へし頃よりの本尊にして、近き頃彌兵衛新田村にて穿出し、當寺へ納めしものなりと云、按に當寺を貞治年中起立と云もの、此碑によりて附會せしなるべし、　三十番神堂村の鎭守なり、往古は荒川堤の南にありしと云、　祖師堂祖師は本寺の開山、日常が作なりといふ、　妙正神社、鐘樓寶曆七年新造の鐘を掛く、

塔中、圓受院本尊は鬼子母神にて、これを植髮の鬼子母神と號す、

光音寺曹洞宗、里村法性寺末、天鑒山と號す、本尊藥師は昔古荒川より出現せし像なり、則其所の名を動木堂淵と呼ぶ、故に此像をも土人動木堂藥師といへり、又此像及び樋爪村藥林寺・慈林村寶嚴院の藥師を合せて、此邊の三藥師と稱す、

○新井方村（アラヰカタ）　新井方村は江戸よりの行程四里、家數二十、東は彌兵衛新田村に接し、南は元鄕村にて、西北は皆十二月田村に隣れり、東西廿四五町、南北五町許、用水は前村に同じ、御入國の後は御料所なり、元祿十年酒井河内守檢地せしより東叡山領となり今もしかり、

高札場村の中程にあり、

小名　小沼耕地、折戸、西、

神社　鬼子母神社村の鎭守なり、　別當、新龍寺新義眞言宗、川口町錫杖寺門徒なり、本尊大日を安ず、

稻荷社六宇村民持、

天神社此以下皆村持なり、

地藏堂、

寺院　庵一宇彌陀を安ず、

○十二月田村（シハスダ）　十二月田村は昔十二月晦日狐來りて、杉

葉を以て田を植るさまをなせしより、此村名起れりと云奇怪の說なり、民戸三十、東は入谷・舍人の兩村に接し、南は新井方・元郷の二村にて、西は芝川を限り樋爪村、北は二軒在家村なり、東西十八町、南北二町餘、村内に日光御成道係る、江戸よりの行程用水等前村に同じ、水旱共に患ふ、當村も昔は御料所なりしが、元祿十年檢地の時村内を割て東叡山領となり、殘りは元の如くなりしが、寶永三年根津權現の社領に附せらる、

高札場　村の中程にあり、

小名　西、北、東、

山川　芝川　村の西を流る、川幅六間或は十間、此川に續きて水除のの堤を築けり、高さ一丈、

神社　稻荷社　村持、社地は小き塚上なり、此所の地名を土清と云、いかなる故にや知らず、

寺院　吉祥寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院末、本尊地藏を安ず、其胎中に又地藏を納め置けり、安產守護の像なりとて、懷妊のもの祈請すれば極めて平產すと云、　稻荷社、

觀音寺　これも地藏院門徒なり、慈眼山と號ず、本尊正觀音を安ず、　觀音堂　是も正觀音を安ず、運慶の作なりと云、

庚申堂　庚申・彌陀・不動の三體を安置す、彌陀は元小臺村にありしが、此堂に移すべき由夢の告ありてこゝに安ずと云、

○樋爪村（ヒヅツメ）　樋爪村は村民或は二十九日村と記せり、江戸よりの行程四里半、東より南に續きて上新田・領家・新井方・彌兵衛新田・十二月田の五村に接し、西は芝川を限りて下青木村に境ひ、北は前田村なり、東西四十五町、南北七八町、家數四十、南北へ貫きて日光御成道係れり、用水檢地等は前村に同じ、當村古の領主は詳ならされど、村内藥林寺の記錄に天正十三年立川山城守重義、當寺の藥師堂を造立せし由を載たり、思ふに天正の頃は其人の所領なるべし、立川氏は當國の七黨より出しものにて、立川宮内少輔照重は小田原北條氏に仕へ、現に多摩郡柴崎村普濟寺境内はかれが壘蹟なりといふときは、山城守もこれらの類族なるべし、御入國は此邊と同く御料所なりしが、寬文六年村内を割て江戸駒込大保福寺領に賜はり、殘りは今も猶御料所なり、

高札場　村の南よりにあり、

小名　北頰（キタカ）、新堀、西千足、東千足、

山川　芝川　村の北を流る、川幅六間、此川岸に水除の堤を築けり、高さ七八尺、日光御成道古は此堤上にかゝりしと云、

神社　氷川社　當村及び十二月田・前田・二軒在家の三村の鎭守とせり、藥林寺の持、

寺院　藥林寺　新義眞言宗、川口町鍋杖寺末なり、瑞瑠山と號す、本尊彌陀を安ず、其傍に聖德太子の作らせたまひし藥師を置けり、當寺古は芝川の堤外にあり、其頃は大迦藍なりしが、天正年中岩槻落城の時落人共來りしにより村民つどひて堂宇を打こぼてり、此後再造の時今の地へ移せしと云、開山は本寺の開山宥鑁法印なり、文明十八年五月廿一日と記す、是命日なるべし、いかにと云に、本寺に傳ふる所は十八年五月廿一日、天に上り去しと云に符合するときは、此日世を去しに疑なし、昇天と云は事を靈異になんといへるならん、其餘大永五年六月了高と云僧再興せり、故に中興開山と稱す、此僧は天文十七年三月九日寂せり、　藥師堂　本尊は傳敎大師の作なり、此像を同の藥師と號す、其故は知らず、領家村光音寺及び藥林村寶嚴院の藥師等を合て、此邊のもの三藥師と稱す、靈驗何れも著しと云、又其傍に十二神及び婆子の像を安ず、寺記に據れば此堂は天文八年四月の造立にして、天正十三年十一月、立川山城守重に代官大久保内藏助等次檜那として再興せりと見えたり、これ等の棟札近き頃までありしが、今は失ひしと云、　梁寶、

山王社　天神を合祀せり、　鎭沼　北の方にあり、十步許の池なり、昔兵亂の時當寺の鎭沼中に沈みし故に此名ありと云、又一說に當寺の鎭は何の者か盜みて、今常陸國筑波山の上に埋みてありと云、かゝる浮說まゝあることにて信ずべきにはあらざれど、傳へのまゝを姑く記せり、

○二軒在家村　二軒在家村は樋爪の北にあり、元樋爪村の內なり、故に地形犬牙して四境及び廣狹等分て云がたし、既に元祿十年の水帳には、樋爪二軒在家村と並べ記したり、されど分村せし年代を知らず、正保の改には此村を載せず、元祿のものに樋爪村の枝鄕二軒在家村と見えたり、されば分村せしは大抵其頃のことなるべし、民戸十四、用水は前村に同じ、古より今に至りて御料所なり、

高札場　村の中程にあり、

神社　稻荷社、

寺院　地藏堂　共に村持、

觀音堂　村民持、

○上新田（カミシンデン）村　上新田村は古彌兵衛新田村の內なり、元祿十年酒井河內守檢地せしより、割て別村とすと云、されば元祿十五年改定のものに初めて村名を載たり、江戸より行程五里、民戸十三、東は中居村に隣り、南は彌兵衛新田・舍人の二村に限り、西は二軒在家・樋爪の兩村にて、北は又中居村なり、東西三町、南北五六町に及ぶ、干損あり、用水前村に同じ、御入國の後御料所にして、寶永三年廿八石の地を裂て根津權現の社領に附せらる、其餘は今も御料所なり、

高札場　村の南にあり、

小名　前耕地、

寺院　菴一宇　石の地藏を置く、村持、

○中居村（ナカヰ）　中居村は日光御成道に係れる村なり、江戸よりの行程前村に同じ、民戸六十、東は江戸袋村に接し、南は前田村に隣り、西は下青木村にて、北は小淵村なり、東西廿八町許、南北は七町に過ず、水損の地にて用水及び檢地等前村に同じ、御入國以來御料所なり、

高札場　村の西にあり、

小名　本社　北の方にあり、小淵村に鎭座する氷川神社は、元此所にありて同村及上新田當村皆總て是を鎭守とせしが、元祿より以前に小淵村へ移せり、故にこゝを本社と呼べり、其舊地二畝六歩の除地は、今もかの村源永寺の持なり、　大塚　東の方にあり、こゝに十一間に九間の塚あり、其高さ一丈、塚上に天神の祠をたつ、

八幡木、本村、登都路、十二島、臺、

神社　八幡社　村の鎭守にて小淵村源永寺持なり、當社の背後艮の方に竹藪あり、中に一株の木あり、其樹下に石櫃ありて、中に太田道灌が秘藏の武器を納め置しよし、これに手を觸れば必祟ありとて、土人恐懼して近づかざれば慥なることは知らずと云、

神明社　實正寺持、

稻荷社　小名登都路にあるを以て登都路稻荷と云、同寺持、

寺院　實正寺　新義眞言宗、川口町錫杖寺末なり、光照山無量壽院と號す、開山詳ならず、中興第一世の僧宥賢は、弘治二年三月廿二日寂すといへば、古く開けしこと知るべし、本尊彌陀を安ず、惠心の作とも又は春日の作ともいへり、傍に地藏を置り、弘法大師の作なり、此像の左手虧を失ひしにより、度々佛師に命じて補はしむといへども忽ち失て元の如し、これ高僧の作なるを凡下の修補する故ならんとて、其後は修造せずと云、又厨子の背後に高野山萱堂成就院宥榮、寛永十八年十月廿四日奉求之と記せり、さて當寺に傳來の由緒は、先住良賢高野山に遊學して、下山の折から師の僧より讓り請しと云、外に文殊の銅像を安ず、これ天竺より持渡りし像なりと云、いかさま面相以下普通の像とは見えず、

藥師堂　本尊の傍に日光・月光・十二神等を安ず、新四國八十八ヶ所の内讃岐國金倉寺に擬せりと云、當寺の過去帳に第六世法印宥海の時、貞享五年九月十六日客殿一宇藥師堂等を造營して、免田を寄附すと見ゆ、此時始て此堂を造りしにや、

愛宕社　渡唐天神・疱瘡神等を相殿とす、境内の鎭守なり、

觀音堂　實正寺の持なり、同寺の過去帳に正德五年四月十四日、道念入道觀音堂にて卒す、此入道觀音免二畝三歩を寄附とあれば、其頃よりありしこと知るべし、

寮一宇　小名八幡木にあり、これも前寺の過去帳に寮守僧法印鐘傳、寶永四年正月廿八日寂すと見えたり、されば寶永の頃よりありしこと知らる、村民持、

褒善　はる　はるは農民與兵衛と云ものゝ女なり、父失せし後四十年來人に長雇せられ、纔の給金を得て兄市左衛門に送り、母の奉養の助とせしに、兄も病ひ臥して農業を勤ることあたはず、元より所持の田畑もなき貧民なれば、はる母を養育せんが爲に、暇を乞ひ歸て母の側に侍し、奉養の暇には人に雇はれ、いさゝかの賃錢を得て母をばこくみしが、幾程なく兄も失ひて母の齡は九十にあまれり、已もまた六十九に及び、日々の稼も渉取らず、又便るべき親戚もなく、たゞ村民等が助けのみにて纔に飢渴を凌げり、此由御代官岩松直右衛門聞上しかば、寶曆十一年八月十八日秋元但馬守下知して、老母へ終身一人扶持を賜はるべし、銀子二十枚を賜はりて其存行を賞せられ、かゝれば村長等謀てかの白銀を以て水田一段四畝十二歩の地を求めて、老母奉養の料にあてしと云、このはるは今の村民金次郎が曾祖母なりとぞ、

○小淵村（コブチ）　小淵村は江戸よりの行程前村に同じ、村名は往古此邊入海にして、鵜多くすみし故に鵜淵と云しが、後いつとなく唱へ誤りて小淵とせり、されば今も村の東北の方地低くして沼田なるは、かの鵜のすみし所なりと土人いへり、民家五十八、村の四境東は赤井村に續き、南は中居村に接し、西は辻村、北は鳩ヶ谷町なり、東西十二三町、南北十二町、村の南に日光御成道係れり、昔より御料所にて檢地用水等前村に同じ、

高札場　村の西北の方にあり、

小名　常蓮寺　巽の方を云、昔かく號する寺ありしと云傳ふるのみにて、詳なることは知らず、　細沼耕地、

神社　氷川社　村の鎭守なり、當社は古中居村にありし社なり、本地十一面觀音を安ず、源永寺の持、

神明社二宇、

第六天社　以上の三社も持前に同じ、

稻荷社　中居村の農民持なり、

天神社　村民持、

寺院　源永寺　新義眞言宗、川口町錫杖寺末、無量山と號す、本尊彌陀は惠心の作なり、　稻荷社　天神を合祀せり、　鐘樓　近き年に鑄造せし鐘をかく、

阿彌陀堂、

大日堂　何れも中居村農民の持、

○辻村　辻村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸六十四、東は小淵村及び鳩ヶ谷町に接し、南は中居・前田の二村にて、西は上青木村、北は里村なり、東西十二三町、南北は四町程、水早共患ふ、村の東に日光御成道係れり、古より御料所に屬す、用水檢地等前村に同じ、後僅の新田出來す、時に享保十九年伊奈半左衛門改めしと云、

小名　出山　村の東なり、五畝六歩の地なり、七十年以前此所より武器の腐損せしもの、又は永樂錢等穿出せしことありと云、いかなる故と云ことを知らず、　長堀耕地　古長堀某なるもの住せし所なり、

圓徑三寸一分厚三厘

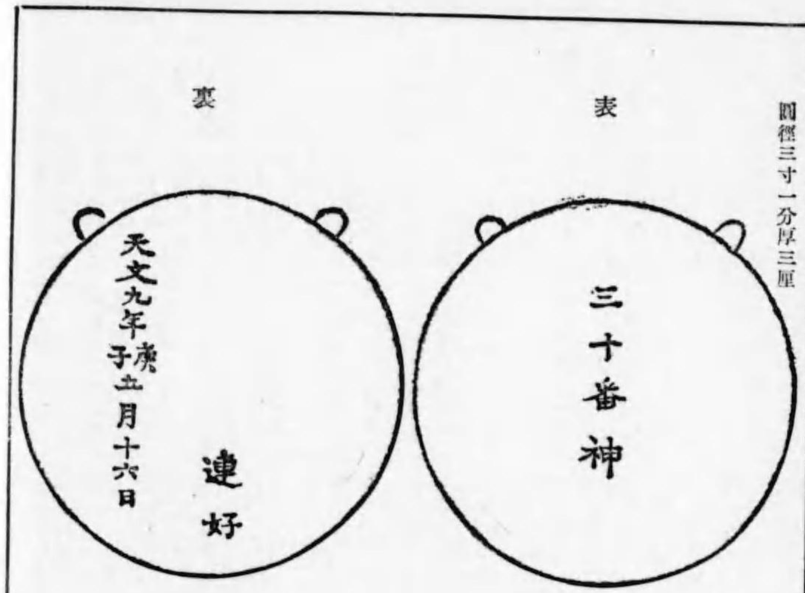

安木、中通り、

山川　芝川村の西を流る、川幅六間、北岸に水除堤を築けり、高さ七八尺、

神社　稻荷社二宇一は眞福寺持、一は常住寺持なり、二社とも にさせる社にはあらず、村民は鳩ケ谷町の氷川を鎭守とす、

寺院　眞福寺　新義眞言宗、慈林村寶嚴院門徒、駒形山と號す、天文九年の造立にして、開山僧運永は天文十九年五月廿一日寂す、本尊不動を安ず、　駒形權現社、神明社、天神社、

常住寺　日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、長照山と號す、本尊三寶及び祖師を安ず、中興開山日詔は慶長十六年寂す、

三十番神堂　神體は左に圖する如き銅鏡なり、

第六天社　鐘樓享保十九年に成りし鐘をかく、

西光寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院門徒なり、本尊阿彌陀を安ず、　天神社、觀音堂、

○前田村　前田村は江戸より行程四里半、家數四十、東より北にめぐりて中居・辻の二村に續き、西は下青木村にて、南は二軒在家・樋爪の二村なり、東西十四五町、南北三町に過ぎず、村の中央を南北に貫きて日光御成道係れり、用水前村に同じ、當村も元御料所なりしが、元祿十年東叡山領に附せられ今も然り、檢地は寬延三年の改なりと云、

高札場　御成道の中程にたつ、

小名　六段畑、本村、西袋、

山川　芝川村の西を流る、川幅十間許、岸に添て高さ七八尺の堤を築けり、此堤上昔は日光御成道なりしと云、

神社　山王二社、

荒神社　何れも村民持なり、

寺院　寶林寺　新義眞言宗、慈林村寶嚴院の末なり、神元山と號す、本尊藥師を安ず、　十二所權現社　村の鎭守なり、元は樋爪村の氷川を鎭守とせりと云、

五智堂　則五智如來を安ず、寶林寺持、

○川口町　川口町は郡の南豐島郡岩淵町と荒川を隔て、相望めり、川口鄕と唱ふ、日光御成道の驛亭にして、南の方江戸へ三里十五町、北の方鳩ケ谷町へ一里十五町を繼送れり、此こと豐島郡岩淵町と半月がはりに勤むると云、常は人足二十五人、馬二十五匹を置て往來に便ず、故に地子一万枰を免除せり、其餘人馬の出入繁き時は、此邊八ケ村より人馬を出して助く、これは明和元年十月安藤彈正少弼・池田筑後守が下知によりて始まれりと云、南北へ宿並をなせし所にて、宿並の長さ四里半許、其餘裏町横小路ありて民家大抵軒を連ねたり、其數三百十四、

鑄物を業とするもの十四人ありて、鍋・釜・風呂釜・鐵甁・銚子・火爐・花活の類を製作して江戸へ鬻く、近き頃は其業華巧を窮め、茶事に用る爐釜・銚子の類に至るまで、製造する所上品の物多しと云、又古は每月五十の日市ありしが、次第に衰へて今は十二月のみ二十五日・晦日の兩日市立て交易あり、此地古は小河口と號せりと、されば【義經記】に義經奥州より出給ふ所にむろの八島をよそに見て、むさしの國足立の郡こかは□につき給ふ、御曹子の御勢八十五騎にぞなりにけると見えたるは、當所のことなりと云へり、さもあらんには舊く聞えし地名なり、さて川口町と改めしは、元和八年台德院殿日光御宮御參詣の時なりとぞ、錫杖寺に掛し寬永十八年の鐘銘、及正保の改にも川口と記したれば、げに其頃のことにや、それより後のものにもたまゝ小河口と書しものあれど、是等は好古のわざなれば證としがたし、町の四境東は芝川を隔て元鄕・十二月田の二村に接し、南は荒川に限り豐島郡袋岩淵及下村の三村にて、西は飯塚村、北は橫曾根村なり、東西八町半、南北十三町餘、又南の方荒川を越て飛地あり、此地古は陸續きにて、其頃荒川は今の川より猶南の方を流れたり、然るに享保年中川瀨を堀替られしより飛地となり、古の川跡は今も地凹く、川柳或は茅など

生じてあり、水旱共に患ふ、用水前村に同じ、古は平柳某の所領なりと云、思に近村元郷村古岩槻太田氏の家人平柳藏人なるもの居住し、其邊を領せしといへば、當所もかの藏人の知行なるべし、御入國の後は御料所にして今に替らず、檢地は元祿十年同十九年酒井河内守糺せし、後新田出來して享保八年筧播磨守、延享元年神尾若狹守安永二年伊奈半左衛門等改めしと云、

高札場　宿並の中程にあり、

小名　白旗　往古八幡太郎奥州征伐の時、旗を建し所なればかく名付りと、又こゝに鎌倉橋と云土橋あり、當所も古鎌倉海道なりし故この名ありと云、　塚越、押田、高畑、新屋敷、東沼、飯塚前、谷中耕地、

山川　荒川南の方を流る、川幅六十五六間、水除堤あり、高さ一丈許、此堤は慶安二年新たに築けりと云、

芝川　東の方にあり、當所にて荒川に入る、享保十六年井澤彌惣兵衛はかりて此落口に門樋を伏せ、荒川の逆水を止めたり、後明和年中通船を免られし後も、用水をかくる頃は三月朔日より八月朔日まで扉をしめ、通船なかりしが、安永六年の洪水に流失して後は御普請なし、されば今は四時其に通船あり、故に勤もすれば逆水に苦むと云、川幅八間、こゝも高さ六尺の堤あり、何れも御普請所なり、

渡津　荒川に設く、日光往來の渡なり、平常は船三艘を置て便す、御參詣の時は幅三間、長六十五間の板橋を架す、又御名代通行の時は江戸より御船を廻して往來に備ふと云、

神社　氷川社　村の鎭守なり、本地佛　木社、天神社、天王社、諏訪社、稻荷社、別當、延命寺　新義眞言宗、錫杖寺末なり、雨寶山大悲院と號す、本尊地藏を安ず、開山を良榮と云、元和四年の起立なり、

稻荷社四宇　一は錫杖寺持、一は西善院持、餘は村民持なり、

第六天社　延命寺持、　末社、稻荷社、

金山權現社　鑄物師等が鎭守なり、神體は白狐に乘たる像を安ず、東明院持なり、　末社、稻荷社、

石神井社　近き頃水災に流失して、今に再興ならず、西善院持、

寺院　錫杖寺　新義眞言宗、山城國醍醐三寶院末、寺領二十石の御朱印を賜ふ、寶珠山地藏院と號す、當寺は古へ顯行上人の結びし庵室なりしを、僧宥鎭其法派を繼て寬正元年一寺となせりと云、故に宥鎭を開山とす、相傳ふ文明十八年五月二十一日自日天に上り去しと、上天は則入寂のことにて、尊崇の偉詞を鑒異にせしなるべし、元和年中台德院日光御參詣の時、御小休として成らせられし後は、客殿本尊舊例となりて御參詣の度毎に御小休所となれり、地藏を安ず、行基の作なり、　御座所　客殿に續きてあり、日光御參詣の時は修補を加へらるゝと云、　御成門、中門　今は廢せり、これも御參詣の時は御興請を加へられると云、　物門、鐘樓　寬永十八年九月新造の鐘を掛たり、銘文當寺の事實に益なければ略す、　天神社　もとは境外西の方に管公の自作なり、何の頃か舊地にありし梅樹の根より穿出せりと云、今もかの舊地を御自作の森と呼びて天神の除地なり、されど何の頃にやかの梅は枯たりと云、　不動堂　堂中に大日をも安ぜり、

善光寺　平等山阿彌陀院と號す、堂領十石の御朱印を賜ふ、此堂の濫觴は僧定尊なるもの、信濃國善光寺に安置する彌陀の告により、建久六年五月十五日三尊の彌陀を模鑄す、後當所に來り此堂宇を建立して、善光寺に擬し模像の彌陀を安ずと云、されば定尊を開山とせり、此僧は尾張國熱田の住人、南條左京亮經鄕の三男にして、幼名を大治丸と號す、六歲の時出家し、承元四年七月十六日、八十五歲にして示寂す、其後は橫曾根村吉祥院、豐嶋郡袋村眞頂院より僧一人づゝを置て此堂を守りしが、何の頃か各一寺を開きて別當と定む、今の東明院・西善院の二ケ寺是なりと云、又或說に古は川口寺といひしを、何の頃か信濃國善光寺にまかふべしとて、善光寺とは改めしといへり、當寺中興の開山を一寧と云、元文二年閏十一月二十八日寂せり、もしくは此一寧が時善光寺と改めて附會せしにや、されど證なければ姑く疑を存す、本尊一光三尊の彌陀則定尊の作なりと云、又別に同像を造て其前に安ず、其中尊の胎中に弘法大師の作なる彌陀を納む、其餘堂中に定尊の像座也上人・木田善光・善亮彌生前等の像を置、又三尊の彌陀を安ず、これ一寧が作と云、　辨財天社、稻荷社　祀す、天神を合　六地藏堂　六體共に一寧作なり、

釋迦堂　釋迦は涅槃像にて定尊の作なり、又藥師も安ぜり、此像は弘法大師の作と云、以上の堂社東明院持なり、

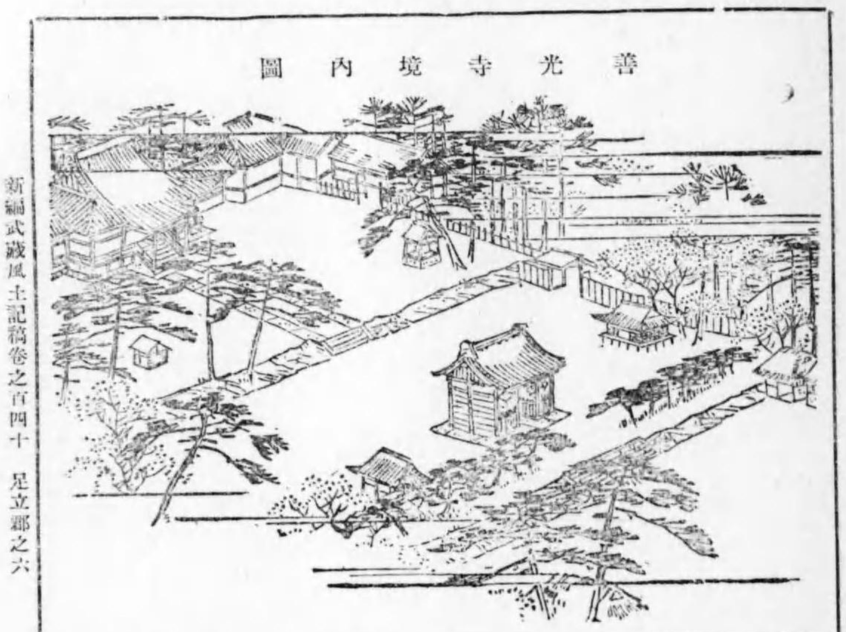

善光寺境内圖

八幡社、金毘羅社、

觀音堂　正觀音を安ず、行基の作なり、　地藏堂　又閻魔の像をも安ず、以上は西善院の持、　開山定尊墓碑　本堂の後にあり、碑面に善光寺開山定尊、沙門と彫り、其傍の三面には武州足立郡小川口村、法主敬白、平等山阿彌陀院、別當東明院弘海、　鐘樓　寶曆年中鑄造西善院賢譽とあり、近き頃建立と云、　鐘をかく、池　永源寺池と呼ぶ、小濕村永源寺、古は此所にあり、其境内の池なりし、かく呼べりと云、　仁王門、別當、

東明院　新義眞言宗、もとは豐嶋郡袋村眞頂院末なりしが、文化十三年より御室仁和寺末となれり、利劍山大聖寺と號す、本尊不動は興大教師の作なり、又一尊が作れる大黒天を安ず、開山の僧宥圓は永祿十一年八月十五日寂すと傳へたれど、これ山興の祖なるべしと寺傳にいへり、又二世の僧宥印も中興のことにつき功ありしと云、慶長三年七月十四日寂せり、　同西善院　同宗、横曾根村吉祥院末、無量山阿彌陀寺と號す、本尊彌陀は惠心の作なり、開山を宥尊と呼べり、文和四年寂すと云、

不動堂　石像の不動を安ず、東明院の持、

觀音塚　荒川の岸にあり、昔は此所に觀音堂ありしが、何の頃にや水溢の爲に其堂流失し、本尊も共に失ひしが、後淺草川にて此像を引上たり、これ今の淺草觀音なりと云傳ふれど、尤據なき說なり、

○飯塚村　附持添新田　飯塚村は江戸よりの行程三里、家數四十八、村の東は川口町に接し、南は浮間村、西より北は總て横曾根村なり、東西六町許、南北八町程、旱損の地にして用水及び檢地は前村に同じ、されど持添新田は延享元年の改めのみなりと云、其地は村の南にあり、當村古より御料所なりしが、寶永三年十一月根津權現の社領となり今に然り、

高札場　村の巽の方にあり、

小名　大境耕地、宮ノ脇耕地、七臺、鼠海道耕地、野中耕地、新田境耕地、

神社　惠美須社　村の鎭守なり、

天神社、

神明社　以上の三社　最勝院持、

熊野社二宇　以上の二社　村民持、

寺院　最勝院　新義眞言宗、川口町鍚杖寺末、藥王山觀音寺と號す、本尊十一面觀音行基の作なり、其傍に又地藏を安ず、弘法大師の作なり、開山を宥光と呼べり、

地藏堂　最勝院持、

彌陀堂　村持なり、

大日堂二宇　村民持なり、

○浮間村　浮間村は江戸より行程三里半に及べり、民家五十餘、東は飯塚村に接し、南は荒川に限り豐島郡小豆澤・志村・蓮沼の三村にて、西は下戸田村、北は横曾根村なり、東西十四町、南北十町許、荒川に添し地なれば水溢の患あり、皆畑の村なり、昔より御料所にして今に替らず、檢地は新田共に前村に同じ、又川を隔て茅野あり、御用地と唱へて野錢を上納す、

高札場　村の中程にあり、

小名　東、西、五社、五社ノ木、

山川　荒川　郡堺を流る船渡しあり、これは農民耕作の往來に備へしのみなり、されど此事あるを以て、近き宿驛へ助の人馬を出すことを許さるゝと云、

神社　氷川社　村の鎭守なり、　神職尾熊式部　吉田家の配下なり、

御嶽社　天和三年九月の勸請なり、

八玉子社、

稻荷社　何れも觀音寺持、

第六天社　大教院持、

寺院　觀音寺　新義眞言宗、川口町鍚杖寺末、無量山妙智院と云、本尊不動を安ず、開山の僧を秀盛と呼べり、寬永七年五月九日寂せり、　業宴、　觀音堂　正觀音を安ず、行基の作なり、　鐘樓　近き頃鐘をかく、

大教院　本山修驗派なり、中尾玉林院配下なり、不動を本尊とす、

新編武藏風土記稿卷之百四十一

足立郡之七　戸田領

○上戸田村（カミトタ）　上戸田村は郡堺荒川の岸にあり、江戸より行程三里、戸田領十一ヶ村の本郷なり、古上下戸田及び蕨・塚越の四村を合せ戸田村と唱へしと云、されど正保の改に各村に載たれは、分村せしは近世のことにはあらず、村の四境東は下戸田村に接し、南は荒川の中央を限り豊島郡西臺村に隣り、西は新曾村、北は蕨宿なり、東西凡九町、南北三十町、其餘南の方に荒川堤に添て蕨・塚越等の飛地あり、村の東の方に中山道の往還係れり、戸數百四十餘、多く道の左右に連住せり、三沼代用水を引て水田に沃ぐ、流末なれば旱損あり、又水損をも患ふ、當村古の領主詳ならざれど、挑井播磨守が開基の寺あるを以て考るに、古は彼所領なるべし、御入國の後は御料所にして、今も御代官支配せり、檢地は寛永六年改めありしが、後元祿八年酒井河内守糺せり、其後又享保年中新開ありて高入となれり、其餘段高場ありて永錢を納むと云、

高札場　村の中程にあり、

小名　鍛冶屋、新田、本村、前新田、後谷、東村、

山川　荒川　南の郡境を流る、川幅七八十間、岸に添て高さ一丈二尺の水除堤あり、又此堤に圦樋二ヶ所ありて惡水を荒川へ落せり、何れも御普請所なり、

神社　羽黒權現社　社地は塚の如く築立し所なり、故に土人羽黒塚と云、當社は寶德二年出羽國羽黒山を擬して勸請せしと云、此社の後に復一株あり、樹根より一丈許の所、二支の際に上池の水たえず湛へたり、これ近き頃よりのことにて土人御水と云ひ、權現の供水なりとて、乳なき婦人或は病にかゝる人用ひて靈驗を得るにより、近郷のものゝ乞て持歸るもの多し、光明寺持、　御輿堂、

氷川社　多福院持、　末社、稻荷社、八幡社　持上に同じ、

第六天社二字　一は持上に同じ、一は海禪寺持、

稻荷社二字　一は當村及び下戸田村の鎭守なり、故に兩鎭稻荷と號す、本地十一面觀音を安ず、一は多福院持なり、

山王社　海禪寺持なり、

寺院　多福院　新義眞言宗、新曾村觀音寺末、元は京都小野地藏院末なりしが、正保の頃今の末寺となれり、其頃は村の南の方荒川の岸にありしが、洪水を患て後に今の地へ移せりと云、龜寶山能滿寺と號す、當寺は桃井中務少輔直和が開基なり、此人は播磨守直常の子にして、嘉慶二年三月十五日卒す、法諡を大僊院省軏兵範居士と號す、今子孫のこと下の舊家の條合せ見るべし、開山の僧を定顯と號す、應永五年三月七日寂せり、本尊虛空藏を安ぜり、　稻荷社　當社は元荒川の岸にありしを、近き頃境内に移せりと云、　鐘樓　安永三年鑄造の鐘をかく、

海禪寺　臨濟宗、芝村長德寺末、瑞光山と號す、當寺は多福院と同く荒川の岸にありしを、後今の地に移せり、其頃は鎌倉建長寺なりしと云、元祿年中檢地の記に、當寺長德寺末のよし見えたれば、本寺を替しは元祿のことなり、又開基も前寺と同く桃井中務少輔直和なり、開山は建長寺十一世大通禪師にて、德治元年十月二十八日寂す、禪林僧傳を閲るに禪師諱子曇西澗と號す、台州仙居の人にて、俗姓は黃氏なり、正安元年北條貞時の請によりて、本朝に來り圓覺寺に住し、嘉元元年建長寺に轉じ、同四年十月正觀音寺に退居、同二十八日寂して傳燈菴に葬りしとあり、四年は德治と改元なれば、寂年は實を得たり、されど當寺を開きし事は見えず、按に開基桃井氏の卒年、嘉慶二年より德治元年へ上ること八十七年に及びたれば、當寺を開きしは餘人にして、禪師は勸請開山にや、又此僧を實の開山となさば、桃井は中興の開基なるべし、本尊藥師を安ず、　寺寶、轡一口　桃井氏のものと云、　赤城社　境内の鎭守なり、

觀音堂　如意輪觀音を安ず、行基の作なり、又其胎内に桃井播磨守の守佛と稱する小像を安ずと云、　五輪塔一　境内にあり、桃井中務少輔がしるしなりと云、されど文字磨滅したれば、實に其人の墓なるや詳ならず、

光明寺　新義眞言宗、蕨宿三學院末、大悲山遍照院と號す、本尊彌陀を安ず、　八幡社　天神を合祀せり、

地藏堂　多福院持、

舊蹟　屋敷蹟　村の坤の方にあり、百姓長十郎が持なり、桃井播磨守居住せし邸跡なり、故に土人戸田の御所と呼べりと云、こゝに稻荷の祠あり、これを御屋敷稻荷と呼、

舊家　惣五郎　氏を金子と唱ふ、本姓は桃井氏にて播磨守の子孫なりと云、或は桃井が家人の子孫なりとも云、家系及び記錄等も傳へず、證とすべきことはなし、但桃井にゆかりあるもの、折にふれ尋ね來ることありといへり、今世に傳ふる桃井家譜によれば、其祖先は足利義兼の四男遠江守義胤なり、此人始て氏を桃井と號す、播磨守直常は則義胤が子孫六郎貞頼（或は直頼に作る）が子にして、宮方に屬し、貞治五年越中國にて討死せしと云、此人南北朝戰爭の頃、武名を顯せし事は【太平記】【南方記傳】等にも見えたり、されど當國に來りしことは所見なし、直常が子を中務少輔直和と云、これより後のこと系譜に載ざれば今より考ふべからず、思ふに父直常打死の後、當國に潜居せしにや、村内多福院及び海禪寺の過去帳に、桃井播磨守慶雲院久岳桂公、天正十二年四月二日、同播磨守瑞鳳院月峯光公、天正十七年九月十日、播磨守同室明鏡院嘉溪壽永太姉、文祿元年十月九日、桃井大學正智院源賢大禪定門など載たれば、子孫當所に住せしことは明なり、されど惣五郎を此子孫なりと云はうけがたし、海禪寺の過去帳に、青泊昌見寛永十年十一月十七日、桃井氏是

より金子氏に成る、金子豐後と見ゆ、これに據て桃井の子孫と云にや、惣五郎に限ず此邊金子氏のもの數多あれば金子は自から別なるべし、因に云農民太郎兵衛・彌右衛門の二人も、先祖は桃井氏の家人なりと云へど、これも詳なることは傳へず、

○下戸田村　下戸田村は江戸よりの行程及び用水等前村に同じ、古上下一村なりしことは已に前村に辨す、民戸百五十五、大抵中山道の往還に並び住す、其道は村の中間にあり、此道古はこゝより東にありしと云、村の四境東は横曾根・浮間の二村に接し、南は荒川を限り豐島郡根葉・蓮沼・志村の三村に隣り、西は上戸田村、北は蕨宿及び塚越村なり、東西南北共に十一町許、水旱の患あり、常村も前と同く昔より今に至まで御料所にして、檢地も上に同じ、巽の方荒川の岸に新田あり、天明六年飯塚常之丞檢地せり、又南の方に段高場ありて永錢を納むと云、

高札場　村の巽の方にあり、

小名　元蕨　西の方を云、今の蕨宿はこゝより移れりと云、されど年代詳ならず、　上、中、下、　前新田、後新田、鬼澤、

山川　荒川　南の方郡堺を流る、川幅六七十間、岸より二百七十間餘を隔て水除堤を設く、高さ一丈二尺、此堤に五ケ所の玖樋を作て惡水を荒川に沃げり、何れも御普請所なり、

渡津　荒川にあり、中山道の往來に備ふ、【小田原記】に武州戸田の上長賴と云こと見ゆ、是によれば古よりこゝに渡しのありしこと知るべし、今もこゝは豐嶋郡練馬村の邊より、本郡蕨宿の方へ往來するもの此渡に係れり、

神社　神明社　正覺院持、

神川社　村の鎭守なり、　末社、牛頭天王社、

八幡社、

山王社、

稻荷社　二宇　以上の四社　村民持、

寺院　正覺院　新義眞言宗、蕨宿三疊院末、鶴林山不動寺と號す、當寺は文明二年の起立にて、開山の僧を堯泉といふ、本尊不動を安ず、本尊　神明社、末社、稻荷社、天神社、

常福寺　淨土宗、江戸增上寺末、龍光山不退院と號す、開山は是蓮社天譽萬榮と云、永正十五年十一月廿三日寂せり、本尊彌陀を安ぜり、　觀音堂、鐘樓　寶曆年中新造の鐘をかく、　寺中、珠光院、藥師堂、

地藏堂　何れも正覺院持、

養善　善四郎　天明年中洪水の時、村民等夫食に苦みしにより、米百俵を領ち賜ひり、又同八年禁裏炎上の頃、御造營の御費用に當んとて黃金若干を上納せしにより、御褒美ありて銀二枚を賜へりと云、

○新曾村　新曾村は江戸より行程四里半、民戸二百十、

東は上戸田村に接し、南は荒川を限り豐島郡德丸・西臺の二村に隣り、西は下筈目・惣右衛門の二村にて、北は蕨宿及び辻村等なり、東西十町、南北十四五町、水損あり、當村も古より御料所に屬し、用水及び檢地等前村に同じ、又新田は寛政十年野田文藏糺して高入となれり、

高札場　村の中程にあり、

小名　ヲキナヘ、馬場、下新田、北新田、上新田、天神橋　東の方を云、こゝに小橋あり、惡水堀に架す、此橋を天神橋といへり、是より小名に呼と云、下の小名亦に同じ、　禰宜橋、二枚橋、

山川　荒川　南の郡境を流る、川幅三十間より四十間に及べり、岸に添て水除堤あり、高さ前村に同じ、

神社　氷川社　村の鎭守なり、中央に本地十一面觀音を安置し、左右に男體女體の二神を祭けり、金剛院持、

神明社　當樂寺持、　末社、稻荷社　土人王子稻荷と稱す、

八幡社　藥王院持、

稻荷社　福壽院持なる故、福壽稻荷といふ、

寺院　妙顯寺　日蓮宗、甲斐國身延山末、長譽山安立院と號す、寺領十八石の御朱印を賜ふ、本尊日蓮の像を安ず、日法の作なり、これを子安の祖師と稱す、相傳ふ當時當所の人靈田五郎時光起立す、其故を尋るに文永八年日蓮佐渡國へ流罪せられ、配所に趣かんとして時光が領地新座郡新座村の邊を過し時、たまゝ時光が妻難産に罹り命も危かりしかば、日蓮に安產の符を請はんと家に迎けれど、流人の事なればとて其家には至らず、當所にて符を與へしに、程たく男子安產す、是を德丸と名づく、是より時光信心を起し一寺建立の願あり、弘安三年德丸十歲の時、父子ともに甲斐國身延山に至り日蓮に投じて出家し、時光は日德、德丸は日堅と改む、後宿願の如く當寺を起し、日蓮が高弟日向を請て開山とし、日德は第二世の住持たり、正中二年十二月十二日示寂す、日堅は三世の住職となり、元德元年三月寂すと、按に高祖年譜によれば、日蓮安產の符を授與せし所は、今の下新倉村妙典寺其舊跡なりと云、又同書に時光は新曾の城主と記せり、同書攷異には總州墨田村高橋五郎時光なりと載せたり、此墨田村は葛飾郡隅田村のことにや、されど其地より新倉までは里程若干隔てたり、且妙典寺にも新曾の人なりと傳ふれば、攷異は誤なるべし、又上總國笠森寺の緣起に、墨田五郎觀音の利益により、日蓮に逢ひて出家し日德と號し、後墨田の鄕に妙源寺と云一院を建立すと見ゆ、是も又一說なり、今も上總國埴生郡に須田村と云地あれば、此說も俄に捨がたし、　寺寶、曼荼羅一幅　子安の曼荼羅と號す、日蓮の自筆にして文永八年時光に授與せしものなりといへど、紙上現に弘安三年十月沙彌日德授與之とあれば、前說誤なり、其圖釋迦堂丸出生の時、靈驗により日蓮安產の符を授かりしかば、今も懷妊の婦人へは安產の符を出すと云、　三十番神社、石神社、鐘樓　鐘に長譽山妙顯寺、二十二世日養代とのみ彫る、　二王門、惣門、

觀音寺　新義眞言宗、元は橫曾根村吉祥院末にて、寺域も荒川の岸にありしと云、今は京都智積院末なり、龍寶山愛染院と號す、本尊如意輪觀音を安ず、毘首羯磨の作なり、開山亮譽慶長三年四月朔日寂す、中興の開基は庄和泉守秀永と云、後剃髮して道覺と號す、寛永十七年十月廿四日卒す、今按に境内に此道覺が文祿四年二月造立せし石燈籠あり、されば開山の僧と同時の人なり、思ふに中興せしにはあらず、開基の人ならん、此子孫今德之丞として村内にあり、家系を傳へざれば詳なることは知らず、新座郡橋戸村の民忠右衞門もかの子孫なりと云、其家の說に據れば和泉守初め橋戸村に住せしが、後二男某を率來りて當村に移れりと云、然れば德之丞はかの二男の子孫なるべし、鐘樓享保年中新造の鐘をかく、

稻荷社、金剛院同宗にて、觀音寺末、新龍山大聖寺と號す、本尊不動を安ず、

福壽院大悲山と號す、本尊正觀音を安ず、

彌陀堂、

長泉寺　神田と號す、當寺は元觀音寺の住僧隱棲の地なりしを後一寺とすと云、本尊はこゝも正觀音なり、

藥王院　八幡山と云、本尊藥師を安ず、

常樂院　本尊正觀音を安ぜり、開山の僧法傳明應二年に開きと云、福壽院より以下當寺まで皆觀音寺の門徒也、

地藏堂　石像を安ず、瘡を患るもの祈願すれば果して驗ありと云、

觀音堂　馬頭觀音を安ず、

常樂院の持、

○橫曾根村　橫曾根村は江戸より行程四里、家數百九十餘、東は飯塚・下青木の二村に接し、南は淨間村に隣り、西は下戸田村、北は塚越村なり、東西十二町、南北十八町、農隙に紙を漉て生産の資とす、水旱共に患あり、前村と同く昔より御料所にして今に替らず、用水は前村に同じ、檢地は元祿八年酒井河内守改めしが、後新田をば延享元年に堀江莞四郎糺せりと云、

高札場　村の中程にあり、

小名　新堀、塚越、新田、原、樋口、並木、南、北、

堤防　水除堤　荒川の堤にて南の岸にあり、高さ一丈許、されど此川村内には係らず、淨間村を隔てあり、

神社　氷川社　村内の鎭守なり、末社、稻荷社、別當、東福院本尊不動を安ず、開山を了密と云、

八幡社　二宇　何れも吉祥院持、

稻荷社　村持、

天王社　東福院持、

寺院　本覺寺　日蓮宗、身延山久遠寺末、光輝山と號す、本尊三寶を安ず、開山日現大永六年二月三日寂せり、

吉祥院　新義眞言宗、川口町錫杖寺末、珍珠山多門寺と號す、本尊毘沙門を安ず、行基の作なりと云、開山宥鑁は文明七年五月廿一日寂す、

鐘樓　元は天和年中鑄造の鐘を掛し、文化十一年再造せり、

地藏堂、

觀音堂　西福寺持、

不動院　五大山と號す、本尊は不動なり、開山宥賢寬文四年八月三日寂す、

眞福寺　大聖山と云、開山隆辨寬文五年六月六日寂す、本尊地藏、

正福寺　延命山と號す、地藏を本尊とす、開山賢盛寬文十年七月十七日寂す、

光明寺　これも本尊は地藏なり、開山賢慶享保七年八月廿二日寂す、以上の五ケ寺は吉祥院末なり、

正眼寺　曹洞宗、江戸駒込吉祥寺末、青龍山と號す、本尊正觀音を安ず、弘法大師の作なり、開山を元易と云、慶安三年三月十八日寂す、

西福寺　淨土宗、江戸增上寺末、安養山と號す、本尊彌陀を安ず、開山傳譽絕公は天正十四年七月十五日寂す、

鐘樓　寶曆五年新造の鐘をかく、

常休寺　同宗、西福寺末、行基山と云、開山常譽は天正十四年十月十五日寂せり、本尊は彌陀にて行基の作なりと云、

地藏院　同末なり、運慶山と號す、本尊地藏を安ず、開山を本譽傳秀と云、慶長十四年二月朔日寂す、

觀音堂　西福寺持、

○上青木村　上青木村は江戸よりの行程四里半、今鄕名は唱へざれど村内氷川社寬永四年の棟札には、下足立之内芝鄕上青木村とあり、又當村上下に分れしも古の事にて、村内宗信寺の古磬に正應四年上青木と彫たり、是證とすべし、家數百八、東は三沼新田の中悪水堀に限り里・辻の二村に接し、南は下青木村に隣り、西は橫曾根・前川の二村にて、北も前川・根岸の二村なり、東西十町、南北十四五町、當村も古より御料所にして今に替らず、用水檢地等は前村に同じ、

高札場　村の乾の方にあり、

小名　木村、上島、富士原、武永、山王下、新田　北にあり、寬文中に村民孫七沼を埋て開發し、同六年高入となる、始めは孫七新田と呼しが、後略して新田とのみ呼べり、

鐙橋　水田の畔をいへり、何の頃にや神君御放鷹の時、畔道欠崩れ往來ならざりしかば、土人錢を埋めて橋とせし故此

名あり
と云、

山川　新芝川　村の東を流る、川幅八間許、此川に橋二ケ所あり、何れも長九間幅八尺、一を天神橋と號し、一を源助橋と云、

神社　氷川社　村の鎭守なり、往古は下青木村の氷川明神を鎭守とせしが、上下二村に分村せしときに、當社を勸請せしと云、社内に寛永四年の棟札あれど、是も再造の村のものなり、

別當　明達院　本山派の修驗、中尾村玉林院の配下なり、宮崎山と號す、元祿の水帳にも文殊院と載せしかば、當院の事にてその後今の院號とに改みしと云、

八幡社、
御嶽社、
神明社、
天神社　當社は當神を祀りし社にて、近き頃まで社中に大同年中の棟札ありしが、何ものか取去しと云傳へたれどうけがたし、當公は延喜三年の薨なれば、其譌なること必せり、此上の社は明達院持なり、

同社三宇　一は安樂寺持、二は村持なり、

富士淺間社　社地は村内宗信寺の舊地にして、當社は則境内鎭守なりしと云、社は丘上にて下に御手洗池あり、今も宗信寺持、

稻荷社二宇　何れも安樂寺持、

寺院　宗信寺　日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、長陽山と號す、古は前の淺間社の所にあり、彼所の小名を富士原と云、故に富士山光妙寺と號せしなり、開山日興は日蓮の弟子六老僧の一にて、永仁三年正月七日寂せり、其後此寺故ありて退轉し、延龍坊とて僅の草菴となりしが、寛永六年村民土屋治郎右衞門が父豐前守追福のため今の地に移し、本寺十九世の僧日豐を請じて中興開基せり、則父豐前守が法諡及び己が遵修の法號を取て、長陽山宗信寺と號すと云、かの豐前守は甲斐國武田氏に仕へ、同國にて卒せりと云のみにて、其傳詳ならず、又其子孫近き頃まで村内に住せしが、今は絶たり、本尊釋迦を安ず、　寺寶、古磬一、鐘樓　天明五年新鑄の鐘をかく、　三十番神社、稻荷社、

專稱寺　淨土宗、江戸增上寺末、青木山聖向院と號す、開山は西蓮社了譽上人なりと云、了譽は小石川傳通院の開祖にて著名の僧なり、院號聖向は則了譽の名なり、本尊彌陀を安ず、　鐘樓　鐘に寶永元年の銘文あり、　稻荷社、地藏堂、

大信寺　同宗、專稱寺末、心蓮山三尊院と號す、本尊三尊の彌陀は安阿彌の作なり、當寺は天正年中名主九右衞門が先祖起立せしと云、過去帳に開基松譽貞吟和尙とあり、是開山なるにや、又開山は慶長五年寂とのみ傳へて其名を知らず、

天神社　稻荷を合祀せり、　地藏堂、

安樂寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院末、本尊觀音を安ず、

大日堂　此所に安樂寺の門徒寺ありて營福寺といひしが、近き頃廢して僅に堂を存す、大日は當時の本尊にて、行基

古磬

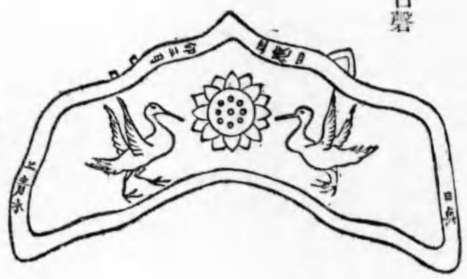

此所裏に光明寺とあり

此所裏に富士山とあり

總丈七寸餘

九寸餘

二寸餘

下石ノ横

の作なりと云、

觀音堂　安樂寺持、

地藏堂　村持、

塚　古塚村の中程にあり、百年程前に村民善次郎と云もの此塚を穿ち見るに、擂鉢を組合せ、針鋼にて十字に結びしものを得たり、內に自然石にて偶人の如きものあり、土人等猥に大黑の像なりと稱して、今に善次郎が家に藏む、其圖前に出す、又武器と覺しきものなど埋せしかど、皆朽損して鐵性もあらざりしと云、近き頃藏倉を造りしとき、再び此塚を穿ちしにも鎗或は刀の朽しものを得たりと云、

○下青木村　下青木村は鄕名及び上下に分れし事既に前村に辨せり、江戶よりの行程用水檢地等も又前村に同じ、家數百七十餘、村の四境東は芝川を限りとして前田村に隣り、南は川口町に接し、西は橫曾根村、北は上青木村なり、東西十二町許、南北十七町程、水旱共に患あり、當村も昔より御料所にして今に替らず、

高札場　村の東にあり、

小名　北谷、曾根、宮ノ前、橋戶、前谷、長堤、

山川　芝川　村の東にあり、川幅六間、岸に添て水除堤を築けり、高さ六尺許、土橋あり、五右衞門橋と云、長九間なり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、勸請年代は知らざれど、社頭に掛たる鰐口に依れば季之鰐口中絕永之也とあり、是慶安二年のものなれば、其以前造立の社なる事知るべし、　隨身門、石鳥居、鐘樓　元祿十三年新造の鐘をかく、　末社、稻荷社、辨天社、別當、般若院

本山修驗、中尾村玉林院配下、栗崎山藥師寺と號す、本尊不動を安ぜり、

神明社　般若院持、

諏訪社　大覺院持、

石神井社　同寺持、

天滿宮　長提寺持、

第六天社　村民持、

稻荷社　八宇二は光明院持、一は淨相院持、一は大覺院持、其餘は村民持、

寺院　龍泉寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院末、大聖山と號す、本尊不動を安ず、中興開山慶尊は正德六年四月五日寂す、　地藏堂、

長堤寺　同門徒なり、本尊不動を置く、當寺は元長福院と號せしが、惇信院殿の御幼名を避ち、今の寺號に改めしとふ、

光明院　同門徒なり、本尊不動を安ず、　辨天社、

正福寺　同宗、慈林村寶嚴院門徒、瑠璃山と號す、本尊藥師を置り、　天神社、觀音堂、

西方寺　淨土宗、上青木村專稱寺末、顯生山成就院と號す、本尊彌陀は何の比か黑田統前守の寄附なりと云、開山は本寺と同く了譽上人にて、當寺を起立せしは十二三歲のことなりと云、疑ふべきに似たり、　鐘樓　延享年文ある鐘をかく、　辨天社、觀音堂、

良光院　同末なり、本尊彌陀を安ず、　觀音堂、

淨相院　同宗、橫曾根村西福寺末、　天神社、

大覺院、

釋迦堂　光明院持、

阿彌陀堂　村民持、

賽一宇　持同じ、

○里村　里村は江戶より行程五里を隔つ、東は鳩ケ谷宿に接し、南は辻村に交はり、西は上青木・根岸の二村に界ひ、北は浦寺村に隣れり、東西南北の徑り各二十町許、民五十三、古より當所も御料所にて、檢地の年代用水等前村に同じ、

高札場　村の中程にあり、

小名　曲田、長堀、古川、北谷、深町、屋敷添、

山川　芝川　村の西を流る、幅八間、源助橋と云、

神社　稻荷社　法福寺持、　末社、山王社、疱瘡神社、

熊野社　此社內にいかなる故にや東照宮を勸請し奉れり、又天神・荒神・稻荷を相殿とす、村民持、

稻荷社、

諏訪社　共に村民持、

御嶽社　法福寺持、

寺院　法性寺　曹洞宗　遠江國榛原郡高尾村石雲院末、玉龍山と號す、寺領十石の御朱印は天正十九年に賜ふ、此時までは寺號を保正と書しが、御朱印に法性寺と記せしより、文字を改めしと云、本尊釋迦なり、又安阿彌の作る千手觀音の立像長八寸許なるを安ず、相傳ふ文明八年太田道灌當寺を開基し、寺領等を寄附す、其頃は天台宗にて灌頂山保正寺と號せしが、後兩上杉氏牟楯の時、住僧兵亂を憚れて遁れ去しかば、寺領を失ひ堂宇もことごとく荒廢せり、其後明應七年震旦と云僧再建して禪室となし、玉龍山と改號し、同八年三月遠江國より季雲永嶽と云僧を請待して開山とし、震旦は第二世に居れり、永正十七年村山伯耆守行秀寺領を寄附せしかば、行秀を中興大檀那とせり、開山永嶽は大永五年二月十五日寂し、震旦は天文八年十二月二日寂す、行秀は天文四年四月朔日卒しければ當寺に葬り、法諡を保正寺定山春景大居

士と號す、此人は扇ヶ谷上杉定正の幕下にて、當郡戸田領の地を領せしと云傳ふ、村山氏は當國七黨の内にて、村山貫主賴任・同七郎家繼なと稱せし人あり、行秀はこれ等の後裔なるべし、多磨郡笈根ヶ崎村の民次郎右衛門が祖先を村山土佐守といひ、天正の頃北條家に仕へ、同郡山口領の内を領せりといへば、伯耆守は土佐守が一族なるも知るべからず、今村内に行秀が子孫といへる民二人あれど、世系を失ひて詳ならず、かの行秀が寄附せし寺領は、北條氏康の時沒收せしが、天正二年に至りて氏直より一貫二百文の地を寄附せしことは、藏する所の文書に見えたり、其文左の如し、

下足立里村之内、保正寺寺領之事、大途無御存而先年自檢地之砌、御領所ニ相紛候歟、彼寺領壹貫二百文、如前々無相違御寄進候、仍狀如件、

天正二年甲戌九月十日　評定衆

四郎左衛門尉康定（花押）

保正寺

鐘樓　享保年中鑄造の鐘をかく、辨天社、愛宕社、衆寮、地藏堂境内に及べば、此堂のあたりは鳩ヶ谷宿の地に屬すと云、

眞光寺村内法性寺末、龍淵山と號す、開山は本寺五世僧苗運なり、示寂の年代を傳へず、本尊釋迦を安ぜり、

法福寺新義眞言宗、浦寺村地藏院末、圓通山と號す、本尊十一面觀音を安ず、稻荷社、地藏堂、

○西新井宿村　西新井宿村は江戸よりの行程前村に同じ、正保改定の國圖には、隣村新井宿村を載て當村を載せず、元祿の改に始て此村名出たれば、元祿の前に新井宿より分村し、西の文字を冠らせしなるべし、當村を西と稱するに對して、隣村新井宿を東新井宿と呼べど、これ土人の私の唱なり、村の東に日光御成道係り、其道の中央を界ひとして新井宿村に隣り、南は浦寺村及び里村に接し、西は根岸村又新井宿村の飛地等に錯り、北は石神・神戸の二村に及べり、東西三町許、南北十二町餘、家數五十一、天水を以て耕せば屢旱損あり、御打入の後御料所にして今に替らずと云、されど正保の改に新井宿村伊奈半十郎荒川又六郎知行と載せり、これ當村のいまだ分れざる時のことにて、其後又六郎が知行の分を割て分村せしならん、今も新井宿村は赤山領に屬せり、されば當所はもと又六郎が知行なるべけれど、土人傳へを失ひしなるべし、村の飛地新井宿・根岸兩村の間にあり、檢地の年代前に同じ、

高札場　日光御成道にあり、

小名　屋敷添、南原、笹根、竹ノ下、卜傳、北田、

古塚　駒ヶ塚　日光御成道の傍にあり、僧の塚なり、土人の話に古ある兒此所にて落馬して死せしことあり、其馬を繫ぎし所に塚を築きてかく名づけりと云、かの兒が墓には櫻樹を植てしるしとせしが、今は枯たり、又此ほとりに姥カ池と稱するあり、兒にゆかりありしもの其死を哀みて身を沒せし池なりと云、是も今は埋れて僅に形のみ存せり、

神社　籏川社　村の鎭守とす、下の三社共に寶藏寺持、　未社、天神社、稻荷社、

神明社、

牛頭天王社、

淺間社、

寺院　寶藏寺　新義眞言宗、西新井村總持寺末、青龍山無量壽院と號す、寛文二年六月八日寂せし源海と云僧より以上の世代を傳へず、本尊は大日を安ぜり、　阿彌陀堂、

○前川村　前川村は古秩父川係りし故、此名は起りしならんと云、秩父川は則荒川にて、其所を秩父川の蹟と呼ぶ、今總て水田となりたれど、川蹟は地形おのづから低し、村の四隣東は上青木村に界ひ、南も同村及び横曾根・塚越の二村に接し、西は芝・伊刕の二村にて、北は根岸村に隣れり、東西へ凡十六町、南北二十町許、家數百四、用水乏ければ旱損多し、往昔は岩槻太田氏の領地なりしが、御入國より御料所となり、其後一旦黑田豐前守に賜はりしが、程なく元祿の頃上りて又御料所となりしより今も然り、江戸への行程檢地年代用水等前村に同じ、

高札場　村の北にあり、

小名　橋向、町張、田島、島在家、雁丸、本田、峰山、

天神山、堂山、浮世沼、堰下沼、下原、笠脫　この二ヶ所の事は末に出す、

山川　元芝川村の北を流る、幅四間許、

芝川村の北界を流る、三沼中惡水堀なり、幅八間、水除の堤を設く、

龍川或は竪川とも書り、村の南にあり、幅二間許、

神社　勢貴明神社　祭神は多氣津姫命、當村及び文藏村の鎭守とす、相傳ふ古此地川に添たる故、屢洪水ありしかば、水災守護のために勸請し、洪水を堰留るの心にてかく號すと云、一說に始は文藏村に勸請せしが、水の時流れ來りし故是に祀れりと云、　末社、稻荷社、十二神社、辨天社、別當、東福寺新義眞言宗、慈林村寶壽院門徒、本尊金剛界大日を安置せり、

天神社　神體は菅神の畫像にて、石山左中將芙蓉筆、上に讃あり、是は高辻大納言豐長卿の筆なり、村民持、

神明社　村民持下同じ、

熊野社、

八幡社、

山王社、

稻荷社二宇、

愛宕社、
天王社、
八幡社萬福寺持、下同じ、
十二社、

寺院　萬福寺　新義眞言宗、慈林村寶藏寺末、阿闍山不動院と號す、開山詳ならず、歷代傳の内宿朝と云もの、寛永四年三月廿一日寂すと云を古しとす、中興開山宥鑑享保元年七月六日示寂、本尊不動を安ぜり、鐘樓鐘の銘あり、　大日堂、

觀音堂　千手觀音長一寸八分、行基の作にて平惟盛が息男六代禪師の守護佛なりと云、元和二年二月新に一尺八寸の像を作りかの守護佛を腹籠りとなせり、緣起の略に云、此像は古高雄の文覺より六代禪師に授し肌の守にして、六代此像の靈驗によりて命をたすけられしが、後年謀反のことにつき又召捕れ、すでに誅せられんとせし時も、靈驗ありて其所をのがれ忽で當所に來れり、今小名に下原笠脫などと呼ぶは、六代がこゝに來りしとき、馬よりおりし所と、笠を脫し所なればかく名づけり、其後六代當所に隱れ住する由、鎌倉に聞えしかば又召捕んとするに、六代が邊三ケ所に見えなどし、色々の靈驗ありてつひに捕る事を得ず、其三ケ所と云は伊苅・根岸の二村、及び當所なり、さればかの村々にも六代を祀りし社あり、それより六代は當所に小堂を建、守護佛を安置し、おのれもこゝに住し、寛喜二年三月十七日六十八歲にして寂せりと、此說信ずべきにあらざれど、姑くこゝに記せり、今伊苅持に六代權現社及び其塚なりとて松をしるしに植し小なる塚あり、根岸村には廢せしにや存せずと云、【平家物語】に正治元年文覺配流の時、六代禪師鎌倉に召下され、同部權頭に仰て多古江川の端にて誅せられしこと見ゆ、又【保曆間記】には芝と云所にして誅せらるとあり、此芝と云は何れの處なることは載ざれど、此所の隣村を芝と唱ふるを以て見る時は、もしくは此邊のことなるも知るべからず、【東鑑】建久五年四月廿一日の條に、故小松內府孫子（維盛卿男）六代禪師、自二京都一參向、所レ帶高尾文覺書狀也、偏依二恩化一纔命之間、於二關東一更不レ存二巨惡一、矧且於逢二出家遁世一輩之由、勝二因緣前司廣元一申レ之云云、同五月十四日の條に、六代禪師事有二其沙汰一、暫可レ令レ止二住關東一之由、是平治逆亂之時、故小松內府爲二源家一被レ施二芳言一歟、依不二思食忘一如レ此云云、同六月十五日の條に、將軍家招二六代禪師一對面無二異心一者、可レ補二一寺別當職一之由被レ仰云云、これによるに六代禪師暫く關東に來り住せしことあれば、當所伊苅根岸は其頃所緣にてもありし地に、よりてかくつとふることなるべし、　別當、

觀了寺　新義眞言宗、慈林村寶藏除門徒なり、

地藏堂　村持、

彌陀堂二宇　村民持、

○塚越（ツカコシ）村　塚越村は古廻國の沙門經文を埋めて塚を築し地なれば、古は經塚腰村と唱へしを後上略し又腰の文字を改めしと云傳ふ、家數九十六、東は前川村に隣り、南は下青木・横曾根の二村にて、西は下戶田村・蕨宿に及び、北は芝村に界へり、東西十二町、南北十町許、水旱共に

患めり、當所も古より御料所にて、江戶への行程、檢地の年代、用水等前村に同じ、村の南荒川の端に少しの流作場あり、

高札場　村の中程にあり、

小名　町張、大荒田耕地、仁中步耕地、

神社　稻荷社　前に云經塚の上にあり、村内の鎭守三社の一なり、塚の高さ二丈餘、徑十二三間、松杉など繁茂せしさまいかにも古塚と見ゆ、末社、天神社、吾妻社、稻荷社二宇、

觀音堂　正觀音にて、當郡三十三番の札所とす、　別當　定王寺新義眞言宗、蕨宿三學院門徒、

稻荷山と號す、本尊藥師を安せり、

稻荷社二宇　共に村内の鎭守なり、蕨宿三學院の持なり、

山王社　定正寺持、下同じ、

天神社、

阿彌陀堂　村持、

○蕨（ワラビ）宿　附持添新田　蕨宿は中山道宿驛の一にて、元祿の後までは蕨町或は村と唱へりといへり、今宿と唱ふるは驛亭なればなるべし、此宿驛を置れし始は詳ならざれど、古は隣村戶田村の内にて、今小名元蕨と云所にありしと云、江戶より行程四里半、人馬繼立は南の方豐島郡下板橋宿まで二里十町、北の方浦和宿へ一里十四町、日每に人足五十人、馬五十疋の宿役を勤るを以て、一萬坪の地子を免許せらる、街道は此の中程に係り、道幅八間、戶數四百三十、多くは道の左右に連在す、年每に七月十一日・十二月廿六日の兩度を市日として、時用の物を交易せり、四境東は塚越村に隣り、南は上下戶田村に接し、西は美女木村、北は芝・文藏の二村にて、西北の方辻村に及べり、東西一里許、南北十町餘、三沼代用水を引く、又近き頃吹井を設けて沃けど水旱共に患あり、土人等年貢を納るには宿内を上下に分て收れど、私のことにてもとより分れたる地にはあらずと云、當所は南北兩朝の頃、澁川左衞門佐義行居住せしことは土人も云傳へ、又其頃の記錄にも見えたり、其より子孫續きて天正の頃まで領せしなるべし、猶澁川氏のことは下に出せる城趾の條に載たれば合見るべし、御打入の後御料所及び三學院領にて、檢地の年代は前村に同じ、又南の方上下戶田村の内、荒川堤外に入會の新田あり、享保十七年覽播磨守改めて蕨新田と唱へ、今に持添とす、

高札場　宿の中程にあり、

小名　上、中、下、

神社　氷川社二字一は華藏院持にて、中を氷川と唱ふ、一は地藏院の持にて、下の氷川とよべり、

稻荷社二字一は地藏院、一は東光院の持なり、

天神社地藏院持、

八幡社成就院持、

神明社福性院持、

淺間社同持、

御嶽社成就院持、

道祖神社蓮乘院持、

寺院　三學院新義眞言宗、山城國醍醐三寶院末、金龜山極樂寺と號す、寺領二十石は天正十九年御朱印を附せらる、本尊十一面觀音立像にて、長四尺許、慈覺大師の作、傍に如意輪觀音を安せり、長一尺四寸許、定賴の作、當所は坂東二十番の札所なり、開山賢廣は慶長の末に寂す、中興開山を宥盛と云、此寺享保十年四月回祿の災に罹りて、舊記を失ひたれば總て詳ならず、　寺寶、不動畫像弘法筆大師、弘法大師自畫像上に贊辭あれど古物にして文字讀がたし、　大般若經二卷何れも古板にて奥書に、將門末孫右兵衛平朝臣常重、建保三年乙亥十一月日と記す、　同別本一卷是も古板にして其奥書に、元德三年六月上旬、以酤酒違犯錢貨刊當卷印板畢、願以此功、師僧父母、一切衆生、皆成佛道焉、勸進沙門慶悅翁一校了とあり、此餘古筆古畫多く藏すれど眞僞詳ならず、考證に益なければ略す、　仁王門、中門、鐘樓寶曆年中鑄造の鐘をかく、　聖天社、辨天社、稻荷社、彌陀堂、塔中、

大圓寺本尊觀音を安せり、

成就院村内三學院末、八幡山と號す、本尊不動を安せり、　金毘羅社、疱瘡神社、

長泉院眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺末、甘露山と號す、本尊彌陀を安せり、當院は古紀州高野山末にて、久良岐郡六浦にありしを、寶曆五年引移せりと云、此時の僧理潭は同十三年三月十二日示寂せり、　稻荷社三宇一は千代姫、一は乙姫、一は松永と稱し、三社並び立り、相傳ふ古紀州にありしが、いつの頃か紀伊殿の靈夢によりて、當所へうつされしといふ、

華藏院村内三學院末、明星山と號す、本尊は不動を安せり、　神輿堂當院の持とする中の、氷川社の神輿を置り、　天神社

正藏院同末にて、供陀羅山と號せり、本尊地藏を安ず、

地藏院同末にて、自在山と號す、文保二年の起立と云傳ふ、本尊藥師の立像長一尺餘、行基の作、開山玄秀寂年詳ならず、　神輿堂當院持の下氷川社の神輿を置り、

寶樹院臨濟宗、芝村長德寺末、金峯山と號す、本尊地藏は坐像にて長五寸許、運慶の作、開山を正宗廣智と云、正慶元年寂す、當院に澁川左衛門及び彼母子の石碑位牌等あり、石碑に寶樹院殿英岳俊公大居士、永祿十年八月廿三日、澁川左衛門、竹香院殿仁田義公大居士、天正十九年八月十六日、子息とあり、又左衛門殿三男とも見ゆ、妙心院殿三泰壽陽大姉、大永二年五月十六日、妻婦とあり、是何れの妻といへるにや、この三つの法諡を一基とせり、左衛門督母公龍體院殿自山貞性大姉、永祿十年十二月廿七日と彫たる碑、傳芳院殿寄山長公大禪定門、天正十一年正月廿四日、左衛門督舍弟と記せしあり、この三基とも天正年中澁川氏斷絶の後、其家人高橋・今井・町田・山田・永島其餘の氏人建しといへど、其頃のものとも思はれず、中古建たるにや、又位牌には澁川を蕨に作り、竹香院を大禪定門、五月十一日として、蕨二郎長公子とあり、妙心院の殿を除き、卒日も八日となし、蕨左衛門母と見えたり、又左衛門督舍弟傳芳院を、俊公子とのす、今も前にいへる家人の氏を名乘ものあり、其子孫なるべし、　天神社、太子堂、

三藏院三學院末、龍龜山無量壽寺と號す、本尊彌陀、開山を惠陽と云、示寂の年月詳ならず、古村民川嶋三郎右衛門と云もの堂宇再建せしかば、中興の開基とす、天正三年三月卒せり、法諡無量寺俊儀居士と云、則此法諡をとりて寺號とせしなるべし、其子孫今尙村民に殘れり、　神明社、觀音堂此堂破壞せし後いまだ再建ならず、緣起を見るに、此正觀音の像は長二寸二分、行基の作にて、寶德三年三月十七日の夜、當寺の住僧法印惠陽夢の告ありて、此邊の堀の中より感得せり、よりて別に長一尺二寸の像を作り、かの像を腹籠りにせしよしを載す、享德二癸酉三月十八日、武州足立郡戸田領下蕨宿、龍龜山三藏院法印惠陽敬白とあり、されど其比記せし者とも思れず、中古の僧古色に擬してしるせしものなるべし、

蓮乘院三學院末、山號を傳へず、本尊は觀音を安せり、

東陽寺同末、是も山號を傳へず、本尊藥師を安せり、

東光寺同末にて、花木山と號す、本尊不動を安せり、

悉地院同末、本尊聖德太子を安せり、當院は文龜二年の草創、開山を宥鑁と云、其餘のこと詳ならず

本法院日蓮宗、新曾村妙顯寺末、福本山實成寺と號す、開山日祐は永和元年七月十八日寂し、二世の僧日存應永七年二月廿日寂すといへり、本尊は三寶を安せり、

寶藏寺同末にて、開山前に同じ、本尊は三寶を置り、

福性院村内三學院末、本尊藥師を安せり、

舊蹟　城蹟宿の東なり、字して要害と呼び、又蕨の御所或は城跡など唱へり、堀切及び土居の跡等存す、四方二丁許なる平地なり、中央に小祠あり、土人是を御主殿と稱せり、其由來且祭神を傳へず、相傳ふ昔澁川左衛門佐義行、此地に住して蕨左衛門と稱し、其後代々相繼て住すと云、澁川家譜を見るに、祖先は足利宮内少輔泰氏の二男、澁川少輔次郎義顯より四代、刑部大輔義季、建武二年七月平時行合戰の時、武藏に於て討死す、義季の孫中務大輔義行、後に右兵衛佐武

藏守とも稱す、其子滿賴、其子義俊、二代は九州の探題たり、義俊の二男右兵衛佐義鏡、其子左衛門佐義堯とあり、たゞ別系に異同あれば其得失を知らず、【鎌倉大草紙】に澁川左衛門佐義行武藏の國司にて、足立郡蕨と云所を取立、居城して代々この所を知行す、又長祿元年六月廿三日義行が孫、澁川左衛門佐義鏡大將として、武藏國に下ると云云、此義行は天授（北朝の永和元年八月十一日、歳廿八にて卒せり、將軍毋堂の舍弟なりと、南方記傳に出たり、是によれば土人の傳へ由なしとせず、下總國平賀村本土寺過去帳に、大永六年六月日武州蕨自落城、此伊勢守氏綱の家風なりと載たり、この頃までは澁川氏の居城なりしこと知らる、又伊勢守とあるは北條左京大夫氏綱にて、本名伊勢なればかく記せしなるべし、又常陸國茨城郡芹澤氏所藏他阿彌より、芹澤右京亮へあたへし文書中に、藏左衛門佐殿とのす、是土人のいへる在名を名乘し澁川氏のことにや、されど其年代詳ならず、前に云大永六年落城以前のことか、又思ふに村内寶樹院の位牌に、澁川左衛門永祿十年卒し、其子及び一族等天正十一年、同十九年に卒せし由法謚を藏せたれば、大永落城の後再び一族此邊に住せしなるべし、今この地は彼家人の子孫にて、村民となりし平左衛門が持、傍に小なる家を立て農民住せり、

褒善　岩次郎當所の民なり、寛政五年奇特のこと聞えて御褒詞ありしと、

新編武藏風土記稿　卷百四十一之終

新編武藏風土記稿　卷百四十二

足立郡之八　浦和領

○浦和宿（ウラワ）　浦和宿は浦和領十三村の本郷なり、古は浦和町共よべり、高鼻庄に屬す、江戸を距ること六里、民戸二百八、東は元太村にて、南は岸村に至り、西は別所・大戸の二村に接し、北は針ヶ谷村なり、東西二十町、南北三十町許、天水場にて旱魃を患ふ、當所は中山道の驛場にして、人馬の定數蕨宿に同じ、爰に宿驛を置れし其始を詳にせず、近村白幡村の小名に、本宿と呼べる所あり、こは古へ宿驛のありし所なりしが、何の頃にか其宿を浦和の地に移されしと云、されど當所にては傳へざれば、正しき事を知らず、此宿に毎月二七の日市を立て、穀物或は木綿布の類を交易す、此市は古くより開けし事にて、當所の名主權兵衛が所藏の、天正十八年淺野彈正少弼の制札に、

禁制

浦和市

一喧嘩口論之事、
一押賣押買狼籍之事、
一町人諸役付國質鄉質之事、
右如先々市相立可商賣者也、
天正十八年七月日　　彈正少弼（花押）

とあれば其久しく絶ざること知べし、此外同人の家に傳へし北條家、又太閤より出せし文書三通あり、皆此當所にかゝりしものなれば、其文左に出せり

浦和之百姓一人自今以後之掟可申付候間、うへゝ申上可指越候、仍如件、
（虎朱印）
三月十八日　　笠原越前守奉之

近藤越前守殿

足立郡之內　浦和宿

禁制
一軍勢甲乙人等濫妨狼籍事、
一放火事、
一對地下人百姓非分之儀申懸事、
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者忽可處嚴科者也、
天正十八年七月　　印

當所へ御朱印取次候而遣候條、狼籍之族一切有間敷候、若違犯之輩於有之者、此方へ可申來候也、
卯月廿九日　　淺野彈正少弼長吉（花押）

武州うらはの鄉

御入國の後は御料所及び玉藏院領にして、御料所は高方河內守淸長預り奉れり、高刀家譜を見るに、河內守淸長御入國の時、武藏國岩槻の城主となり、浦和鄉一萬石の地を預り奉りしが、淸長性質廉直なる故、家人中村彌右衛門を浦和鄉の代官として、其年貢は岩槻の城に入す、直に江戸の官倉に納め、彌右衛門をして公に仕へしめ、我家臣とせざりしとあり、是其私なからん事を思へばなるべし、元和五年九月淸長岩槻を轉ぜられぬ、其後も御料所と玉藏院領にて今に替らず、檢地は元祿三年松平淸三郎・八木仁兵衛等糺せり、後々新墾の地など出來せしかば、享保十八年筧播磨守檢地す、其地は三ヶ所にあり、一は隣村針ヶ谷村を隔し飛地なり、二ヶ村は宿の續きにあり、

高札場　宿の中程にあり、

小名　御殿山　街道の西にあり、享保の頃まで參府の大名ある時は御老中をして、爰へ迎へしめたまひしと云、此事恐らくは事實を誤り傳へしならん、今は御林となれり、　上、中、下、

神社　稻荷社三宇　一は成就院持、二は村民持、

寺院　玉藏院　新義眞言宗、京都醍醐三寶院の末、寶珠山延命寺と號す、關東十ヶ檀林の其一なり、寺領十石の御朱印を賜へり、此寺往古よりしばしば丙丁の災にかゝりて舊記を失ひたれば、開山等總て詳ならず、中興開山は僧印融なり、此僧は世に聞えたる高德の人にて、本朝高僧傳にものせ、且橘樹郡烏山三會寺を中興せしなれば、其詳なることは彼寺の條に記せり、　本堂　本尊大日を安置せり、　中門　此門の上に鐘を掛、鐘は近き世の鑄造なり、

山王社　地藏堂、寺中、神主寺、

成就院　玉藏院末にて、本尊彌陀を安ず、

彌陀堂　本尊は畫像なり、親鸞の筆と云傳ふ、

○岸村（キシ）　岸村は江戸よりの行程浦和宿に同じ、當村は上古此邊大なる川ありて、其岸にのぞみし村なる故かく名づくと云、民家四十四、東は大谷場村に接し、南は白幡村に隣り、西は別所村にて、北は浦和宿なり、東西十五六町、南北五町餘村の中間を中山道の往來貫けり、五穀の外紫根を植てこれをひさぎ生產をたすく、天水場なければ旱損あり、當村も御入國以來御料所なり、檢地の年代詳ならず、街道の東に新田あり、元祿年中開墾とのみ傳へてこれも檢地を知ず、

高札場　村の西南の隅にあり、

小名　天神臺、十蓮字　南の方を云、穢多數軒住せり、　元宮　街道の西を云、市の神と稱する小祠あり、古へ當所に市ありし時の社と云傳ふ、　大黑ヶ谷、虫ヶ谷戸、御藏入、岸ノ下、岸ノ前、宮ノ西、宮ノ東、宮ノ北、宮ノ後、中道、中丸、御藏蹟　一に藏山と云、此地に御林六段五畝十二步あり、

神社　調神社　社領七石を賜ふ、當社は〔延喜式〕神名帳に足立郡調神社と載る所なりと云、されど祭神等すべて傳ふる處詳ならず、按に〔武藏風土記〕にも足立郡大調鄕、或は大都幾調神社、神田六十束、二字田稚日本根子彥大日天皇、乙酉三月所祭瀨織津比咩也、有神部巫戸と載たるもの全く當社の事と見ゆ、されど此風土記は後人の擬書なる由言傳れば、正しとも言がたし、又土人の此邊の事跡を記せしものに、當社は日の神倉稻荷玉命の二座を祭る所にして、延元二年二月五日、那賀郡廣木村吉原の城主、色大興寺入道範行と云し人再興して、神田五邑を附せしなど載たれど、此一色範行と云もの他に所見なし、ことに延元の頃再興せしと云るも、式社のことをわきまへざる書ぶりなり、がたがたうけがたし、又云其後貞和觀應の頃兵火にかゝりて社頭破壞せしを、康曆年中佐々木近江守持清又再造せしが、それも兩上杉戰爭の地となり、次第に衰廢せしを小田原北條分國の時に再興ありしと記す、されどみな左證とすべきものなし、たとへ證すべきことありとも、是を以て式社の興廢を知るには足べからず、殊に別當寺にては、近き頃まで月輪を祀りし社とのみ傳へたれば、古を知らざるもの附會せしなるべし、調の字の訓月に同じければ、後世月待の宮として、又愚民の信を取んがためにかく唱へしなるべし、今を以て考ふるに、當社の外此郡中調神社の名殘と覺しきもの更になし、目擊する所を以て古へを推には足らざれど、社地のさまいかにも神さび、數圍の樹木枯株などのとこせるを見れば、古社なる事は論なかるべし、今は社人も調の社といへば、　末社、石神社　稻荷を合祠せり、

藏王社　是も熊野を合殿とす、　稻荷社、第六天社、別當、月山寺　新義眞言宗、浦和宿玉藏院末也、本尊愛染を安ず、開山詳ならず、昔は福壽寺にて當社を兼帶し、爰には庵を置て守らしめしを、後年一寺となして月山寺と號すと云り、

天神社　神體坐像にて、外に千葉介貞胤が書る神號を安ず、其面に後の貞胤と記したり、按に下總國葛飾郡船橋村神明社に同人の願書あり、正保三年と記したれば、古きものにはあらず、本村福壽寺の持、

神明社　持前に同じ、

寺院　福壽寺　新義眞言宗、浦和宿玉藏院末、菅原山と號すれど、こは先住の僧私に唱へ始しものにて、其實は山號は未だ稱せずと云、境内に敬谿□覺和尙、享德四年八月十四日としるせし碑あり、これ開山のしるしなるべしと云り、本尊觀音を安せりと云、　藥師堂　藥師及び十二神の像を安ず、　庚申堂、

○別所村　附持添新田　別所村は江戸を距ること前村に同

調神社圖

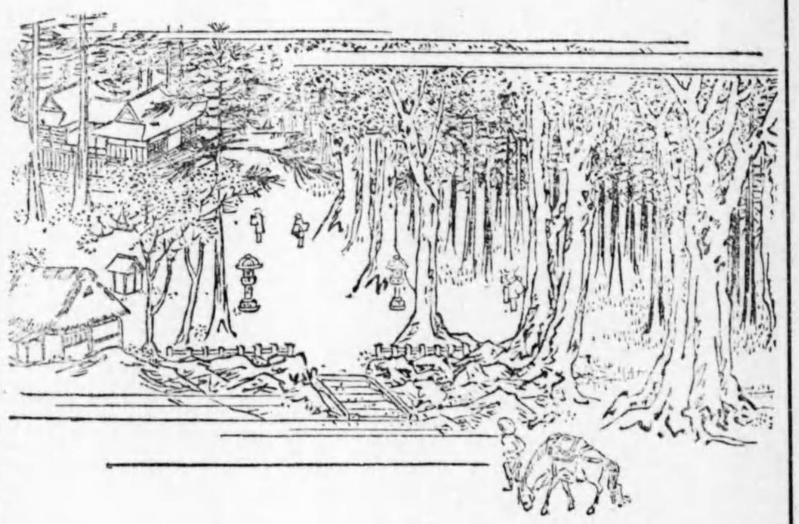

じ、高鼻庄に屬す、土人の云此村は近隣の村落に離れ、かつ土地も他村よりは少しく高く、自ら別所の如くなればかく村名を呼べりと、是は僻事にて、別所は所々にある村名にて自ら故あり、されど其故は正しく辨しがたし、家數五十軒、東は岸村に境ひ、南は白幡・沼影の二村に接し、西は鹿手袋・大戸の二村にして、北は浦和宿なり、東西凡六町、南北三町許、用水不便にて旱損あり、又近村大戸・落合・浦和などより惡水たゝへ來りて、水田を損することありと云、當村も古より御料所に屬し今に替らず、檢地は元祿三年松平淸三郎・八木仁兵衛等糺せり、此餘持添新田あり、是は村内の沼地を開きし新田にて、天明八年蔭山外記檢地せり、

高札場村の坤の方にあり、

小名　トウキン塚此所に古塚あり、高八尺許、其故を傳へず、

神社　稻荷社三宇二社は眞福寺、一社は村民の持、

十羅刹社村民の持、土人の話に古へ此邊一圓に江河なりし比、運漕の船一艘當所にて風難にあひ、多くの人溺死せしかば、其追福に船の艫を切て爰に埋め、其上に此社を祀れりと云傳ふ、

寺院　眞福寺新義眞言宗、浦和宿玉藏院末、法光山無量院と號す、本尊不動を安ず、行基の作なり、境内に寛文六年四月廿五日示寂せし僧宥尊が墓碑あり、是中興開山なるべしと云と詳ならず、　彌陀堂土人の云、當郡に別所と稱する村六ケ村ありて、其村ことに彌陀一體を安置せり、この像も其一なりと、されど今郡中に別所と呼る村五ケ村のみなれば、此傳への誤なること知るべし、但鴻巣領別僧巣村彌陀堂の傳へには、古へ岡部六彌太忠澄わが所領の内別所村六ケ村に、彌陀一體づゝを安せしと云、この傳へも信じがたけれど、忠澄が所領の内六ケ村と云ときは、當郡に限らざるにや、兎角承がたき說なり、

○白幡村（ヒラハタ）附持添新田　白幡村は爰も高鼻庄に屬す、或說に天慶年中平將門征伐のため、藤原秀鄕此地にしばし宿陣して、八幡を勸請し軍の勝利を祈りし事あり、其時陣中に白幡を立ける故此村名は起れりと云、是らの事はまゝ有說にて、外に考る處なければ正きことを知らず、村の四方東は大谷場・文藏の二村に隣り、西は根岸・沼影・美女木・戸の四村に錯り、南は別所村、北は岸村なり、東西七町餘、南北十町許、村の東の方に中山道係れり、民家八十、江戸より行程六里、此村も御打入後御料所なりしが、寶永元年松平甲斐守に賜はり、明る二年又御料に復し、其後享保十六年村内を割て藤堂主馬に賜はりしより、御料私領打交りて今も替らず、檢地は元和九年熊澤三郎左衛門、元祿三年松平淸三郎・八木仁兵衛糺せり、其後明和五年鵜飼佐十郎・宮村孫左衛門蔭山外記等新田を檢せり

と云、此外に當村持添の新田あり、其地は浦和宿と興野町の間にありて砂原新田と呼べり、享保十六年伊奈半左衛門檢地す、

高札場村の西にあり、

小名　本宿村の北の方を云、古へ此所に宿驛ありしが、何の頃にや浦和の地に移されて、其名のみ殘れりと云、八幡ノ上、樋坂、堂ノ上、道東、向馬場、タヤノ前、龜ノ尻、四段田、五段田、子ノ神町、内正音外正音、

水利　溜井北の方岸村の境にあり、土人拳か池と呼ぶ、其名付ところ詳ならず、長百十五間、幅四十間餘、爰に堰を設て田間に沃し、又三代用水をも引と、炎晴の日連れば旱損ありと云、

神社　八幡社當社は天慶年中平將門征伐の時、藤原秀鄕軍の勝利を祈らん爲に、勸請せしなど土人はいへり、本地佛彌陀を安ず、此像の背後に白幡村八幡宮の神木をもて作れる由を彫せり、こは古へ社地に十圍許の老杉ありに、明曆二年大風に吹折れしを、土人等かゝる大木の空く朽果んも惜むべきことなりとて、此像を彫刻して當社の本地佛となせしと云、醫王寺持、この下の五社もみなおなじ、　末社、三峰社、

富士淺間社、末社、石尊社、淺間社、稻荷社、

辨財天社

神明社

稻荷社

諏訪社村の東の方、街道の傍にあり、

寺院　醫王寺新義眞言宗、浦和宿玉藏院末、金輪山威光院と號す、開基は村民九郎兵衛が先祖金子内匠なりと云、此人已か屋舖に藥師堂を造立せしとき、當寺をも建立して菩提寺とし、且かの藥師堂を守らしめしと云、其年歷詳ならず、開山は修驗の僧なりしと云へど、其名さへ傳へず、本尊大日を安ず、　鐘樓この鐘樓は村内淺間の社地にあれど、元より當寺の鐘なりと云、鐘は寶曆五年の鑄造なり、

藥師堂本尊は弘法大師の作と云、此堂も金子内匠の建立せし所なり、醫王寺持、下並に同じ、

地藏堂

觀音堂

彌陀堂

三明院蹟村の東にあり、

寶性院蹟南の方にあり、

吉祥院蹟以上の三ケ寺は浦和宿玉藏院の末なりしが何の頃か廢して除地のみ殘れり、醫王寺の持、

○根岸村　根岸村は西の方に中山道係りて、民家六十餘、其半は街道に軒を連ねて住せり、江戸よりの行程前村に同じ、高鼻庄に屬せり、東は文藏村にて、南は辻村、西より北に至りて岸・白幡・大谷場の三村に界ひせり、東西

五丁、南北七丁許、三沼代用水を沃げど、不便にして旱損の患多し、檢地の年歷前村に同くして、其後安永八年蔭山外記新田を檢せしと云、御入國の後御料所たりしに、寶永元年松平甲斐守に賜はりしが、明る二年上りて御料所に復せしより今に替らず、

高札場　村の南にあり、

小名　根岸前、稻荷丸、矢島、兩家丸、三ノ三山、神明丸、釜ノ口、道上町、クホ入町、中曾根町、山越丸、

山川　燒米坂　村の北の方街道の内にあり、上り一町半許の坂なり、此所にて古來より燒米をひさぐ故に名づけり、按に明曆の比飯塚正重が記せる藤波記に、根岸町を二三町行て上る坂を浦和坂と云、これより浦和の内なり、左右みなしげみの中を行、諏訪の社おはしますとあるは、即ち此坂のことにて其頃は浦和坂と呼しなるべし、

神社　鹿島社　村持、下二社共に同じ、

神明社　村の鎭守なり、

稻荷社

寺院　玉泉院　新義眞言宗、浦和宿玉藏院門徒、風來山と號す、本尊太日を安ず、

阿彌陀堂　玉泉院持、

蓮光寺蹟　これも玉藏院末寺なりしが、何の頃か廢して今僅除地のみ殘れり、

○辻村　辻村は古へ十字村と書けり、其故は昔此地に鎌倉街道かゝりて、其頃十字をなせし道ありしによりかく記せし由を傳ふ、江戸への行程五里、村の四境東は文藏村に隣り、南は蕨宿及び美女木・曲本の二村にかゝり、西は白幡村、北は根岸村なり、東西十一町餘、南北十町許、用水前村に同じ、水旱共に患ふ、村の東に中山道かゝれり、民戸百十餘、其内もの商ふ家など二十許は街道の内に連住す、此村古の領主詳ならず、正保の頃は御料所と安西甚兵衛が知行たりし事ものに見ゆ、其後御料の方は松平豐前守が領分となりしに、幾程なく又御料となり、今は御料所と安西彌右衛門が知る所なり、檢地は貞享年中松平清郎三郎・八木仁兵衛糺せしと云、

高札場　西の方にあり、

小名　彈正屋敷　村の西の方にあり、宇田川彈正と云し者の居跡なり、此人は埼玉郡岩槻のものなりしが、何の比にやゆかりにつきて當所に來り、新田を開墾せしと云、今自餘分と呼る新田は、この人の開し所なり、

小谷場、山口、東谷、五段田、行基ノ原　巽の方なり、此所元は少し高き所なりしが、後陵夷して陸田となしたれど、猶僅に塚の形をのこせしさま、故あるべく見ゆれども、その事實はつまびらかならず、

神社　熊野社　村の鎭守なり、吉祥寺持、

末社、天神社、稻荷社、天神社

稻荷社二宇　一は吉祥院持、一は村民持、

寺院　高藏院　新義眞言宗、浦和宿玉藏院末、山號は本寺と同じ、寶珠山と云、本尊地藏は行基の作にて秘佛なり、

山王社、地藏堂、

和光院　前と同寺末なり、青雲山と號す、本尊は不動是も秘佛なりとて扉を開かず、外に大日の畫像を置けり、火中出現の大日と稱す、

阿彌陀堂、寺中、寶藏坊、青龍寺　寺今は廢して除地のみ存せり、

吉祥院　是も同寺の末にて、惠寶山と號せり、本尊大日を安ず、又傍に不動の像あり、秘佛にして拜することを許さず、當院は元修驗にてありしが、後一寺となりしと云、

地藏堂、

舊家　彦吉　村の名主なり、氏を天野と云、其先祖は岩槻の太田氏房に仕へしに、天正十八年落城の後流浪して當所に土着せしと云、されど家系を失ひたれば詳なる事を知らず、今は文書二通を持傳へて舊家の證とす、其文左に

今度籠城付而私領之内永代賣式借錢德政之事申上候、御本意之上尤取返、猶德政之事無異儀被仰出者也、仍如件、

天正十八庚寅六月十六日　（朱印）

天野主殿助殿

先度已來在所不相歸候哉口惜候、急度致歸宅心安在所ニ可在之候、萬一自何方も免角之儀候間、此方ニ前々可有之候、謹言、

霜月廿九日　資乘（花押）

天野新右衛門尉入道殿

○文藏村（ブンクラ）　文藏村は江戸より五里、東は小谷場村に隣り、南は蕨宿にて、西は辻・根岸の二村に錯り、北は大谷場村なり、東西六町、南北八町許、家數八十三、沼代用水を大谷場村より引けど、此水流末にて灌漑するに足らざれば旱損多し、又稀に水損もありと云、此村古の領主を傳へされど、村民茂左衛門が藏する文書に、

御祝言付而かち夫壹人、來十七日必江城へ着、奉行如申所用可走廻候、猶於鄕中すくやかなる者、撰出無嫌風雨可罷着候、太布惟の禮にても見立能此度可走廻者也、如件、

（朱印）
西七月十日

文藏二階堂百姓中

是天正十三年岩槻の太田氏より出せし文書なるべし、又近村駒場村蓮昌寺の傳に、開基二階堂右衛門督資朝は、天正十八年小田原落城後其舊領たるによりて、文藏村に落來り、爰に十餘年住居し、後ゆかりにつきて駒場村の內本丸と云所に移住し、佛門に入、寬永十六年に卒せしと云、是等によれば其頃二階堂氏の領せし事知べし、御打入の後御料所にて、寬文の頃村內を割て弘文院領に附せらる、此時より土人等私に村內を二分して、御料の方を西組と云、弘文院領を東組と呼ぶ、其後弘文院領は元祿十一年に御料所となりしより今に替らず、檢地は元和九年熊澤三郎左衛門糺せし後、元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛西組の方のみ改たり、其後又享保十九年筧播磨守新田を檢せり、

高札場村の南にあり、

小名、龜田町、子ノ神町、尻ナシ町、廣西町、奥西町、西一町目町、道西町、松葉島、西合ノ谷町、東合ノ谷町、大谷場下町、

神社　神明社三宇　二社は圓乘院持、一社は歡養院持、

白山社圓乘院持、

寺院　歡養院　新義眞言宗、蒙宿三學院門徒、本尊不動を安ず、

圓乘院　前と同じ門徒にて大日を本尊とす、

藥師堂　本尊は行基の作と云、圓乘院の持、

不動堂

地藏堂　以上二字は歡養院の持、

○芝村　閒持添新田　芝村は民家二百、東は前川村に接し、南は塚越村及び蕨宿に錯り、西は小谷場・文藏の二村にて、北は大谷場村たり、東西二十四町、南北二十八町許、三沼代用水を引沃げと水社共に患あり、御打入の後御料所及び村內の寺社領入會り、其頃は中村彌右衛門・熊澤三郎左衛門支配せり、寬永十八年年村內を割て安西甚兵衛に賜へり、それより今に至りて替らず、私領は子孫安西彌右衛門が知る所なり、檢地の年代前村に同じ、此外持添の新田二ケ所あり、一は上屋沼と云沼を開きし新田にて、動もすれば水損あり、一は小名中田原と云所にあり、何れも享保十七年筧播磨守檢せりと云、

高札場二ケ所　御料の方は小名樋の詰にあり、私領は小名塚原にあり、

小名　樋ノ詰、神戸、下、高木、塚原、塚越、田中、辻、東木戸、宮根、

神社　羽曾呂社　或は羽盧と書し波曾呂比と訓す、社傳に云、當社は本郡の古社にして祭るところ羽明玉命なり、【日本書紀】に素盞嗚尊將昇天時、有一神號羽明玉、此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉、故素盞嗚尊持其瓊玉而到之於

果して當時の銘なるべしとは定めがたし、社頭の御朱印は天正十九年、村內氷室社と一紙にして十五石と載られ、內五石を當社五石を氷室に附せられしなり、例祭は二月十五日・六月十四日・九月十三日三度に執行ふ、末社、荒波々喜社　祭神は足摩槌・手摩槌の兩神なり、稻荷社、神主關口河內　吉田家の配下にて、建武年中より子孫連綿として神職を勤めりと云、されど家系なければ詳なることは知べからず、舊記一卷ありて中古以來世々の實名を記したれど、年代等詳ならざれば爰に略す、

氷室社　社領五石は天正十九年御朱印を賜ふ、末社、十度明神社　此社もと文藏村にありしが、洪水のとき爰に流れ來りしと云、十度と稱するは古より洪水の爲に、十度漂流せし故なりといへど覺束なし、思ふにこは重殿の社なるを誤りに十度と唱へ、それよりかゝる說をなせしも知べからず、

八幡社　天神を合祀せり、別當、眞光寺　天台宗、中尾村吉祥寺末、氷室山地藏院と號す、本尊彌陀を安ず、地藏堂、

寺院　長德寺　臨濟宗、鎌倉建長寺末、大智山と號す、天正十九年寺領四十石、及び八幡社領十五石、觀音堂領二十石都で七十五石を賜へり、寺傳に云、當寺は僧秀田と云しもの、草創にして、此僧の師古先印元禪師を請て、開山とし、己は第二世に居れり、印元禪師は應安七年正月二十四日示寂せり、秀田は二階堂遠江守の苗裔佐々木左衞門佐某が子にして、應永十四年六月十六日寂せりと云、按に近村文藏村の民茂左衞門が藏する、天正年中太田十郎氏房の文書に天上也、と一書の文を載たり、されど鐵座の年代等は詳ならず、或云左にはあらず、天兒屋根命・太玉命の二座を祀れる社なりと、未何れが正しとすることを知らず、今神體とする所は徑六寸の圓鏡にて、建武二年の銘文あり、上の如し、裏面に秋の草花及び雀などを鑄出たり、その圖上にのす、古窺なることは疑ふべくもあらざれど、文體後世のものに似たれば、

文藏二階堂百姓中とあり、又駒場村蓮昌寺は、二階堂右衛門督資朝の開基なり、其寺傳に資朝は小田原沒落の後、舊領なる故文藏村に住せりと云、是等に據に、古より二階堂氏此邊を領せしかば、其一族佐々木某が子僧となり、當山を開きしと云も據ありとすべし、中興開山龍派は號を寒松と云、下野國足利現阿寺を兼帶して、しばしば彼寺に往來せり、此龍派は東照宮及び台德院殿御歸依ある僧にて、時々御前に召て書籍の校合、或は講書などきこしめさる、又大猷院殿の御世となりても、此邊御遊覽の時などは、當寺へ成せたまひしことしばしばなり、或は占卜などを御前にて考へしこともありしと云、寺寶、寒松日記一箱慶長・元和・寬永の間當寺にあづかることを記せり、龍派和尙自筆の日記なり、同詩文集八卷、本堂本尊地藏を安ず、仁王門、中門、惣門、鐘樓鐘は元和元年中の鑄造なりしを、寬暦十四年再鑄す、初は元和八年壬戌九月十七日熊澤三郎左衞門・藤原忠勝八幡宮境内にあり社領十五石は大猷院殿造りしなり、寺記に據ば安房國鶴谷と云所に、勸請せし八幡を爰に移せり、熊澤三郎左衞門の建立なりと云、鶴丸八幡と稱せり、本社の傍に神宮寺と云る小院を置守らしむ、是は龍派和尙の草創なりと云、東照宮、辨天社、天神社、稻荷社、金峯權現社、觀音堂堂領二十石は、是も大猷院殿の御寄附なり、閻魔堂、寺中、成就院し所と云、壽量院、頓證軒、桂陰庵、福壽庵以上四院は龍派の建立といふ、

慈星院　天台宗、中尾村吉祥寺末、寺領七石を賜ふ、慈覺山靑月寺と號す、開山は慈覺大師なりと傳ふるは覺束なし、此寺一旦衰廢し、又近き頃回祿の災に罹り、舊記も失ひたれば詳ならずと云、本尊虛空藏を安ず、慈覺大師の作なりといふ、護摩堂不動を安ず、運慶の作なり、山王社天神を合祀せり、

萬藏寺　摩尼山と號す、本尊藥師を安ず、

光明寺　白光山と號す、阿彌陀を本尊とす、以上の二ケ寺は吉祥寺門徒なり、

太子堂　光明寺の持、

地藏堂三宇

不動堂

阿彌陀堂

寮四ケ所何れも村民の持、

○伊勢（イカリ）村　伊勢村は江戸よりの行程五里半、此村はもと芝村の內にて、後割て別村とせり、故に今も近村のもの呼びて芝伊勢と云、按ずるに此村元祿改定のものに初めて載たれば、大抵元祿三年松平清三郎・八木仁兵衞檢地の時分村せしならん、民家二十九、東は根岸村に接し、南より西へめぐりて前川・芝・圓正寺の三村にて、北は八木崎村なり、東西十丁、南北六町許、水損あり、用水は前村に同じ、又村の飛地大谷場村にありと云、古より御料所なりしが、何の頃か村內を割て江戶善性寺・幸龍寺の寺領もあり、又少しの新田あり、是は明和五年鵜飼佐十郎・宮崎孫左衞門・藤山外記等檢して租稅を定めたり、

高札場三ケ所御料の方は東にあり、其外二ケ所は寺領の分にて、西と南とにあり、

小名　下手、手田、蓮ケ原、高木、

山川　古芝川村の東境を流る、川幅四間、

神社　力大明神社村の鎭守なり、村持相傳ふ、昔六代禪師此地に來りし時、其從者を祭れり、神號はか

の從者の名の一字を取て稱すといへど、事實詳ならず、六代のことは前川村の條に出したれば略す、　末社、稻荷社六代權現を合祀す、これは六代禪師を祭れり、又村內畑中に六代權現墓印と唱へ、圍み三尺許の松あり、

辨天社持前に同じ、

寺院　大光寺新義眞言宗、浦和宿玉藏院門徒、本尊聖德太子の像を安ず、天神社稻荷及び疱瘡神を相殿とす、

觀音堂作なり、村持、觀音は行基の

大日堂持上に同じ、

毘沙門堂村民持、

○大谷場（オオヤバ）村　大谷場村は江戶より行程前村に同じ、東は小谷場村に隣り、南は文藏村に及び、北は本太・大田窪の二村に界へり、東西十九町、南北二十五町許、民戶六十餘、此地天水を得て耕せば屢旱損あり、御打入の後御料所となり、元祿十五年村內を裂て松平美濃守に賜はり、其餘は尙御料なりしが、寶永元年美濃守の領地上りて建部民部少輔に賜ひ、是も程なく御料所に復し今も然り、檢地は元祿三年松平清三郎・八木仁兵衞糺せり、其後繩の新田ありて享保十八年筧播磨守、寶曆二年神尾若狹守・松

浦河内守改め、村高に入と云、

高札場　村の南にあり、

小名　一ツ木、本村、大塚、中丸、ハネ木、小原、狐橋耕地、

神社　氷川社　村の鎭守とす、末社、牛頭天王社、住吉社、

稻荷社、疱瘡神社、

辨天社　寶性寺持、下三社共同、末社、八幡社、熊野社、

稻荷社二宇

白山社

寺院　寶性寺　新義眞言宗、藏宿三學院末、修妙山と號す、本尊不動を安置せり、觀音堂二宇

一は十一面觀音を安ず、一は正觀音にて立像長二尺餘、行基の作也、鐘樓　天明八年再造の鐘をかく、

華德院　同宗、同門徒、氷川山と號す、本尊彌陀を安す、

藥師堂　寶性寺の持、

○小谷場村　小谷場村は芝鄕高鼻庄と唱ふ、江戸よりの行程五里、村の四境東南の二方は芝村にて、西は文藏村に接し、北は大谷口・大田窪の二村に續けり、東西六町、南北八町許、民三十、旱損あり、村の東に三沼代用水堀かゝれり、此水村内にて二流となり、一は芝村につゞく是は平柳・戸田・浦和・笹目の四ヶ領の村々に引けり、一は文藏村に達す、當村も則用水となせり、此村は古芝村の內にして、元和九年山崎多兵衛・勝田茂大夫・鈴木又兵衛等檢地せし、水帳にも芝の內小谷場村と記せり、御入國の後安西甚兵衛に賜はりしが、此人元和年中此地を分ちて一族安西某が知行とせしより、今も子孫安西氏の知る所なり、

高札場　村の西にあり、

小名　東、西、西ノツマ、岡ノ上、下谷、釵宮、子ノ神、落目、矢倉下、馬坂上、

神社　稻荷社　村の鎭守なり、養福寺持、

第六天社、末社、天滿宮、

山王社　西福寺持、

寺院　養福寺　新義眞言宗、藏宿三學院門徒、如意山と號す、本尊彌陀を安ず、當寺は元圓福寺と號せしを、何の比か今の寺號に改めしと云、元和年中の水帳には圓福寺と記せり、

西福寺　是も同じ門徒なり、瑠璃山と云、本尊は彌陀なり、

地藏堂　村持なり、

○道祖土（サイト）村　道祖土村は江戸より行程六里、浦和鄕高鼻庄に屬せり、此村もとは大谷口村の地なりしが、何の頃か分村せしと云、正保の改には此村名を載せず、恐くは伊勢村と同じく、元祿三年檢地の時分村せしなるべし、村の名義は古當所に道祖土神の社ありし故にかく呼りと、されど正き說とも思はれず、按ずるに比企郡上八ツ林村の農民治部右衞門は、道祖土を氏とせり、其祖先道祖土土佐守は、岩槻の城主太田美濃守に仕へしと云り、これをて見れば、此所より岩槻は程近き所なれば、若くは此人など爰に住せし事ありて、それより起りし村名なるも知べからず、村の四方東北の方は中尾・三窪・領家の三村にて、西は瀨ヶ崎村、南は大田窪・大谷口の二村に接す、東西六町、南北八町、陸田のみの村にて、家數三十餘、こゝも古より御料所にして今に替らず、

高札場　村の東にあり、

小名　海原耕地、戸崎耕地、ツカノヲ耕地、ウシクボ耕地、

神社　神明社　村の鎭守なり、前に云古道祖神を祀りしは此社地なりしが、何の頃か當社に祀り替しと云、地藏院の持、

稻荷社　持前に同じ、

寺院　地藏院　天台宗、中尾村吉祥院門徒、道神山と號す、本尊地藏は惠心の作と云、地藏堂此堂建立の年歷は傳へざれど、古き造立にして、梁柱など皆斧を以て削りしものなり、

○元太（モトフト）村　元太村は江戸より行程前村に同じ、村の廣狹東西十町、南北三十町餘、東は大田窪村に隣り、南は大谷場・小谷場の二村に境ひ、西は浦和宿にて、北は領家・駒場の二村なり、家數九十軒、爰も天水を湛へて耕せばしばしば旱損あり、檢地は前村と同くして、其後明和五年鵜飼佐十郎・宮村孫左衞門・藤山外記新田を檢せり、御入國の後御料所たりしが、何の頃にや一旦河越城主の領分となりしこともありと、土人いへど詳なることを傳へず、思ふに近村白幡村は寶永元年松平甲斐守に賜り、明る二年又御料所となれりとあれば、當村も其時甲斐守に賜りしなるべし、今は御料所なり、

高札場　村の中程にあり、

小名　金井、後谷、精進場町、堀ノ內山、番場在家、

神社　氷川社　村の鎭守なり、末社、住吉社、

天滿宮

神明社　以上三社は村民の持なり、

稻荷社　光藏寺持、

寺院　延命寺　天台宗、中尾村吉祥寺末、來迎山地藏院と云、本尊地藏を安ず、　天王社、山王社、彌陀堂、

端岸寺前と同寺の末、富岡山と號す、本尊地藏を安ず、　稻荷社、觀音堂、

光臺寺本山修驗、中尾村玉林寺の配下、醫王山光勝院と號す、本尊不動、　彌陀堂、

觀音堂　正觀音を安ず、村民の持、

新編武藏風土記稿卷之百四十二　終

新編武藏風土記稿卷之百四十三

足立郡之九　木崎領

○上木崎村（カミヤサキ）　附持添新田　上木崎村は江戸より行程六里半、高鼻庄に屬す、當村元祿のものには上下に村を分ち記したれば、此以前の分村なるべし、さるを下木崎村正樹院にある、寶永二年鑄造の鐘銘に、武州足立郡木崎とあるは、たまたま下の字を脫せしにて、分村前の證とはなすべからず、四境東は下木崎村に隣り、南は領家村に續き、西は下木崎村新田に接し、北は北袋村に境へり、村の廣さ東西十町餘、南北八町に餘れり、民戸三十七、常に天水を待て耕種す、當村天正の頃は潮田出羽守が領せし地なるべし、大宮宿内萇之永新田の里正治部左衛門が所藏潮田氏の譜に、潮田出羽守武州大宮・浦和・木崎領を賜云云とあるは、こゝのことなるべし、なを大宮宿の條合せ見るべし、御入國の後より御料所にして今も替らず、檢地は元祿三年八木仁兵衛・松平清三郎糺せり、又村の西に新田あり、大原新田と唱ふ、古へ秣場なりしが、享保十六年開墾して同年覓播磨守檢地す、其餘持添新田あり、爰も享保年中の開發にして、三沼新田の内なり、檢地も同十六年覓播磨守糺せり、又村内に赤山道あり、浦和・大宮の間より入り、村内の新田を經て下木崎村に達す、用水は持添新田のみ三沼用水を引沃げり、飛地は南の方領家村を隔て、潮ヶ崎村の内にありと云、

高札場　村の北にあり、

小名　荒井、中道通、會ノ谷、新田口、

神社　高鴨明神社（タカハナ）　祭神猿田彦命、當村及び下木崎・北袋・瀬ヶ崎・針ヶ谷五村の鎭守なり、境内に觀音堂あり、これは村民持、　末社、稻荷社、神明社、神主村田近江（吉田家配下なり、）

神明社二ケ所

稻荷社二ケ所　以上四社村民の持、

寺院　正福寺　天台宗、中尾村吉祥院門徒、光珠山無量院と號す、本尊正觀音を安せり、　牛頭天王社、

彌陀堂　立像にて長一尺三寸許、運慶の作なり、

觀音堂　村持、

○下木崎村　附持添新田　下木崎村は庄名及び江戸よりの行程前村に同じ、村の廣狹東西七町、南北六町餘、東は三室村に隣り、南は領家村に境ひ、西は上木崎村につゞき、北は山口新田を限れり、民戸三十八、御入國の後より御料所にして今も同じ、檢地も前村と同じく元祿三年八木仁兵衛・松平清三郎糺せり、又當村乾の方傍で持添新田あり、これも享保年中開墾せし三沼新田の中なり、その廣さ東西十二町、南北三町ほど、前の新田と同じく享保十六年覓播磨守檢地し、其後寬政元年萩原彌五兵衛、同六年菅谷嘉平次・山口鐵五郎等改む、元より御料所にして今もかはらず、其餘村内正樹院領交れり、

高札場　村の北にあり、

小名　藥師前、本村耕地、水窪

神社　三室明神社　村持、隣村領家村の鎭守なり、

寺院　正樹院　淨土宗、埼玉郡岩槻淨安寺末、成道山等覺寺と號す、慶安二年八月廿四日御朱印十四石を賜せらる、開山念譽寂年を傳へず、開基は細谷三河守にして、大永元年正月廿四日草創せりと、この三河守は北條家の家人にして、【小田原役帳】にも見え、又南下谷村大行院藏する所の文書に、慶忠より三河守への返書あり、其文をもて考れば、この邊の守護職と思はる、中興開山一傳正德二年示寂すと、本尊三尊の彌陀を安す、長三尺許　定朝の作、

○針ヶ谷村（ハリガヤ）　附持添新田　針ヶ谷村は江戸を距ること六里、庄名は前村に同じ、村の四境東は領家・本太の二村に隣り、南は浦和驛・大戸村に接し、西は中里村に境ひ、北は下落合・上木崎の二村を限れり、東西五町、南北十八町に餘れり、其中央は中山道の往還にして、南の方浦和驛より北の方下落合に至れり、村にかゝること十八町餘、左右に民家軒を連ねて建てり、戸數凡五十餘、旱損の地なり、當村の南大戸村の西に當りて持添新田あり、針ヶ谷村新田といふ、爰は古へ高沼といへる沼なりしが、この邊の村々より開發して各村に高を請けしと云、檢地は享保十六年筧播磨守改む、田間には三沼代用水を引沃げり、本村の檢地はこゝも前村と同く、元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛糺せり、當村慶長の頃は中村彌右衛門支配すと、按るに御入國の後高力河内守清長は岩槻の城二萬石を賜はり、且浦和郷一萬石の代官を命ぜらる、しかるに清長性廉直なる人なれば、家人中村彌右衛門を命じて浦和郷の代官とならしめ、直ちに江戸の官倉に納めしめ彌右衛門をば官家に仕ふまつらしめ、己が臣とせざるよし、彼家譜に見えたり、彌右衛門は後召出されて御家人となれりと、去は當村彌右衛門支配すといへど、其實は清長支配せしものにて、召出されしのちは彌右衛門支配所となりしなるべし、且浦和郷一萬石の代官とあれば、其頃この浦和郷に屬せしことしらる、夫より引續き御料所にして今もかはらず、この外に村内廓信寺領交れり、

高札場　村の中ほどにあり、

小名　馬場先、臺砂、寺脇、

川原　氷川原　當村より大宮驛に入る間、往還の左右に並木あり、其間を氷川原といへりと土人云、按に【風土記】に足立郡綾川原あり、鮎・鱒・諸魚芹・柴胡・香蕈等旱水其爲民用と、和歌歌枕名寄武藏國の部に氷川原とのせ【懷中抄】を引て左の歌を出せり、うら寒し月の光はさやけくて、氷かはらに水も流れず、此の歌によりて思ふに、こほり川原と云所今當國にきかず、もし當國の氷川原といへるは、世に聞えし名所のごとくなりて歌にもいりしが、されどその實はひ川はらと唱へきを、歌人こほりかはらと讀しや、【夫木集】などには此歌の下の句、氷かはには水も流れずと見ゆ、又外にも氷川の歌あり、是によれば上に辨する所も附會ど云へし、とにかく今當國にこほり川といへる所いまだきかず、

神社　稻荷社

天神社　二社共に觀音寺持、

稻荷社　村民の持、

寺院　廓信寺　淨土宗、鴻巢宿勝願寺末、正覺山草樹院と號す、本尊は彌陀如來安せり、當寺は古へ一宇の念佛堂となりしを、慶長年中中村彌右衛門吉照、新たに建立して一寺となせりと、則寺號は吉照が當主河内守の法謚廓信道譽と、己が法謚信譽の頭の字をとりて廓信寺と名づけしと云り、さにはあらで、清長が法號のみをとりしと見えたり、しかのみならず、吉照が卒せしは元和八年のことにして、當寺を開きしは、慶長年中なりと云へば年代齟齬せり、按するに吉照舊主河内守清長追福の爲に、當寺を草立し、清長の法謚をもて寺號とをしを、彌右衛門卒せし時、寺號の一字をとりて法謚となせしなるべし、則開基は中村彌右衛門にして、開山を光譽滿靈と云、武州岩槻の人なり、姓は探井氏不殘上人の法嗣なり、正保三年三月廿五日示寂す、當寺二十石の御朱印は慶安二年の八月十七日賜ふ所なり、二階堂右衛門督資朝は、小田原落城の後蟄地たるによりて、郡内文藏村へ落來り、そこに住すること十餘年、其頃當所は荒川次郎九郎が采邑たり、この人資朝に緣あるをもて、資朝夫婦を當所へ招き本丸といふ地に居らしむ、しかるに往古より爰に實相庵といへる庵の跡あり、傍に天文七年十二月九日妙連、弘治三年四月九日妙信とありし古碑二基あり、これ何人なるは傳へざれど、かゝる佛道有緣の地なれば、一寺を建立なさんとて、資朝夫婦相共に遁世して佛門に入り、當寺を草創して妙吟山蓮昌寺と號せり、これ慶長十七年のことなり、因て資朝をもて開山開基となせりと、このこと郡中文藏村にも傳へて、既に古文書等にもあれば、たしかなることゝは知らる、境内は松杉繁茂し殊に堅固の地なれば、往古囘跡なりしを二階堂氏の居地となせしも知るべからず、

鐘樓、三十番神社、稻荷社、七面社、二階堂右衛門督及妻女之墓　二基ならび立てり、資朝が墓には華光院殿蓮昌日性二階堂資朝、寛永十六年卯十二月廿七日とあり、又妻女の墓には妙光院鈔鉢日緣、寛永十五年寅二月二十八日と彫れり、

○瀨ヶ崎村　瀨ヶ崎村は江戸より行程六里半を隔つ、こ

ゝも前村と同く正保後、元祿前一村となりしこと國圖等を見て知らる、村の廣狹東西三町、南北四町に餘れり、民戸三十、共四境東は道祖土・太田窪の二村にして、南は駒場村を限れり、西より北へ廻りては領家村に接せり、檢地の年代及び時の御代官等の姓氏は前村に同じ、共後開墾せし新田は、延享四年神尾若狹守・澁見出羽守改む、當村もとより御料所にして今もかはらず、

高札場　村の南にあり、

小名　東耕地、八木屋、舞臺、松山下、三島町、

寺院　東泉寺　天台宗、中尾村吉祥寺の末、青柳山普光院と號す、開山を玄性と云、寂年を傳へざれど、十四世圓海は享保三年正月九日寂すと云へば、玄性が時代も大抵推て知るべし、本尊は彌陀を安置せり、三島社村の鎭守にて、第六天牛頭天王、天滿宮を合祀せり、虛空藏堂、鐘樓　鐘は近き頃の銘也、藥師堂　藥師は慈覺大師の作、立像一寸八分、この堂の傍に月待の供養塔あり、文明三年十一月廿五日としるし、道珍禪門・道覺禪門・道青禪門・道德禪門等の名をゝれり、何人なるは知らず、

地藏堂　村民の持、

○領家村（リヤウケ）　領家村は江戸よりの行程六里、高鼻庄に屬せり、村の廣狹東西三十町、南北十八町ほど、四境東は道祖土村を限として、巽の方へ廻りては瀨ケ崎村なり、南は駒場村より坤の方は本太村に續けり、西は針ケ谷村及び浦和驛の飛地に境ひて、北は上下木崎の二村と三室村に接せり、民戸五十餘、御入國の後は御料所にして、寬永十六年村内を裂て青木又左衛門に賜はり、殘れる地は尙御料所にして、今も子孫五左衛門の知る所と御料の地交れり、檢地は寬永十四年糺せる由、其人の名は傳へず、

高札場　村の西北にあり、

小名　堅野、本村、牛ケ窪、

神社　八幡社

稻荷社二所ともに長覺院持、　末社、天神社、

稻荷社

神明社

辨天社　以上三社明圓寺持、

寺院　長覺院　天台宗、中尾村吉祥寺門徒、四林山淨泰寺と號す、本尊彌陀を安置せり、觀音堂　正觀音惠心作、

明圓寺　同寺の門徒、月輪山光照院と號す、本尊地藏は行基の作といふ、長二尺、阿彌陀堂

地藏堂　村民の持、

○三室村（ミムロ）　附持添新田

三室村は江戸よりの行程七里、東

女體社地圖

西一里餘、南北十四五町許、東は三沼新田及び大崎・辻・大牧・大間木の四村に隣り、南は中尾・道祖土の二村にして西は領家・下木崎の二村に境ひ、北は三沼新田及び上山口・中川・御倉・白岡・片柳・且山村持添新田等の數村に接せり、御入國の頃より御料所にして、御代官支配す、民戸二百餘、檢地は元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛及び享保十六年阿久澤長右衛門・清水利兵衛等糺せり、村の北の方に三沼代用水かゝれり、此間に土橋三ケ所あり、いづれも長七八間、又村内五組に分て皆三沼新開の地を持添とす、その地は享保十三年覺播磨守の檢地なり、

高札場　西の方にあり、

小名　山崎、宿、松ノ木、芝原、馬場　以上の小名をもて村内五組に分てり、此五組各三沼を開發して持添の新田となせり、則後にのせたる御室・牛ケ窪等の五ケ所の持添の新田なるべし、於福堂、御室、牛ケ窪、オフグネ耕地、鬼子宮耕地、金山耕地、宮本、米野原丸、

神社　女體社　社料五十石の御朱印は天正十九年賜ふ所、例祭は九月八日八月十四日にて、其内九月八日は隔年の舟祭りなり、此祭古へは社地より廿四五町程隔てゝ大なる沼あり、其内に神輿を置て舟に祭れり、其沼の内を享保十三年伊澤彌惣兵衛承りて水田となし、當地へは三百五十坪を除地となせしより、今も其神領はかはらず、しかせし後は社

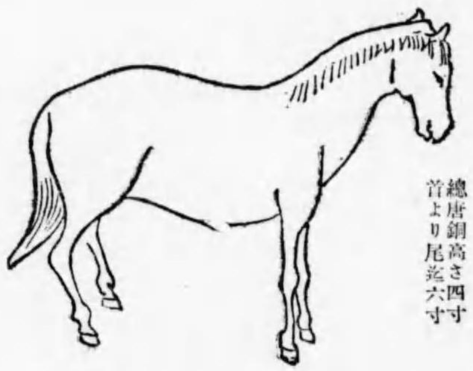

地の前新田の中五十間許築出せし地にて、彼祭をば行へり、然るに今此社をもて、神職及び土人等は當國の一ノ宮と稱すれど、一ノ宮は大宮宿氷川明神なることは古書にも載せ、疑ふべしともおもはれず、況や當社にはさせる舊記もなく、又文珠院所藏の大般若經其餘の古文書、且つ正保の國圖等、悉く女體權現とのせたれば、一宮ならんと云は附會なること論なまたず、

内陣

祭神は三體にして中央は稻田姫、左は三穗津姫命、右は大己貴命なり、其外神寶をこゝに收めり、岡上に出、神樂堂傍に寶藏二所あり、これより神樂堂に續けり、

鳥居

額に武藏國一宮とあり記せしなるべし、これより石階を下りし所、三沼代用水流あり、こゝより望めば左右山丘なれど、其内に眼も及ばぬまで水田うちひらけ、姑く畵中の觀をなせり、

末社、神明社、住吉明神社、石上神社、天神松尾合社、

神主武笠外記　佐伯姓なり、先祖は天正十八年岩槻へ籠城して、討死せりと云、されど系圖記錄等もなければ詳ならず、北條家よりの文書二通を藏せり、其文は後にのす、又社家二人内田數馬・武笠當右衛門と云、其内當右衛門は村の里正をもかぬ、

三室之郷

制札

右於此在所、軍勢甲乙人等、濫妨狼籍之事、堅停止之畢、至于違犯輩者、可處罪科狀如件、

大永四年八月廿六日

（花押）

一虎之御印判無之而竹木剪取事、

一神領不可有異儀、幷諸役者可爲如先規證文、若違犯之族有之者、爲先證文可捧目安事、

以上

右定所如件、

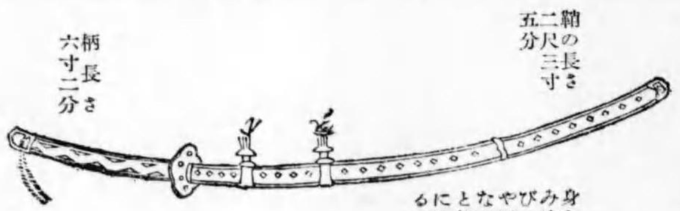

身あるとはみゆれどさびつきたるや又作つけなるや見こと能はず何にも古物なるべし

元龜（朱印）三年十月廿八日

海保入道奉之

三室女體宮神主

當社を守る社僧居れり天台宗、中尾村吉祥寺の門徒、本尊彌陀を安す、御朱印の内五石を配當せらる、

文殊堂

持統天皇御寄附ありしと云、大般若經を收む書寫及印行せしも交り、部帙も雜亂せり、古物なる事は疑ふべくもあらねど、御寄附のものと云據はなし、末に女體大明神金剛佛子性尊、元弘三年書寫畢野本丹後守、天文二十三年本願法印玉林坊筆者大牧左京仙波住僧、弘治三年本願主仙波玉林坊とあり、野本氏は武藏七黨の枝流にて、【東鑑】にも野本能登守之時、同次郎行時など見ゆ、又成田氏家士の内野本右近など云るも見ゆれば、丹後守は是等の類族なるべきか、猶比企郡野本村の條合せ見るべし、又玉林坊・仙波玉林坊等の名あり、今隣村中尾村修驗玉林院あり、こゝには小田原北條氏に附屬せし、笠原越前守の文書ありて、舊き修驗なれば、彼等が先祖なるも知べからず、大牧左京は近村大牧村をもて在名とせしものなるべし、そはとも角も舊き經文なることは論なし、

神明社

社領十石餘の御朱印を賜へり、例祭は六月十六日九月十六日、をもて隔年に行へり、起立は文祿二年荒川次郎九郎康隆所願によりて建たりしと、此人のことは駒場村蓮昌寺にあり、

末社、稻荷社、

神主武笠典膳

門・熊澤彥兵衞より起立の文書、外に中村彌右衞門・荒川次郎九郎より起立の文書二通あり、一は伊勢宮事次郎九郎定の通り相違なきよしの文書寅正月廿一日とあり、いつの寅なるを知らず、一は伊勢宮領米野原丸並山林等所務可致云々、慶長元年とあり、次郎九郎よりの文書は左に載す、

御伊勢宮御くわんちやうニ付、米野原丸神屋敷ニ出置候、齋諸役等堅是有間敷候、爲後日仍如件、

文祿二年辛巳七月廿五日

荒川次郎九郎康隆（花押）

天神社二

諏訪明神社

第六天社

熊野權現社

荒神社

白山社

小室明神社

鬼子母神社以上村民の持、

稻荷社九一は寶藏院持、一は地福寺持、一は藥王寺持、餘はみな村民の持なり、

寺院　寶藏院　新義眞言宗、植田谷本村林光寺門徒、馬頭山と號す、本尊彌陀を安せり、境内に逆修秀永阿闍梨、彌勒二年丁卯正月廿六日とえれる逸號の古碑あり、秀永は何人なるをしらず、　觀音堂

法恩寺　天台宗、中尾村吉祥寺の門徒、泰雲山と號す、本尊彌陀を安ず、以下同宗同末なり、　地藏堂、

藥王寺　喜見山と號す、本尊彌陀、

東漸寺　瑠璃光山と號す、本尊彌陀、　藥師堂　藥師は惠心の作、丈二尺、堂の後に應永の古碑あり、

地福院　台乘山と號す、本尊彌陀、　觀音堂二宇、毘沙門堂、釋迦堂、

寥師堂　境内彌陀の斷碑あり、　不動堂、

寥善　仁兵衛　親と兄とに仕へて奇特の行多かりしかば、文化年中御褒美を賜へり、

○原山村　原山村は江戸よりの行程前村に同じ、村の四境東は中尾村に隣り、西は本太村に續き、南は大田窪村を限り、北は駒場・瀨ケ崎の二村に接せり、東西六町ほど南北五町に餘れり、戸戸十餘、當村は古より御料所にして今も同じ、檢地は元祿三年九月八木仁兵衛・松平清三郎糺せり、その後享保十六年伊奈半左衛門再び改めり、

高札場　村の中程にあり、

小名　萩山、萩ノ入、釜ノ入、立出、

神社　稻荷社　村民の持、

寺院　養善院　當山修驗、江戸鳳閣寺の配下、本尊は不動を安せり、　天滿宮　里正周藏が先祖より持にして、古くよりこゝにありと云、則元祿再建の棟札あれば、此以前の造立なることしらる、

阿彌陀堂　村民の持、

○大田窪村　大田窪村は高鼻鄉木崎庄に屬す、江戸より行程五里半を隔てり、四境東は大谷口・八木崎・圓正寺・伊刕の四村に接し、南は芝・小谷場の二村にして、西は大谷場・本太の二村に隣り、北は駒場・道祖土・原山の三村なり、村の廣さ東西三十七町、南北五町、或は七町餘の所もあり、民戸百三十餘、用水不便にして專ら天水を仰て耕耘す、ゆへにしばしば旱損あり、されど又水損もありといへり、【小田原役帳】に大多窪と記したるはこゝのことにて、元は多田の字並ビ書せしこと知らる、村内守光院の緣起に、治承四年賴朝義兵を擧しとき、佐々木守綱軍勢催促の爲に當國に來り、當所に住せしよし、今村内に居住の地と云傳ふる所あり、されど古き世の事なればたしかなることはしらず、世下りて後天文・永祿の頃、村

內にて一貫文の地を千葉氏領せし事【小田原役帳】に見えたり、今村内彌五郎といへるもの、千葉にゆかりありとて千葉を氏とせり、されど家系もなく考ふべきなし、それが所藏の文書左にのす、

廿束　三の　增戸内藏助
十五束　內　西泉坊
以上　卅五束

右今度遂糺明藪主と奉行令出逢、自今以後藪無退轉樣ニ、纔宛所用之時可剪定成之者也、向後大途御用ニ付而ハ、虎印判を請取、如彼文言剪奉行ニ可渡、少も横合非分有之者、不及用捨何時も可捧目安、藪主へ狼籍致ハ可處嚴科候、猶以岩付城へ用所自然爲可召仕候間、藪不斷絶樣ニ能々可致仕度候、仍如件、
（虎朱印）
丁丑十月廿日

太田窪千葉分

貳間二尺八寸　塀

右御當城諸曲輪塀破損付而、改而諸鄉へ被仰付候、來月五日ニ相集行人如申可致之、何時も破損ニ付而ハ請取候所可致修覆候間、雜木立事一圓無用ニ候、如何ニも手堅可致之者也、仍如件、
（朱印）
丁亥十月十八日

たいたくほ千葉領百姓中

人持來、佐枝恒岡ニ可渡之者也、仍如件、
（朱印）
辛巳六月廿六日

大田窪千葉殿領百姓中

當鄉大田窪へ太田美濃守申付、陣夫只今誰人召仕候、又地頭召仕歟、其以來之出樣有樣ニ以書付可申上候、鄉中隨員數陣夫可有御定候、毛頭虛言申上者可爲重科候、此御請之書付七月五日小田原へ存知之百姓一

熊野社

妙見社

稻荷社 以上三社村民の持、

寺院　守光院　曹洞宗、大崎村國昌寺末、護國山極樂寺と號す、當寺は佐々木三郎守綱の開基にして、開山は佛日金蓮禪師元和三年二月十八日寂せり、本尊は藥師を安ず、立像にて長一尺五寸程、佐々木守綱の守本尊と云り、又其傍に彌陀を安ず、長一尺許何れも弘法大師の作と云、慶安二年の緣起あり、其内に當寺は治承四年源賴朝義兵を舉し時、佐々木三郎守綱軍兵催促のため當國に下り、當所に於て要害をかまへ、こゝに居事五月、歸國の時に及て一小宇を建立して守本尊を安置せり、山を護國と號し院を守綱となづけ、坊を極樂といふ、其後數年を經てこの一宇回祿にかゝりしが、其後又一小宇を建立して、藥師と彌陀とを安せり、夫より天正年中に至り、下總の國主千葉介國胤當國の木崎庄を領し、國胤は千葉に在城し、家臣木内右衛門なして當地の堀ノ内に於て、陣屋を構へてこゝに居らしむ、然るに當地は佐々木三郎守綱の草創にして、其舊跡あるを感じ、寺僧と力を戮せて是を再興し、慶安二年寺領十石九斗の御朱印を賜へりと云、守綱の文字を改めて守光とせしは、慶安年中御諱の文字を憚りてかく改し由、これも緣起に見えたり、普門庵千手觀音を安ず、長二尺許、如意庵本尊地藏を置り、惠心の作坐像なり、

天台宗、中尾村吉祥寺門徒、慈眼山普門院と號す、本尊は彌陀を安せり、古くは地藏を本尊とせしよし、開山舜榮寬保元年九月二十二日示寂せり、

地藏院　曹洞宗、守光院の末、延壽山と號す、本尊は地藏を安ず、行基の作長二尺五寸許開山は以心榮傳、元祿十六年三月朔日示寂せり、

牛頭天王社、不動堂　不動は立像にて長一尺許なり、行基の作と云、

別當、行弘寺　龍燈山と號す、本山修驗、中尾村玉林寺院の配下たり

緣起によるに當寺は、大同二年武藏國主足利左衛門尉、三善影元の追福の爲に開基せりと云、されどこの緣起、後人の僞作と見ゆれば取に足ず、

無量庵　本尊阿彌陀を安せり、

舊蹟　舊蹟村の南にあり、松の木小笹など生茂れり、今は村民の持山となれり、西の方は地續にてから堀の跡あり、東南北の三方は芝村の内上屋沼にて、古へは要害もよき地と見えたり、されど享保年中かの沼新田となりてより、今はあさまにみゆ、相傳ふこゝは治承の頃佐々木三郎守綱居住せしよし、守光院の緣起に見えたり、されどいと古き世の事なれば覺束なし、おもふに永祿・天正の頃は千葉氏當所を領して、家臣木内右衛門といへるもの住せし地なれば、おそらくはこの陣屋の跡なるべし、

○廣ヶ谷戸村　廣ヶ谷戸村は江戸を距ること六里、村の廣さ東西五町、南北七町ほど、四境は大谷口村にのみ接して、艮の方少しく中局村係れり、民戸十六、天水場にしてしばしば旱損あり、村名元祿のものに始て見えたれば、此以前大谷口村より分村せしなるべし、もとより御料所にして今もかはらず、檢地の年代前村に同じ、

高札場　村の中程にあり、

小名　坂口、堂ノ前、ムカヒノ臺、フキトフシ、中曾根、細野にし、しのつゝみ、

神社　稻荷社　本地十一面觀音を安ず、村民持、

寺院　善應院　天台宗、中尾村吉祥寺門徒、慈雲山正法寺と號す、本尊地藏は立像にて長二尺許、行基の作と云、

○大谷口村　大谷口村は江戸よりの行程前村に同じ、村の廣さ東西二十町、南北十四五町、東は柳崎・圓正寺の二村にて、南は大田窪村に境ひ、西より北へ廻りては原山・廣ヶ谷戸・中尾・井沼方の四村に接せり、當村古へは芝の鄕高鼻庄の唱へありと、小田原北條分國の頃は砦砲の領地なりしよし云傳へり、民戸百三十六、天水を仰ぎて耕植す、されど水旱ともに患あり、檢地は元和九年改めありしが、後又前村と同く元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛糺して貢の數を定めり、後又新田をば享保十七年筧播磨守、明和五年宮村孫左衛門・蔭山外記等檢地せしことあり、當村正保の頃のものには、玉林院領・吉祥寺領・氷川明神社領あり、又中尾村玉林院天正十九年の御朱印に、中尾鄕之內十五石とあり、此中尾村の名正保の改めにはのせず、元祿のものには見えたり、土人の話に中尾・廣ヶ谷戸・道祖土・柳崎の四村、元は當村に屬せしと云、これをもて考れば天正の頃は却て一村なりしを、正保の中頃は當村にこもり、元祿に至て再び一村となりしも知べからず、されど後に見えたる井沼方・柳崎等の二村にては村名こゝの傳へと異なり、猶共村々につひて見るべし、當村御入國の後より御料にして今もかわらず、

高札場　村の南の方にあり、

小名　坊の在家、打こし、明花、しやうしの臺、とうのこし、ツカ下、佛あらい、細野、宮田八幡下、向の前、

神社　氷川刀神社　中尾・廣ヶ谷戸・道祖土・柳崎四村の鎭守なり、御朱印十石は村内及び柳崎村にて賜れり、

末社、三神社、天神社、別當、安樂寺　天台宗、仙波壽山觀明院と號す、本尊は彌陀を安ず、

熊野權現社　村民の持、

十二社權現社　中尾村明音院の持なり、

稻荷八社　一は明音寺持、一は村内一乘院持、のこれる六社は村民持、

神明社　中尾村西林坊持、

八幡祇
石神社二ともに福
寿院持、
寺院　福寿院　天台宗、中尾村吉祥寺門徒、尊門山慈眼寺と號す、本尊正觀音を安ず、足立坂東三十三番の内、第八番の觀音なり、元村内觀音堂に安置せしが、この堂廢してより當寺の本尊とす、
一乘院　天台宗、中尾村吉祥寺門徒、太子山西圓寺と號す、
醫王寺　同門徒、藥樹山多門院と號、本尊毘沙門天を安置せり、
彌陀堂　村民持、
地藏堂二一は中尾村明晉院の持、一は村民の持なり、
塚　供養塚二一は安樂寺持、一は村民の持、
安樂寺塚　安樂寺、

○井沼方村（イヌマカタ）　井沼方村は江戸を距ること五里半、民戸十四、用水不便にして專ら天水を仰ぐゆへに、しばしば旱損あり、當村古へは柳崎大谷口中尾等總て一村なりしよし、村名も正保の頃のものには見えず、元祿のものには既に載せたれば、其分村せしは正保元祿の間なること知べし、村の廣さ東西三町、南北四町餘、四境南は柳崎村に隣り、東は大牧村に境ひ、北は大牧及び中尾の二村に接し、西は大谷口村なり、もとより御料所にして今もかはらず、

高札場　村の南にあり、
小名　上耕地、下耕地、
神社　稻荷社
神明社
熊野社
寺院　阿彌陀堂
地藏堂　以上六宇村民の持、地藏、藥師堂　藥師の二堂は今廢す、

○圓正寺村　圓正寺村は文字をもて考れば、古へ圓正寺などいへる寺地にてもありしや證はなし、四境東は伊刕・八木崎の二村に續き、南は芝村・大田窪の二村に境ひ、西も大田窪に接し、北は大谷口村なり、東西南北ともに三町ほど、江戸より行程六里を隔てり、村の東境を三沼代用水流るれど、地高ければ村内に引沃ぐことあたはず、されば專ら天水を待て耕種す、民戸僅に十軒、御入國の後より御料所にして今も同じ、檢地はこゝも元祿三年八木松平二氏糺せり、

高札場　村の中ほどにあり、
小名　山崎下、坂下、堀口、
神社　神明社
第六天社
稻荷社　以上三社村民の持、
寺院　藥師堂　隣村大田窪村圓寺持、
阿彌陀堂（ナマド）　村民の持、

○柳崎村　柳崎村は江戸よりの行程前村に同じ、村の廣さ東西十町餘、南北三四町、東は在家村に隣り、南は八木崎村に接し、北は井沼方を限り、西は大谷口・圓正寺の二村に境へり、民戸二十、用水は三沼代用水を引沃げり、當村古へは岩槻の領地にして、大谷口・井沼方・中尾の四村總て一村なりといへり、隣村木崎村は當村の里正孫左衛門といへるもの、新田を開發して一村となせしよし、則柳崎新田と唱ふべきを、文字を改めて八木に作りしと云、これ寛永以前の事なりと、されど正保改定のものには、大谷口・八木崎の二村は見ゆれど、井沼方・中尾・柳崎等の名は載せず、元祿のものには大谷口・八木崎・井沼方・中尾・柳崎等の名見えたれば、其分村せしは何れ正保・元祿の間なるべし、これによれば大谷口・八木崎は古き村名にして、土人の傳へは誤れるならん、又當村の鎭守氷川社に慶安二年の棟札あり、其文をもて考れば、當村還て八木崎村なりしを、唱への同きをもて分村のとき古名を新田に殘し、本田の方は文字を改めて柳崎と唱へ始めしならん、又當村の飛地二ケ所あり、一は八木崎村の內にあり、一は大牧・中尾・井沼方等三村の間にあり、當村御入國の後より御料所にして今も變らず、檢地の年代前村に同じ、

高札場　村の南の方にあり、
小名　宮ノ下、橋戸、竹ノ下、波打、大原、
神社　氷川社　當村及び井沼方等二村の鎭守なり、觀音院の持社內に慶安二年の棟札あり、表面の中央に奉新造氷川大明神云云と書し、左右に武州足立郡木崎領八木崎村、同郷之內八木村云云、御代官熊澤彦兵衛と記し、左傍の下に野口左京・小嶋金彌と並べ書し、其外に外記といへるをも並べ記したれど、名のみにて姓氏の所は消て讀得ず、これらをもても當村古へは、八木崎村といひしことますます明けし、されど其內八木村と記したるは、何れの村なりや定かならず、
末社、天神社、第六天社、天王社、
稻荷社　一は村民の持、一は觀音院の持、これなば社人櫻稻荷と唱ふ、神木櫻あるによれり、
白山社　村民の持、
觀音堂　中尾村玉林院持、

寺院　阿彌陀堂
藥師堂二堂共に觀音院持、
觀音院　天台宗、中尾村吉祥寺末、大慈山東光寺と號す、本尊は子安觀音立像を安ず、智證大師の作なり、長一尺許、開山は傳へざれど、世代の内相我といへるは、貞和五年寂せしといへば、古き寺なることしらる、當寺萬治年中丙丁にかかり烏有となりたれば、寺傳は其時失えり、

○中尾村　中尾村は江戸よりの行程前村に異ならず、沛和領なりといへど覺束なし、此村も正保の頃のものには載せず、元祿のものには既に見えたり、按に正保中の記錄大谷村をのせ、玉林・吉祥二ケ寺の領なることをのせ、且石高今より多ければ、正保の頃は大谷口の内にて中尾といへへるは小名なりしを、元祿前分で二村となせしも知べからず、村の廣さ東西十五町、南北二十五町、東は大間木村に隣り、南は大谷口・廣ケ谷戸・井沼方の三村にして、西は道祖土村を限り、北は三室村なり、民戸百十七、常に天水を待て耕種すれども水旱の患はなし、御入國より以來御料所にして今も替らず、檢地の年代前村に同じ、

高札場村の東境にあり、

小名　アシ谷、不動合、

神社　稻荷社二一は村民の持、一は金剛寺の持、此外に稻荷・は村民の持たるものあれど、何れも今は廢して社はなし、

寺院　吉祥寺　天台宗、川越中仙波院末、寶珠山十林院と號す、開山は慈覺大師中興な法印範定と云へり、當寺は東叡山學寮の僧住職の寺なり、本尊は地藏の立像にて長一尺二三寸、慈覺大師の作なり、又傍に彌陀の立像を安ず、智證大師の作と云へり、當寺門徒二十ケ寺、末寺五ケ寺あり、御朱印五石は村内にて賜へり、末寺　鐘樓近年鑄造の鐘なれば、銘文取らず、　駒形權現社　大門の入口にあり、神體は白駒に音を安せり、

玉林院　本山修驗、聖護院末、中尾山と號す、黒珍といへる僧、延暦九年開きしよし傳れども定かならず、當寺古へは玉林坊といひて、古文書にも見えたり、本尊は神變大菩薩に長二尺許、自作と云、御朱印十五石を附せらる、其文書數通左にのす、されど德林坊又十玉坊など云るへ贈りしもあり、こは當院のものには非るべし、こゝに載せし所以はしらず、

下足立卅三鄉年行事職之事、尤聖護院殿如御策祿、於氏衆も不可有相違候、恐々謹言、

永祿九年丙寅十月廿一日　　源五郎氏資（花押）

玉林坊

寄進　　玉林院

武藏國足立郡中尾鄉之内十五石之事、

右令寄進畢、殊寺中可爲不入者也、仍如件、

福德の御印あり
天正十九年辛卯十一月日

遠路爲音信、飛脚殊院中祈念之守札、到來祝着被思食候、猶全阿彌可申候也、

十月十日　　印（壺墨印）

玉林院

修驗中年行事職之事、

右任聖護院門跡被定置先例、領掌不可有相違者也、仍如件、

福德の御印あり
天正廿年正月廿三日

玉林坊

黄金十四切御前へ上申候、兩目幷御替之儀者、御歸城之上相定渡置可申候、爲其一札遣之候、仍如件、

亥九月廿九日　　松浦佐渡守（花押）

玉林院參

昨日御申候樣子くハしく申上候、拂子被爲返候事折角にハ可有之候へ共、上と下之事無之候間、御事に一段御いたましく候、必々御歸則御替渡可申候、萬吉重而可申承候、

廿九　　淺野彈正少弼長吉（花押）

以上

其方儀如前々共屋敷可居住候、若違亂之輩候者、此方へ可申來候也、

五月廿四日

中尾村
德林院

芳札披見本望之至候、仍國增殿樣へ如每年之御年頭被御申上候、助八郎被致披露候可御心安候、殊愚所へも被任御嘉例御樽幷御茶十袋送給候、目出珍重ニ存候、自是も混布進覽候、誠表御祝儀迄候、然ニ左

衛門大夫殿拙者へ雖儀絶候、春日攝津守指南奏者之衆助八郎ニ先年被仰付候、此御奏者者至只今も無相違助八郎走廻候、其御心得尤ニ候、就中當年中國增殿樣、岩付爲御見舞不圖御移可被成候、其時分御馳走肝要ニ候、萬端口上ニ申述候、餘賀期來音候、恐恐敬白、

追啓只今迄御年頭御逗々御油斷ニ候、向後ハ其御心得可被成候以上、

三月朔日　　笠原藤左衛門尉康明(花押)

玉林坊　貴答

以上

急度申候、仍聖家衆〻修驗中へ七五三秡役之義、御入國之砌落着相談申候處ニ、只今迄不被爲談之由不及是非候、結句號仕替皆々被成候ヲ修驗中取候而持參被申候、無先規事ヲ且今被仕替候段、いわれさる儀共ニ候、然ニ貴僧御寺も一寺之爲本寺之由及承候條、御門中へ被仰付役等可被爲談候、從　御公方ハ如先規被仰付候處ニ、何も御難澁沙汰之限と存候、若貴寺御門徒中如御掟被仰付候儀不被成候者、自是急度可申付候間、其御心得可被成候、爲御屆申入候、恐惶謹言、

極月廿二日　　全阿彌(花押)

惣持寺　御□□

如貴札改年之御吉兆猶以不可有際限、仍國增殿樣へ御年頭御申上候、即助八郎致披露候可御心易候、殊爲御佳例御樽代幷御茶迭給候、目出珍重存候、自是も海苔一合幷串柿進覽之候、誠表御祝儀迄候、餘賀期永日候、恐々敬白、

正月十九日　　笠原越前守康明(花押)

玉林坊　貴答

下足立三十三鄉業分中、旦那役之儀、可爲如前之候、爭而違背之族ハ可有之候哉、當陣爲祈念入峰致之候間、旦那一人も相續之方者、如在不可有候、恐々謹言、

丙辰十一月廿九日　　資正(花押)

玉林坊

雖未申返候令啓達候、仍御同行十如坊入峰之砌、令相違ニ付而御立服無餘儀候、彼人當寺田有由緒、愚僧相賴侘言申候、御免許候ハヽ可爲大慶候、依御報彼者差越可申候、委細口上ニ申含候條、不能具候事候、恐々謹言、

追而向後之申通相應之儀可憑入候、猶以イ力坊被召出候ハヽ、可爲祝着候以上、

三月十五日　　中院仙海(花押)

十玉坊　御宿所

急度以折紙申候、修驗中年行事職之義、自聖護院殿以御理今度御朱印被下置候間、御分國中於所々如先規可被仰付候、爲御心得揃者も如此候、恐々謹言、

天正廿年辰正月廿二日　　全阿彌(花押)

所々御代官所

上書　あたち　なか尾　玉林院

御指出　足立　中尾之鄉

一大峰愛宕寺領之事、　但永樂錢

合五貫文

右此所可然之樣御披露奉願候、仍如件、

卯月十九日　　中尾　玉林院(花押)

全阿彌殿

上書　(上かきうら)　いわつき〻

中尾

玉林院參人々御中

此以前へ順無之時分□□ニ可被成候、とかく申共其外無用に候歟、

中尾村百姓衆、改而六ヶ敷事申かけ候由及承候、千石夫などの事ハ可被爲出候、御手前之米事ハ增夫御ふちニ渡し進可遣候間、江戸へ御屆御用ニも、此以前順齋□こちへニ小宛の間少やく無用ニ候、爲其急度申入候、恐々謹言、

十二月十二日　　中村彌右衛門吉照花押

榛名權現社、鹿島明神社、熊野社、藏王權現、觀音堂　正觀音二軀を安ず、一は智證大師の作、一は惠心の作と云、西林院當院の塔頭なり、大聖山と號す、本尊不動別に不動堂もあり、明音院これも塔頭なり、正本山と號す、本尊不動を安せり、
福生寺　天台宗、村内吉祥寺門徒、永星山と號す、本尊不動を安せり、
金剛寺　同門徒、明王山と號す、本尊大日を安せり、
藥師堂　大谷口村福聚院の持、
虛空藏堂　福生寺の持、
不動堂　金剛寺持、
觀音堂
地藏堂　以上二堂は村民の持、

○大牧村　附持添新田

大牧村は江戸よりの行程前村に同じ、村の廣さ東西十二三町、南北十八町程、東は大間木新田・蓮見新田及び三室村に境ひ、南は柳崎・井沼方の二村にして、西も井沼方及び柳崎大間木等の三村に接し、北も大間木・三室の二村に及べり、民戸十六、用水は三沼代用水を引沃げども、水旱ともに患あり、當村御入國の後は御料所なりしが、元祿十一年村内を裂て中山氏に賜はり、今子孫志摩守が知る所なり、殘れる地は尙御料所にして今もかはらず、檢地はこゝも元祿三年八木仁兵衛・松平清三郎糺せり、後享保年中伊奈半左衛門再び檢地せり、又三沼開發の新田あり、こゝは享保十六年筧播磨守檢地す、其餘當村持添の新田あり、そこは萩原彌五兵衛檢地して貫數を定むと云、

高札場　二ケ所　一は南の方にあり、一は西よりにあり、
小名　茂場耕地、中割、和田、梅所、堰所町、大北、大原、
神社　八幡社　當村の鎭守なり、
稻荷社三　一は當村の鎭守なり、一は中山氏采地の内にあり、一は御料の内にあり、
神明社　以上五社村民の持、
寺院　清泰寺　天台宗、中尾村吉祥寺末、慈了山燈源院と號す、當寺は武田信玄の女、宍山梅雪の後室見性院尼の因みあるを以て、會津家の檀越なりと云、この尼甲州沒落の後台命により江戸御城に移り、後田安の御屋敷に居住し、大牧村の内にて三百石の領地を賜れり、然るに慶長十八年三月二日幸松君三歲の御時、故ありて見性院尼に養はれ給ひ、共に田安の御邸に居住せられたり、元和三年幸松君は保科家を嗣せられ、肥後守正之君と稱し奉り、寬文十二年十二月十八日逝し、土津神社と神號せり、見性院尼は元和八年五月九日卒去して當寺に葬れり、當寺の草創は慈覺大師にして、則大師を開祖となす、中興は後圓と云、元祿十二年九月十一日示寂す、本尊は十一面觀音の立像にして、長三尺許、慈覺大師作のなりといへり、觀音堂十一面觀音を安ず、見性院尼の位牌堂なり、見性院尼墓所の傍に文化年中會津家より建し石碑あり、其文左にのす、

見性院殿武田甲斐守機山公信玄之女、宍山梅雪之夫人、宍山氏嗣絕、台廟以三足立郡大牧邑一爲二湯沐邑一、元和八年五月九日終于東都一葬二邑之清泰寺一、會津土津公幼承二撫育之恩一、追慕不レ已、寬文十一年買二田若干一付二清泰寺一、使レ歲時作二佛事一而薦二冥福一也、

多寶寺　天台宗、中尾村吉祥寺門徒、九品山と號す、本尊彌陀を安せり、
觀音堂
釋迦堂　二所共に村民持、

○内野村　附持添新田

内野村は江戸よりの行程前村に同じ、村の四隣東は差間村の新田に隣り、南は木曾呂村に境ひ、西は下山口新田にて、北は大崎村を限れり、東西三町、南北八町程、民戸十五、用水は三沼用水を引沃げり、村名正保の頃のものには載せず、元祿のものには既に見えたり、されど村内羽黒權現承應三年造立の棟札に内野村とあれば、正保後承應前分村せし地なることはしらる、當村もとより御料所にして今もかはらず、檢地は前村と同じく元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛糺せり、又村の東に持添新田あり、爰も三沼新田の内にて享保十六年杉庄右衛門・平松李右衛門檢地せり、殘れる新田は同十七年清水理兵衛・阿久澤長右衛門等糺せり、

高札場　村の北にあり、
小名　前ノ原、金崎、
神社　羽黒權現社　村の鎭守にて村内長福寺の持、社内に永應三年霜月新造と云、棟札あれば此頃の造立なる事は知らる、内野村の名見えたることは前に出せり、
女體權現社
天神社　二社ともに村民の持、
寺院　長福寺　新義眞言宗、西新井宿村寶藏寺門徒、延命山と號す、本尊延命地藏を安ず、長一尺八寸許、惠心の作なり、當村慶長中の水帳に、見性院殿より中畑三枚當寺へ御付被成候云々とあれば、慶長以前の草創なることしらる、

新編武藏風土記稿　卷之百四十三　終

新編武藏風土記稿卷之百四十四

足立郡之十　安行領

○神戸（カウト）村　神戸村は江戸より行程六里に及べり、當村御料の地は安行領に屬し、私領は三沼領に屬せりと云、村名の起る所を傳へざれど、思ふに古此地は神社の領ありて、民戸も別にわかちてありし所なればかくよべるにや、當村東西の徑り八町餘、南北七町許、東は石神村にとなり、南は道合・木曾呂の兩村に續き、北は大塚村に接せり、民戸二十五、正保の頃は伊奈半十郎御代官所及び初鹿野傳右衛門が知行たることものに見ゆ、其後何の頃にや初鹿野氏分地して、今は子孫初鹿野傳右衛門、及び同姓勘解由が知所にして、餘は御料所なり、檢地は元祿十年酒井河内守紀せり、此餘木曾呂・道合二村の堺まで石神村の地内等に僅の飛地あり、本村飛地ともに用水は三代沼用水を引沃げり、

高札場二ケ所（一は艮の方、一は巽に寄てあり、）

小名　向山（土人向山村と唱へ、別村の如くなれど、其實村内の小名なり、）　原山（かますの原、）

神社　熊野社（村の鎭守なり、村内持、下同じ、）　末社、稻荷社、

稻荷社

寺院　正雲寺（曹洞宗、里村法性寺末、大龍山と號す、本尊彌陀を安ず、）　天神社

寶泉寺（新義眞言宗、浦寺村地藏院末、靑龍山と號す、本尊地藏、）　天神社

○在家村　在家村は江戸を隔る里程前村に同じ、東は道合村・木曾呂村南は根岸村、西は柳崎村にして、北は附島村及び大間木村に接せり、四方の徑り凡四町に餘り、民戸十二、用水は三沼代用水を分ち引けり、御入國の後御料所なりしが、其内を裂て元祿十二年江戸淺草淨念寺・深川本誓寺の領に三十石づゝの地を分ち賜はりしより、今は御料及び二寺の領交れり、檢地は寬永十六年伊奈半十郎紀せり、

高札場（村の中程にあり、）

小名　井堀耕地、本村、

山川　芝川（村の南より北の方へ貫く、川幅六間、此川に添て水除の堤あり、）

神社　稻荷社（村の鎭守なり、）

天神社

寺院　阿彌陀堂（以上村民のもち、）

○根岸村　根岸村は江戸より行程五里、四隣東は里上・苅青木・新井宿の三村にして、南は前川村に續き、西は伊村、北は新井宿・八木崎・柳崎・在家・道合の五村に接せり、南北は僅に四町許にして、東西の徑二十五町に及べり、民戸百三、こゝも三沼代用水を引て耕植す、往古は忍の城主成田下總守の旗下小宮山彈正と云し人の領地なりと云、御入國の時より御料となり今も替らず、檢地は寬永十六年伊奈半十郎紀せり、又村の北の方在家八木崎兩村の間に纔に飛地あり、

高札場（村の中程にあり、）

小名　曲り田、立山、松原、小屋島、臺、

山川　芝川（村の中程を南流す、幅十二間、此川に土橋二ケ所あり、）

神社　太神宮八幡宮春日明神合社（村の鎭守なり、感應院の持、）　末社、

天神社

寺院　妙藏寺　日蓮宗、荏原郡池上村本門寺の末、岸槎山と號す、本尊三寶を安ず、開山日輪延文四年四月四日示寂せり、　番神堂、鐘樓（寶永元年鑄造の鐘なり、）　塔中、長遠寺（本尊を安ず、開山日正永正三年九月朔日寂、）　感應院（本尊は三寶を安せり、）

地藏堂二宇（村民の持、）

○道合村（附持添新田）　道合村は古くより安行領と唱へしが、寬文元年地を裂て松平民部少輔が采地に賜はりし時、其地は浦和領に屬せり、江戸より行程六里、東は神戸・西新井宿の二村に隣り、南は根岸・新道合の兩村、西は在家村にて、北は木曾呂村に接せり、民戸二十八、用水は三沼代用水を分ち引けり、御打入の後御料所なりしを、寬文元年此地の内を松平民部少輔に賜はりしが、元祿三年上りて御料に復せしかど、村内領名を分ち唱るは今も替らず、檢地は寬永十六年伊奈半十郎紀せしが、其後浦和領に屬せしが、たばかり元祿三年松平清三郎・八木仁兵衛紀せしと云、此餘享保十六年筧播磨守檢地して高入となりし新田あり、村の巽の方にて持添なり、

高札場（村の中程にあり、）

小名　塚越、高木前、一貫目町、上松、古川分、山岡町、宮内、八本木、離山、

神社　稻荷社（村の鎭守なり、）

天神社（以上大德寺の持、）

神明社

第六天社（以上は村民の持、）

寺院　大德寺新義眞言宗、西新井村總持寺の末、安養山無量壽院と號す、中興開山祐賢元祿十二年九月廿六日寂す、

白山山王合社天正年中東照宮御遊獵の時、當寺に十三日の間御滯留ましましけるが、其節この山王社の扁額に御筆を染させられて下し賜ふとなり、かゝる御由緒もあれば、後年御神號をも合せ勸請し奉りしと云、御筆の額は近き頃燒失すと云、此說うけがたし、故ありて御神號をまつり奉りしより、かく附會せしならん、

長源寺同宗にて大德寺の門徒なり、惠日山不動院と號す、本尊不動を安せり、

三沼領

○大門宿　大門宿は日光御成道驛亭の一にて、戸塚村より入、辻村と玄蕃新田の境へ達す、道幅四間、江戸より行程六里餘、東南の入口に埼玉郡岩槻宿への脇道あり、日光御下道と云、往古は鳩ケ谷宿より中古願ひ上て當所を宿驛とせり、其頃まで大門村と唱へしを、驛場となりしより大門町と改め、又後年今の如く宿と改む、正保改定のものに大門村と見え、元祿のものには町と記せり、宿と唱へしは此後なること知らる、東西へ十七町、南北二十五町程、東は北原村の飛地字行衞及差間・戸塚の村々にして、南も戸塚・間宮北原の三村に境、西は大崎・玄蕃新田、北は辻・中野田・下野田の三村に接ず、又綾瀨川を隔て埼玉郡釣上村に對す、民戸百五十四、多くは往還の左右に連住せり、こゝも天久保用水を引て耕植す、戸田家譜に伊豆守光康幼名萬千代母方の氏を以て水野と稱し、慶長二年九月當所に於て采地を賜ひしこと見ゆ、正保の頃は阿部對馬守が領地なりしが、後上りて御料となれり檢地は寛水年中改めしを、再び寶曆十年一色安藝守石谷備後守糺せり、

高札場御成道の內中程にあり、

小名　西方こゝは土人私に西方村と呼び、近鄕にても指て一村の如くなせり、　椚谷、坂ノ臺、神明久保、行谷、姥ノ懷、瀨戸久保、野原、望(ホウ)濤山(トウ)、淺間原、上、下、繩手、原、

山川　綾瀨川東北の方にて本郡と埼玉郡の堺を流る、幅十間、此川に土橋あり、出合橋と名づく、長さ八間なり、

新綾瀨川是も東北の方を流る、此川は當所北の方にて、綾瀨川を分流し、村內を貫き、南流して巽の方に至り、又綾瀨川に合す、これ江戸へ運送のため延寶年中願ひ上て、新に掘しものにて他村にはかゝらず、幅十間餘中程に土橋あり、繩手橋と號せり、

傳右川東方を流る、幅四間、

神社　十二所權現社村の鎭守なり、　別當、華嚴寺新義眞言宗、宿內大興寺門徒、熊野山寶光院と號す、開山源盛寬永元年十一月三日寂せり、本尊不動を安す、

牛頭天王社

辨天社

稻荷社當社は小名西方の鎭守なり、以上三社は村民の持、

淺間社大興寺の持、

稻荷社多門寺の持、

神明、八幡、春日合社華嚴寺の持、

寺院　大興寺新義眞言宗、原村密藏院末、慈眼山觀音院と號す、本尊不動は興敎大師の作にて長三尺許、天正年中寺領三十石の御朱印を賜ひしが、回祿のために烏有となり、再び元祿年中に賜へりと云、開山永義永祿二年四月八日寂す、　鐘樓鐘は寶永年中鑄造せしものなり、　東照宮寶曆年中勸請し奉ると云、青龍權現を相殿とす、　稻荷社、觀音堂如意輪觀音にて長一尺五寸許、行基の作、　塔頭、多門寺地藏を本尊とせり、開山尊淸元和四年五月十四日寂せり、　天神社

圓福寺同宗、宿內大興寺門徒、醫王山東光院と號す、本尊不動を安す、開山永證文祿二年三月五日寂す、

藥師堂藥師は長一尺餘、坐像にて行基の作と云、　愛宕社、太子堂、

光圓寺同宗にて同寺の門徒なり、大聖山明王院と號す、開山敎專慶安二年七月廿九日寂す、不動を本尊とす、

地藏堂二宇村民の持、

阿彌陀堂二宇一は華嚴寺持、一は村民の持、

○戸塚村　戸塚村は東西十一町餘、南北廿町許、東は綾瀨川を隔て埼玉郡腰卷村にして、西は北原村の飛地宇行衞に接し、南は長藏新田・立野村等に境ひ、北は大門宿に隣れり、家數百八十村の西の方に日光御成道つらぬけり、其中程に一里塚あり、これ江戸より六里に及べり、御打入より御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎支配し、今も御代官支配せり、外に村內三佛寺領交れり、元祿八年酒井河內守の檢地にして、別に見取場新田と號する所は、享保十八年筧播磨守糺せり、水利は三沼代用水の分流赤堀用水を引けり、

高札場南よりにあり、

小名　佐藤組東方にあり、元祿改定の國圖には戸塚村枝鄕佐藤新田とあれど、いつのころよりか變じ今小名となる、　一本木組これも元祿圖には、戸塚村枝鄕一本木とあれど、今全く當村小名となり、

上組、下組、平沼組、立山組、

山川　綾瀨川村の東埼玉郡の堺を通ず、幅六間許、川に添て堤を築けり、又土橋一ヶ所あり、長さ十間ばか

り、

傳右川これも東よりを流る、川幅六間ばかり、

神社　氷川熊野峯岳明神合社小名上組の鎭守なり、西光寺の持、　末社、天神社、荒脛社、稻荷社、諏訪社、

神明社下組の鎭守なり、正智院持、　末社、稻荷社、春日社、天神社、

第六天社、疱瘡神社、

稻荷社五宇一は佐藤組の鎭守なり、妙柳院の持、殘れる四社共に村民の持、

神明社二宇一は本行寺持、一は村民の持、

諏訪社延壽院の持、

辨天社

子神社以上村民の持、

寺院　三佛寺淨土宗、下總國小金東漸寺の末、普提山月寶院と號す、本尊三尊の彌陀を安ぜり、開山安譽虎角文祿二年二月四日寂す、寺領三十石の御朱印は天正十九年に賜れり、其故を尋るに天正十九年までは、纔の菴室なりしが、東照宮御放鷹の時こゝに御腰を掛させられ、御茶を奉るべきよしゆへ、側らに有合せたる茶椀をもて奉りしに、いと見苦しければ外に奇麗なるは有間敷やと上意ありけり、時に菴主申しけるはかねて淸め置る茶椀一つ所持なせど、こは將軍家御鷹狩などにて立寄らせたまふことあらば奉るべしとて、藏め置る器なれば尋常の人にはまいらすこと成がたし、其外は皆かくの如き器にて耻かしきことなりと、質樸なるさま顯はれければ、御感ありて寺領三十石を賜ひ、其時より一寺となり、三佛寺と號せしと、されど近頃回祿の爲に彼茶椀は失ひたりしと云、此事まことしくも思はざれど寺傳のまゝを記しぬ、

西光院新義眞言宗、西新井宿村寶藏寺末、靑龍山傳福寺と號す、開山叡牙天正年中寂すと云、　地藏堂

本行寺日蓮宗、池上本門寺末、本尊三寶を安ず、正立山と號す、開山日正永正三年九月朔日寂す、開基は成田氏の旗下小宮山彈正の臣嶋根左近なりと云、　番神堂、神明社、天照大神八幡春日合社正智院新義眞言宗、慈林村寶嚴寺末、城立山藥師寺と號す、開山尊源天文十七年寂せり、

天神社

東福寺同宗、西新井宿村寶藏寺門徒、蓮王山と號す、本尊は金剛界大日を安せり、　觀音堂、

延壽院同宗、村內西光院門徒、松仙山と號す、本尊不動、

妙柳院同宗、埼玉郡七左衛門村觀照院門徒、華應山と號す、本尊藥師を安ず、　藥師堂西光院持、藥師は行基の作なりと云、秘して見ることをゆるさず、

閻魔堂東福寺の持、

舊蹟　壘蹟天正年中成田氏の旗下小宮山彈正介忠孝といへる人の壘跡にて、段別一町餘、龍賀山と稱し今は御林地となれり、こゝは大門宿より地續の高場にして、松杉繁茂し地形は乾より巽へはり出て、西北に廻り一二の曲輪とおぼしき空堀の跡今も猶殘れり、本丸の跡と思はるゝ所は小登りにして又一段の高きを加へり、そこより東南の方を望めば近くは、許多の水田うち開けて、遠くは綾瀨川を越て、越ケ谷の宿驛まで一里に餘れる所を眼下に見やり、筑波山をも手にとる許のさま、ことにすぐれたる云眺望なり、其圖右にあらはす、按に前に云忠孝は成田家分限帳普代の士の內に、小宮山彈正介忠孝二百貫文の地を領せしよし見えたり、此所その領地の內なるべし、

小宮山氏壘迹圖

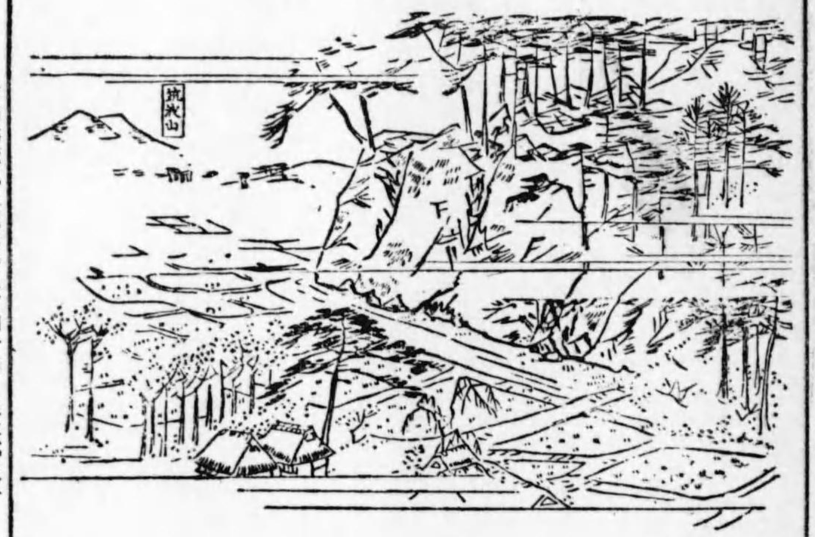

○差間村（サシマ）附持添新田　差間村は江戸より行程六里餘、民戸四十、東西の徑四町許、南北五町程、當村正保元祿等の國圖には指間と記したれど、今は差の字を用ゆ故あることにもあらざるべし、東は大門宿にして、南は內野村西は下山口新田、北は間宮新田等に堺へり、用水には三沼代用水を引沃けり、こゝも御打入の頃より御料所なりしが、其內を裂き享保の頃纔に伊奈半左衛門が知行、三沼代水堀割の替地に賜はり、寬政四年伊奈氏斷絕して收公せられ、後又一圓に御料となり今も替らず、檢地は元祿十年酒井河內守糺せり、又三沼新開の地あり、當村持添の新田にして享保十六年筧播磨守檢地せしより、高請の地となれりと云、

高札場中程にあり、

小名　立野橋元祿改定の國圖には差間村枝鄕立野橋とあれど、今は全く當村の小名となれり、　箕

輪前、箕輪入、

神社　氷川社　村の鎭守なり、往古は下南木村の氷川明神を鎭守とせしが、上下二村に分村せしときに當社を勸請せしと云、社内に寛永四年の棟札あれど、是も再造の村のものなり、

別當　明達院　本山派の修驗、中尾村玉林院の配下なり、宮かば、當院の事にてその後今の院號とに改めし云、

八幡社

御嶽社

神明社

當社は菅神を祀りし社にて、近き頃まで社中に大同年天神社中の棟札ありしが、何ものか取去しと云傳へたれどうけがたし、菅公は延喜三年の薨なれば、其誤なること必せり、此上の社は明達院持なり、

同社三宇　一は安樂寺持、二は村持なり、

富士淺間社　社地は村内宗信寺の舊地にして、當社は則境内鎭守なりしと云、社は丘上にて下に御手洗池あり、今も宗信寺持、

稻荷社二宇　何れも安樂寺持、

寺院　宗信寺　日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、長陽山と號す、古は前の澁間社の所にあり、彼所の小名を富士原と云故に、富士山光妙寺と號せしなり、開山日興は日蓮の弟子六老僧の一にて、永仁三年正月七日寂せり、其後此寺散ありて退轉し、延龍坊とて僅の草菴となりしが、寛永六年村民土屋治郎右衛門が父豐前守追福のため、今の地に移し、本寺十九世の僧日豐を請して中興開基せり、則父豐前守が法謚及び己が逆修の法號を取て、長陽山宗信寺と號すと云、かの豐前守は甲斐國武田氏に仕へ、同國にて卒せりと云のみにて其傳詳ならず、又其子孫近き頃まで村内に住せしが今は絕たり、本尊釋迦を安ず、寺寶、古磬一、鐘樓天明五年新鑄の鐘をかく、三十番神社、稻荷社、

東稱寺　淨土宗、江戸增上寺末、青木山聖岡院と號す、開山は西蓮社了譽上人なりと云、了譽は小石川傳通院の開祖にて著名の僧なり、院號聖岡は則了譽の名なり、本尊彌陀を安ず、鐘樓鐘に寶永元年の銘文あり、稻荷社、地藏堂、

大信寺　同宗、專稱寺末、心蓮山三尊院と號す、本尊三尊の彌陀は安阿彌の作なり、當寺は天正年中名主九右衛門が先祖起立せしと云、過去帳に開基松譽貞吟和尙とあり、是開山なるにや、又開山は慶長五年寂とのみ傳へて其名を知らず、天神社稻荷を合祀せり、地藏堂、

安樂寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院末、本尊觀音を安ず、

大日堂　此所に安樂寺の門徒寺ありて養福寺といひしが、近き頃廢して僅に堂を存す、大日は當時の本尊にて、行基の作なりと云、

觀音堂　安樂寺持、

塚　古塚　村村の中程にあり、百年程前に村民善次郎と云もの此塚を穿ち見るに、擂鉢を組合せ針銅にて十字に結びしものを得たり、内に自然石にて偶人の如きものあり、土人等猥に大黑の像なりと稱して、今に善次郎が家に藏む、其圖後に出す、又武器と覺しきものなど堀出せしかど、皆朽損じて鐵性もあらざりしと云、近き頃叢倉を造りしとき、再び此塚を穿ちしにも鎗或は刀の朽しものを得たりと云、

○新道合村　新道合村は江戸より五里餘の行程なり、東西三町餘、南北一町餘なり、四隣南は根岸村にして、東西北の三方は道合村に接し、古は道合村の内なりしと云、されど正保の圖にも此村を載せたれば、それより前分れしこと知るべし、家數四、用水には三沼代用水を引く、御入國の後より御料所にて今も然り、檢地は元祿十年酒井河内守糺せり、

高札場　村の中程にあり、

小名　古井堀、内野耕地、峰下、離山、

神社　稻荷社　村の鎭守にて村持なり、

○八木崎村　八木崎村は江戸よりの行程六里、今柳崎村土人の傳へに、當所往古は柳崎村の新田にして、今も民家なく田地は柳崎及び大谷口・伊奈總て三村のもの此地を耕せりと云、されど當村を柳崎の新田と云は誤ならん、今柳崎村氷川社慶安二年の棟札に、八木崎と記し、且正保年中改定の國圖にも、八木崎村とありて柳崎村は載せざる類、かたがた八木崎の方唱への古きこと知らる、猶柳崎村の條合せ見るべし、東西五町、南北四町許、四境東は根岸村にて、南は伊奈村に接し、西ば圓正寺村及び島村に堺ひ、北は柳崎村なり、水田のみにして陸田はなし、檢地の年代前村に同じ、古より御料所にして今も替らず、

小名　外記耕地、外河原、餘植、風間、

山川　芝川　村の中程を流る、

○附島（ツキ）村　附島村は江戸よりの行程前村に同じ、古は大間木村の内なりしと云、今彼村の小名にも附島といへるあり、これ分ちし地の殘りしならん、尤正保の頃に見ゆれば、分村せしはそれより前なること知るべし、東西三町許、南北も同じ東は木曾呂村にして、南は在家村、西は大牧・大間木の二村にて、北も大間木村なり、民家はなく大間木村の民七人にて、こゝの田地を所持せりと云、屋水損あり、用水及び檢地の年代は前村に同じ、當所も古より御料所にて今も然り、

山川　新芝川　村の中程を流る、幅十間、

○大間木村　大間木村は江戸よりの行程前村に同じ、古

は合野谷村と號せしよし、其名は當所の小名に殘れり、されど正保國圖にも合谷村と記し、元祿國圖には大間木村と記し、肩に古合野谷村とあり、されば村名の改りし年代もおして知らる、かの正保圖野の字なきは偶かく記し、別に故あることにもあらざるべし、南北二十五町に餘り、東西は四町許なり、四隣東は大牧村にて、西は中尾・伊沼方の二村に隣り、南も伊沼方村及び附島村にして、北は三室村なり、民戸十八、用水は三沼代用水を引用ゆれど屢旱損あり、檢地の年代も前村に同く、古より御料所にて今も然り、

高札場 村の北の方にあり、

小名　合野谷 往古は村の名なりしこと、村名の條に辨ぜり、　水深、團扇ヶ谷戸、宮ノ前、附島、西ヶ谷戸、

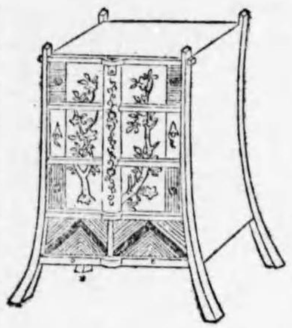

山川　新芝川 西南の方新田の接地を流る、幅十間ばかり、

神社　氷川社 當村及び大間木新田・大牧・附嶋等四ヶ村の鎭守なり、附嶋村民の附、　末社、第六天社、牛頭天王、疱瘡神、天神社、八幡社、荒神社、稻荷社、神明社、別當、三光院 本山派修驗、中尾村玉林院配下なり、本尊不動を安ず、長一尺五寸許、智證大師の作と云、　什物、笈一 龜井六郎奥州下向の時背負し物なりと云、尤古色なるものにて高さ二尺九寸、幅上は一尺九寸餘、下は二尺三寸許、横一尺二寸餘、是に棚三段あり、扉に椿の花と思しき形を彫れり、其外水に澤瀉巴の紋など所々に彫りて、其さま古きものと見ゆれど、龜井が所持なせしと云はいかゞあらんか、されど近村中尾村の内にも、六郎が屋敷跡などいへる所ありと云は、此邊に六郎がゆかりありしことなるべし、笈の圖は上のごとし、

石神社

熊野社

神明社

女體明神社

稻荷社四宇 以上村民の持、

天神社 村持、

寺院　圓盛院 天台宗、中尾村吉祥寺門徒、日照山と號す、本尊十一面觀音を安ず、

阿彌陀堂 村持なり、彌陀は三尊にして春長二寸許、日の作なりと云、

地藏堂 村民の持なり、下同、

阿彌陀堂

地藏觀音合堂

○大間木新田　大間木新田も三沼の内を、享保年中大間木の村民開發せし地なり、東西五町餘、南北七町許、四隣東は下山口新田及び大崎村の持添新田にて、南は大間木・大牧の二村、西も大牧村、北は大牧新田に隣れり、民家二十四、用水は前に同じ、屢水損あり、檢地は享保十三年筧播磨守糺して高請の地となれり、當所も開發の時より御料所にて今も然り、

小名　長割、四本竹耕地、八町堤、

山川　新芝川 村の中程を流る、幅十間、此川に土橋を架、長十一間、又川に添ひてつゝみあり、

神社　稻荷社 村の鎭守なり、享保年中開發のとき勸請せしと云、村持、

寺院　觀音堂 正觀音を安ず、土人これを觀音寺と唱へり、

○宮本新田　宮本新田も三沼新田にして、古は三室村持添の地にてありしが近頃分れしと云、東西六町、南北八町餘、民戸纔に一軒、古より御料所にて今も然り、水田のみにて陸田なし、檢地の年代等總て前村に同じ、

○片柳村 附持添新田　片柳村は太田庄といひしよし、江戸より行程七里餘、東西十三町、南北十町、東は辻村新田に隣り、南は三室村の内宿組・宮本新田の二ヶ所に境ひ、西は東西山村新田の二ヶ所、北は染谷村に接せり、民戸百二十六、用水は三沼代用水を引用ゆれど水旱共に患あり、按に岩松文書建武年中下し文の内に、

武藏國内矢野伊賀入道善久跡所領事

合

一所　小泉鄕　男衾郡内

一所　須江鄕　比企郡内

一所　片楊鄕　足立郡内

一所　久米宿在家六間　多東郡内

右任御下文、幷御施行之旨、奉打渡岩松兵部大輔經家跡御代官賴圓定順等候畢、仍渡狀如件、

建武二年十一月九日　　橘行貞在判

とあり、則片柳鄕足立郡と有は爰の事なり、須江鄕も今比企郡内にある須江村なるべし、久米宿は今の多東郡久米川にして、在家六間ありし事なるべし、又小泉鄕男衾郡内とあり、又彼郡本田村敎念寺所藏康安二年の文書にも、武藏國男衾郡小泉鄕云々と見えたれど、彼郡に此名を聞ざれば今其さす處を知らず、されど隣郡大里にて小泉村あれば、若くは其地をさしたるも知るべからず、當村御入國の後正保の頃の物には、大岡傳左衛門及び萬年

寺領とあり、いつの頃か大岡某の采地は上りて御料所となりしが、其内を裂て伏見某に賜はり、今は御料所と伏見源次郎が采地に萬年寺領交はれり、檢地は元祿十年酒井河内守紀せり、飛地は山村の内にあり、又南の接地に三沼開墾の新田ありて持添とす、又西山村新田と云もの西の方にあり、此地東西三町餘、南北六町許、民家はなくもとより水田多く是も三沼新田の内にて何の頃よりか當村の持添となれり、二新田ともに享保十六年筧播磨守檢地して御料所となりしより今も替らず、

高札場二ケ所　御料の分は中程にあり、私料は北よりにあり、

小名　沖郷、禰宜谷、西山、辨天前、麹谷、山王下　以上二ケ所は西山村新田にあり、

神社　十二所權現社　村の鎭守なり、村内祥巖寺持、　末社、稻荷社、天神社、疱瘡神社、

氷川社　同寺持、

稻荷社四宇

荒神社四宇

大和明神社　以上村民の持、

辨天社　西山村新田の内にあり、村民持、

寺院　萬年寺　禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍穩寺末、長昌山と號す、中古は長松山と記せしが、近き頃再び古に復して、今の如く昌の字に改しと云、當寺は永正六年の草創にて、開山は龍穩寺七世節庵良筠天文十三年十一月廿八日寂す、慶長年中廿石の御朱印を賜ふ、中興開基初鹿野傳右衛門昌吉と云、寛永元年十一月十五日卒す、法名花岳淨蓮居士墓内に石碑を建り、葬所は土呂村の内初鹿野氏の采地にあれど、中興開基たるによりこゝも碑を建しと云、又昌吉の室は當寺に葬れり、捐粧心月慶芳大姉寛永元年雪月廿六日卒す、馬場美濃守娘とあり、此外傳右衛門信吉以下の墓あり、

鐘樓　寶永四年鑄造の鐘をかく、

白山社、地藏堂、祥巖寺　同宗同末にて、無量山と號す、開山は祥巖超吉、明曆三年八月三日寂す、本尊彌陀を安せり、

釋迦堂　萬年寺持、

虛空藏堂　祥巖寺持、

觀音堂　村持、

藥師堂　村民の持、

○加田屋新田　加田屋新田は江戸よりの行程前村に同じ、當所は江戸新堀に住せし加田屋助右衛門と云者公の免許を得延寶三年當所に來り、三沼の内入江沼を新墾して入江新田と號し、元祿十年酒井河内守檢地ありしに、其後近郷より用水の障りなることを訴ふるにより、もと

の沼地となりしが、享保の頃三沼一圓に開發の命ありし故、願ひ上げて再び當所を開き、己が家號をもて加田屋新田と呼りと云、東西三町餘、南北十五町、民戸六軒、東は新染谷・膝子の二村、南は辻村新田に續き、西は大谷村、北は膝子・大谷の二村なり、こゝも開發より御料所にして今も同じ、檢地は享保十三年筧播磨守紀せり、

小名　澁鞘堤、合ノ谷堤、石橋堤、金山堤、

神社　辨天社

稻荷社　以上村民の持、

○山村　附持添新田　山村は江戸より八里の行程なり、東西三町餘、南北四町に餘れり、四境東南は片柳村に續き西も片柳村及び御倉・白岡の三村に隣り、北は又片柳村の飛地なり、民戸十八、當村古より御料所にて今も替らず用水は三沼代用水を用ゆれど旱損多し、檢地は元祿十年酒井河内守紀せり、又村の東の方に東山村新田と號する持沼の新田あり、こゝも三沼新田にて用水及び開發の年代は加田屋新田に同く、檢地は享保十六年筧播磨守紀せり、

高札場　村の北にあり、

小名　高野原耕地　古弘法大師此地に來りし時、護摩を修せし所と云、　北原耕地、安ノ臺耕地、大道、稻荷下、麹ヤ下　以上の二ケ所は東山村新田にあり、

神社　第六天社　村の鎭守なり、

稻荷社二宇　以上三社村民持、

寺院　長久寺　新義眞言宗、中野村正法院門徒、大道山と號す、本尊彌陀を安ず、

塚　塚　厭塚と云、古弘法大師の護摩を修せし灰を盛たる所ゆへかく唱ふと云、高四尺許り、

○上山口新田　上山口新田も三沼新田の内なり、江戸より行程七里、東西十町餘、南北三町許、東は三室村の内山崎組、南は下木崎村新田に續き、西は新右衛門新田、北は中川村に隣れり、當所は江戸小田原町に住せる鯉屋藤左衛門と云もの開發し、己が氏をもて山口新田と名づけり、用水及び檢地の年代等東山村新田と同く、開發のときより今も御料所なり、又この新田の内に寛政元年萩原彌五兵衛檢地して新田となりし所あり、

小名　松ノ下、宮ノ下、熊ノ下、木崎下、

山川　新芝川　三沼中惡水なり、幅六間許、此川に土橋を架せり、

神社　神明社　村の鎭守なり、村民の持、

寺院　庵　地藏を安ず、村民の持、

○下山口新田　下山口新田は江戸より行程六里、開發の

年代、名義の起り、總て上山口新田に同じ、東西三町許、南北八町餘、四境東は内野村及び差間村新田・行衞北原新田・間宮村新田等に續き、南は木曾呂村、西は大間木・大牧二村の新田に堺ひ、北は大崎村新田に接せり、民戸十六、水損あり、檢地は享保十三年筧播磨守糺せり、

山川　新芝川　三沼中惡水なり、村西堺を流る、幅六間許、

神社　稻荷社　鎭守なり、村民の持、　地藏堂、

女體權現御旅所跡　土人の話に此地開發の以前、沼中に祭竹せり、享保開發の時古より御旅所なりしこと神職願ひしかば、其地の脇少しの除地とはなれり、其所を旅所と云、今も北邊の水田より朽たる竹多く出と云、

○新井新田　新井新田は三沼新田の内にて江戸より八里の行程なり、當所は新井村にて開墾し、今も其村の名主支配せり、故にかく名とす、東西一町許、南北十二町餘、東は御倉・白岡の二村にて、南は三室村の内山崎組に隣り、西は中野村及び中川村、北は中丸村なり、民戸三、用水は前村に同じ、檢地は享保十六年筧播磨守糺せしより御料所にして今も然り、當所に往昔奥州より鎌倉への道なりしとて、其所を鎌倉街道と字せり、今は岩槻宿より浦和宿への往還なり、

小名　鎌倉街道、海老沼、

○新右衞門新田　新右衞門新田も前と同く三沼新田の内にて、江戸より七里の行程なり、當所は享保年中大宮宿に住せる新右衞門と云もの、開發せる故にこれをもて名とせり、東西は一町にたらず、南北は六町餘、東は中川村、南は上山口新田につゞき、西は三沼中惡水堀を隔て高鼻村新田、北は上山口新田の飛地に隣れり、民戸五、用水及び檢地の年代前に同じ、當所も開發の時より御料所にして今も持らず、又當所の西の方に寛政元年荻原彌五兵衞檢地せし新開の地あり、

小名　中川下、八幡窪、

山川　新芝川　三沼中惡水なり、

神社　辨天社　村民持、

南部領

○中川村　中川村は江戸よりの行程前村に同じ、村の廣さ東西六丁、南北十三町、東は新井新田に隣り、南は三室村の内小名山崎組にて、西は新右衞門新田、北は中丸村に接せり、用水は三沼代用水を引用すれど、不足なれば天水をたゝへて耕せども屢旱損あり、此邊長芋を植るに土性よき地なりとて近郷多くこれを作れり、民戸四十三、御入國の後御料所にして、元和二年青木五左衞門敬頼に賜はり、今子姓五左衞門が知る所と氷川明神の社領交れり、又隣村中丸・中野兩村の間に當村の飛地あり、大山と唱へり、

高札場　村の西より にあり、

小名　井戸尻、堀ノ内、宮崎、上竹、原、

神社　氷川社　村の鎭守なり、社領十五石の御朱印は天正十九年十一月附せらる、毎年十二月二日圍み三尺の松樹をきりて四つに裂き、數十本を社前につみ、同八日に至り朝より夕まで焚終り、彼松の炭を持來り、神前に供するをもて例祭となせりと云、　素盞嗚尊稻田姫命合社　本社に向て後にあり、奥の院と云、

末社、荒脛社、第六天社、神主、小山和泉　吉田家の配下なり、

八幡社　地頭青木氏の持、

諏訪社

稻荷社　以上二社村民持、

寺院　圓藏院　新義眞言宗、倉田村明星院末、遊眼山、地藏堂、寶乘院　同寺の門徒なり、蓮葉山と號す、如意輪觀音を本尊とす、

○中野村　中野村は江戸より行程九里に及べり、四隣東の方は新井新田にして、南は中川村に續き、西も中川及び中丸村にて、北も中丸村に接せり、東西の徑り三町程、南北五町に餘れり、民戸四十、前村と同く元和元年青木五左衞門が采地に賜はり、今も子孫五左衞門が知る所なり、又村の東三町餘を隔て大谷・新井・御倉・白岡・蓮神等の數村に挾まりて當村の飛地あり、

高札場　村の中程なり、

小名　猿鼻　前に辨ぜし飛地を呼ぶ、　堀込、本村、

神社　諏訪社　村の鎭守なり、村持、　末社、稻荷社、第六天社、

稻荷社　村持、

寺院　正法院　新義眞言宗、倉田村明星院末、勳言山、地藏堂、彌陀堂　村持、

藥師堂　地頭青木氏の持、

○中丸村　中丸村は江戸より行程七里、東は中野村に續き、南は新井新田にして、西は中川村に隣り、北は大和田村に接せり、村の廣さ東西南北ともに五町餘に及べり、民戸四十七、用水不便なれば天水をたゝへて耕植す、當村正保のものに春日佐右衞門知行と見ゆ、今も其子孫兵

庫が知る所なり、郡中中野田村明照寺の傳に、觀應三辰年九月十八日尊氏將軍より春日八郎行元に軍功の賞として、野田中丸の地を與へしと云、野田は則今の上中下野田の內なるべし、中丸は則當所のことなり、さればこゝも古き地名なるべし、猶中野田村の條を見るべし、

高札場　村の中程にあり、

小名　山寄、堀ノ內、久保、高井、臺、

神社　神明社、末社、稻荷社、

八幡社　末社、牛頭天王社、稻荷社、石尊社、不動堂、

神明社　以上三社を鎭守とす、共に村持、

春日社　村民の持、

寺院　西光院　新義眞言宗、中野村正法院末、無量山と號す、本尊彌陀を安せり、　愛宕社、地藏堂、觀音堂　村民持、

○大和田村　大和田村は江戸を隔ること前村に同じ、村の廣さ東西へ十一町、南北十三町許、東は蓮沼村に隣り、南も蓮沼・中丸の二村にて、西は土呂村の新田、北は砂村に接せり、用水不便なれば天水をたゝへて耕植す、民戸六十、當村古は岩槻太田氏の臣伊達與兵衛房實が領せし所なりと、御打入の後御料となり、正保の頃に至りては伊達庄兵衛知行たることものに見ゆ、今も子孫庄左衛門が知る所なり、檢地は元祿三年地頭伊達平八郎糺せりと云、

高札場　村の西よりにあり、

小名　新田、本村、北原、宿、

神社　鷲宮社　村の鎭守なり、眞福寺持、以下三社も同寺の持、

稻荷社　末社、天王社、天滿宮、

稻荷社

第六天社

神明社　村民持、下同じ、

稻荷社三宇

寺院　眞福寺　新義眞言宗、中野村正法院門徒にて見鹽山と號す、本尊不動を安せり、

阿彌陀堂　村持、

舊蹟　陣屋蹟　村の西寄にあり、今は陸田及竹藪の地となり、境界さへさだかならず、相傳へてこゝは岩槻太田氏の家老伊達與兵衛房實が居住せし所なりと云、【小田原記】天正十八年岩槻城攻の條に、岩槻城の本丸には伊達與兵衛、二丸には妹尾下總守云云、妹尾下總守片岡源太左衛門討死しければ、殘る大將伊達をはじめ降人に成て、城を渡しけると云々、かくの如く見ゆれば、伊達與兵衛御味方に降りてのち、舊領によりて再びこの地を賜はりしなるべし、

○砂村　附持添新田　砂村は江戸より行程九里、箕輪庄と唱ふ、當村の古名を三沼村と號せしよし、土人いへり、東西の徑り五町南北十町に餘り、東は堀崎・島・蓮沼の三村に隣り、南は大和田村にて、西は本鄕・土呂の二村、北は本瓦葺・上瓦葺・下瓦葺・原市・今羽の數村に接せり、民戸百十七、往古は岩槻の城主太田氏の領なりと云、御打入の後西尾彥四郎が知行に賜はりしを、寬永十六年上りて御料となり、今も替らず、こゝも三沼代用水を引て耕植す、檢地は寬永十六年伊奈半十郎糺して貢稅の數を定む、此餘三沼新開の地は享保六年寬播磨守檢地し、又別に原地と唱ふる所を、延享二年神尾若狹守檢地せし新田あり、二ケ所ともに當村の持添とせり、

高札場　村の南よりにあり、

小名　庄屋場、的場、鼠山、稻荷山、立山、

水利　三沼中惡水　持添新田の方を流る、幅六間許、流末大間木村邊より芝川と唱へり、

神社　神明社

第六天社

牛頭天王社

大日權現社

稻荷社四守　以上八社、正雲寺持、

稻荷社　桑地稻荷と號す、村民持、

寺院　正雲寺　新義眞言宗、中野村正法院門徒、金龍山と號す、本尊彌陀を安ず、　三社宮　東照宮を祭り奉り、多田滿仲・八幡太郎を合祀せりと云、　天神社、

觀音堂　正雲寺持、

地藏堂　村持、

舊蹟　陣屋蹟　村の中程にて、元の地頭西尾彥四郎が陣屋ありし所と云、今は悉く陸田となりて、その堺界はつまびらかならず、

○堀崎村　附持添新田　堀崎村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十一、東は島村に隣り、南は蓮沼村にして、西は砂村、北も砂・島の二村、入會の地に接せり、東西の徑り一町餘、南北は三町に足らず、用水は三沼代用水を分ち引り、當村正保の頃は阿部對馬守が領分及び川村善兵衛・稻生七郎右衛門が知行なることものに見えたり、其後阿部氏の領地は上りて御料となり、今も御料及び川村の子孫善兵衛・稻生の子孫七郎右衛門が知行なり、檢地は慶長十七年八月・寬永六年八月兩度にありしと云、又村の東の方二十餘町を隔てゝ宮ケ谷塔村の傍に飛地あり、其地に添て享保十八年寬播磨守檢地せし新田あり、鶴卷沼と

云、此餘村の北一里許を隔て、原地と唱ふる新田あり、是は延享二年神尾若狹守檢地す、新田二所ともに持添なり、

高札場　村の中程にあり、

小名　大橋戸、精進場、上ノ臺、

神社　氷川社　當村及び砂村の鎭守なり、大聖寺持、　疱瘡神社、

稻荷社二宇　村持、

寺院　大聖寺　新義眞言宗、氷川土村遙眼寺門徒、長障山壽命院と號す、本尊不動を安せり、當寺開闢の年代は傳へざれど、村内慶長年間の水帳に大正寺と載せしは當寺のことなりといへば、其頃はや一寺たること知らる、

地藏堂　村持、

○島村　附持添新田　島村は江戸よりの行程十里に及べり、東は小深作村、南は堀崎・蓮沼の二村に續き、西も堀崎村にして、北は丸ケ崎・深作の二村に接せり、東西十二町、南北十八町、民戸四十五、御入國の後より今に御料所なり、檢地は元祿三年八木仁兵衛・松平清三郎糺して貢數を定む、此餘砂村の内に縄の飛地あり、又堀崎・砂の二村を越て三沼開發の新田あり、こゝは享保十六年筧播磨守檢地して當村の持添とせり、本村は天水場にして新田の方は三沼代用水を引り、

高札場　村の中程にあり、

小名　染谷耕地、後内耕地、砂村耕地、槐戸（サイカチト）、

神社　熊野社　村の鎭守なり、

天神社二社ともに村民の持なり、

寺院　藥王寺　新義眞言宗、中野村正法院末、瑠璃山と號す、本尊不動を安ず、　山王社、金山權現社、藥師堂　靈驗ありとて、近郷より信仰のもの多し、

○蓮沼村　蓮沼村は江戸より九里の行程なり、四隣東は鳳戸野・門前の二村にして、南は大谷村、西は大和田・砂の二村に續き、北は堀崎村に接せり、東西四町餘、南北二町許、民戸五十九、御打入の頃より荒川長兵衛が采地に賜はり、寶永元年此地の内を同姓八右衛門に分ちて、今は長兵衛が子孫主計八右衛門が子孫大膳亮が知る所なり、

高札場　二ケ所　共に名主の宅前にあり、

小名　猿ケ谷戸　猿ケ谷戸村など唱へて、おのづから別村の如くに呼ぶ、此地の内にも内谷戸・外谷戸・中郷耕地などいへる字あり、　あさみや戸東耕地、

神社　天神社

神明社　以上二社を鎭守とす、正福寺持なり、以下三社持同じ、　辨天社、

稻荷社二宇

第六天社

寺院　正福寺　新義眞言宗、中野村正法院門徒、自在山蓮華院と號す、本尊十一面觀音を安せり、　阿彌陀堂、

寮尊彌陀を本尊とす、

○新井村　新井村は江戸より八里を隔つ、四隣東は笹丸村に續き、南西北ともに御倉・白岡の二村に隣れり、東西の徑り三町許、南北二町にたらず、民戸二十餘、當村御入國の頃より青木某が采地に賜はり、正保の頃のものにも青木牛之助が知行たることを載す、今も彼子孫五左衛門が知る所なり、

高札場　村の中程にあり、

小名　小山、山崎、臺、

神社　天神社　村の鎭守なり、西勝院持、　末社、稻荷社、第六天社、

寺院　西勝院　新義眞言宗、中野村正法院門徒にし利劍山と號す、本尊不動を安ず、

○綱倉村　○白岡村　御倉・白岡の二村其名二村に分てりといへど、其地犬牙して境界さだかならざれば、その地を分て二村となすことあたはざるにや、いつの頃よりか全く一村の如くなり、既に水帳にも御倉・白岡と並べ書し下に、村の一字を書し、其外御倉村白岡村と竪に連ね記せる類もありて、全く分別することを得ず、されど強て分ては南方見沼新田によりたる所は御倉村に屬し、北方新井村新田に接せる地は白岡にて、中間東西へわたれる處は、強ても地名を分ちがたしと土人いへり、元兩村にしてかく地形の接したるは近郷にも見ざる所なり、民戸六十六、兩村の内に散住せり、江戸よりの行程前に同じ、四隣二村を合して云に、東は山村・染谷・新井の三村にして、南は西山新田、西は新井村の新田に續き、北は中野村に接せり、東西五町許、南北十町程、兩村正保の頃は松野佐五右衛門知行たることものに見ゆ、今も其子孫八郎兵衛が知る所なり、檢地は寶永四年長谷川六兵衛糺せり、

高札場　中程にありて兩村これを用ゆ、

小名　榎下、山中、大谷戸、篠下、池袋、陣屋前、

神社　愛宕社、末社、稻荷社二宇、

寺院　西勝院　新義眞言宗、中野村正法院門徒にし利劍山と號す、本尊不動を安ず、

神明社　以上兩社を村内の鎭守とす、共に村民の持なり、往古この神明は大社にして、神領も若干ありしと云傳ふ、

末社、稻荷社、
錠殿村民持、下同じ、
鍵殿社

寺院　寶性院新義眞言宗、中野村正法院末、勅願所、吾妻權現社
觀音堂、藥師堂、
眞藏院同末、愛宕山と號す、藥師堂、
本尊不動を本尊とせり、
阿彌陀堂村民持、

新編武藏風土記稿卷之百四十四

終

新編武藏風土記稿卷之百四十五

足立郡之十一　南部領

○笹丸村　笹丸村は江戸より行程八里に及べり、四隣東は染谷村にして、南は御倉・白岡の二村につゞき、西は新井村にて、北は大谷村に接せり、東西三町餘、南北二町に餘れり、民戸八軒、いつの頃よりか大岡某に賜へり、今子孫三勇郎知行せり、

高札場村の南にあり、

小名　荒神山、芝山、

神社　荒神社村の鎭守なり、村民持、

寺院　觀音堂同持、

○新染谷村　新染谷村は郡中染谷村の民開發せしかば、新の字を冠らせて唱へりと云、江戸よりの行程七里餘、東は上野田村につゞき、艮の方は高畑村にて、北は膝子村、西は加田屋新田にして、南も加田屋新田及び辻村に接せり、東西の徑り四町許、南北六町に餘れり、此餘村の西方加田屋新田を隔て染谷村の傍にあり、民戸三十餘戸十五は飛地の方に住せり、村の西端を貫て三沼代用水かゝれり、村内此水を引て田間に沃ぐ、又上野田村より當村にかゝり、膝子村に達する一條の道あり、幅三間餘、これも日光御成の道なり、この村正保の頃は阿部對馬守領分たることものに見ゆ、其後上りて御料となり、又其内を裂て朝比奈某・伏見某が采地に賜り、猶殘れる地は御料にて今も替らず、また朝比奈氏の子孫、左近伏見氏の子孫、源次郎が知る所交れり、檢地は寛永七年阿部對馬守糺せり、

高札場村の西にあり、

小名　寶永、上宿、中宿、下宿、

山川　傳右川村の東を流る、此川は當村及び上野田高畑等の村々惡水落合て一條となり、末に至りては追々川もひろごり、幅十間餘となれり、則當村は此川の水元なり、中古傳右衛門と云もの水路を開きしによりて、傳右衛門堰といひしが、近き頃唱へ改めしと云、

神社　天神社　當村及び上野田村の内、字丸山の鎭守とせり、當社新に造立の棟札に、元和二年丙辰二月廿五日、足立郡野田村と記せり、今も上野田村境界の地にある社なれば、元は野田にて勸請せしものにて、造立の年歷も推て知るべし、

寺院　興音寺　新義眞言宗、大門宿大興寺門徒にして、梅松山神鏡院と號す、開山憲永天正元年十月九日寂す、本尊彌陀を安ず、

○大谷村　大谷村は江戸より行程九里、東は加田屋新田に隣り、南は染谷村及び御倉村・白岡村にて、西は中野・蓮沼の二村につゞき、北も蓮沼・新堤の兩村に接せり、東西十町餘、南北八町程、民戸六十、當村正保の頃は青木牛之助が知行なることものに見ゆ、今もその子孫五左衛門知る所なり、

高札場村の中程にあり、

小名　本村、新田、松ケ崎、

神社　氷川社村の鎭守なり、村民持、

寺院　西福寺　曹洞宗、染谷村常泉寺末、松崎山と號す、開山は本寺四世の僧禪恕宗明、天文十二年の示寂と傳ふ、本尊正觀音を安置なせり、　彌陀堂、閻魔堂、

圓覺院　本山派修驗、染谷村正覺院の配下なり、本尊不動を安ず、

太子堂村持、

庵村民持、

○膝子村　膝子村は江戸より行程八里餘、村名の起りを尋るに、往昔農夫某が妻懷姙して異形のものを産めり、その體を見るに人の膝の如くなればとて、當所をさして膝子と異名に呼しより、終に村名となれりと云、覺束なきことにて取べき說にもあらざれど、土人の傳る儘を暫く記せり、東西の徑り八町許、南北十町餘、東は綾瀨川を限りて、對岸は埼玉郡柏崎・横根の二村にて、巽も同郡笹久保新田にて、南は本郡新染谷村、西は大谷村にて、北は宮下村なり、民戸九十三、田間の用水には西方を通ずる三沼代用水を引沃げり、又村内に日光御成道あり、南の方新染谷村より入り宮下村に達す、道幅三間餘、當村は大門宿より岩槻宿の中間にして、民戸宿並をなし連住し、立場の體をなせり、御打入の頃より御料所にして今も然り、また埼玉郡加倉村淨國寺の領五十石交れり、檢地は元和九年御代官中村彌右衛門糺して、貢稅の數を定めしと云、

高札場二ケ所　共に西北に寄てあり、一は御領、一は淨國寺の領内なり、

小名　中道、辻ノ前、宮芝、塚ノ越、天神前、

山川　綾瀨川　村の東を流る、川の中央を本郡と埼玉郡との境とす、川幅十間許、川に添て水除堤あり、此川當村と埼玉郡横根村の地先にて、左右へ段別十町餘ほどひろごり、沼の如く水たゝへし所あり、土人これを膝子沼とよべるなり、

橋梁　橋二ケ所　一は三沼代用水堀に架す、長六間、御普請所なり、一は綾瀨川に架す、長十間、當村と埼玉郡柏崎村との持なり、

塚　膝子塚　村の西北にあり、はばり三間餘、高一丈許、これ村名の條に辨ぜし農夫が妻の產し、異形のものを愛に埋めしと云、

一里塚　村の南の方にて、御成道の左右にあり、江戸より八里、岩槻へ一里のしるしなり、

神社　八幡社　村の鎭守　末社、稻荷社二宇、疱瘡神社、別當、滿藏寺　眞言新義、浦寺村地藏院末、八幡山明王院と號す、開山詳ならず、法流開山を永深と云、此僧は元祿十一年十一月寂せり、本尊不動　三峰社、不動堂、

神明社　滿藏寺持、

天神社　西藏寺持、

稻荷社　村民持、

芝宮明神社　祭神は春日明神にて、字芝宮にあるを以て斯稱せり、西藏寺持、

寺院　光德寺　曹洞宗、片柳村萬年寺末、江長山と號す、寺領十三石の御朱印は大猷院殿の御代に下し賜へり、開山快巖慶長六年十一月十九日寂す、本尊釋迦を安せり、　白山社、　觀音堂、撞鐘元祿十四年鑄造の鐘なり、

西藏寺　新義眞言宗、浦寺村地藏院門徒なり、本尊不動を安せり、

藥師堂　光德寺持、

阿彌陀堂　村民持、

褒善　傳次郎　代々當村の名主を勤む森田氏なり、家系を失たれば來由詳ならず、傳次郎はもと富饒の者なり、ことに性質篤實にして、村内窮民あれば己が財を分ちあたへてこれを性助し、又綾瀨川水除の堤あれども、洪水の時動もすれば溢れて近村水災に苦しみけるにより、是も己が費用を以て堤に置土をなせし類、かく心を用ひしかば、もとより困窮の地なりしが、村の樣ゆたかになりしを、いかにも奇特の所爲なりとて、公へ聞へ上しかば、其功を賞して寬政八年白銀二枚を賜へり、

○寺山村　附持添新田　寺山村は江戸より行程七里に及べり、相傳ふ當村古は野田村の内にて、天正の頃までは岩槻太田氏の領に屬し、其ころは極樂寺と號せし伽藍ありしが、同十八年岩槻落城のとき、兵火のために烏有となり、後其地を開發して村落をなせしかば、寺山の名は起りしと云、四隣東は高畑村にて、南は代山及び中野田の二村に續き、西は上野田村、北も上野・田高畑村の二村に接せり、東西六町許、南北十町餘、民戸三十二、用水は三沼代用水の分流、天久保用水を引て田間に沃げり、村内西の方に日光御成道かゝる、代山村より入て上野田村に達す、道幅三間餘、此村正保の頃は阿部對馬守が領地なりしが、其後上りて御料となり、又寶永年中芝山主殿が知行に賜り、是も享保の頃に至り上りて御料となり今も然り、檢地は寬永六年阿部對馬守糺せり、此餘村の東に傍ふて持添の新田あり、爰は享保年中筧播磨守檢地して定めしと云、

高札場　村の中程にあり、

小名　本村、新田、貝殼谷戸、

神社　天神社　村の鎭守なり、　末社、疱瘡神社、

稻荷社　天御中主尊・大日留女尊二座を相殿となせり、　末社、稻荷社、別當、覺蓮寺　天神・稻荷兩社の別當なり、本山修驗、中尾村玉林院配下にして、安養山と號す、古は滿藏院とのみ號せしが、寬延二年聖護院より山號寺號を免許せられしより、今の如き名となれり、寺僧の話に稻荷社に日本武尊東征の時、立寄たまひ劍を置たまひし故に、當社を足立野の神社と號せりと、この說うけがたし、又當寺は長德元年草創して、開山覺蓮は

同三正四月八日寂すと云へど、是等のこと據はなし、

稻荷社二宇　一は曇蓮寺、一は村民持なり、

寺院　法界寺　淨土宗、埼玉郡加倉村淨國寺末、引接山永壽院と號す、本尊彌陀を安せり、稻荷社、彌陀堂、

勢至堂　村持、

○代山村　代山村は江戸よりの行程前村に同じ、古は大山或は臺山と記せり、東西の徑り五町許、南北十町程、東は寺山村に隣り、南は中野・田辻の二村にて、西は上野田村に續き、北も寺山村に接せり、天久保用水を引て耕植すれど、動もすれば旱損ありと云、民戸三十、村内に日光御成道かゝれり、辻村より入て上野田村に達す、爰も正保の頃は阿部對馬守が領地なることものに見えたり、其後上りて御料となり、元祿十一年に至り地を裂て島田式部が知行に賜はり、今子孫愛之助が知行と御代官所となり、檢地は寛永七年阿部對馬守糺せり、

高札場二ケ所　一は南、一は北寄にあり、

小名　篠田、本村、御小屋、新田、

神社　八幡社　村の鎭守なり、　末社、稻荷社二宇、別當、光福寺

新義眞言宗、大門宿大輿寺の門徒、八幡山と號す、本尊彌陀を安せり、

寺院　藥師堂　村民持なり、此藥師は六七十年前、江戸本所洪水のとき、竪川へ流れよりしに、其邊の町人某拾ひ得て別に一體を作り、此像を腹籠りとなし、深川靈岸寺へ置り、其後因みあるをもて當村に送り、この一字を建立して安せり

と云ふ、

舊蹟　城蹟　村の中央より南に寄りてあり、城跡と云べきにもあらざれど、土人相傳ふ岩槻太田氏の臣小久保縫殿助と云人の居し所にして、天正十八年岩槻落城のとき、小久保も共に滅亡せりと云、古は三方に沼をひかへ巽の一方のみ平地に續きしが、追々沼も埋て今は悉く水陸の田又は雜木の林となれり、其地周徑八町餘にして、隣村中野田村の字冠木と唱ふる所は、則當城大手門の跡なりと云、

○上野田村　上野田村は江戸よりの行程前村に同じ、今上中下の別あれど、古は一圓に野田と稱し一村なりしをいつの頃にや分ちしと云、されど正保のものに上中下の名見ゆれば、此以前の分村なりしことしるべし、今中野田・下野田は地境相接したれど、當村は代山・辻二村を隔るをもて考れば、彼代山・辻の二村も往古は野田に屬せし地なるにや、もとより野田の名は古くよりきこえし唱にて、信州高井郡井上の城主井上五郎盛長の子、貞親六歲のとき、文治五年の合戰に父盛長討死す、故を以て貞親親甍上人の門に入り薙髮して名を西念と號し、後年武州

足立郡野田と云所に一宇を建立し、長命寺と號す、彼西念は正應四年三月十五日示寂す、此寺建武の亂に破却せられし故、西念の故郷なるをもて信州駒澤へ再び一寺を造立し、長命寺と號せりと云こと、二十四輩順禮圖會と云ものに見ゆ、されど當村及中野田・下野田等寺蹟をさへ傳ふることなし、されど中野田村明照寺の傳へは、觀應元年九月十八日將軍尊氏より軍功の賞として、野田中丸の地を春日八郎行元に宛行しと云へば、かたがた古き村なること知らる、當村東西の徑り四町、南北十二町餘、東は代山・寺山・高畑の三村に隣り、南は辻村にて、西も辻村の持添新田にして、北は新染谷村に境へり、民戸三十六、日光御成道は村の東境に通ず、往古は岩槻太田氏の領なりと云傳ふ、御打入の時より御料所にて、正保のものには熊澤彦兵衛御代官所、及び荒川又六郎知行と載す、其後荒川氏の知行は上りて、寛文元年に至り伏見某に賜り、今子孫源次郎知行と御料所交はれり、檢地は寛文十年とのみ云傳ふ、此餘高畑・新染谷兩村の內に飛地あり、

高札場二ケ所　一は西南、一は中程にあり、

小名　丸山、西裏、向原、平間前、土部、

山川　傳右川　東の方を流る、幅二間ばかり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、照光寺持、　末社、雷神社、諏訪社同持、

寺院　照光寺　曹洞宗、片柳村萬年寺末、桃谷山と號す、本尊地藏を安せり、開山喜山全悅寂年を傳へず、二世北佳享保十四年三月五日寂すといへば、舊きよりの草創には非るべし、　秋葉社、古碑三基近き頃農民の宅地を堀しとき出しと云、一は嘉元三年、一は嘉應、一は明德三年と彫れり、

○中野田村　中野田村は江戸よりの行程前村に同じ、東は玄蕃新田及び辻村の飛地につゞき、南は下野田村にて、西は辻・代山の二村に隣り、北は高畑村に接せり、東西十町餘、南北七八町、用水は天久保用水を引沃ぐ、民戸三十八、村の西に寄て日光御成道かゝれり、當村正保の頃のものに、春日佐右衛門知行と見ゆ、今もその子孫春日兵庫が知る所なり、村內明照寺の傳によれば、爰は春日氏の舊領なるによりて、御入國の後賜ひしものにや、檢地は承應二年の改なりと傳ふ、又下野田村の內に飛地あり、

高札場　村の中程にあり、

小名　冠木　村の西寄を云、古へ岩槻太田氏の臣小久保縫殿助と云人の、城門在し故に名とせりと云、彼の城跡は隣村代山村の內にあり、　圓淨寺、鐵貫堤、五郎次下、堀ノ內、

野火崎、篠間、

神社　稻荷社　村民持、

寺院　明照寺　曹洞宗、大崎村國昌寺末にて、重殿山と號す、本尊藥師は運慶の作にして、長一尺許、また堂中に長九寸許の毘沙門を安せり、是も同作と云、寺傳に春日八郎行元、尊氏將軍より觀應三年九月十八日の下し文ありて、野田中丸を領せり、其頃當寺は圓福寺と唱へて、殊にかすかの寺院なりしが、行元六代の孫春日下總守景定、己の室月宮院慶譽明正追福のため、彼小寺を中興し、法諡の字を用ひ、改めて明正寺と號し、本山第二世大雲文龍をもて、己と同じく中興となせり、文龍は元和三年正月十八日寂し、景定は元和元年七月四日卒せり、正を照と改めし所以はしらず、今春日氏の傳によるに春日八郎行元は將軍尊氏に仕へ軍功あり故に其賞行れて尊氏より下文あり、其文に武藏國足立郡桶皮鄕内、菅谷村丸七郎跡事とのせ、觀應三年九月十八日と記し、當寺には同年同日野田中丸を與へしと云傳ふれど、其こと下文及び家傳にもいはざれば疑ふべき說なれど、後に此邊をも領せしことありて斯云にや、又下總守景定は、初め岩槻の城主太田美濃守入道三樂がもとに有て、武者大將となる、其後北條氏政の招きに應じ、小田原に赴き、度々軍忠を抽す、小田原落城して後氏房に從ひ高野山に至り、又肥前國唐津に赴き、氏房卒して後に入道せり、此とき東照宮本多佐渡守正信を御使として召出され、采地千五百石を下したまふ、元和元年七月四日伏見に於て卒す、歲七十五、其子左衛門家吉も小田原にありて軍功ありしが、落城の後景定と共に氏房に從ひ、氏房沒してのち父と同く召れて東照宮に謁し奉り、食祿を賜はり命によりて台德院に仕へ奉り、寄合御番を勤と云、今當寺は春日氏代々の檀越たり、天德院嚴朝散大夫南譽善安大居士

これ開基景定の法諡にして、洛陽東山禪林寺に葬り、後に當寺の境内へも別に墳墓を建と云、又景定の父下總守行光は、天正四年十二月五日卒し、大泉院殿茂岳全榮庵主と號す、景定の子左衛門家吉は、寬永十六年四月二日卒して、長德院殿傑嚴傳勝大居士と法諡せり、これも禪林寺に葬りりと、此餘代々及び氏族の位牌を置き、又中古より代々の葬地にして、各その墳墓あり、鐘樓　寶永元年鑄造の鐘を掛り、重殿權現社　村の鎭守なり、當社は舊くより此にありて重殿山と唱へしが、當寺中興の時今の如く構の内となし、これをもて山號ともなせり、されど社の四方自ら別に境をなして分てり、本社の傍に天神及び稻荷の小社あり、愛宕社　天正十九年三月廿四日の勸請なり、社も元は境外にありしが、當寺構をひろげしとき、境内に入りしと云、されどこれも自ら一の構をなし、門をも別に開けり、愛宕は春日氏代々軍中の守護神とす、天正年中岩槻合戰の時、景定の弟與兵衛宗定、軍中にて持たる鎗を敵に奪れければ、是を大に恥てこの樣現に祈念し、翌日の戰に亂軍の中に入、大に功ありはし、我鎗を奪返りしと、故に此神の靈驗を感じ、社を建て崇め祀りしと云、

松源寺　同宗、明照寺の末にて、不動山と號す、本尊地藏を安せり、開山門堯元祿九年十一月二日示寂せり、

不動堂

阿彌陀堂　村民持、

○下野田村　下野田村は江戸よりの行程前村に同じ、東西南北ともに五町許、東は綾瀨川を限りて對岸は埼玉郡尾ヶ崎新田にして、南は大門宿に續き、西は辻村、北は玄蕃新田及び中野田村に接せり、民戸三十、用水は天久保用水を引て耕植す、當村正保の頃は阿部對馬守領分、及び松野佐五右衛門が知行なることものに見ゆ、其後阿部氏の領分は上りて元祿年中菅沼某・永見某・加藤某・山田某等に分ち賜り、今は子孫松野八郎兵衛・菅沼新三郎・永見堅次郎・加藤庄之助・山田市郎右衛門等が知る所なり、

高札場　三ケ所　ともに村の巽にあり、

小名　圓淨寺、椿下、谷下、宿畑、

山川　綾瀨川　村の東堺を流る、川幅十間、川に添て堤あり、

傳右川　是も東よりを流る、幅三間餘、

神社　稻荷社　圓德寺持、

天神社　村民持、

辨天社　圓德寺持、

寺院　圓德寺　新義眞言宗、大門宿大興寺門徒、無量山西光院と號す、本尊彌陀を安、

○玄蕃新田　玄蕃新田は江戸より行程前に同じ、當村正保のものには見えず、元祿改定の圖に始て見えたれば、開發の年代もおして知らる、東西五町、南北三町許、東は高畑・下野田の二村に隣り、南も下野田及び辻村にて、西は中野田村、北は高畑村なり、民戸十九、爰も天久保用水を引て耕植す、開發の頃より御料所なりしが、いつの頃にや地を裂て加藤某に賜り、今は御代官所及び加藤庄之助が知行所なり、又村の西南の方辻村を隔てゝ飛地あり、爰に日光御成道係れり、辻村より入て大門宿へ達す、道幅三間、

高札場　村の中程にあり、

小名　內耕地、外耕地、長町耕地、

山川　傳右川　村の東を流る、川幅二間餘、

塚　一里塚　飛地の方にて日光御成道の東にあり、則江戸より七里に當れる印にて、辻村內の塚に對す、

神社　木傘明神社　村の鎭守にして、祭神は日本武尊なりといふ、末社、稻荷社、

辨天社、別當、智照院　新義眞言宗、浦寺村地藏院門徒にて、木傘山と號す、本尊地藏を安置せり、

稻荷社　以上村民持、

第六天社　村の持、

○間宮村　マヽヤ　附持添新田　間宮村は江戸より六里の行程なり、

民戸二十餘、東は大門宿にとなり、南は差間村、西は北原村にて、北は又大門宿なり、東西のわたり三町餘、南北五町許、村内に三沼代用水堀ありて、則其水を水田に沃げり、當村正保の頃は青木牛之助の知行なることもの に見えたり、今も其子孫五左衛門が知る所なり、また村の西に新田あり、持添にて享保十六年寛播磨守檢地せしよし、今に至りて御料所なり、

高札場　村の中程にあり、

小名　坂山、原山、宮前、

神社　大白天社　村の鎭守なり、

稻荷社

氷川社　以上の三社長福寺の持なり、　末社、稻荷社、

寺院　長福寺　新義眞言宗、大門宿大興寺門徒、富慶山境宮院と號す、本尊彌陀を安せり、　地藏堂、

○高畑村　高畑村は江戸より行程八里、當村は小田原北條の家人高畠三郎右衛門と云もの、小田原沒落の後この地に來り開發し、己が家名を以て村名となせるよし、則今の名主圓次郎が先祖なりと云、されど正保の頃までは何れの村に屬せしや、其頃のものには此村名見えず、元祿改定の國圖にはのせたれば、全く一村なりしは正保後のことなるべし、民家三十、東より北にわたりては綾瀨川を限りて埼玉郡笹久保新田、及び同郡横根の二村に接し、南は本郡玄蕃新田及び中野田村にて、西は膝子・新染谷・寺山の三村なり、四方の廣狹十二町許、三沼代用水の分水天久保用水を引て水田にそゝげり、御入國の後は岩槻城附の村にて、寛永六年時の領主阿部對馬守檢せり、其後元祿十三年に至り御料に屬し、翌十四年七月村内を四に分ち、山田市郎右衛門・加藤左内・菅沼新三郎・永見周防守に賜り、今その子孫山田市郎右衛門・加藤庄之助・菅沼新三郎・永見主膳の知行なり、

高札場　村の東にあり、

小名　馬堤　日光道中越ヶ谷宿への脇道かゝれる地なり、　樋、平間、

山川　綾瀨川　東北の郡境を流る、元は蓮付膝子と一圓に水たゝへて沼の如く、其中流郡堺なりしが、兩岸より次第に埋り、一塊の田洲となりたれば、郡界今は洲の中間となり、後又彼洲の西南當村の地を堀割、一條の流となし水路の便となせり、是を土人新綾瀨川と唱ふ、此流村内にて再び本流に合せり、この川の末に伏越樋ありて、天久保用水を埼玉郡笹久保村、同新田、横根村等へひけり、又この樋の東の方に土橋あり、長十間許、

傳右川　近隣三四ヶ村の惡水當村にて落合ひ一條となり、玄蕃新田に達す　川幅一間許、

神社　稻荷社　村の鎭守なり、　末社、三峰社、痘瘡神社、別當、

光明院　新義眞言宗、埼玉郡尾ヶ崎村勝軍寺門徒、高松山日輪寺と號す、開山寶成元祿十七年三月寂す、本尊十一面觀世音を安せり、

○大崎村　附持添新田　大崎村は江戸より七里を隔つ、村の四境東は玄蕃新田及び大門宿に接し、南は北原・間宮・大間木・三室の四村持添の新田にて、西より北にわたりては辻村なり、東西十町、南北十八町、民家七十一、こゝも三沼代用水或は天水を以て耕植すれど、旱損あり、村内に日光への御成道係れり、當村御入國の後御料所に屬せしより今も替らず、檢地は元和九年時の御代官改し由傳ふれど、後に水帳を失ひし故、文化二年澁岡彦四郎再び檢地して貢税の數を定めり、村の南に持添の新田あり、享保年中開發の地にてこゝも御料所なり、

高札場　村の中程なり、

小名　羽子木、北口、新井口、さつこふ、松原、

神社　木傘明神社　村の鎭守なり、祭神は日本武尊なりといふ、大泉院持、　末社、稻荷社

諏訪社　神主高橋圖書、吉田家の配下なり、　末社、稻荷社、

寺院　國昌寺　曹洞宗、染谷村常泉寺末、大崎山と號す、本尊釋迦を安ず、開山心巖宗知寂年を傳へず、二世大雲文龍元和三年正月十八日寂したれば、草創の年歴も推して知べし、且開基高橋圖書は、諏訪社神主の先祖なりといへり、　鐘樓　元祿十五年再造　地藏堂、白山社、

福壽院　同宗、片柳村萬年寺門徒、九品山と號す、本尊彌陀を安ず、開山心應超傳正保三年示寂せりと云、八幡社、稻荷社、

大泉院　本山修驗、中尾村玉林院配下なり、本尊不動を安ず、古は本傘山靈樹寺と唱へりと云、

太子堂　國昌寺の持、

藥師堂　村民の持、

○辻村　附持添新田　辻村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸七十、東は中野田・代山の二村に隣り、南は大門宿、西は片柳村の持添新田にして、北は上野田村なり、東西三十町、南北十二町、村内に三沼代用水堀かゝりたれどこれ新田の用水にて、本村は天久保用水を引て水田に沃げり、御入國より今に至て御料に屬し、寛政十年山口鐵五郎・菅谷嘉平治檢地せり、又持添新田は享保年中三沼を開發せし地にて、同十六年寛播磨守檢地せり、爰も御料所なり、

高札場　村の西にあり、

小名　立、原山、辻、

山川　芝川西の方を流る、幅四間許、

塚　一里塚村の西の方日光御成道の端にして、支番新田飛地の塚と相對し、江戸よりの行程七里に當れり、

兜塚村の西にあり、高さ五尺許り、

神社　鷲大明神社村の鎭守なり、惣持院持なり、

稻荷社二宇

雷電社以上三社村民持、

寺院　惣持院　新義眞言宗、倉田村明星院末、阿日山寶袋寺と號す、開山良秀は天正五年五月九日寂す、本尊は地藏を安ず、八幡社、觀音堂、

順行寺惣持院門徒なり、本尊不動を安ず、天神社、

彌陀堂村民の持、

○染谷村　染谷村は江戸より八里を隔つ、民戸四十、東は加田屋新田に隣り、南は片柳村及び加田屋新田にして、西は御倉・白岡・笹丸の三村に接し、北は大谷村なり、東西三十町、南北六七町、天水を灒て用水とす、正保の頃は御料及び阿部對馬守・朝比奈左近が知行なることものに見えたり、後對馬守の領地は上りて伏見某に賜り、今も御料と朝比奈左近・伏見源次郎知行所なり、

高札場三ケ所一は中程にあり、餘の二ケ所は東西に分ちたてり、

小名　安養寺、金山、高儘、五町・西、

神社　氷川社村の鎭守なり、正覺院の持、

石神社

寺院　常泉寺　曹洞宗、下野國鹿沼瑞光寺末、黑雲山と號す、寺領十石の御朱印は天正十九年七月十七日賜れり、開山雪菴壽欽大永三年四月八日寂す、中興開基の法諡を茂菴昌繁居士と云、今の里正の先祖にて、淺子大學とよびし人と云、本尊觀音を安せり、鐘樓延寶二年十一月鑄造の鐘をかけり、稻荷社、白山社、

重殿權現社

正覺院本山修驗、京都聖護院末にて、中尾村玉林院配下なり、土藏山と號す、開山は明應四年示寂すと云、古は土藏坊と唱へかすかの修驗なりしとのみ傳へ、慶長九年火災のために舊記を失ひたれば、開山の名さへ傳へず、中興開山源心明暦元年八月十五日寂せり、本尊不動を安置せり、

觀音堂

藥師堂以上正覺院の持、

觀音堂村民持、

○宮下村　宮下村は江戸より八里半を隔つ、風渡野鄕堀崎庄に屬す、當村宮谷塔村氷川社の下にある地なれば、宮下の名起りしと云、民戸六十七、東は綾瀨川を限りて

埼玉郡谷下村に隣り、南は膝子村、西は大谷・新堤・門前・風渡野の四村に交り、北は宮ケ谷塔村なり、東西十町餘南北十二町、三沼用水を引て水田に沃げり、正保の頃は遠山因幡守・三浦庄兵衛が知行なることものに見えたり、後庄兵衛が知行上りて御料となり、元祿三年御代官松平清三郎・八木仁兵衛檢地し、宮崎甚右衛門に賜はりてより、今子孫甚右衛門と遠山小左衛門の二人が知る所なり、

高札場二ケ所東西の二ケ所にあり、

小名　中里　正保改定の圖には中里村と記し、其頃のものにも菅沼藤十郎知行中里と見ゆ、今も則菅沼氏の知る所なり、されば元は一村名なりしならん、元祿のものには又宮下村之内中里と記したれど、今のごとく當村の小名となりしゆへんはしられず、上組、向組、大組、紗綾戸（サヤト）、

山川　綾瀨川川幅八間、

神社　氷川社小名上組・向組・大組の鎭守なり、寶光院持、末社、稻荷社、天神社、第六天社、

諏訪社天王・八幡・稻荷の三座を合祀せり、村民持、

神明社持上に同じ、

八幡社村の鎭守なり、末社、二十三夜社、稻荷社、別當、興生寺新義眞言宗、村内寶光院末、八幡山と號す、本尊不動を安ず、

第六天社

寺院　寶光院新義眞言宗、埼玉郡岩槻宿彌勒寺末、靈川山醫王山と號す、本尊不動を安ず、

藥師堂寶光院持、

○宮ケ谷塔（ミヤガヤトウ）村　宮ケ谷塔村は日光御成道にかゝれる村にて、江戸よりの行程は前村に同じ、正保の國圖には宮ケ谷戸としるし、元祿の國圖には戸の字を改て今の文字にかへたり、其所以はしらず、民家五十餘、東は綾瀨川を限り埼玉郡加倉村に隣り、南より西にめぐりて風渡野・宮下・小深作・深作の四村に接し、北も深作村なり・東西五六丁、南北二丁餘、村の西の方に三沼代用水堀かゝりて村内の用水となせり、正保の頃より岡部外記が知行なりしを、子孫德五郎罪ありて明和九年沒收せられ、御料所になりしより今もかはらず、

高札場村の西南の方にあり、

小名　蓮河原、

山川　綾瀨川村の東境を流る、川幅八間、此川に土橋二ケ所あり、一は日光御成道にあるを以て御成橋と唱へ、一はすのこ橋とよべるなり、

鶴巻沼村の艮の方にあり、東西三十間、南北六十間許、此沼のへりに小深作村の新田あり、則其村の持添、

神社　氷川社　村の鎭守なり、村民持、古は風土野郷七ケ村の鎭守なりしと云、されど其郷名今は風渡野・宮下の二村のみなれば、彼七ケ村は何れを云ひしや詳ならず、末社、雷電社、

稻荷社

第六天社　二社ともに村民持、

寺院　正谷院　新義眞言宗、京都東山法嚴院末、金光山と號す、日寂す、本尊不動は弘法大師の作と云、明曆年中の起立なり、開山隆星元祿六年十月五

淡島社、金毘羅社、天神社、

觀音堂　馬頭觀音、惠心僧都の作を安ず、

○風渡野村（フツトノ）　風渡野村は則風渡野郷と唱ふ、江戸より行程九里、東は宮ケ谷・塚宮下の二村に接し、南も宮下村及び新堤村なり、西は門前・大谷・蓮沼・堀崎の四村にて、北は小深作村なり、東西四丁、南北八丁、民戸三十七、こゝも三沼代用水を引けども旱損あり、正保の頃は御料所の外、水野小左衛門知行入會の村なることものに見えたれど、寛文年中替りて金森甚四郎・伏見源次郎の先祖に賜はりしより今も替らず、檢地は元祿元年元祿十四年の二度にあり、

高札場　村の南にあり、

小名　間ノ谷或半繩、大塚、臺、下宿、鷲前、

神社　天神社　村の鎭守なり、村民持、

鷲明神社　社領二十三石の御朱印は慶長年中賜れり、古門前村の地當村に屬せし頃は、當社は彼地にありしを、彼村當村を割て別に一村となせし時、今の地へうつせりといふ、末社、熊野社、稻荷社、

別當　多寶院　本山修驗、中居村玉林院の末、鷲山と號す、古は寶鷲山と號せしを、後今の院號に改たりと云、されど慶安年中の者に寶鷲院の名見えたれば今の名となりしは是より後の事知べし、本尊釋迦を安ず、開山祐運慶長四年四月三日寂す、

寺院　大圓寺　曹洞宗、大成村普門院末、鷲巖山と號す、本尊正觀音を安ず、開山陽巖宗春大永五年正月三日寂す、開基は太田新六郎資高と云、法名大崇院昌安道也居士、永祿十一年八月二十三日卒す、又本堂に陽光院芳林妙春大姉、永祿十年三月八日と記せし牌あり、是太田源五郎廉資の室にて、共に開基大檀那と稱す、かゝる故ある佛刹なれど、正保年間回祿の災にかゝり、記錄を失ひたれば其由緒詳ならず、

龍藏院　當山修驗、深作村源法院觸下、開山明學元祿七年十月寂す、本尊は不動にて、弘法大師の作なり、

○風渡野村枝鄕門前村　門前村は古へ風渡野村より分村せり、故に鄕名及び江戸よりの行程等すべて前村に同じ、此村正保の頃のものには見えず、元祿のものに風渡野村枝鄕と載たれば、分村せしは正保後元祿の前ことなるべし、

民戸二十餘、東北の二方は風渡野村に接し、南は新堤及び大谷の二村にて、西は蓮沼村なり、東西五町、南北三町許、用水は前村に同じく、こゝも旱損の地なり、且昔は御料所なりしが、今は伏見源次郎が知行なることも亦前村に辨せしが如し、村の東南に繩の原野あり、こゝは御料所なり、

高札場　村の西南の方にあり、

小名　爪ケ谷戸、上ノ宮、大圓原、

神社　湯殿三社　村の鎭守なり、延命院の持、

稻荷社　村民の持、

寺院　延命院　新義眞言宗、埼玉郡中嶋村金剛院末、伽羅陀山極樂寺と號す、本尊地藏を安ず、此像は工藤左衛門尉祐經の守佛なりと云へど定かならず、今懷姙の婦人安產を祈れば必驗あるよし、然れども其像をば秘して見ることをゆるさず、

○新堤村　新堤村も前村と同く、元は風渡野村の內なりしに、後分れて一村となりし由、されど正保元祿等の國圖にも此名あれば、正保前の分村なるべし、江戸よりの行程鄕名の唱へ等すべて前村に同じ、民戸八軒、東は宮下村に接し、南は大谷村西北の二方は門前村なり、四方の廣狹三丁許、天水を湛て耕種せり、正保の頃より菅沼新三郎の知行にて、子孫相續して今の新三郎に至れり、檢地は延寶五年糺せりといふ、

高札場　村の中程にあり、

小名　本村、新田、

神社　稻荷社　村の鎭守なり、村持、

寺院　觀音堂　村民の持、

○小深作村（コフカサク）附持添新田　小深作村は江戸よりの行程前村に同じ、東は宮ケ谷塔村に隣り、南は風渡野村、西は島村又堀崎村に接し、北は深作村なり、東西七町許、南北三四町、民家三十九、村の東に三沼代用水流れ、則村內の用水となれり、御入國の後御料所にして、寬永六年伊奈半十郎檢地し、後寶永四年村內を裂て新見又四郎に賜はりしより、御料所の外今も新見包之助の知行交れり、又村の東の方宮ケ谷塔村の內、鶴巻沼のかたはらに持添の新田あり、寬政四年淺岡彦四郎檢地して御料の地となれり、

高札場　二ケ所　一は村の東、一は北にあり、

小名　東、高臺、程島、半繩、

山川　坂三ケ所　一は荒神坂と云、一は前原坂と云、いづれもしこと彼家の譜に見えたり、夫より後正保の頃は伊奈半十郎支配と、阿部對馬守・森川庄右衛門・同く庄兵衛等が知行なること者に見えたり、後又對馬守と庄右衛門の分は、上りて大澤彈正松平某に賜り、今は御料所及森川國三郎・大澤仁十郎・松平十藏知行となれり、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、村の南の方鶴巻沼のへりに持添の新田あり、享保十六年覚播磨守檢地せしより後は御料所となり今も替らず、

のぼり二丈ばかりの坂なり、

塚　塚村の南にあり、大塚と云、高二丈許なり、

神社　神明社村の鎭守なり、慈眼院持、　末社、稻荷社、三峰社、雷電社、疱瘡神社、

神明社同宗、持、　末社、稻荷社、

天神社

辨天社

荒神社

天神社以上の四社　村民の持、

寺院　慈眼寺　山と號す、本尊は正觀音を安せり、新義眞言宗、深作村曼藏院門徒、大悲

寮四ケ所

○深作村（フカサク）　附持添新田　深作村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸百四十餘、東は綾瀨川を限りて埼玉郡岩槻宿に隣り、南は宮ケ谷塔村、西は小深作・島の兩村にて、北は丸ケ崎村又綾瀨川を境として、埼玉郡平林寺・箕輪の二村なり、東西三十丁、南北十五丁、三沼代用水を引て水田に潅げり、古は岩槻城主太田氏の領分なりと云、文祿元年二月朝日村内三百石の地を、森川久右衛門に賜はれりしこと彼家の譜に見えたり、夫より後正保の頃は伊奈半十郎支配と、阿部對馬守・森川庄右衛門・同く庄兵衛等が知行なること者に見えたり、後又對馬守と庄右衛門の分は、上りて大澤彈正松平某に替賜り、今は御料所及森川國三郎・大澤仁十郎・松平十藏知行となれり、檢地は寛永六年伊奈半十郎糺せり、村の南の方鶴巻沼のへりに持添の新田あり、享保十六年覚播磨守檢地せしより後は御料所となり今も替らず、

高札場二ケ所　一は村の中程、一は西にあり、

小名　貝塚、戸崎、本村、原、中島、池ノ島、膳棚、内手、新田或は岡の分と云、

山川　綾瀨川　東北の境を廻る、川幅十間許、川に添て堤あり、

鶴巻沼　村の南の方宮ケ谷塔村の接地にあり、古は當村及び此邊の村々用水の溜井なりしを、享保年中三沼代用水を引來り、此溜井不用となりし故、しだいに新田となり、今は東西三十間、南北六十間許の沼となれるなり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、曼藏院の持、社邊に庵を作　末社、山王社、稻荷社、多賀社、八幡社、

諏訪社

天神社

八幡社

神明社

三島社

第六天社

白山社

稻荷社三宇　以上の九社共に村持、

寺院　寶積寺　曹洞宗、大成村普門院末、深作山延命院と號す、本尊は延命地藏なり、開山寛州參和尙は寛永六年四月廿五日寂す、開基は密庵俊茂寂年を失す、境内に八木橋大膳と云ものゝ墓あり、碑面に大住院法庵全昌居士、天正十八年五月廿三日と彫れり、この墓もとは本山の境内にありしを、後此地へ改葬せしと云、この大膳は名主惣吉の先祖にて、下總國八木橋村の人なれば、在名を以て己が氏とし、太田十郎氏房に仕へ、當所を領し、天正十八年北條氏沒落の時岩槻城に籠城せしに、彼城落城の後比企郡松山の城に籠りて同年五月廿三日討死せり、其子七兵衛政重實は、忍の城主成田下總守の弟梅庵の子なるよし、子孫惣吉が家に傳ふれど、政重の子七兵衛吉次の弟、其故ありて家系惑然等を周防國へ持行たれば、詳なることは傳へずと云、しかのみならずかの大膳のことは世に傳はらず、且成田系圖に下總守の弟梅庵と云人も見えざれば、家傳も信用すべからず、今の惣吉まで九代に及ぶといふ、

曼藏院　新義眞言宗、山城國醍醐無量壽院末、海鏡山と號す、開山日雅萬治元年四月十一日寂せり、本尊如意輪觀音を安す、

觀音寺　同宗、曼藏院門徒、開山寛誉寛文二年十月十八日寂す、本尊正觀音を安ず、

光明寺　同宗、これも曼藏院の門徒、西方山と號す、本尊彌陀を安ず、開山高廣寛文七年四月二十六日示寂せり、

稻荷社、寮、

源法院　當山派修驗、江戸青山鳳閣寺配下、開山榮達享保六年五月十五日寂す、當寺もとは上瓦葺村にありしを、何の頃か今の地へ移せしと云、本尊不動を安ず、

寮善　さつ　百姓佐五右衛門の祖母なり、夫佐五右衛門死て後、舅姑に仕ること婦道にかなひしよし公へ聞へしかば、明和三年御褒美を賜ふ、これわづか五十九歳の時なり、其後安永二年六月十五日、六十六歳にて死せりと云、

○丸ケ崎村　附持添新田　丸ケ崎村は江戸より行程十里なり、東は深作村及び綾瀨川を限りて、埼玉郡平林寺村に隣り、南も深作・島の二村にて、西は下瓦葺村、北は又埼玉郡馬込村にして、こゝも綾瀨川を境とせり、東西十五丁餘、南北十丁許、家數八十餘、正保の頃のものには大久保新八郎・同九郎兵衛・同久六郎・河村善右衛門・稻生次郎左衛門知行と載たり、今もそれ等の子孫大久保筑後守・同源之丞・同彌右衛門・河村善兵衛・稻生七郎右衛門の知る所なり、又村の南に持添の新田あり、其地は昔し溜井なりしが、享保年中より三沼代用水を引來りしより、彼溜井は埋て新田となせしにより溜井新田と唱ふ、こゝの

檢地は享保十六年筧播磨守糺して御料となれり、

高札場五ケ所共に南にたてり、

小名　合ノ谷、貝塚、中原、有無、新田、出迚（デア）、

山川　綾瀬川東北の郡境を流る、川幅十間、

神社　氷川社村の鎭守なり、多聞院持社の傍に庵を結び、彼院より僧を置て守らしむ、末社、天神社、稻荷社、

第六天社

雷電社

水神社三社共に西光寺持、

寺院　多聞院新義眞言宗、山城國醍醐大覺寺末、持寶山太子寺と號す、開山俊幸寂年を傳へず、中興永鑁は弘治三年寂す、本尊聖德太子を安ず、　鷲明神社、觀音堂、

寶泉寺同宗、多聞院の門徒、施無畏山東光院と號す、本尊は彌陀を安せり、　子晉明神社、

藥師堂

西光寺これも多聞院の門徒なり、安養山金剛院と云、本尊は彌陀を安置せり、

○上瓦葺（カミカハラフキ）村附持添新田　上瓦葺村は江戸より九里を隔つ、民戸五十餘、東は下瓦葺村に接し、南は砂村及び原市町にて、西も原市に續き、北は別所村及び綾瀬川を界として、埼玉郡下蓮田村なり、東西七丁許、南北十七丁、其間に本瓦葺村の地犬牙せり、三沼代用水を引て水田を耕す、林家譜に云、林彌一郎信澄剃髮して永喜と號し、慶長十七年武州瓦葺村にて五百五十石の地を賜へるは、則當村の事なりと云、後上り正保の頃のものには伊奈半十郎、熊澤彦兵衛支配所にて、たゞ瓦葺村と知せり【元祿國圖】には今の如く上下及び本村の三村に分ち記したれば、元祿前三村に分ちしことしらる、この地元祿の後今の阿部甚三郎・伏見源次郎・小川八郎等の先祖に賜れりと云、村の南に持添の新田あり、前村にいへる如く村内の溜井を開發し、享保十六年筧播磨守檢地して、御料所となりしより今も替らず、

高札場三ケ所村の中程と南北の二所に立、

小名　掘ケ谷戸、高際、大島、駱ケ谷戸、

山川　綾瀬川村の北の方埼玉郡の境を流る、川幅十間、この川の中間に掛樋を造り、下蓮田村より三沼代用水を引きいれ、當村に至り東西の二派に分れ、一は郡内西南の方村々の用水となし、一は東北數村の水田に沃ぎ、埼玉、足立兩郡の内三百四十六ケ村の用水となせり、此邊元は用水不便にして、近きあたりの池沼或は溜井より用水を引入れしを享保十三年井澤彌惣兵衞命を奉じて彼池沼溜井を埋て新田となし、其かはりとして此用水を開けり、掛樋は長廿八間、高さ六尺、横四間あり、春冬の間はこの樋の内舟を通じて運漕に便する類、かゝる樋關東の國々には稀なることなり、

綾瀬川掛樋圖

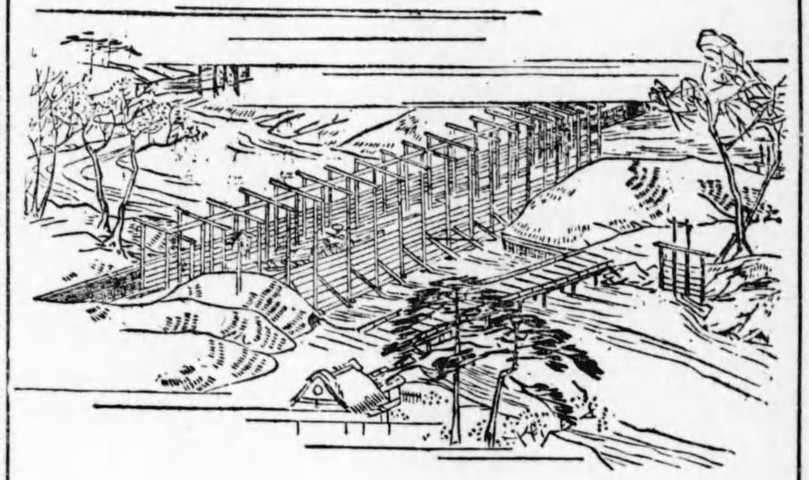

橋梁　橋掛樋の西の方に架す板橋なり、長十七間、

神社　氷川社村の鎭守なり、末社、稻荷社、石荒神、疱瘡神ノ二神合祀、三島者、守廣社、神門社、末社、稻荷社、第六天社、

天神社

山王社以上の社みな村民の持なり、

寺院　楞嚴寺曹洞宗、原市町妙嚴寺末、佛頂山と號す、開山喜翁永祿七年二月八日寂す、本尊正觀音を安置す、　鐘樓近年鑄造の鐘をかく、

地藏堂

不動堂共に村民の持、

○下瓦葺村附持添新田　下瓦葺村は上瓦葺村の東に隣り、東は丸ケ崎村、南は砂村に續き、北は綾瀬川を限りて埼玉郡馬込村なり、東西三丁、南北四丁、民家五十餘、前村に載たる如く古は瓦葺村と唱へしを、後三村に裂きし地なれば、領名及び江戸よりの里數用水に至まですべて前に同じ、分村の後は今に至るまで前田半右衛門の知行所なり、又村の西に持添の新田あり、前村と共に開きて享保十六年筧播磨守檢地し、こゝは御料所となれり、

高札場村の中程にあり、

小名　原、山中、宮田、谷ノ入、

山川　綾瀬川村の北の方郡境をながれ、川幅十間、川につきて堤あり、高さ六七尺なり、

神社　八幡社村の鎭守にて觀音寺の持、　末社、春日社、天神社、第六天社、

寺院　觀音寺　新義眞言宗、京都智積院末、普陀落山那智院と號す、中興開山宥光天和三年二月九日寂す、本尊十一面觀音を安置せり、　稻荷社、

藥師堂村の持、

○本瓦葺村　本瓦葺村は上下二村の親村にして、彼二村は則當村より分村せしといへど、今は地境上瓦葺村に犬牙し、わづかに民戶六軒の小村なり、故に江戶よりの行程及び領名用水等前に同じ、寶永四年金森六左衛門に賜はり、今子孫藤三郎知行せり、

小名　同心下、

新編武藏風土記稿卷之百四十五

足立郡之十二　小室領

○小室宿村　小室宿村は、當鄕八ケ村のもとにして、古は小室村と號せしを、いつの頃か宿の字を加へたりと云、東西八町許、南北十四町程、江戶よりの行程十里、四境東は綾瀨川を隔て埼玉郡下閧戶・上蓮田の二村に接し、南は別所村にて、西は柴村・丸山村の二村に隣り、北は小貝戶及び本村に界へり、民戶四十九、其內岩槻往還の左右に少しく宿並をなして、商家八九軒あり、古伊奈備前守の陣屋ありし頃は、賑はひて市などたてりとぞ、其頃は今の字元屋敷といへるに過半民家連住せしが、土人耕作の便あしければとて今の如く宇宿へ移住せりと云、古は小田原北條家の臣內田新次郎といへるもの、知行せし由を土人いへり、御入國の後は伊奈備前守に賜はりしが、其子筑後守忠政、其子熊藏忠勝に至り、早世せしかば領地を公收せられ、忠政次男千代松に舊領の內小室鄕八ケ村を賜はり、今其子熊藏の知る所なり、檢地は明曆二年伊奈半十郎糺せり、

高札場字宿の內にあり、當村の高札を以て八ケ村兼用す、

小名　宿　關口　中堤上　山崎堤上　鴻巢堤　イカリ道半島　若榎　早ミチ場　マヽ下　堀越　元屋數

山川　綾瀨川村の東境を流る、川幅十間ばかり、

寺院　無量寺　新義眞言宗、御室仁和寺末、西光山安養院と號す、開山詳ならず、往古は閼伽井坊と號す古刹なるよし、【小田原役帳】閼伽井坊廿三貫九百文とのせたるは、こゝのことなるにや、今も北條家及び岩槻太田氏の文書數通を藏す、御入國の後天正十九年、伊奈熊藏よりの寄附狀にも閼伽井坊と載たり　中興開山良鑁慶長四年寂す、當寺元は今の丸山村にありしが、小室鄕伊奈熊藏知行となり、當寺の境內西南に原市沼をひかへ　要害よければ陣屋を築かんと望みけるに、良鑁も承引して寺所を讓り、其身は倉田村明星院住職尊賢が弟子たるにより　彼地へ移り遂に住職となれり　されば丸山村伊奈熊藏が陣屋は當寺の舊地なること知らる、後無量寺廢寺の如くにて、明星院より兼帶してありしを、今の所へ再建せしかど、尙無住にして代々明星院よりの兼帶となれり　寺領六十石の御朱印は天正十九年明星院にて良鑁に賜はる所なり、所藏の文書等も今は明星院にあり其文左の如し

寺領之儀被申上旨、任前代爲新寄進付置旨、爲其一筆進候、恐々謹言、

弘治三年丁巳四月八日　　資正(花押)

赤井坊

小室閼伽井坊寺內、門前共に如前々可爲不入者也、仍如件、

永祿九年丙寅十一月十八日　　源五郎氏資花押

閼伽井坊

小室之閼伽井坊寺領之儀、如前々之諭田共相違有間敷者也、仍而如件、

永祿九年丙寅十一月廿八日　　源五郎氏資(花押)

閼伽井坊

江戶御娘人祈念之由候間、寺內棟別之事令赦免候、惣而檢合非分之儀有之者、小田原へ令參府可捧目安者也、仍狀如件、

（虎朱印）
元龜三年壬申閏正月五日　笠原藤左衛門尉奉之
閼伽井坊

內田新二郎捧目安に付而、閼伽井坊以相目安遂糺明了、就而小室閼伽井坊寺領之事、太田道也證文明鏡也、他人之倚一切不可有之、自今以後横合非分有之者以目安訴可申旨、依仰狀如件、

（虎朱印）
天正二年甲戌九月十日　評定衆　四郎左衛門尉康定（花押）
閼伽井坊

禁制　閼伽井坊立野

右當鄉立野一本も不可苅取、物而狼籍致之者有之者、速搦捕可遂披露、就令用捨者、領主百姓却而可爲罪科者也、仍如件、

（虎朱印）
卯十月十七日

於井ヶ島荒野之事、辰巳午三ヶ年に定置候、悉可致開發候、此外本年貢をハ如近年可致沙汰者也、仍如件、

（虎朱印）
庚辰三月十五日　堀和伯耆守奉之
閼伽井坊

制札

赤井坊於立野木草不可取事、

右此旨そむく者あらは、可處罪科之狀如件、

七月朔日　資正（花押）

今度閼ヶ井坊屋敷へ我等移候ニ付而、無相違相渡倉田明生院へ被移候之間、御公方よりハ少も付不申候へ共、爲堪忍分、

一　屋敷廻西ニ而繩之上畠參町出置事、

此外閼伽井坊屋敷繩入をふる迄、明生院ニ而なわ入、候はぬほと明生院近邊にて出置事、
但是ハ畠三町之外也、

一小針宮山并春日立野之事
但田ニ發何程候共進候、

一門前共ニ不入之事、

右之分爲我等知行、内々永令寄進之間、子共之代迄も不可相違、但是ハ明生院へハ付不申候、閼井坊ニ出置者也、仍如件、

天正十九辛卯年六月六日　伊奈熊藏忠次（花押）（黒印）

無量寺閼井坊

松福寺曹洞宗、上州御嶽永源寺の末なり、小室山と號す、本尊は釋迦を安置せり、　稻荷社　白山社　八幡社　天神社　天王社

藥王寺新義眞言宗、村内無量寺門徒、醫王山と號す、本尊藥師を安ず、　天神社

○本村　本村は、江戸よりの行程前村に同じ、古山田村と云しを、明曆年中檢地の後、本村とあらためたり、小室鄉八ケ村の鎭守當村にあれば、これ古の本村なるべしとてかく改めたりと云、山田村と云しは山田勘解由といへる人住し所なるゆへ、村名となりしと土人いへり　さ

れどこの勘解由と云もの、何の頃の人なりや詳ならず、東西七町許、南北も同じ、村の四境東は綾瀨川を隔て埼玉郡中閏戸・下閏戸の二村に隣り、南は別所村、西は當鄉八ケ村入會の地にして、北は拇山村に及べり、民家九十一、用水は綾瀨川を引用ゆ、當村も古へ伊奈備前守に賜はりしより、今の熊藏に至る、檢地の年代上に同じ、

小名　シヤウレン谷　山崎前　タリ　番匠免　久保山
堀ノ内　ニシマキ谷　堂山下　八幡下　トウハン島
槻戸　神谷　新シブ　本宿

山川　綾瀨川村の東境を流る、川幅二三間より十間程に及べり、

神社　氷川社　小室鄉八ケ村の鎭守なり　祭神素盞嗚尊・稻田姬命の兩神なり　本地十一面觀音を安ず　當社は松平伊豆守信綱信仰ありて、寬永年中社頭を再建し、供米並に山林を寄附せし由なり、又地頭伊奈家よりも山林を寄進す、當社に古棟札あり　表に氷川社再造成就所、應安三戌天三月吉日、小室氏子中、神宮山吉祥院と書し　裏に當寺無住三十五年の後、檀者生國肥後國菊地武道入道一阿と云〇、今〇〇來て此無住地を〇〇〇〇〇〇〇應安元年申二月城州眞言三寶院〇〇〇修驗坊地に御願申上、神宮山吉祥院を神宮山吉祥院と、永々の御書奉〇〇則修驗地、開山吉祥院一宗法印記之とあり、菊地氏のことは吉祥院の條にも見ゆ、棟札の表面年號の內、應の字は後世より記せしさまなれど、剝落せしを補ひしにや、應安三は正しく戊にして疑ふべきにも非ざれば、古社成べし、　神寶　長刀一振　鎗

二本是は別當の先祖菊地武道入道所持の品なりしを納めしといへど、其頃のものとはみえず、　末社

天神稻荷合社　天王社　別當　吉祥院　先祖は肥後の國道入道一阿當所に來り、氷川の靈夢によりて別當となりしとぞ、武道入道は應安二年に寂す、今醍醐三寶院の末なり、

愛宕社　建正寺の持、

八幡社　林正寺の持、

寺院　建正寺　禪宗曹洞派、上州高根村龍興寺末、小室山と號す、開山周公記室文安二年三月廿九日寂す、本尊は釋迦を安せり、　鐘樓　貞享二年鑄造の鐘を掛く　天神社

林正寺　新義眞言宗、別所村法光寺末、開山賴光明曆元年三月廿九日寂す、本尊彌陀安ず、

○別所村（ベッショ）　別所村は、東西十町、南北十五町、東は綾瀨川を隔て埼玉郡上下蓮田の二村、南は上瓦葺・原市の二村に隣り、西は丸山村にて、北は宿村本村なり、民家九十六、用水は綾瀨川より引けり、江戸よりの行程地頭及び檢地の年代に同じ、

小名　中島　辻　相ノ谷　內袋　小ハリ　タウカノ下　槐下　ホツキリ　沼ハタ　シノサキ前　シヤウレン　谷　中ノ橋

山川　綾瀨川村の東境を流る、川幅十間許、川にそひて堤あり、

神社　諏訪社　滿正寺の持、　末社　稻荷痘瘡神合社

淺間社　村持なり　末社　下淺間社　稻荷社

天神社二宇　村持なり

稻荷社二宇　持同じ、

八幡社　村內頗成寺の持、

寺院　法光寺　新義眞言宗、醍醐三寶院末、金龜山阿彌陀院と號す、開山良鍐摩長九年九月朔日寂す、本尊彌陀は坐像にて一尺二寸、脇士一尺許ともに運慶の作、厨子の內に鎌倉住人運慶廿八歲作と銘あり、御朱印十石は慶安元年に賜ふ所なり、當寺の舊記に元は天台宗河田谷泉福寺の末寺にて、畔吉村德星寺は眞言宗なりしが、永祿六年八月二寺入替り、宗門を改め彼德星寺は天台宗となり、當寺は眞言宗となれりといへど、理り疑ふべし　されど德星寺も元は眞言宗なりしに、後天台宗と改めしと云ことは傳へり　この外にも又舊記あり、武州足立郡小室鄉、奉造立彌陀三尊、金龜山法光寺、本堂再興天文廿四年乙卯十一月十五日、願主內村兵庫助・同强右衛門と記せるものあり、兎角舊き寺なることは知らる、兵庫助は今村內名主吉右衛門が祖先なりと、　什物　大師名號一幅御室御所守覺法親王の御筆なり、　鐘樓　寶曆年四鑄造の鐘をかく、　護摩堂　不動を安ず、　八幡社

伊奈熊藏陣屋圖

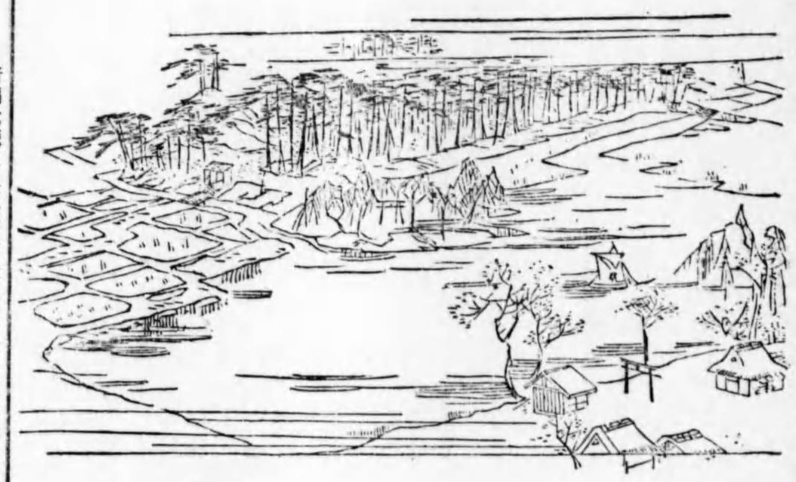

滿正寺　新義眞言宗、法光寺門徒なり、本尊不動を安ず、　藥師堂　藥師は秘佛にてみることをゆるさず、

法眞坊　同宗、同門徒なり、本尊十一面觀音を安ず、　稻荷社

願成寺　淨土宗、鴻巢勝願寺末、八幡山本誓院と號す、開山は勝願寺の不殘上人なり、元和三年九月三日寂す、本尊彌陀の坐像一尺五寸許、行基作、　鐘樓　享保十三年鑄造の鐘をかく、　太子堂

明德寺　同宗にて同寺の門徒なり、開基は伊奈熊藏家來牧野茂左衛門と云ものなりといへど、年月も詳ならず、本尊は彌陀を安置せり、

○丸山村　丸山村は、東西七町、南北三町許、村の四境東は別所村、坤の方は原市沼を限り、南は上瓦葺村に續き、西は原市村・下平塚村に隣り、北は小室鄉八ケ村入會の地なり、民戶四十地頭及び江戸よりの行程檢地の年代上に同じ、

小名　丸ノ內　山方　新田

沼池　沼村の坤の方にあり、原市又沼卯の水沼といふ、

原野　秣場　原市沼の端にあり、小室鄉八ケ村入會の持なり、

舊蹟　伊奈熊藏陣屋　村の南にて字丸ノ內と唱ふ、古岩槻太田氏の持城ありし跡なりと土人いへり、されど小室宿村無量寺所藏、天正十九年伊奈熊藏忠次より、無量寺開伽井坊への記錄によれば、當所は開伽井坊の舊跡なり

しこと知らる、御入國の後伊奈備前守に此邊の地を賜はりしかば、この舊跡に陣屋をいとなみしと、其子孫熊藏忠勝早世により、領地上り新に弟千代松に舊領の内、小室鄉八ヶ村を賜はりしにより、又こゝを陣屋として今もしかり、其地東西へ、三町南北五町許にして、廻りに土手を築き、坤の方は原市沼を扣へ、三方は堀を構へて三ヶ所に門あり、又二の曲輪とも云べきものありて、亮堀築地等を設け、其内に纔の居所を建たり、是古への本丸跡なりと云、爰より北の方に築地と續きて、高二丈餘の塚あり、是を物見塚と號す、今構の内にも民戸十二軒散住して、陸田及び松杉の林多し、

神社　稻荷社　村の持、

寺院　地藏院　新義眞言宗、別所村法光寺末、水中山仙間寺と號す、開山は加善坊寂年を傳へず、開基は伊奈十左衛門寛文十一年十月三日草創せりと云　本尊地藏を安ず、　地藏堂

彌陀堂　村民の持

○柴村　柴村は、江戸よりの行程十里に餘れり、東西六町、南北十町、東は宿村、南は丸山村に續き、西は中平塚村に隣り、北は中狹村なり、民戸三十三、地頭及び檢地の年代上に同じ、飛地陸田にて同鄉中狹村の內にあり、又村の南の方に松林ありて小室鄉入會の持なり、

小名　峰下　シウシ　入　アラク

神社　天神社　村內海松院の持、　末社　八幡社　稻荷社　疱瘡神社

愛宕社　村民の持、

寺院　梅松院　新義眞言宗、倉田村明星院末、五峯山大同寺と號す、本尊十一面觀音を安ず、當寺境內に傍たる村民持の陸田を、字して大同寺跡と呼ぶ、されば古は境內廣かりしや、又別に大同寺と號せし寺ありしやつまびらかならず、　天神社　辨天社　山神社

阿彌陀堂二宇　ともに村民持、

○挊山村　挊山村は、江戸より行程十里、東西三町、南北二町許、東南は本村にて、西北は小貝戸村なり、民戸十九、地頭及び檢地の年代上に同じ、

小名　セツタイ　前山　クボ山　下ノ谷島　野崎走り　ヲリ　上谷

神社　稻荷社

神明社　以上村民の持なり、

○小貝戸村　小貝村も江戸を隔ること前に同じ、東西六町、南北三町許、四境東は綾瀨川を隔て埼玉郡上閏戸村に隣り、南は挊山村にして、西は大針村に接し、北も綾瀨川を隔て埼玉郡駒崎村なり、民家五十四、地頭及び檢地の年代上に同じ、

小名　中谷　深町添　江川　鈴久保　眞間下　王子谷

本鄉下　梅ヶ崎　新田前　若榎　久保　諏訪久保

山川　綾瀨川　村の東境を流る、川幅二間餘、

神社　愛宕社　清光寺の持、

神明社

王子權現社　以上大乘院の持、

諏訪社

稻荷社　以上村民持、

寺院　清光寺　天台宗、岩槻慈恩寺門徒、福王山照王院と號す、開山運海元祿十一年九月二十日寂す、本尊は藥師を安置せり、　觀音堂

大乘院　本山修驗、下谷村大行院配下なり、

○中狹村　中狹村は江戸よりの行程地頭及び檢地の年代上に同じ、村の四境東は大針村、南は柴村に續き、西は上平塚村にて、北は菅谷村なり、東西三町許、南北四町餘、民戸十四軒あり、

小名　タリ　東

神社　稻荷社　村民持、

寺院　觀音堂　十一面觀音を安ず、村持、

○大針村　大針村は、伊奈庄と云、江戸よりの行程前村に同じ、村の四境東は綾瀨川を隔て埼玉郡上閏戸村、及び郡中小貝戸村なり、南は小室宿・柴の二村にして、西は中狹・羽貫の二村、北も羽貫村又綾瀨川を隔て埼玉郡駒ヶ崎村なり、民家十軒、東西八町、南北十五町許、正保の頃は阿部對馬守領地なりしことはものに見えたり、其後上りて御料所となり、又何れの頃か木下某に賜はり、今子孫木下求馬の知る所なり、檢地の年代詳ならず、

高札場　村の中程にあり、

小名　平岩　儘下　柳原　ツルマキ　釜口　荻曾根

大里　丸山　石神井　北山　金目

山川　綾瀨川　村の北はづれを流る、川幅八尺ばかり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、村持、

愛宕社　東性寺持

淺間社　觀音寺持

雷電社

羽黑社

神明社以上村民の持

稻荷社大覺院の持、

寺院　觀音寺眞言宗、上尾村遍照院門徒、大悲山と號す、本尊正觀音を安、　天神社　彌陀堂

東性寺天台宗、行人派修驗、江戸八町堀福本院配下なり、本尊藥師を安ず、

地藏庵本尊地藏を安ず、

釋迦堂村民の持なり、

舊蹟　古城蹟村の東方にあり、細田山と云、小高き所にて二町四方程なり、古細田某住せし所なりと云、城跡とは傳ふれど、全く砦のあとなり、細田某はいつの頃の人なりや詳ならず、

上尾(アケヲ)領

○上尾宿　上尾宿は、中山道六十七宿の一にして、江戸より九里の行程なり、其開けし年代は傳へず、大宮宿へ二里、桶川宿へ三十四町の人馬を繼送れり、宿並をなす所七町許にて、民家百七十軒、左右に連住せり、村名の起りを傳へざれど、寛永二十年四月朔日公より觸れし書付に、アキウと假字にて載せたるは、たまたま訛り記せしにや、別に故あることには非るべし、正保中の國圖には當宿及び今の上尾村・上尾下村を合せて一村に記し、元祿の國圖に始て三村を分ち出したれば、分村せしはこれよりまへの事なるべし、又正保元祿等の國圖には、町としるしたれど、道中宿驛のことには宿唱へ、その餘のことには古のごとく町としるせりと云、四境は東より北にめぐりては上尾村に隣り、南は上尾下村・宮の下村に隣り、西は谷津・柏座の兩村なり、東西十五町、南北三十町に及べり、御入在の後は西尾隱岐守の領地たりしが、元和四年上りて御料所となれりと云、又正保の頃に至りては伊藤安兵衛・伊藤三之丞・松下彥兵衛の知行上尾町とあり、分村の後この地は安兵衛の知る所となり、三之丞の分は今の上尾村にて、彥兵衛が采地は上尾下村となれり、又伊藤家譜に小左衛門實以寛永十年當國足立郡にて領知を賜はりしを載たり、實以は安兵衛が父なるにや、もしさあらんには當所を賜はりしも其頃のことなるべし、こゝもいつの頃か上りて再び御料に復せしより今も替らず、檢地は元和九年松尾治左衛門・高橋主水・山井彌左衛門・熊澤五左衛門・鈴木長兵衛・今泉與兵衛等の人々改めたり、其後新田を開發し、延享四年神尾若狹守・逸見出羽守糺せり、

高札場

小名　上宿　中宿　下宿　願戸　木村　向裏

神社　太神宮宿内の鎭守なり、神體は小鍬二挺あり、御鍬太神宮と唱ふ、其故は萬治の頃いづくよりか鍬祭りと唱へ、鍬二挺を打違ひに結び、白幣をさし、車に載せて引來りしを土地の童子等よりつどひ、囃子あるき當宿に至りしが、其後誰とて持行べきものなく、今の本陣役宮内が庭にをきしを、こゝに勸請し、彼鍬を神體とせし故に御鍬の名ありといひ傳ふ、則本陣役宮内の持なり、

天神社前社の境内にはあれど末社にはあらず、此村に住める山崎武平次碩茂といへるもの、天明八年朱文公を相殿とし、二賢堂と號す、義學のさまになぞらへ農民の子弟を教へはげませり、然りしより釋尊の意にて、毎年冬至に祭義など行へり、彼武平次は鄕士にして、世々免除の田地もありと云、持同じ、

八幡社

愛宕社以上村民の持

日宮社持明院の持、

石神社上尾村遍照院持

寺院　眞福寺新義眞言宗、上尾村遍照院持　稻荷社

西藏院同宗、同末、東方山と號す、本尊藥師を安置せり、　天神社　金毘羅社

持明院同寺の門徒なり、文祿元年南藏坊安宥草創せり、本尊馬頭觀音を安ず、足立三十三番の内七番なり、

稻荷社

○上尾村　上尾村は、江戸よりの行程及び檢地の年代前に同じ、昔は上尾宿と一村なりしことは前に辨ぜり、東は下平塚・原市の二村に隣り、南より坤の方は上尾下村及び上尾宿に接し、西は柏座・沖の二村にて、北は久保・門前・上平塚・中平塚の數村にとなれり、東西二十四町餘、南北二十町に及べり、土人當所を上尾上村とも呼べり、下に對せし故なるべし、家數六十七、多くは中山道往還の町並に連住せり、天水の場にて旱損あり、正保の頃は伊藤三之丞の知行なりしことは前にみえたり、伊藤家譜に小左衛門實以の父をも三之丞と云よしを載す、實以寛永中當郡にて采地を賜はりしこと、既に前村のごとくなれば、正保の三之丞は小左衛門が子にして、祖父の名を呼しにや、この子孫伊藤喜内のとき、享保年中上りて御料所となり今も然り、又追々新開の地ありて、享保十六年伊奈半左衛門、延享四年神尾若狹守・逸見出羽守改めり、

高札場村の東によりてあり、

小名　二宮　片足　上宿　本村　吉田　一本杉

神社　氷川社上尾三ケ村の鎭守なり、男體女體の兩社にて、間に道をへだてならびたてり、村内遍照院の持、

神明社觀音坊の持、

稻荷社二ヶは觀音坊の持、

淺間社高さ三丈許はゝり、十二三間程の塚上にあり、遍照院持、　末社　三峰祠

寺院　遍照院　新義眞言宗、御室仁和寺末、日乘山秀善寺と號す、慶安年中二十石の御朱印を賜ふ、當寺往昔は今の光勝院の地にありしを、當所に宿驛をたてられしとき、この所に移せりと云、其年代は傳へざれど、光勝院は天正年中開基せりと云へば、當所へ移せしはそれよりまへのことなるべし、又いづれの頃か丙丁の災にかゝり、記錄を失ひたれば寺傳詳ならず、開山阿順法印應永九年二月廿八日寂す、本尊不動興敎大師の作にて、秘佛なればみることを許さず、境内に秀賢阿闍梨嘉吉元年十月廿日とえりたる碑、これ當山四世の住僧なりと云、此外建治・應安・永享・文明等の古碑二三基これあり、　鐘樓　天明元年鑄造の鐘をかく、　辨天社　塔頭　光勝院　當院の境内にはなく、寺領の内に居れり、大悲山と號す、阿闍梨看雅と云僧、天正年中開けりと云、本尊正觀音を安せり、立像にて長一尺二寸、弘法大師の作なり、　辨天社　天神社　觀音坊　これも寺領の内に居れり、本尊如意輪觀音を安ず、境内に正長元德等の古碑あり、　金比羅祠　天神祠　慈眼寺　遍照院の門徒也、開山を仙應法印と云、正保元年の草創なり、本尊觀音坐像にて五寸二分、惠心の作なり、

足立三十三番の内六番の觀音なり、　金比羅社　阿彌陀堂二村民持下同じ　勢至堂　大日堂村持

○上尾下村　上尾下村は、江戸より行程前村に同じ、當村も古は上尾宿・上尾村と一村なりしことは前に辨ず、村の四境東は原市村に接し、南は吉野原・今羽の二村にて、西は別所村、北は上尾村及び上尾宿に隣れり、民家五十五、天水場にて旱損あり、御入國の後は西尾隱岐守吉次に賜はり、其後丹後守の時元和四年所替ありて御料所となり、寛永十年松下彦兵衛に賜はり、今其子孫圖書頭の知る所なり、檢地は元和九年鈴木又兵衛・山崎多兵衛・勝田茂太夫等の人々改めたり、其後又伊奈半左衛門改めしと云、此餘延享四年神尾若狹守檢地せし新開の地あり、

高札場村の中程にあり、

小名　金岩寺　藥師ノ原　陣屋　馬口勞（バクロ）新田

神社　稻荷社村内の鎭守なり、放光院持、

天神社同寺の持

氷川社村持なり

寺院　放光院　新義眞言宗、郡中倉田村明星院末、安養山と號す、開山敎養慶長十九年四月朔日寂す、　地藏堂　閻魔堂放光院持

舊蹟　西尾氏陣屋蹟村の南にあり、當所は西尾隱岐守吉次、其子丹後守二代こゝに住せり、吉次はじめ小左衛門と稱せし頃、天正十八年御打入の後、此邊にて食祿五千石を賜はり、こゝに住し、其後丹後守元和四年常陸國土浦へ轉ぜしとき、當所の陣屋は廢せりと云、

○上平塚村　上平塚村は、江戸より行程十里、東西十町許、南北十五町、四隣東は須ヶ谷村・中荻村に境ひ、南は中平塚村、西は南村、北は菅谷村なり、民家二十三、用水は三沼代水を分水して引、往古は上中下の差別もあらざりしが、いつの頃か今の如く分ちしと云、正保の圖には平塚村とあり、元祿の圖には三村に分ち記せり、されば正保元祿の年間に分村せしことしらる、正保の頃は阿部對馬守領地なりしが、いつの頃か上りて荒川某に賜はり、今其子孫土佐守が知る所なり、元祿十二年地頭荒川土佐守檢地せしと云へば、荒川氏に賜ひしはこの頃なりしなるべし、

高札場村の東の方にあり、

小名　本村　西谷　塚越　牛窪　柊（ヒラギ）

神社　神明社二宇　稻荷社以上三社觀藏院の持、

觀藏院　新義眞言宗、上尾宿遍照院末、大應山天德寺と號す、開山秀清は文明十六年正月十五日寂す、本尊十一面觀音を安ず、　山王社　天神社　地藏堂　庚申堂村民の持、

○中平塚村　中平塚村は、江戸より行程九里餘、村名及び分村のことは前村に辨ぜり、東西五町半、南北六町餘、四隣東は柴村に接し、南は下平塚村にて、西は上尾村、北は上平塚村なり、用水及び領主の遷替、檢地の年代等すべて前村に同じ、

高札場北の方にあり、

小名　八ツ橋　小網　大網　柊　道谷　堀込　梅田　櫻木　松合　竹下

神社　氷川社上中下平塚村の鎭守なり、　末社　稻荷社　疱瘡神社　旗

神社　別當　寶壽院新義眞言宗、上平塚村觀藏院末、
淺間社寶壽院持、
六所明神社密藏院持、
八幡社持同じ、
稻荷社二宇村民持、
密藏院新義眞言宗、倉田村明星院末、龍湫山求聞寺と號す、本尊虛空藏を安ず、　天神社　藥師堂
阿彌陀堂村民の持、

○下平塚村　下平塚村は、江戸よりの行程分村のことは前村に同じ、東西四町、南北八町許、東は丸山村にて、南は原市村、西は上尾村、北は中平塚村なり、正保の頃は阿部對馬守領地なりしが、寶永年中戸田某が采地に賜はり、今子孫備後守が知る所なり、檢地は寶永年中戸田某糺せりと云、

高札場村の南にあり、
小名　中通り　道久保　山崎　船附場　實入

神社　稻荷社二宇花藏院の持、
第六天社同じ持、
寺院　花藏院新義眞言宗、上平塚村觀藏院門徒、本尊馬頭觀音を安ず、　疱瘡神社

新編武藏風土記稿卷之百四十六終

新編武藏風土記稿卷之百四十七

足立郡之十三　大谷領

○大谷本郷村　大谷本郷村は江戸よりの行程九里、當村正保の頃はたゞ本郷村とのみいひしが、元祿の頃今の如く大谷本郷村と唱へり、これ大谷郷の本村なるべし、沖の上村舊家權左衛門が所藏、天正三年の文書に、大谷郷の名をのせ、隣村一町目村の檢地帳に大谷郷一町免扨ともあり、今この邊大谷領と唱るは彼郷名の轉ぜしなるべし、戸數四十餘、四境圖は中新井村に隣り、東は別所村に接し、北は向山村に界ひ、西は地方村に及べり、東西三町程、南北一町に餘れり、この邊水の便あしく、專ら天水を待て耕種すれど、やゝもすれば田方は水腐し、畑方は旱損せりと云、當村御入國より御料所にして、正保の頃は伊奈半十郎支配せしが、寛永二年戸田家に賜はり今尚其子孫備後守知行せり、

高札場中程にあり、
小名　中久保、北久保、南久保、
山川　加茂川川幅九尺、或は二間餘の所もあり、
神社　十二所權現社村の鎭守にして、村民の持、
稻荷社
神明社
八幡社以上三社共に村民の持なり、
寺院　千光寺新義眞言宗、稻荷村日乘院末、安養山と號す、本尊彌陀を安ず、　天王社、愛宕社、觀音堂、地藏堂、鐘樓近き頃鑄造の鐘をかく、

○一町目村　一町目村は江戸よりの行程前村に同じ、檢地帳に大谷郷一町免とあり、則この地のことなり、四境東は向山村に接し、西は小舖谷村に界ひ、南は地頭方村に及び、今泉村に隣れり、東西六町餘、南北又同じ、戸數も水路惡くして天水を湛て田に灌ぐ、故にしばしば旱損あり、民戸四十餘、御入國の後柴田七九郎が知行に賜りしと云、彼の家譜によるに柴田七九郎康長後筑後守と改、慶長十八年御勘氣を蒙りしが、元和九年御免ありてあくる寛永元年采地三千石を拜領すと、この頃賜ひしものにや、正保の頃のものにも柴田筑後守知行たることみゆ、其後寶永二年上りて御料となり、今も然り、檢地は寛文

元年地頭柴田氏糺せり、

高札場 中程にあり、

小名　宿次（シュクナミ）　昔松山よりの馬次ありし所と云、　本郷久保、四ツ塚、下原、上野原、小向、

山林　林一ケ所、松林にして當村及び川村・今泉・向山四村の持なり、

神社　氷川社　村の鎭守なり、西光寺の持、

愛宕社　村民の持、

寺院　西光寺　新義眞言宗、柏座村日乘院末、本尊千手觀音を安せり、

藥師堂　西光寺持、

○上野村　上野村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸三十餘、四境東は領家村に隣り、南は原・中釘・本郷の三村に接し、西は貝塚・平方の二村に及び、北は平方村に界へり、東西十二町程、南北二十町、こゝも旱損の患あり、正保の頃阿部對馬守知行せしよしものに見えたり、其後何の頃か上りて御料所となれり、元祿七年御代官松平清三郎・古郡文左衛門・近山與左衛門等檢地せりと云、

高札場　村の北にあり、

小名　野久保、中新田、本村、

神社　神明社　村の鎭守にして、拜殿に天照皇太神宮の額をかゝげ、蔭大納言基衡の筆と云、この社初は熊野を勸請せしが、後神明を改祀るよし、又社の側に小堂あり、熊野を祀りし頃よりありしと云、故に權現堂と稱せり、

末社、天王社、稻荷社、

稻荷社二　共に村民の持、

寺院　藥師堂　領家村清眞寺持、

大日堂　清眞寺住僧獄翁千海の建立せし處なり、この僧永祿元年十一月二日寂せり、今も清眞寺の持、

○今泉村　今泉村は江戸よりの行程九里余、古は當村及び向山村・一町目村・川村總て大谷村と云しよし、されど正保の頃は既に各々村名を載すれば、夫より前のことなるべし、四隣東は川村に接し、巽は向山にして、南は一町目村に及び、西は小敷屋・中分の兩村に界ひ、北は小泉・辨財の二村に隣り、東西六町程、南北五町許、天水場にしてしばしば旱損あり、民家三十餘、當村古へは柴田和泉守知行せるよし、元祿年中上りて御料所となりしが、半を小野某に賜れる由村民傳れど、實は寶永二年上りしなるべし、今も子孫直次郎知行す、檢地は寬文年中柴田氏知行せし時糺せり、又向山村・宮下村の內に僅の飛地あり、

高札場　南の方にあり、

小名　本村、新田、前山、小山、松原、臺ノ下　この所川一町目村に入會せり、村・向山・

山川　加茂川　村の東を流る、幅十間、

神社　氷川社　村の鎭守にして、本地正觀音を安せり、この社もと向山・川村及び當村の鎭守なりしが、其後川村及び當村のみの鎭守とす、古は西福寺といへる別當あり、是も今は廢絕せり、貞治年中の起立にして、古跡とのみ傳ふれど、さして證とすべきことなし、この別當廢してより後村內修驗、本行院の持、

末社、愛宕社、駒形明神社、稻荷社、天王社、太神社、三峰社、荒脛社、

稻荷社　たらんぼういなりと稱す、神木に圍一丈程なるたらの木と云ものあり、故にかくいへりと、村民の持なり、

末社、八幡社、

寺院　十連寺　干葉山光明院と號す、淨土宗、鴻巢勝願寺末、本尊彌陀を安ず、この外堂中に長一寸八分閻魔王自作の像を安せり、又陸州淸澄寺惡信坊尊惠といへる僧、承安年中遂遠に趣き、蘇生して歸逃せしと云一軸を當寺に藏せり、彼閻魔の像も其時もらひし由、かつ八句の文を作り、四句は彼地に止め、四句は像と同じくもらひし由、其文妻子王位財眷屬、死去無一來相親、常隨業鬼繫縛我、受苦叫喚無邊際とあり、この外佛道利益のことを記せり、しかのみならず彼一軸正しき永安のものに非ず、後の代より書しさまたり、もとより信ずべきことには非れども、姑く其あらましを記し、その佗のことはもらせり、開山は念譽上人應永十二年九月朔日示寂す、緣起によるに慶長十八年十月、東照宮御鷹狩の折ふしこの邊へかゝらせ給ひ、同月廿一日の亥刻に至り、南の方に當りて奇怪の光あり、東照宮遙に御覽ありて、柴田七九郎に命ぜられ、是を見せしめ給ひしに、一宇の小庵あり、庵の內異香馥郁として光明輝けり、因て堂內を開き見るに、二つの厨子のみあるよし言上す、おくる日彼地成らせられ、ことのよし住僧に御尋ありければ、閻魔法王及び地藏菩薩の像なりと、御答申上げれば、尊きこととの命にて、侈を御覽ありけるに、堂の軒に菜を掛け干したるあり、しかも其數十聯ありければ、干菜山光明院十連寺と號すべしと命ぜられ、則十六石八斗餘の御朱印を賜はり、柴田七九郎に命ぜられて一寺となさしむと、此十連寺のことは信じがたし、他にも同じさまのことあり、大閤秀吉一年遊獵のをり、草庵に立よられしに寺號もあらざる庵なりしが、をりしも野僧大根の葉を軒に掛て干をきしを見られ、此庵を今日より干菜寺と名づくべしと申されしとものにしるせり、又或書に干菜寺は洛陽の東河原にあり、元は光福寺と號せしを、天正年中今の名に改めしと是等の說を混じ傳へしにや、又偶然なりや、柴田父子の廟所今寺中にありて、柴田氏をもて開基とせりと、因て考るに彼念譽上人應永年中この道場を開き、慶長の頃まで尙小庵の如くにてありしが、その後御朱印を賜ひ、始て一寺となりしことしらる、且東照宮御筆ならびに、慶安年中賜はりし殺生禁斷札の本紙は、今本寺に置り、其文左の如し、

來札披見本望候、殊ニ密柑送給祝着之至候、我等此間すはく氣にてむさ〳〵と在之事に候、何樣面上之節旁可申承候、恐々謹言、

二月晦日　　家康御花押

禁制　　十連寺

一殺生禁斷之事、
一竹木悉不可伐取事、
一萬端ニ付不可狼籍事、
右之條々於違犯者、速可被處嚴科者也、仍下知如件、
慶安二年己丑十一月十七日

鐘樓　慶德三年の古鐘ありしが、大永の比破損し、遙の後寛文十一年に至り、中興寛譽再び鑄造すといふ、

閻魔堂　この閻魔は前立にて、本體の閻魔は則一寸八分にし、稻荷社、辨天社二社共に境内の鎭守なり、金毘羅社、阿彌陀堂　この堂元氷川別當西福寺境内にありしが、西福寺廢してより當寺の境内に移せしなり、元の堂地は堂屋舖と云、今は皆畑也、

本行院　當山派の修驗なり、原馬宮村の枝郷小松原淸本院の配下にして、不動を安置せるなり、

明寶院　是も同じ配下にて、不動を安せり、

○向山村　向山村は江戸より行程前に同じ、四境東は宮下・谷津の二村に隣り、南は大谷・本郷に接し、西は一町目村に及び、北は川村に界へり、東西十三町、南北八町許、天水の場にてしばしば旱損あり、民家三十餘、御入國の後是邊總て天谷領と唱ふる地柴田七九郎に賜はれりと、正保の頃のものには柴田筑後守とあり、其後柴田和泉守の時寶永二年上りて御料所となり、今も變らず、檢地は寬文元年柴田和泉守改め、新田は享保十二年覓播磨守糺して高入となれり、

高札場　村の中程にあり、

小名　ヤハタ、コルキ橋、本郷間、ウチカヘト、中道、サイカチナミ、

山川　鴨川村の東にあり、幅九尺ばかり、

神社　神明社　村の鎭守なり、金藏院持、

寺院　金藏院　新義眞言宗、柏座村日乘院末、本尊阿彌陀を安せり　稻荷社、

地藏堂　金藏院の持、

舊蹟　柴田七九郎陣屋蹟　御入國の時この邊大谷領の村々にて、柴田七九郎康長に采地を賜はれり、夫より爰に住し、筑後守・和泉守總て三代住せしが、和泉守に至て江戸へ移り、陣屋を取拂ひしが、後寶永年中に及で御林となる、

○川村　川村は江戸より行程前村に同じ民戸二十、村の四境南は向山村に及び、東は谷津村を限り北は綿財村に接し、西は今泉村に昇へり、東西四町餘、南北二町程、

天水場にして常に旱損あり、當村正保の頃は柴田筑後守知行せしよしものに見えたり、其後上りて御料所となれり、檢地は寬文元年と云、

高札場　西北の方にあり、

小名　前　神明前

山川　加茂川村の東境を流る、川幅九尺ばかり、

神社　神明社　十福寺の持、

寺院　十福寺　淨土宗、今泉村十連寺末、神明山地藏院と云、本尊は阿彌陀を安ず、開山玄秀延寶三年示寂せり、この寺もと十連寺の隱居所なりしが、何の頃か一寺となりしと云、　地藏堂

○西谷村　西谷村は高鼻庄と唱ふ、江戸より行程八里、東西六町餘、南北七八町許、東は奈良瀨戸村・上加村にして、南も上加村に接し、西は蓮沼を隔てゝ內野本郷村に隣り、北は又奈良瀨戸村なり、民家二十、天水の場にして旱損あれど、久霖の時は所々の惡水落入り、水損の患もあり、正保の頃は柴田筑後守が知行たるものに見ゆ、寶永二年上りて小川新右衛門に賜はり、今も子孫兵之助知行せり、檢地は寬文元年なり柴田和泉守糺せり、又上加村の內に當村の飛地あり、陸田のみにして民家も僅に一軒あり、本村を隔ること六町許、

高札場　村の南にあり、

小名　本村、堀の內、北原、中山、谷在家、

神社　稻荷社　村持、

神明社　村民持、

雷電社　當社欅の神木あり、老樹にして圍み三丈許、根もとより五尺許上りて大枝左右に繁茂し、はゞり十間餘、近村名高き大木なり、其枝さへ尋常の大木といへる程なり、

天神社　村民の持、

寺院　無量寺　新義眞言宗、下加村金剛院末、西谷山と號す、本尊不動を安ず、

彌陀堂　村民の持、

○鍛冶村　鍛冶村は江戸よりの行程前村に同じ、村名の起りは古へ鍛冶の住せし地なれば名とせりと、これ武藏鑑の作人など云へど、其實は詳ならず、東西一町、南北六町に餘れり、東は中山道を隔て加茂宮村に隣り、南も同村に續きて又領家村に接す、西は奈良瀨戸村にして、北は別所村に境へり、民家十四、天水場にしてしばしば旱損あり、こゝも正保の頃は柴田筑後守知行なりしが、寶永の頃上りて御料所となりしより今も然り、村の中程に字蜂ノ巢新田と云あり、昔蜂の巢原と云し故名とす、

爰は寶曆年中開發して高入となれり、

高札場村の中程にあり、

小名　上ノ前　下ノ前　下ノ後　尾花島　鍛冶下　下屋舖

神社　金山權現社

稻荷社

八幡社

天神社

寺院　地藏堂以上共に村民の持、

○奈良瀨戸村　奈良瀨戸村は江戸よりの行程前村に同じ古へは吉野領なる由を傳ふ、東西七八町、南北十五六町許、東は鍛冶村に隣り、西は戸崎村、南は西谷村にして北は別所村なり、民家五十、天水の場にて旱損あり、又久霖の時は加茂川より惡水を入て、水腐せることもあり、往古は岩槻太田氏の領地なりしよしを傳ふ、御入國の後正保の頃は阿部對馬守が領地なりしに、元祿の頃上りて御料所となれり、今もしかり、檢地は元祿七年細井九右衛門・松平清三郎等たゝせり、

高札場村の東の方にあり、

小名　三貫清水村の西なり、古は清水湧出せし故名とせりと、今は其流絕ていでざるなり、本村

山川　加茂川北より西を流る、川幅二間ばかり、

神社　氷川社村内の鎭守なり、寶性寺持、

稻荷社三ツ二は同寺持、一は村民持、

熊野社二宇共に村民持、

寺院　松林寺　新義眞言宗、上加村滿福寺末、本尊藥師は立像にて、長一尺餘、行基の作と云、眼を患る者立願すれば必驗あるなり、

寶藏寺　同宗、同末、愛宕山と號す、開山覺海寬永七年七月寂す、本尊彌陀を安ず、

寶性寺　同宗にて、柏座村日乘院末、普門山滿藏院と號す　本尊彌陀を安ず、

○別所村　別所村は江戸より行程八里餘、水判土庄と云村名の起り土人は傳へず、今鴻巢領別所村の傳へを以て按ずるに、往古岡部六彌太忠澄・足立郡の內所々を領せし頃、當郡に別所の村名を六ケ所に置しよしいへば、當村も彼六別所の內なるべし、されど今郡中に此名五ケ所あれば、其內一ハ唱へを失ひしにや、東西十町許、南北十八町程、南は奈良瀨戸村に隣り、東は中山道を隔てゝ吉野原村に接し、北は宮下村にして、西は大谷・本鄕村な

り、民戸三十七、天水の場なれども久霖のときは加茂川より惡水溢て、水旱ともに患あり、當村の東の方に中山道の往還かゝれり、古の領主を傳へず、元祿の頃より春日某の知行となれり、今子孫左太郎の知る所たり、檢地は元祿二年春日某たゝせり、川村宮下村の內に當村の飛地少許あり、

高札場村の北よりにあり、

小名　櫻本、榎下、小山、淨寺坊、

山川　加茂川鴨川とも書す、村の西邊を流る、幅九尺餘、

神社　山王社

三十番神社

神明社以上三社村民持、

寺院　威光寺　新義眞言宗、柏座村日乘院末、本尊阿彌陀を安ず、古は庵室にて放光坊と云しが、いつの頃か一寺となれり、

長福寺　同宗、同末にて、西光山無量壽院と號す、本尊不動を安ず、開基は岡部六彌太忠澄といふ、阿彌陀堂　境內にあり、大堂と呼ぶ、本尊坐像長五尺許、運慶の作なり、是岡部六彌太忠澄の建立する所なりと云、堂前に老松あり、來迎松と唱ふ、古木は枯て後に植續しものなりと、今其木も圍み一丈五尺ばかりなり、

○宮下村　宮下村の名義は今谷津村にて司れる氷川社、もと當村の持にして近村の總鎭守なれば、其宮ありしを以て名とせりと云、江戸よりの行程九里餘、東西二町半、南北三町餘、村の四境南は別所村にて、東は中山道上尾宿の內小名下村に境ひ、北は谷津村にて、西は向山村に接せり、民戸十五、天水場にして旱損あり、正保の頃は柴田和泉守知行所なり、其後御料所となり、又いつの頃か大岡某に賜はり、今子孫勇三郎の知る所なり、檢地は寬文元年・元祿二年の二度に柴田某紀せり、飛地川村の內にあり、又村內に本鄕村・別所村の飛地少しくあり、

高札場村の中程にあり

小名　本村、向川、新田川、

山川　鴨川村の西の方を流る、幅九尺あまり、

神社　天神社村民の持、

寺院　放光寺　新義眞言宗、柏座村日乘院末、本尊阿彌陀を安ず、古は庵室にて放光坊と云しが、いつの頃か一寺となれり、

○谷津村　谷津村は江戸よりの行程前村に同じ、東西五町、南北三町程、四隣東は上尾宿、南は宮下村にして、西は川村・向山村に隣り、北は柏座村なり、民戸十六、天水場にて旱損あれども久霖のときは水溢の患もあり、御入國の後は御料所にて、其後柴田某に賜はり、後上りて

御料に復せり、檢地は寛文元年柴田和泉守糺せり、飛地川村・柏座村にあり、又辨財村の飛地は當村の內にあり、

高札場 村の北よりにあり、

小名　榎戸、根カラミ、笹原、前クホ、並木、橋戸、杉ノ內、

神社　氷川社 當社は谷津・宮下・別所・向山・本郷等の鎭守なり、皆廳寺の持なり、

寺院　皆廳寺 新義眞言宗、柏座村日乘院末、福壽山と號す、本尊阿彌陀を安ず、觀音堂十一面觀音を安ず、當寺は元暦二年造法上人の草創なりとも、又傳へてたしかならず、大師堂　鐘樓 承應四年になり、同禪寺 日乘院の末、本尊彌陀を安ず

○柏座村　柏座村は江戸より行程九里、民戸二十八、當村は元今の枝鄕春日谷津村と一村なりしを以て、四境の內に彼村犬牙したれば、其境ひいちいちには辨じがたし姑く二村を合して云に、凡そ東は上尾宿に隣り、南は谷津村に接し、西は辨財村、北は沖の上村なり、東西へ八町許、南北十三町に及べり、戞も旱損の地にて天水を仰て用水とす、正保の頃は柴田筑後守知行せし事ものに見えたり、後上りて今は御料の外春日左太郎の知る所なり檢地は寛文元年柴田和泉守なり、其餘寛延二年菅沼久次郎の改し新田あり、

高札場 村の中程にあり、

小名　アラヒ、橋場、堀ノ內、宮カリ、駒形、的場、

神社　芝宮明神社 村の鎭守なり、日乘院の持、末社、神明社、

春日社 當村及び春日谷津村の鎭守なり、持前に同じ、末社、諏訪社、

寺院　日乘院 新義眞言宗、上尾村遍照院の末、西光山長福寺と號す、寺領十石の御朱印を賜へり、本尊十一面觀音を安ず、當寺は元暦二年造法上人の草創なりとも、又傳へてたしかならず、大師堂　鐘樓 承應四年になり、同禪寺 日乘院の末、本尊彌陀を安ず

眞龍寺 本寺前に同じ、圓緣の爲に鳥有となり、本堂さへ未だ再興に及ばれず、

舊蹟　曾我殿屋舖 村の北にありて小高き丘なり、曾我十郎・同五郎の住し所と云、纔に一段許の地にて、今門林となれり、前に空壕の跡ありて、此地を穿ては今に布目ある瓦など出ると云、其傍に幅僅かに二三尺の小渠あり、こゝに架せる橋を曾我殿橋と云、又爰より南の方に的場と云所あり、これ彼兄弟のもの〻射藝を習ひし所なりと、按に昔扇谷上杉氏に仕へしものに、曾我豐後守と云ふ人ものに見えたり、又成田下總守の家人に、曾我兵庫助祐昌と云ものもあり恐らくは是等の人この地に住せしを、曾我兄弟の著名なるを以て附會せしなるべし、

○春日谷津村（カスガヤツ）　春日谷津村は元柏座村の枝鄕なり、されば正保國圖にはこの村名を著さず、元祿圖に已に一村と

なして著せり、然らば此以前一村に立しこと〻見ゆ、村名は村內春日社あるをもて起れりと云へど、其社は今柏座村にありて爰にはあらず、當村は柏座村に犬牙して四隣及び土地の廣狹、郡の方位、江戸よりの行程、等總て本村に同じ、民戸十餘、天水の場にして常に旱損あり、當村の東境に中山道の海道あり、上尾宿より入て柏座村へ達す、春日左太郎の知る所なり、

高札場

小名　金原、アラヒ、臺、

○辨財村　辨財村は江戸よりの行程前村に同じ、村內に辨天社あるを以て村名は起れりと云、民戸十餘、東は柏座村・春日谷津の二村に接し、南は川村、西は今泉・古泉の二村に界ひ、北は沖の上村なり、東西二町、南北三町許天水の地にして常に旱損あり、村の東に中山道の海道あり、正保の頃は柴田筑後守の知行せし事ものに見えたり其後春日某に賜はり、今尙其子孫左太郎の知る所なり、村內高札場に天和二年地頭春日左太郎云云の名見えたれば、其以前より知行せしこと知らる、

高札場 村の中程にあり、

小名　金原、京ケ崎、堀之內、一本杉、

神社　辨財天社 村の鎭守にして稻荷白山を合祀す、昌福寺の持なり、

雷電社 持前に同じ、

稻荷社 同寺の持、

寺院　昌福寺 大谷山と號す、曹洞宗、入間郡澁井村蓮光寺末、本尊釋迦を安せり、開山は喜翁瑞和尙天文五年九月十七日寂す、開基は隣村・沖之上村里正權左衛門が先祖、友光三郎永正七年十二月四日卒す、寺領十石の御朱印は慶長二年八月、業資、撞鐘本堂の軒にかく、安永五年鑄造す、妙義社、

眞崇寺 同宗、昌福寺末、雷電山と號す、今は住僧もなくして廢寺のごとし、

舊蹟　東陽寺蹟 同寺の末なりしが廢寺となり、今は跡のみのこれり、

○沖之上村（ナカノカミ）　沖之上村は伊奈庄に屬す、江戸よりの行程前村に同じ、民戸三十餘、四境東は春日谷津村に界ひ、南は柏座・辨財の二村に接し、西は古泉村を限り、北は中妻・久保に及べり、東西十五町、南北十三町に餘れり、こゝも旱損の地にて天水をもて耕せり、村名正保の頃のものには沖村と記し、元祿の頃は上村とのみ記せり、今の如く沖之上村となりしは元祿後のことなるべし、御入國の後西尾隱岐守吉次の食邑に賜ひしが、元和四年上地となりしと云、これ其子丹後守常陸國土浦へ轉りし年なれば、この時この地上りしなるべし、其後柴田筑後守康長の知行なりしが、それも上りて御料に屬し、明和五年に

至り松平大和守に賜はり今も替らず、檢地は寛文元年柴田和泉守糺せり、村の東境に中山道の海道あり、

高札場　村の西にあり、

小名　雷電山、岡ノ山、杉ノ下、島、臺原、栗原、

神社　氷川社　當村及び中妻・井戸木・町屋四村の鎭守にして、藥王寺持、

淺間社　持前に同じ、

雷電社　直享五年の棟札あり、勸請のことをしてしるべし、同寺の持、

稻荷社　八幡を合祀す、

寺院　藥王寺　新義眞言宗、柏座村日乘院の末、瑠璃山と號す、本尊藥師を安せり、中興の開山を法印慧寶といふ、寶曆三年十二月廿七日示寂す、

舊家　權左衛門　友光氏とす、先祖三郎四郎隣村辨財村昌福寺を開基し、永正七年十二月四日卒す、法號大山知庵主其子宮內永祿三年八月五日卒す、法號長山常久居士、其子將監は小田原北條家に奉仕し、天正十七年十一月十三日卒す、法號安室穆秀居士、其子新三郎慶長十二年十月廿日沒す、法名淸雲淨智居士、此新三郎より七代連綿してこの地に住し、今の權左衛門に至ると云、されば慶長後土着せしに似たれど、元祖三郎四郎辨財村の昌福寺を開基し、永正年中卒といへば、この頃より此邊にをりしことしるべし、北條家より與へし古文書一通を家に藏す、其文中大谷鄕給衆とあれば、其比既にこの地の鄕士にして、大谷領を給地とせしならん、其文左の如し、

各相拘候給田之事、先評定之砌決定之上重而柏原鮭捧訴狀候不及取上、如先證文可相拘旨被仰出者也、仍狀如件、

（虎朱印）
天正三年乙亥二月廿一日

評定衆
笠原藤左衛門尉奉之

大谷鄕給衆
岡田新五郎殿
友光新三郎殿
同　將監殿

○中妻村　中妻村は江戸より行程十里餘、伊奈庄に屬せり、正保の改に見えず、元祿圖には此名見えたれば、此以前いづれの村よりか分村せしなるべし、民戸二十餘、東は中山道の往還を隔てゝ久保・門前の二村に界ひ、南は沖の上村に及び、西は古泉村に隣り、北は井戸木町谷の二村に接せり、東西十二町、南北十三町に餘れり、天水場にして常に旱損あり、正保の頃は柴田筑後守知行せしが、其後上りて御料所となりしより今も替らず、檢地の年代及其人も前村に同じ、又新田の檢地は寛延二年菅沼次郎改むと云、

高札場　村の巽の境にあり、

小名　內手、三軒新田、新田、宮久保原、

山川　鴨川　村の西を流る、

神社　稻荷社　村の鎭守にして、村民の持、

八幡社　同じ持、

寺院　寶藏寺　新義眞言宗、柏座村日乘院門徒、金峯山金剛院と號す、本尊正觀音は行基の作と云、開山盛惠文祿元年創建、

天王社、山王社、愛宕社、

阿彌陀堂　村民の持、

○井戸木村　井戸木村は庄名前村に同じ、江戸よりの行程十里、民戸四十餘、東は町谷・中妻の二村に接し、南は古泉・中分・藤浪の三村に續き、西は下日出谷村に及び、北は桶川宿に隣れり、東西十町、南北十五町に及べり、當村御入國の後西尾隱岐守・柴田筑後守二人の采邑に賜りしが、元和四年に至り西尾氏の知行は上れりと云、されど此事疑ふべし、柴田家譜に柴田七九郎康長・後筑後守慶長十八年御勘氣、元和九年御免、寬永元年采地三千石を拜領すとあり、又正保の頃柴田筑後守・阿部對馬守二人知行せしことものに見ゆれば、寬永年中賜ひし三千石にして、則此地のことなるべし、後又寶永二年上りて御料所となり、明和年中松平大和守采地となりしより今も替らず、檢地は元祿七年細井九右衛門・松平淸三郎改めり、

高札場　村の西にあり、

小名　瀨戸原、杉村、上原、柿木、

山川　鴨川　近鄕所々の惡水落合、當村にて一條の流れとなれり、村の西より南へ通じ中妻村へ達す、

神社　淺間社　村の鎭守なり、正願寺の持、

山王社　持前に同じ、

荒神社　村民の持、

寺院　正願寺　新義眞言宗、倉田村明星院末、本尊不動を安置せり、

雷電社、稻荷社、

無量庵　禪宗黃檗派、信濃國佐久部鹽野村普賢寺末、本尊彌陀を安せり、開山月浦寂年なつたへず、

辨財天社、

○町谷村　町谷村は江戸よりの行程、及び庄名等前村に同じ、民戸二十餘、東は中山道の往還を界として上村に隣り、南は久保・門前・中妻・上尾の四村に接し、西は井戸木村を限り、北は桶川宿又上村に及べり、東西三町餘南北八町に餘れり、こゝも正保の頃は柴田筑後守の知行な

りしことものに見えたり、其後上りて御料となり今に替らず、檢地は寛文元年柴田和泉守改む、此外新田あり、そこの檢地は中妻村に同じ、又村の東南の方に穢多村あり、纔に十軒許、又井戸木・古泉の二村の間に少しの飛地あり、

高札場　村の東にあり、

小名　上宿、中宿、原、新屋敷、横町、

山川　鴨川　村の西の方を流れ、井戸木村へ達す、

神社　雷電社　村の鎭守なり、村民の持、

諏訪社　元祿十五年勸請の棟札あり、持前に同、

寺院　西照院　新義眞言宗、柏座村日乘院末、長谷山極樂寺と號す、無住なれば本尊はしばらく本寺に安置せり、天神社、

地藏堂　村民の持、

○桶川宿　桶川宿は菅谷村に載たる觀應三年將軍尊氏の下文に、桶川鄕內菅谷村とあり、且近村上南・久保・門前の四村みな當鄕の內にて、後に分村せしものなりと云、既に南村里正次郎兵衛が持傳へたる、元和二年村高割付書等にも桶川南村と載たり、又當宿正保・元祿の二度に改し國圖等に、町とのせたれば桶川町といひ、後宿と唱へ改めしこととしらる、其地は郡の中央より少しく西に當り伊奈庄に屬し、則中山道往來の宿驛なり、江戸より行程十里、この邊近來多く紅花を植て臙脂を製せり、近鄕の人これを桶川臙脂と稱す、又每月五十の日をもて市を開き米穀を鬻げり、民家二百五十餘、南は沖の上・井戸木の二村に接し、西は石戸上・日出谷の二村に及、北は上下加村を限り、東は上村なり、東西二十五町、南北十八町に餘れり、水旱共に患あり、御入國の後西尾隱岐守吉次が所領なり、正保の頃は阿部對馬守知行せしが、元祿年中上りて御料所となり今に替らず、檢地は元祿七年細井九右衛門糺せり、又街道より西の方に新田あり、延享四年菅沼久次郎檢地して貢の數を定めり、

高札場　街道の中程にあり、

小名　濱井場、牛久保、前木塚、精進場、コクセン、カケホリ、六位前、細谷、小山、大久保、元屋敷、長久保、一騎堀、沼田谷、

神社　神明社　宿の鎭守にして、南藏院持、

稻荷社　持前に同じ、

白山社　同持、

寺院　淨念寺　清水山法恩院と號す、淨土宗、鴻巢宿勝願寺末、本尊は阿彌陀を安ず、外に地藏・藥師を安ず、地藏は弘法大師の作、藥師は聖德太子の作にして、西尾隱岐守吉次納めしと云、正蓮社團譽善壽當寺を草創し　後京都黑谷金戒光明寺へ移轉し、二十一世となり、文祿四年十月十九日示寂す、往古の開基を朗海と云、貞治七年正月朝日寂せり、則境內に其人の古碑あり、因て思ふに朗海の開基せしは、纔の庵室なりしを、後團譽上人一寺に取建しにより、是を開山と云なるべし、委しき寺傳もありしが明曆二年十月十五日回祿の災にかゝり、舊記等もことごとく烏有となり、夫より姑く荒廢せしが、第十世慧譽力を盡して取建しゆへ、是を中興開山とす、初は下總國葛飾郡小金東漸寺の末なりしが、此俗勝願寺の弟子にて當寺へ移轉せしに　仁王門　樓門なり、樓下より、今の末となれりといへり、　仁王を安じ、上に鐘をかく、元祿十四年の銘文あり、考證に缺なければ載せず、

天神社、觀音堂、

大雲寺　渡谷山と號す、曹洞宗、拜財村昌福寺末、本尊は釋迦を安せり、開山を特陽超山越と云、慶長四年二月廿日寂せり、

不動堂、天神社、秋葉社、

南藏院　稻荷山延命寺と號す、新義眞言宗、倉田村明星院末、本尊阿彌陀を安ぜり、開山を長祐と云、慶長十五年寂す、

藥師堂、

塚　トウカク塚

念佛塚

行人塚

舊蹟　屋敷蹟　足立右馬允が居住の蹟のよし、今は林となれり、其中に石の祠を立れども、文字なければ其來由を知りがたし、昔屋敷跡とおぼしき所より、武器陶器など掘出せしこともありしと云、この右馬允名を遠元と云、【丹波志】も按ずるに、父は大纖冠鎌足十五代の孫遠兼とて、當郡の領主職たりしが、遠元の時に至りて地頭職となり、足立を氏とし、武勇を以て右大將賴朝・同賴家二代の師範たりしよしみゆ、【東鑑】治承四年十月二日の條に、武兵衞を引て當國に到られし　遠元參て命を受て出迎ふと云、後建久元年十二月左衞門尉に任ぜり、【保曆間記】に正治元年正月十三日賴朝薨し、大小皆北條父子を初め、遠元等の決斷を止め、初は下總國葛飾郡小金東漸寺の末なりしとされど卒年等はのせず、又【丹波志】に遠元の子を遠光と云、其子遠政又左衞門尉といへり、此頃所領を替られ丹波國氷上郡佐治鄕を賜ひ、山垣村に移り、子孫今彼の地に殘れりと云、按に【東鑑】に遠光といへる人見えず、彼書にのする所は足立八郎元春後左衞門尉に任ず、是遠元が子にや、此餘足立十郎太郎親成・太郎左衞門直元、或は直光ともしるす、左衞門三郎元氏・左衞門五郎遠時・足立太郎・同三郎・同五郎・同九郎など云もみゆ、足立木工助遠親といひし人をのす、是も遠元の一屬なるべし、讃岐國本山庄の地頭職なりと云、是等の人の子孫の住せし所なるべし、

○上村　上村は桶川鄕伊奈庄に屬せり、江戸よりの行程前に同じ、當村古は桶川の內なりしが、何の頃か分村して桶川驛の上の方なれば、則上村と名づくと、其四境南は久保・門前・南の三村に接し、西は桶川驛・町屋村を限り、北は坂田・小針領家の二村に界ひ、東は倉田村・菅谷

村等に及べり、東西二十八町、南北十八町、程民戸百餘、又村の西境中山道に係ること八町許、この邊水路惡くして常に天水を待て耕種す、故に輒もすれば旱損あり、當村御入國の頃の領主は傳へず、正保の頃は阿部對馬守知行せしが、何の頃か上りて御料所となり、明和七年松平大和守に賜はり今に替らず、

高札場 艮の方にあり、

小名　町谷、宮下、久保、新梨子、箕子、熊野通、

神社　氷川社 村内の鎭守にして、龍山院持、　末社、愛宕社、稻荷社、辨天社、青龍社、白山社、三峰社、天王社、疱瘡神社、淺間社 神體は秘して見ることを許さず、村内來星院龍花院替る替る預れり、

熊野社 來星院持、

稻荷社

天神社

神明社 以上三社龍花院持、

寺院　龍山院 慈雲山觀音院と號す、新義眞言宗、倉田村明星院末、本尊は十一面觀音を安ぜり、開山は大德賢律師長祿元年寂す、或云此人中興なりと、

龍花院 靈光山海福寺と號す、明星院門徒なり、本尊不動を安、　觀音堂 十一面觀音を安ず、運慶の作なり、

來星堂 影光山不動寺と號す、明星院の門徒なり、本尊不動を安ず、

藥師堂 龍花院の持、

十王堂 桶川宿南藏院持、

舊蹟　陣屋蹟 古へ西尾隱岐守陣屋跡なりと云、爰に纔の塚あり、是を御殿跡と云、其餘今畑となりて段別なども詳ならざれど、是をもて考れば西尾隱岐守當村を領せしこと有べけれども、今土人は傳へず、又村内農民傳左衞門が先祖新井某、西尾因幡守に仕へしと云、されば其人の居宅の邊なるをもて、却て西尾氏のことを附會せしも知べからず、彼傳左衞門が先祖は何れの人なることを詳にせず、二祖某のとき當村に土着し、老後剃髮して善芳と號し、慶長十八年三月十二日歿せり、何の頃にや東照宮この邊御遊獵のとき、御馬上にて御扇子へ御筆を染させられ、彼が先祖某に賜ひし所なりとて藏せり、眞僞のほどいかゞあるべきや定かならざれど、姑く左に載、

山人のふもとをかけてすむいねハ
からぬ眞柴のまかきにそいふ

○久保村　久保村は鄕庄の唱前村に同じ、江戸よりの行程九里餘、當村往古は上及門前・南の數村と同じく桶川の内なりしを分て各村となせりと、其年代詳ならされど、正保國圖に既に四村を分ち記し、且南村里正の所藏せる元和二年高割付書にも、桶川・南村と記したる類、舊くより分ちし證となすべし、されど其境界上村は前前に記せる如くなれど、當村及び南・門前の三村は地理悉く入會ひ、細には辨別しがたし、凡そ三村を合して云に、東西十四町餘、南北二十町に餘れり、東は菅谷村に境ひ、西は中妻・沖上の二村に接し、中間に中山道の往來貫き、南は上尾宿にて、北は上村に隣れり、民戸十八爰も天水の場なり、正保の頃は阿部對馬守が領地なりしが、後御料となり今に替らず檢地は元祿七年細井九右衞門・松平清三郎・古郡文右衞門等糺せり、

高札場 北の方にあり、

小名　原、寺山通、主膳、大山下、

原野　秣場 坂田村の南にあり、當村及び南村等組合の持場なり、

神社　稻荷社 村民の持なり、

寺院　能滿寺 梅松山と號す、臨濟宗、門前村小林寺末、本尊釋迦を安ぜり、　天神社 南・久保・門前三村の鎭守なり、

地藏堂 村民の持、

○門前村　門前村は前にいえる如く南・久保二村と犬牙して、鄕庄の唱、村の四隣、及び江戸よりの行程、四方の徑り等凡て前に同じ、爰も古は桶川の内なりしを分村せりと云、村内小林寺は昔大寺にて、其頃爰は彼の寺の門前地なり、因て村名となせしと云、民戸四十餘、其内御料の方三十餘私領の方八軒、常に天水を用て耕植すされど、霖雨すれば漂溢して水災免れ難し、當村正保の頃は今の御料所は伊藤三之助が知る所なりしよし、其後何の頃か上りて御料所となり、又私領の分は寛永二年地を割て松下彥兵衞に賜はり、夫より子孫相續て今に至れり、

高札場 中程にあり、

小名　六郎師、大堀、中原、下原、坊ノ下、五輪山 古へ小林寺五輪の塔この邊にあり、よりて名とせり、

寺院　小林寺 臨濟宗、鎌倉圓覺寺末、寶王山と號す、寺領十石の御朱印は大猷院殿より賜はれり、開山佛源禪師は本寺圓覺寺の塔頭、藏六庵の開祖にして、諱は正倉大休と號す、溫州の人なり、文永六年己巳十月九日歸化し、正應二年十一月寂せり、この人當山及び相州鎌倉金寶山淨智寺をも開きしと云、この寺開闢より年久しくして、事實詳ならざれど、永祿年中太田十郎氏房より寄附の狀等有しが、近き頃火災に罹て烏有となり、未だ本堂も再建せず、假に住僧の

居所をかまへ、本尊
正觀音を安ぜり、
鐘樓近き頃鑄造の
鐘をかけり、　諏訪社　當村及び久保・南三村の鎭守なり、　藥師堂　小林寺の持、

○南村　南村は鄕庄の唱、且江戸よりの行程、四方の境域等すべて上に同じ、當村も古へ桶川の內なりしが、後分村せしと云ことは前に辨ぜり、この地桶川より南にあたれるをもて村名とせり、其分村せし年代正保前なることは久保村の條に辨ぜり、且其村にいふる如く、村內里正が藏せる元和二年村高割付書に桶川・南村とあり、又同八年割付書にも、南在家村と記せるは妥のことならんか、さはあれ此外在家の二字を見されど、舊くより南の唱ありしこと知るべし、民家三十六、天水場なれど水旱ともに患あり、當村正保の頃は阿部對馬守采邑なりしが、何の頃か上りて御料所となり、文化九年淺岡彦四郎支配の時、橫田甚右衞門に賜れり、檢地は元祿七年御代官細井九右衞門糺せり、
高札場村の南にあり、
小名　新梨子、原、
神社　第六天社
稻荷社
神明社
寺院　藥師堂以上村民の持なり、

○菅谷村　菅谷村は江戸より行程十里、鄕名上に同じ、四境東は須ヶ谷・中荻の二村に隣り、南は上平塚村・上尾村に界ひ、西は久保・門前・南三村犬牙の地に接し、北は小針新宿・須ヶ谷の二村に及べり、民戶六十八、東西十二町、南北十八町程、天水の場にして旱損あり、春日氏の家譜によれば、古代は丸七郎といひし者の領地なりしを觀應三年九月十三日春日八郎行元へ、將軍尊氏より與へし下文あり、其文に

花押

下　春日八郎行元

可令早領知武藏國足立郡桶皮鄕內
菅谷村丸七郎跡事、
右爲勳功之賞於當鄕之替所元行也者、
早守先例可致沙汰之狀如件、
觀應三年九月十八日

と載たれば菅谷の唱古くより聞えれど、正保の改には隣村須ヶ谷村をのせて、此菅谷をのせず、恐くは往古一村にして須ヶ谷、或は菅谷とも記せしを、後に二村となりしより、文字區々に記せしものならん、されど元祿圖には今の如く分ち記したれば、此以前の分村なるべし、

又春日氏の事は郡中中野田村、及び小針內宿村に藏たれば合せ見るべし、御入國の後は御料所なりしが、何の頃か地を裂て松平圖書・田中主計が采邑に賜はり、其餘は御料所なりしを、元祿年間御醫師數原通玄・木村春德等が采地に賜ひ、後木村氏の知行は上りて又御料に復し、文化九年橫田甚右衞門に賜ひ、今は松平・田中・數原・橫田等の知る所なり、又西の方南村の內に當所の飛地あり、
高札場銘々知行の內に建てり、
小名　中地、半在家、北、道陸神、足利（タリ）、松山、立山
新道地、西谷、
神社　氷川社當村及び須ヶ谷村の鎭守なり、　末社、牛頭天王社、荒脛社、
疱瘡神、不動堂、別當、
本山修驗、下谷村大行院配下なり、
長福院　諏宮山と號す、本尊不動を安ぜり、
稻荷社　長福院の持、
寺院　東光寺新義眞言宗、上平塚村觀藏院門徒、北野山と號す、本尊大日を安ず、
彌勒寺　前と同寺の門徒、西光山と號す、本尊は阿彌陀を安ぜり、
龍眞寺　曹洞宗、原市町妙嚴寺末、菅谷山と號す、本尊釋迦を安ず、開山竟翁悅永祿七年二月八日寂す、
十王藥師堂東光寺の持、
地藏堂村民持、

舊蹟　古城蹟　小名北にあり、凡四方二町餘にして、北の方に堀の跡とおぼしき所あり、又二の曲輪とも云べき堀の跡あり、何人の居跡なりや來由詳ならず、按に坂田村舊家與右衞門が先祖加藤氏は、元鳩谷修理といへるもの、臣下なりしが、修理其地を棄て當村に移りしと云ことを彼家に傳へり、此地もしくは修理が居跡なるにや、されど當村にては此傳へなく城跡とのみよべり、今は東光寺及び村民の居宅、或は畑となりて境界定めがたしと云、

○須ヶ谷村　須ヶ谷村は江戸より行程前村に同じ、四境東は羽貫村に隣り、南は中荻村に境ひ、西は小針村・新宿村・菅谷村等に接し、北も又菅谷村に及べり、南北三町、東西六町に餘れり、民家十餘、用水便にして常に旱損あり、村名の起り詳ならざれど、土人の說に近き頃まで東谷村と稱し、隣村菅谷を西谷村と號し、東西相對せし村なりと云、既に延享四年のものに東谷村と彫りし墓碑あれば、其頃までかく唱へしよしを云、されど前村菅谷の名は觀應年中より見ゆ、遙の後正保の頃は唱へも失ひ、當村の名は其以前より見えしかと、東谷の名は墓碑に彫りし外傳ることなし、今前村小名西谷あれば、東谷は當村の小名にて、唱を失ひしも知べからず、御入國の後正保の頃は阿部對馬守・伊藤安兵衞・松下彥兵衞等知行せし

が、何の頃か上りて御料所となれり、檢地は寛永七年阿部對馬守糺せり、村の東南の方中荻村の接地に飛地あり、高札場中程にあり、

小名　瀧ノ宮、高見、第六天前、

神社　第六天社村民の持、末社、稻荷社、

寺院　釋迦堂村民の持、

領名未考

○羽貫村　羽貫村は江戸よりの行程前村に同じ、鄉庄の唱を傳へず、家數四十九、東は大針村に接し、又綾瀨川を限て埼玉郡駒崎村に隣れり、南は中荻・菅谷・濵ヶ谷の三村にて、西は小針新宿、北は小針內宿村なり、東西八町、南北十一町許、天水を仰て水田をたがやせば旱損あり、寛永正保の頃は阿部對馬守が領分なりしが、元祿年中替りて今は戶田備後守・布施藤兵衛の知行所なり、檢地は元祿七年細井九右衛門糺せり、

高札場二ケ所戶田氏の方は村の中程にあり、布施氏の方は在所を定めず、

小名　第六天、カチノ下、原前、松葉通、

山川　綾瀨川東の境を流る、川幅六間、

神社　八幡社村の鎭守なり、社の傍に社守を置きて守らしむ、村民の持、末社、金毘羅社、牛頭天王社、疱瘡神社、

寺院　西藏院新義眞言宗、倉田村明星院末、蓮淨山來迎寺と號す、中興開山實鏡慶長三年六月十一日寂す、本尊は彌陀にて、この像の腹籠にも同じ像あり、稻荷社、釋迦堂、地藏堂村民持、

○小針內宿村　小針內宿村は伊奈庄と唱ふ、江戶よりの行程前村に同じ、當村古は下に出せる新宿村と一村なりしよし、其頃は小針村とのみ唱へしならん、既に正保の改には小針村と記せり、されど元祿の國圖には今の如く分て二村の名を記したれば、分村せし年代も推して知るべし、家數六十、東より北へ回りては綾瀨川の中流を境とし、埼玉郡駒崎・高虫・上平野の三村に界ひ、南は郡內大針・羽貫の二村に接し、西は小針新宿及び倉田村なり、東西五町許、南北十町餘、天水を仰て水田を耕せば、もとより旱損あり、正保の頃は阿部對馬守の領せしこともの に見えたれど、何の頃か替りて春日某に賜はりしより、今も替らず、子孫左太郎の知行なり、檢地は元祿二年細井九右衛門糺せり、

高札場村の中程にあり、

小名　宿村の西にあり、大宮宿より埼玉郡菖蒲町への往還かゝりて、此道の左右には市店少しく軒を連り、

堀ノ內　小名宿より少しく東の方を云、昔春日下總守景定が陣屋の構堀ありし所なりと云、下總守の事は村內桂全寺の條に載たり、あはせ見るべし、

戶崎、堀越　ヒラヤ、シヤグシ、トリバメ、向ヒ小針軒住せり、

山川　綾瀨川村の東より北の村境を流る、川幅八尺許り、

神社　氷川社當村及び小針新宿村の鎭守なり、東光院の持、末社、山王社、稻荷社、荒脛社、雷電社、地藏堂、賽ノ神明社

稻荷社三所其內一は小名しやくしにあるを以て、しやくし稻荷と云、

辨天社以上の神社持前に同、

天王社村民の持、

寺院　桂全寺淨土宗、下總國葛飾郡小金町東漸寺末、寺領五石を賜ふ、一京山阿彌陀院と號す、本尊三尊の彌陀を安ず、開山圓譽寂年を傳へず、當寺古は小針新宿村にありて、其頃は極樂寺と號せしを、何の頃か春日下總守景定當村に移し、再興して今の寺號に改め、故に景定を開基と稱す、法名一京院桂全林照居士、元和二年七月四日卒すと云則今の地頭春日左太郎の先祖にして、當國の舊家なり、詳なることは中野田村明照寺の條に出せり、又當寺の境內に景定の墓なりとて五輪の墓あり、これ下總守の母の碑なりとも云、石理磨滅して讀がたけれど、妙照の二字岡に見えたり、よりて按ずるに、寺傳に景定の母は法諡を桂譽妙照信尼と號し、天正十八年九月五日卒せりといへば、この墓は景定が母のしるしなること疑ふべからずと、

天神社、諏訪社、

東光院新義眞言宗、倉田村明星院末、金寶山地藏院と號す、本尊地藏を安ぜり、地藏堂、

延命寺天台宗、坂田村蓮華院門徒、愛宕山と號す、本尊大日を安、愛宕社、

藥師堂東光院持、

舊蹟　陣屋蹟村の東にあり、小名を春日山と云、春日下總守景定が陣屋跡なりと、今は村民居住の地となれり、

○小針新宿村　小針新宿村は鄉庄の唱を傳へず、岩槻の城主太田氏所領の頃に屬せしと云、當村は前村より分村せしこと前に見ゆ、江戶よりの行程前村に同じ、家數百二十、東は羽貫村及び綾瀨川を限りて、埼玉郡上平野村に接し、南は大針・濵ヶ谷の二村に界ひ、西は菅谷・上小針・領家・倉田の四村にして、北は又綾瀨川を限りて埼玉郡高虫村なり、されど此川を越ても當村の飛地あり、東西五町許、南北十八町、天水をたゝへて用水とすれば旱損あり、當村は前村と一村の地なれば、古へ領主の遷替は前村に同じ、いつの頃か荒川氏に賜はりしより、引つゞき今は荒川土佐守の知行所なり、檢地は元祿七年御代

官細井九右衛門糺せり、

高札場村の南にあり、

小名　宿南の方にありて、辨天島、柳原、かち川、塚越、高野屋舖、極樂寺北の方にあり、前村桂全寺昔こゝにありしと云、

山川　綾瀨川村の東北の境を流る、川幅八九尺、

神社　稻荷社村の鎭守なり、末社、氷川社小針内宿の氷川地藏院持、鎭守とす、故に盜拜のために祀れりと云、

寺院　西光寺新義眞言宗、倉田村明星院末、寶林山安養院と號す、開山宥宣慶長二年八月二十六日寂す、本尊彌陀を安ず、辨財天社、

地藏院これも明星院門徒、紅葉山と號す、昔境内に蔦き楓あり故山號起れりと、本尊地藏を安ず、この像の胎中に又地藏の小像をおさめりといふ、天王社、

成就院本山修驗、下谷村大行院配下なり、

○小針領家村　小針領家村は伊奈庄と唱へり、江戸より行程十里餘を隔てり、こゝも前村より分村せし故に、小針の文字を冠らせしなるべし、されど正保のものにはたゞ領家村と載せ、元祿の改には小針領家村と見えたれば、分村せし後元祿前今の如き名となりしなるべし、東は倉田村に境ひ、南は上村、西は坂田・舍人新田の二村に接し、北は五町臺・小針新宿の二村及び、綾瀨川を限りて埼玉郡高虫村なり、東西二町、南北十六町餘、家數七十六、用水は備前堀より引沃げども、常に水損を患ふ、當村明保の改には阿部對馬守領分と記せり、元祿十一年村内を裂て永見權七郎に賜はり、其餘は御料なりしが、寶曆二年中山某に賜はり、今は其子孫永見健次郎・中山芳次郎知行所なり、檢地は元祿七年細井九右衛門糺せり、

高札場二ケ所一は村の中程にあり、一は西の方にたつ、

小名　ミノ木、向ヒ原、木村、ヨマハリ、

山川　綾瀨川村の北にあり、五町臺村の内にて、元荒川の水を備前堀へせき入れ、赤堀川の水そこに伏越の樋を設けて、その水を通ぜしめ、夫より下を綾瀨川と呼べり、この川の中流を郡界とせり、

赤堀川村の北にあり、川幅五間、此川に長五間の土橋を架す、この橋もとは五町臺村の内にありしが、何の頃か村内今の所に移せり、故に今も五町臺村にて修造せり、

備前堀北の方にあり、則綾瀨川の水元なり、伊奈備前守が奉行して、堀割し故にこの名ありといへり、

神社　氷川社村の鎭守なり、末社、荒脛社、疱瘡神社、太子堂、

淺間社これも鎭守にして、龍泉寺の持、末社、下淺間社、雷雷社、天王社、

愛宕社同寺の持、

山王社弘治年中の勸請なりと云、村民持、以下持同じ、

神明社

第六天社

稻荷社山神を合祀せり、社内に天文年中の棟札あり、一は奉造立稻荷大明神一宇、爲如意滿足、天文元壬辰年二月吉日、施主領家村上兵部とあり、一は奉造立山神社一宇、諸願成就斯所、天文元壬辰年二月吉日、施主領家村上兵部とあり、されど其札のさま近き頃書かえしに似たり、もし眞ならんには山神を合祀するも舊きことなり、井上氏の事は詳にせず、

寺院　藥師寺新義眞言宗、倉田村明星院門徒、法界山と號す、本尊藥師は弘法大師の作なりと云、

阿彌陀堂この堂古は今の藥師寺のある所にありしを、何の頃か今の地へ移せりと云、或は元文年中移せし由も傳ふれど詳ならず、藥師寺持、

觀音堂正觀音を安ず、この像は運慶の作なり、持前に同、

龍泉寺當山修驗、江戸鳳閣寺の配下なり、

大正院羽黑派の修驗なり、江戸仙壽院觸下なり、

喜法院當山修驗、小室鄕吉祥院觸下なり、

○倉田村　倉田村は鄕庄を失す江戸より行程前村に同じ、入間郡今市村法恩寺の年譜錄云、文治二年隣縣之令有倉田孫四郎基行者、此當郡刺史兒玉武藏守・藤原惟行家弟而爲河内守、越生次郎家行之叔父也、有所以退隱于倉田之邑と見え、この所ならんには舊き地名なり、東より南にかゝりて小針新宿・上村の二村に接し、西より北はすべて小針領家村に堺ふ、東西五町、南北十四町、家數四十軒、天水を以耕植すれば旱損あり、正保の頃は阿部對馬守の知行せしこともに見えたり、後替りて中山氏に賜はり今子孫志摩守の知る所なり、其餘村内明星院領及び小室宿村無量寺領交れり、

高札場東の方にあり、

小名　新田、入會、前方、新畑、

神社　氷川社村の鎭守なり、村民持下同じ、末社、天王社、稻荷社、疱瘡神社、

第六天社

六所明神社

天滿宮社

寺院　明星院新義眞言宗、御室仁和寺の末、五大山與願寺と號す、開山隆尊寂年不詳、寬延の記に開山已後

四百年に及ぶとあれば、年代おして知らる、本尊虚空藏は隆尊の自作にて、長六寸許の坐像なり、中興良鑁慶長四年寂す此僧もとは小室宿村無量寺の住職たりしが、天正十九年小室鄕伊奈熊藏が知行となり、無量寺の地所要害よきをもて、陣屋を築かんと所望せしを、良鑁承引して寺所を讓り、其身は當寺へ來り、遂に住職となれり、寺領十石の御朱印は、その年良鑁に賜ふ所なり、後無量寺を今の如く小室宿村に再興せしかど、無住にして此僧兼帶せしより、今も替らず、當寺より兼帶すと、尙無量寺の條見合すべし、中興二世祐長寛永五年寂す、此僧駿府に於て初て東照宮に謁し奉り、其後此邊御遊獵の節しばしば當寺へ立寄せ給ひ、法問など御聽聞ありて新義一派の僧司として御黑印の御條目を下したまふ、其文左の如し、

關東新義眞言宗法度

一爲學問住山之所化、不滿廿年者不可執法幢事、

一入學問室後闕座之輩有之ハ永可秡衆事、

一座位可爲學問階臈次第、付不遂住山不可着香衣事、

一諸末寺の僧衆不可有本寺之命語俗緣權門企非法事、

付不可奪取他寺之門徒事、

一不伺本寺不可居住末寺事、

右堅可守此旨者也、

慶長十八年五月廿一日　（御黑印）

關東新義眞言諸本寺

什物　屛風一雙東照宮より賜る所、古法眼の筆なるよし、畫の圖はさまざまの繫馬を畫けり、明星井開山隆尊此地に庵を建、一百日の間求聞持の法を修せしとき、明星この井に影向あり、故に名とせりと云、今境内にあるは寫にて、實は本堂の床下にあり、當寺の院號も此井ある故なりと云ふ、熊野社、鐘樓正德二年鑄造の鐘なかく、樓門、御成御門古へは下馬札ありしと云ふ、大日堂村民の持、

新編武藏風土記稿卷之百四十七終

新編武藏風土記稿自卷之百二十七至卷之百四十七要目

卷之百廿七……一

多磨郡之卅九世田ヶ谷領……一

横根村……一

稻荷社……一

船橋村……一

品川用水……一

烏山用水……一

神明宮……一

寶性寺……一

入間村……二

糟嶺明神社……二

辨天社……二

明昭院……二

觀音堂……二

閻魔堂……二

阿彌陀堂……二

覺東村……二

野川……二

三島社……三

子ノ權現社……三

千手院……三

和泉村……三

多磨川……四

清水……四

六鄕用水……四

六所明神社……四

白幡明神社……四

稻荷社……四

泉龍寺……四

烏明神社……四

白山社……四

經場……四

玉泉寺……四

觀音堂……四

石神祠……四

龜塚……四

金堀塚……四

塚……四

石谷某邸蹟……四

猪ノ方村……六

用水……七

天滿宮……七

塚……七

上野……七

岩戸村……七

六鄕用水……八

八幡社……八

慶岸寺……八

地藏堂……八

明靜院……八

駒井村……八

用水……九

山王權現社……九

圓住院……九

喜多見村……九

山谷……九
いうたく寺……一〇
茂兵衛山……一〇
林……一〇
多磨川……一〇
六鄕用水……一〇
惡水堀……一〇
氷川社……一〇
神明社……一一
慶元寺……一一
藏王權現祠……一一
壽善寺……一三
古碑……一三
知行院……一三
閻魔堂……一三
光傳寺……一三
不動堂……一三
第六天塚……一三
天神塚……一三
供養塚……一三
平塚……一三
塚……一三
陣屋迹……一三
屋敷跡……一六
御靈權現社跡……一七

宇奈根村……一三

散家……一四
多磨川……一四
氷川社……一四
神明社……一四
觀音寺……一四
藥師堂……一四

大藏村……一四

石井土……一五
多磨川……一五
宇奈根川……一五
用水……一五
氷川社……一五
愛宕社……一五
氷安寺……一五
觀音堂……一五
古碑……一六
妙法寺……一六
不動堂……一六
丸山塚……一六
塚……一六
舊家名主市郎右衛門……一七

岡本村……一七

堂ヶ坂……一七
下山坂……一七
八幡坂……一七
庚申坂……一七
六鄕用水……一七
仙川用水……一七
用水……一七
八幡社……一七
長圓寺……一七
辨天祠……一七

鎌田村……一八

堂屋舖……一八
多磨川……一八
六鄕用水……一八
上仙川用水……一八
天神社……一八
諏訪社……一八
吉祥院……一八

卷之百廿八……一九

多磨郡之四十……一九

武藏野新田……一九
井口新田……二〇
多磨川上水分流……二〇
多磨川上水……二〇
八幡社……二〇
蓮華寺……二〇
境新田……二一
多磨川上水……二一
野崎新田……二一
深大寺新田……二一
大澤新田……二一
閻魔堂新田……二一
二ツ塚……二一
梶野新田……二二
辨天社……二二
長昌寺……二二
關前新田……二二
關野新田……二二
八幡社……二二
天神社……二二
眞藏院……二二
川崎平右衛門墓……二二
是政新田……二二
下小金井新田……二二
貫井田新田……二二
鈴木新田……二二
稻荷社……二二
寶壽院……二二
小金井櫻樹碑……二二
廻り田新田……二二
長久保臺……二二
多磨川上水……二二
氷川社……二二
本田新田……二二
八幡社……二二
祥應寺……二二
戀ヶ窪新田……二二
上谷保新田……二二
南野中新田……二二
多磨川上水分水……二二
神明社……二二
鳳林院……二二
北野中新田……二二
毘沙門堂……二二
堀端野中……二八
毘沙門社……二八
辨天社……二八
諏訪社……二八
延命寺……二八
觀音堂……二八
地藏堂……二八
圓成院……二八
前澤新田……二八
柳久保新田……二九
大神宮……二九
田無新田……二九
大沼田新田……二九
泉藏院……二九
藥師堂……二九
辨財天祠……二九
秋葉社……二九
稻荷社……二九
小川新田……二九
一本榎……三〇
熊野社……三〇
平安院……三〇
中藤新田……三〇

多磨川上水分水……三〇
觀音寺……三〇
藥師堂……三一
持添新田……三一
稻荷社……三一
榎本戶新田……三一
多磨川上水分水……三一
栗樹林……三一
愛宕社……三一
港間社……三二
彌陀堂……三二
石燈籠一基……三二
平兵衛新田……三二
稻荷社……三二
戶倉新田……三二
多磨川上水分水……三二
山王山……三二
滿福寺……三二
內藤新田……三二
山王山……三二
砂川前新田……三二
砂川新田……三二
芋久保新田……三二
栗之州新田……三四
日野本鄉新田……三四
富士港間社……三四
宮澤新田……三四
殿ヶ谷新田……三四
阿豆佐美矢神社……三四
玉林寺……三五
中里新田……三五
愛宕社……三五
林泉庵……三五
大日堂……三五
長谷部新田……三五
下師岡新田……三五
東善院……三五

卷之百二十九……八三

新座郡之一……八三
圖……八三
總說……八三
鄉名……八三
〔和名鈔〕所載鄉名……八四
餘戶……八四
今所唱……八四
片山……八四
舘……八四
新倉……八四
莊名……八四
今所唱……八四
廣澤……八四
領名……八四
野方……八四
里名……八四
黑目里……八四
村數……八四
山川……八四
黑目川……八四
白子川……八四
原野……八四
廣澤原……八四
水利……八四
井頭池……八四
兒カ淵……八四
七ツ澤……八四
廣澤池……八四
黑目川用水……八四
多磨川分水……八四

土產……四五

卷之百三十……四六

新座郡之二……四六

石神村……四六

黑目川……四七
橋梁……四七
氷川社……四七
觀音堂……四七

堀之內村……四八

林廿五所……四八
黑目川……四八
廻橋……四八
渡……四八
御藥園……四八
白山稻荷合社……四八
地藏堂……四八
堀之內村枝鄉栗原村……四八
あを屋敷……四九
林……四九
黑目川……四九
川二所……四九
港間社……四九
辨天社……四九
寮……四九
十二天社……四九
川……四九
稻荷社……五〇
中澤社……五〇
稻荷社……五〇

上片山村……五一

市場坂……五一
觀音坂……五一
黑目川……五一
妙音澤……五一
小澤……五一
觀音堂……五二
阿彌陀堂……五二
稻荷社……五二
古碑三……五二
阿彌陀堂……五二
地藏堂……五三
古塚……五四
兒カ淵……五四

辻村……五五

御林……五五
黑目川……五五
土原……五五
橋……五五
御藥園四……五五
氷川社……五五
法臺寺……五五
山王宮……五七
古城跡……五七
古碑……五八
地藏堂……五八
觀音堂……五八
古碑三……五八
新塚……五八
駒形……五九
黑目川……五九

野寺村……五一

清水……五一
八幡社……五一
辨天社……五二
滿行寺……五二

原ヶ谷戶村……五八

駒形權現社……五九
觀音堂……五九
下片山村……五九
貝沼……五九
黒目川……五九
辨天社……五九
東福寺……五九
阿彌陀堂……五九
卷之百三十一……六〇
新座郡之三野方領……六〇
大和田町……六〇
氷川社……六〇
中野村……六〇
柳瀨川……六〇
橋……六〇
氷川社……六〇
奉名社……六〇
普光明寺……六一
千體地藏……六一
向善寺……六一
芝山小兵衞正員……六一
芝山彦十郎政勝墓……六一
鵜泉寺……六一
鬼鹿毛松……六一
野火止宿……六二
西堀村……六二
西屋敷……六二
多磨川分水……六二
陣屋……六二
氷川社……六二
神明社……六二
觀音堂……六二
阿彌陀堂……六三
平林寺……六三
開山石寶和尙墓……六三
辨天社……六三
在原塚……六三
增田右衞門尉長盛墓……六三
多磨川分水……七四
聽芳軒……七四
睡足軒……七四
鴛鴦……七四
野火止塚……七四
孝女たつ……七四
菅澤村……七四
若宮八幡社……七四
法華堂……七四
卷之百卅二……七五
新座郡之四野方領……七五
舘村……七五
引又町……七五
中野村……七五
柳瀨川……七五
新河岸川……七五
引又橋……七五
伊呂波樋……七六
氷川社……七六
八幡社……七六
兒大明神社……七六
十殿權現社……七七
寺院……七七
寶幢寺……七七
長勝院……七七
古碑三……七七
東明寺……七七
古蹟……七七

舘迹……七七
北野村……八七
三軒屋……七八
多磨川分水……七八
藥師堂……七八
古碑三……七八
上內間木村……九七
荒川……七九
新河岸川……七九
長沼……七九
渡……七九
重殿權現社……七九
阿彌陀堂……七九
下內間木村……七九
林……八〇
新河岸川……八〇
荒川……八〇
地藏河岸渡……八〇
渡……八〇
散在原……八〇
西福寺……八〇
氷川社……八一
觀音堂……八一
宮戸村……八一
熊野社……八一
駒形權現社……八一
氷川社……八一
法藏寺……八一
藥師堂……八二
古碑二……八二
地藏堂……八二
褒善孝子七兵衛……八二
宮戸村新田……八二
濱崎村……八三
秣場……八三
黒目川……八四
氷川社……八四
三光寺……八四
喜平次……八四
濱崎村新田……八四
溝沼村……八四
黒目川……八五
井戸川……八五
地類權現……八五
白山社……八五
淺間社……八五
泉藏寺……八五
碑二……八五
光善寺……八五
舊跡中山屋敷……八五
溝沼村新田……八五
膝折宿……八五
林……八八
膝折原……八八
黒目川……八八
物產脚龍……八八
氷川神社……八八
毘沙門天塚……八八
一乘院……八八
古碑……八八
持明院……八九
地藏堂……八九
阿彌陀堂……八九
古碑二……八九
膝折新田……八九

卷之百卅三……八九

新座郡之五野方領……八九
城山……九〇
尾崎坂……九〇
不動坂……九〇
黒目川……九〇
廣澤池……九〇
七ツ釜……九〇
氷川社……九〇
諏訪社……九〇
東圓寺……九〇
古碑二基……九一
觀音堂……九一
古碑五基……九一
不動堂……九一
瀧……九一
本善堂……九二
古跡城跡……九二
廣澤原新田……九二
田島村……九二
黒目川……九二
内川……九二
笹橋……九二
神明社……九二
稻荷社……九二
天王社……九二
美宮……九二
秋葉社……九三
富善寺……九三
古碑……九三
田島村新田……九四
根岸村……九四
内川……九四
黒目川……九四
笹橋……九四
渡……九四
金剛寺……九四
阿彌陀堂……九四
臺村……九五
黒目川……九五
神明社……九五
豪雲寺……九五
八幡社……九五
古碑……九五
上新倉村……九六
雜談袋新田……九六
牛房山……九六
向山……九六
荒川……九六
氷川社……九七
長照寺……九七
滿願寺……九七
法釋院……九七
東林寺……九七
正願寺……九七
地藏堂……九七
不動堂……九七
虎塚……九七
新羅屠跡……九八
古塚……九八
大江匡房別業跡……九八
舊家彦太郎……九八
下新倉村……九八
彌太郎坂……九九
勤坂……九九
新倉川……九九
荒川……九九

青覺院橋……九九
氷川社……九九
神明社……九九
稻荷社……九九
吹上觀音堂……一〇〇
八幡社……一〇一
赤池……一〇一
東明寺……一〇一
金泉寺……一〇一
壺鐙寺……一〇一
酒井壹岐守忠重墓……一〇一
妙典寺……一〇二
七面堂……一〇二
古碑……一〇二
子安池……一〇二
日蓮手植柳……一〇二
東福寺……一〇二
青覺院跡……一〇四
鎌倉故道……一〇四
卷之百卅四……一〇四
新座郡之六野方領……一〇四
上白子村……一〇四
白子川……一〇五
白子原……一〇五
下白子村……一〇五
市場……一〇六
城山……一〇六
白子宿……一〇六
觀音寺山……一〇六
瀧坂……一〇六
御林……一〇六
白子川……一〇六
大橋……一〇六
小橋……一〇六
氷川社……一〇六
諏訪社……一〇六
地藏寺……一〇六
光西坊……一〇七
觀音堂……一〇七
觀音寺……一〇七
古碑……一〇七
不動堂……一〇七
熊野宮……一〇七
稻荷社……一〇七
橋戸村……一〇八
天王社……一〇八
氷川社……一〇八
教學院……一〇八
古碑……一〇八
眞福寺……一〇八
藥師堂……一〇八
忠右衞門……一〇八
小榑村……一一〇
堤村……一一一
榎戸……一一一
白子川……一一一
井頭池……一一一
秣場……一一一
三十番神社……一一一
稻荷社……一一一
妙福寺……一一一
三十番社……一一三
天神社……一一三
鬼子母神堂……一一三
大覺寺……一一三
本照寺……一一三

實成寺……一二三
辨天社跡……一二三
上保谷村……一二三
尉殿權現社……一二四
榛名權現社……一二四
如意輪寺……一二四
古碑……一二四
金山權現社……一二四
寶樹院……一二四
地藏堂……一二四
寶光院……一二四
東禪寺……一二四
上保谷新田……一二五
下保谷村……一二五
三十番神社……一二五
天神社……一二五
福泉寺……一二五
鐘塚……一二五
經塚……一二五
下保谷新田……一二五
卷之百卅五……一二六
足立郡之一……一二六
郡圖……一二六
總說……一二六
正保年中改定圖……一二七
元祿年中改定圖……一二〇
和名抄所載合鄉六……一二五
堀津……一二五
殖田……一二五
稻直……一二五
郡家……一二五
發度……一二五
餘戶……一二五
中古所唱合鄉九……一二五
足立府……一二五
巢鴨鄉……一二五
箆川鄉……一二五
大調鄉……一二五
矢古宇鄉……一二六
鳩井鄉……一二六
三室鄉……一二六
浦和鄉……一二六
大谷鄉……一二六
篠目鄉……一二六
今所唱合鄉九……一二六
淵江鄉……一二六
芝鄉……一二六
風渡野鄉……一二六
小室鄉……一二六
桶川鄉……一二六
鴻巢鄉……一二六
箕田鄉……一二六
內野鄉……一二七
高鼻鄉……一二七
今所唱合庄……一二七
江戶袋庄村……一二七
高鼻庄……一二七
木崎庄……一二七
鴻巢庄……一二七
深井庄……一二七
箕田庄……一二七
橘庄……一二七
右近庄……一二七
三輪庄……一二七
伊奈庄……一二七
水判戶庄……一二七
今所唱合鄉……一二七
淵江鄉……一二七
谷古田鄉……一二七
赤山領……一二七
舍人領……一二七
平柳領……一二七
戶田領……一二七
浦和領……一二七
木崎領……一二七
安行領……一二七
三沼領……一二八
南部領……一二八
上尾領……一二八
大谷領……一二八
鴻巢領……一二八
忍領……一二八
石戶領……一二八
平方領……一二八
差扈領……一二八
吉野領……一二八
大宮領……一二八
植田ヶ谷領……一二八
與野領……一二八
笹目領……一二八
未勘……一二八
關郡合村……一二八
荒川……一二八
元荒川……一二八
綾瀨川……一二八
傳右川……一二九
芝川……一二九
古隅田川……一三〇
中川……一三〇
三沼代用水……一三〇
葛西用水……一三〇
渡津……一三一
土產……一三一
卷之百卅六……一三一
足立郡之二淵江領……一三一
千住宿……一三一
荒川……一三二
古隅田川……一三二
新綾瀨川……一三二
掃部宿……一三二
橋戶町……一三二
川原町……一三二
關屋……一三二
荒川水除堤……一三二
大橋……一三二
關屋塚……一三三
氷川社……一三四
古碑……一三四
八幡社……一三四
稻荷社……一三四
源長寺……一三四
裏善長五郎……一三四
權太郎……一三四
千住町一町目……一三四
不動院……一三四
裏善傳次郎……一三五
二町目……一三五
稻荷社……一三五
慈眼寺……一三五
氷川社……一三五
勝專寺……一三五
御殿跡……一三五
三町目……一三五

千本松……一二五
塚越耕地……一二六
牛田……一二六
板橋……一二六
氷川社……一二六
西光院……一二六
四町目……一三六
金物耕地……一二六
長圓寺……一二七
氷川社……一二七
褒善　傳次郎……一二七
五町目……一三七
安養院……一三七
梅田村……一三七
明王院……一三七
不動堂……一三七
天滿宮……一三八
遍照院……一三八
屋舖佐竹德壽丸抱屋敷……一三八
本木村……一三八
庄司……一三九
鐙田……一三九
中曾根……一三九
小屋の内手……一三九
荒川……一三九
氷川社……一四〇
妙見寺……一四〇
吉祥院……一四〇
寶壽院……一四〇
光輪院……一四〇
瑞王寺……一四〇
大樂寺……一四〇
圓乘院……一四〇
善覺寺……一四〇
小臺村……一四〇
大門厨子……一四〇
荒川……一四一
渡津……一四一
溜井……一四一
珠明院……一四一
正覺寺……一四一
觀性寺……一四一
眞長庵……一四一
阿彌陀堂……一四一
別當延命寺……一四一
高野村……一四一
赤城社……一四一
寶性院……一四一
本應寺……一四一
沼田村……一四二
堤……一四二
專明寺……一四二
地福寺……一四二
藥王院……一四二
慈眼寺……一四二
能滿寺……一四二
堀之内村……一四三
荒川……一四三
不動院……一四三
舊家阿出川寺之進……一四三
鹿濱村……一四四
荒川……一四四
氷川社……一四四
寶藏寺……一四四
長樂寺……一四四
敎圓寺……一四四
慈眼寺……一四四
達摩塚……一四五
鹿濱村之内加々皿沼……一四五
稻荷社……一四五
鹿濱新田……一四五
荒川……一四五
宮城村……一四五
荒川……一四六
淺間社……一四六
氷川村……一四六
性翁寺……一四六
圓滿寺……一四六
舊蹟屋敷蹟……一四七
西新井村……一四七
谷田……一四七
天神社……一四七
總持寺……一四七
東照宮御宮……一四七
總淨寺……一四八
觀知院……一四八
與野村……一四八
氷川社……一四八
清光寺……一四八
善應寺……一四八
卷之百卅七……一四九
足立郡之三……一四九
栗原村……一四九
寺家分……一四九
塚……一五〇
滿願寺……一五〇
八幡社……一五〇
德壽院……一五〇
伊與村……一五〇
塚　白旗塚……一五〇
甲塚二ヶ所……一五一
摺鉢塚……一五一
聖塚……一五一
氷川社……一五一
觀音堂……一五一
橫沼……一五一
實相院……一五一
天神社……一五一
應現寺……一五一
源正寺……一五二
顯壽院……一五二
眞國寺……一五二
長勝寺……一五二
淨蓮寺……一五二
藥師寺……一五二
妙幢庵……一五二
千葉勝胤墓……一五二
竹ノ塚村……一五三
駒形耕地……一五三
新綾瀨川……一五三
熊襷現社……一五三
西光院……一五三
常樂寺……一五四
延命寺……一五四
褒善　河内久藏……一五四
六月寺……一五四
綾瀨川……一五五
御閘米倉……一五五
一里塚……一五五
八幡社……一五五
炎天寺……一五五
島根村……一五五

鷲明神社……一五六
安隱寺……一五六
御茶屋跡……一五六
來迎寺……一五六
普門寺……一五六
小右衞門新田……一五六
次郎左衞門新田……一五七
彌五郎新田……一五七
古隅田川……一五七
新綾瀨川……一五七
板橋……一五八
長性寺……一五八
五兵衞新田……一五八
新綾瀨川……一五八
五兵衞橋……一五八
觀音寺……一五八
熊慶寺……一五八

伊藤谷村……一五八

古隅田川……一五九
新綾瀨川……一五九
藥師寺……一五九
普賢寺……一五九
古隅田川……一五九
養福寺……一五九

北三谷村……一六〇

古隅田川……一六〇
寶藏寺……一六〇
長左衞門新田……一六〇

蒲原村……一六一

圓性寺……一六一
長右衞門新田……一六一
中川……一六一
古隅田川……一六一
金塚明神社……一六一
西光院……一六二

大谷田村……一六二

中川……一六二
氷川社……一六二
善應寺……一六二
立應寺……一六二
正法寺……一六二
福壽寺……一六二
常善院……一六二
淨覺寺……一六二
佐野新田……一六二
中川……一六二
稻荷社……一六二
妙見社……一六三
嘉兵衞新田……一六三
新綾瀨川……一六三
圓泉寺……一六四
神宮寺……一六四
久右衞門新田……一六四
法立寺……一六四

六ツ木村……一六五

中川……一六五
古綾瀨川……一六五
諏訪社……一六五
大光寺……一六五
久左衞門新田……一六五
新綾瀨川……一六六
南藏院……一六六
辰沼新田……一六六
龍嚴寺……一六六
內匠新田……一六六

鷲宿……一六六

綾瀨川……一六六

花又村……一六六

綾瀨川……一六七
傳右川……一六七
鷲明神社……一六七
諏訪社……一六八
淺間社……一六八
寶性寺……一六九
林松寺……一六九
正受院……一六九
法泉寺……一六九
不動院……一六九
辨財天社……一六九
典盛坊……一六九
東善寺……一六九
文珠院……一七〇
笹塚……一七〇

保木間村……一七〇

二ッ屋新田……一七〇
增田橋……一七〇
新綾瀨川……一七〇
天神社……一七〇
寶積院……一七〇
水神社……一七〇
增福寺……一七一
大乘院……一七一
觀音堂……一七一
玉藏院……一七一
阿彌陀院……一七一
西光寺……一七一

卷之百卅八

足立郡之四谷古田領……一七一

本郷村……一七一

傑傳寺……一七一
仝棟寺……一七二
東陽寺……一七二

峰村……一七二

峰新田……一七二
傳右川……一七三
八幡社……一七三
眞光寺……一七四
西福寺……一七四
氷川社……一七四
稻荷社……一七四
龍泉寺……一七五
觀藏寺……一七五
古蹟古塚……一七五

前野宿村……一七五

神明社……一七六
觀喜院……一七六
正源寺……一七六
敎存寺……一七六
善藏坊……一七六

新堀村……一七六

市右衞門新田……一七六
彦右衞門新田……一七六

柳島村……一七七

新里村……一七七
上谷塚村……一七八
中谷塚村……一七八
毛長落堀……一七八

下谷塚村……一七八

毛長落堀……一七九
氷川社……一七九
慈眼寺……一七九

瀨崎村……一七九
善福寺……一七九
西性寺……一七九
加賀屋敷……一八〇
草加宿……一八〇
南草加村……一八一
傳右川……一八一
吉笹原村……一八一
袈裟社助右衛門……一八一
原島村……一八一
眞藏院……一八二
立野村……一八二
北草加村……一八二
彌惣右衛門新田……一八二
與左衛門新田……一八二
谷古宇村……一八二
宿篠葉村……一八三
篠葉村……一八四
槐戸村……一八四
中曾根村……一八五
太郎左衛門新田……一八五
庄左衛門新田……一八五
小山村……一八六
苗塚村……一八七
大竹村……一八七
貝塚村……一八七
原村……一八八
卷之百卅九……一九〇
足立郡之五……一九〇
赤山……一九二
赤芝新田……一九二
石神村……一九二
庄五郎新田……一九二
源左衛門新田……一九二
長藏新田……一九三
久左衛門新田……一九四
藤兵衛新田……一九四
新兵衛新田……一九四
藤八新田……一九五
長右衛門新田……一九五
佘右衛門新田……一九六
清右衛門新田……一九六
九左衛門新田……一九六
花栗村……一九七
北谷村……一九七
善兵衛新田……一九七
吉藏新田……一九八
領家村……一九八
安行村……一九九
吉岡組……一九九
立野村……二〇〇
陣屋跡……二〇一
新井宿村……二〇一
浦寺村……二〇二
笈崎權現社……二〇二
北原村……二〇三
行衛……二〇三
舍人領……二〇三
舍人町……二〇三
入谷村……二〇六
古千谷村……二〇六
遊馬村……二〇七
蓮沼村……二〇七
昌福寺……二〇八
榛松村……二〇八
不動院……二〇八
江戸袋村……二〇九
東光院……二〇九
赤井村……二〇九
飛鳥山權現社……二〇九
慈林村……二一〇
藥師堂……二一〇
鳩ヶ谷宿……二一〇
荏田家喜市……二一三
卷之百四十……二一四
足立郡之六平柳領……二一四
元郷村……二一四
正覺寺……二一五
隨泉寺……二一五
彌兵衛新田村……二一六
領家村……二一六
實村寺……二一七
新井方村……二一七
十二月田村……二一七
芝川……二一七
稻荷社……二一八
吉祥寺……二一八
觀音寺……二一八
樋爪村……二一八
藥林寺……二一八
二軒在家村……二一九
上新田村……二一九
中居村……二一九
實正寺……二一九
喪善はる……二二〇
小淵村……二二一
辻村……二二一
前田村……二二二
川口町……二二二
錫杖寺……二二二
飯塚村……二二三
浮間村……二二七
觀音寺……二二七
卷之百四十一……二二八
足立郡之七戸田領……二二八
上戸田村……二二八
羽黒權現社……二二八
稻荷二宇……二二八
多福院……二二九
海禪寺……二二九
觀音堂……二二九
舊家惣五郎……二二九
下戸田村……二三〇
元蔵……二三〇
新曾村……二三〇
天神橋……二三〇
妙顯寺……二三一
釋迦堂……二三一
觀音堂……二三一
橫曾根村……二三二
上青木村……二三二
宗信寺……二三四

下青木村……二三六
里村……二三七
法性寺……二三七
西新井村……二三八
前川村……二三九
觀音堂……二四〇
塚越村……二四〇
稻荷社……二四一
觀音堂……二四一
稻荷社……二四一
蕨宿……二四一
三學院……二四二
寶樹院……二四三
城蹟……二四三
卷之百四十二……二四四
足立郡之八浦和領……二四四
浦和宿……二四四
玉藏院……二四六
岸村……二四六
調神社……二四六
別所村……二四七
眞福寺……二四八
白幡村……二四八
八幡社……二四八
醫王寺……二四九
根岸村……二四九
燒米坂……二五〇
辻村……二五〇
彈正屋敷……二五一
萬藏院……二五一
舊家彥吉……二五二
文藏村……二五二
芝村……二五三
羽曾呂社……二五三
長德寺……二五四
慈星院……二五四
伊苅村……二五五
力大明神社……二五五
大谷場村……二五六
寶性寺……二五六
小谷場村……二五六
道祖土村……二五六
神明社……二五七
地藏院……二五七
元太村……二五七
延命寺……二五八
根岸村……二五八
燒米坂……二五八
辻村……二五八
彈正屋敷……二五九
萬藏院……二五九
舊家彥吉……二六〇
文藏村……二六〇
芝村……二六〇
羽曾呂社……二六〇
長德寺……二六一
慈星院……二六一
伊苅村……二六一
力大明神社……二六二
大谷場村……二六二
寶性寺……二六二
小谷場村……二六二
道祖土村……二六三
神明社……二六三
地藏院……二六三
卷之百四十三……二六四
足立郡之九木崎領……二六五
上木崎村……二六五
下木崎村……二六九
正樹院……二六九
針ヶ谷村……二七〇
氷川原……二七〇
扉信寺……二七〇
駒場村……二七一
連昌寺……二七一
二階堂右衛門督及妻女之墓……二七一
瀨ヶ崎村……二七一
東泉寺……二七二
領家村……二七二
三室村……二七二
女體社……二七三
神明社……二七五
古塚……二七五
新道合村……二七五
八木崎村……二七五
附島村……二七五
大間木村……二七五
圓盛院……二七六
大間木新田……二七七
宮本新田……二七七
片柳村……二七七
萬年寺……二七八
加田屋新田……二七八
山村……二七九
高野原耕地……二七九
上山口新田……二七九
下山口新田……二七九
新井新田……二八〇
新右衛門新田……二八〇
中川領……二八〇
中川村……二八〇
中野村……二八一
中丸村……二八一
寶藏院……二六六
原山村……二六六
大田窪村……二六六
守光院……二六六
舊蹟壘蹟……二六八
廣ヶ谷戸村……二六八
大谷口村……二六九
福聚院……二七〇
井沼方村……二七〇
圓正寺村……二七〇
柳崎村……二七一
氷川社……二七一
中尾村……二七一
吉祥寺……二七二
玉林院……二七二
大牧村……二七六
清泰寺……二七六
見性院尼墓……二七七
羽黑權現社……二七七
長福寺……二七七
卷之百四十四……二七八
足立郡之十……二七八
神戶村……二七八
在家村……二七八
根岸村……二七九
妙藏院……二七九
道合村……二七九
白山山王合社……二七九
三沼領……二八〇
大門領……二八〇
新綾瀨川……二八〇
傳右川……二八〇
大興寺……二八一
戶塚村……二八一
三佛寺……二八二
本行寺……二八二
舊蹟壘蹟……二八二
差間村……二八三
天神社……二八四
宗信寺……二八四
東稱寺……二八四
大信寺……二八四

大和田村……二九三
砂村……二九三
堀崎村……二九三
島村……二九三
蓮沼村……二九四
新井村……二九五
御倉村……二九五
白岡村……二九五
卷之百四十五……二九六
足立郡之十一南部領……二九六
笹丸村……二九六
新染谷村……二九六
大谷村……二九七
藤子村……二九八
寺山村……二九九
代山村……三〇〇
城蹟……三〇〇
上野田村……三〇〇
中野田村……三〇一
明照寺……三〇二
下野田村……三〇二
玄蕃新田……三〇三
間宮村……三〇三
高畑村……三〇四
大崎村……三〇五
辻村……三〇五
染谷村……三〇六
正覺坊……三〇六
常泉寺……三〇六
宮下村……三〇六
宮ケ谷塔村……三〇七
風渡野村……三〇八
大圓寺……三〇八
門前村……三〇八
延命院……三〇九
小深作村……三〇九
深作村……三〇九
鶴巻沼……三〇九
寶積寺……三一一
丸ケ崎村……三一一
上瓦葺村……三一一
綾瀬川……三一三
下瓦葺村……三一二
本瓦葺村……三一三
卷之百四十六……三一四
足立郡之十二小室領……三一四
小室宿……三一四
無量寺……三一五
本村……三一七
氷川社……三一七
吉祥院……三一八
別所村……三一二
法光院……三一八
丸山村……三一九
伊奈純藏陣屋……三一九
柴村……三二〇
小貝戸村……三二〇
中荻村……三二一
大針村……三二一

上尾宿……三二三
大神宮……三二三
上尾村……三二四
遍照院……三二四
上尾下村……三二四
上平塚村……三二五
中平塚村……三二五
下平塚村……三二五
卷之百四十七……三二五
足立郡之十三大谷領……三二五
大谷本郷村……三二七
一町目村……三二七
上野村……三二八
今泉村……三二九
氷川社……三二九
十連寺……三二九
向山村……三三〇
川村……三三〇
十輻寺……三三〇
西谷村……三三一
鍛冶村……三三一
奈良瀬戸村……三三二
別所村……三三三
宮下村……三三三
谷津村……三三三
柏座村……三三四
曾我殿屋舗……三三四
春日谷津村……三三四
辨財村……三三五
冲之上村……三三五
中妻村……三三六
權左衛門……三三六
井戸木村……三三七
町谷村……三三七
桶川宿……三三八
淨念寺……三三九
屋敷蹟……三三九
上村……三三九
陣屋蹟……三四〇
久保村……三四〇
門前村……三四一
小林寺……三四一
南村……三四二
菅谷村……三四二
古城蹟……三四三
須ケ谷村……三四三
羽貫村……三四四
小針内宿村……三四四
桂全寺……三四五
小針新宿村……三四五
小針領家村……三四六
稲荷社……三四七
倉田村……三四七
明星院……三四七

新編武藏風土記稿 自卷之百二十七至卷之百四十七 要目 終

昭和七年三月十五日印刷
昭和七年三月二十日發行
昭和九年十一月一日再版發行

大日本地誌大系第一編　新編武藏國風土記稿七

非賣品

版權所有

編輯者　蘆田伊人

發行者　東京市麹町區富士見町二ノ八　長坂金雄

印刷者　東京市淀橋區戸塚町一ノ一三　上田榮吉

發行所　東京市麹町區富士見町二ノ八　雄山閣
電話九段〔二三一四番 〇五七七番〕
振替東京二四二二七番

東京（泰文堂印刷所）戸塚

9. 11. 5

291.34
Sh 69
(7)

終